

約書亞記緒言

◎(一) 約書亞記の原本の最初の語は「さて」(或は「而して」)であるから本記もまた前の五巻に接続で、新約の四福音書に使徒行傳との關係の如くである。

◎(二) 約書亞記の著者は約書亞であつたこと見える廿六〇、猶太人は本記から、路得記のみを除きて、列王紀略下巻までの六巻を「前の預言書」(前代預言者)と稱ふて居つた。

◎(三) 約書亞のいふ名は「耶穌」と同じく、「耶和華は救拯なり」との意である(七五〇、八四)。約書亞が種々の困難、辛苦を経て、勝利を得るまで以色列人を導いた如く、耶穌は其の民に勝利を得させ、永遠の救拯と平康、又産業を與へ給ふた。約書亞は以法連人(七七)であつて、彼の十二間諜の一人(八)であつた。摩西に忠節なる臣僚(四三、七二)で、また天幕を守る職務(十一)もあつた。摩西の死後以色列人の主領となつて摩西の後繼者として功があつた(十、三三)。又彼は強烈なる信仰と偉大なる勇氣を有する名望の高い大將で、忍耐、熱心、忠義等の諸徳兼備の人であつた。

◎(四) 迦南人は文明人であり、また善戦の軍人であつた、然し劣情、汚俗の宗教を信賴したから其の道徳は敗壞したものであつた。神は當初から迦南國を亞伯拉罕の後裔に與へることを定め(十一、十三、十八、十九)。尙ほ迦南人は敗徳の極にあつたので、遂に罰せらるべきものと示されたのである。

◎(五) 以色列人は年餘廿歳以下で埃及を出で、曠野に鍛錬せられ、神に信賴し、熱心であつて(七、二二、二八、三三、四一)。中々速く迦南を征伐したのであつた。神は禮拜する爲に幕屋を造る、また同じく神に教へられて其の儀式まで定めてゐた。約書亞が主領であつたことは云へ、元來神が眞正の主領であるから同是神は彼等の王で在した、されば既に彼等は堅固な國民となつて居たのである。

◎(六) 約書亞の區分 (一) 一章―十二章は迦南征服、(二) 十三章―廿一章は土地の分配、(三) 廿二章は最初の亂、(四) 廿三章―廿四章は約書亞の最後の忠告と其の死である。

◎(七) 儀型的な本記の記事には靈的の意を含むものが少なくない、譬へば(一) 刺合(二) は滅ぶべき邑に居つて信仰を有つた、赤繩(十字架)上に流された血の色(三) を目標として自己を一家親族を救ふた。(ろ) 約但徒渉の時祭司が川中に立つて(三〇) 中保者となり懇求をしたのは恰も基督の如くあつた。(ハ) 耶利哥の邑(六) を奪取み方法、戦略は(七、一〇、十一、一七、二五) 〇九、二五にある靈戰に似て居る。(ニ) 埃のこころ(八) は教會または信者の罪愆に當る。(ハ) 迦南人を滅ぼした如く全く罪を滅ぼさなければならぬ。(一) 信者は眞正の勝利を得て神の平康に入つて居るべきである(廿六、三三)。摩西によつて與へ給ふた神の律法のみにては罪ある者に勝利を得させられない(十九、二六、三〇、三二)。約書亞記は新約全書の以弗所書に似て居る、以弗所書一〇三の「天の處」は領けた迦南と同じく、神に敵を追出してたゞき、勝利を得、迦南を奪取り、其の國を産業として所有し、眞の平和を樂むに至る(三、一、四、十、三)。

約書亞記

一 一章 エホバの僕モーセの死し後エホバモーセの從者ヨシニアの子ヨシニアに語りて
 二 言たまはくニわが僕モーセは已に死し然らば汝いま此すべての民どもに起てこのヨ
 三 ルダンに我を濟り我がイスラエルの子孫に與ふる地にゆけ凡そ汝等が足の跡にて踏む
 四 所は我これを盡く汝等に與ふ我が前にモーセに語し如し汝等の疆界は荒野および
 五 此レバノンより大河ユフラタ河に至りてヘテ人の全地を包ね日の没る方の大海に
 六 及ぶべし汝が生ながらふる日の間なんちに當る事を得る人なかるべし我モーセ
 七 と借に在しごとく汝と借にあらん我なんちを離れず汝を棄じ心を強くしかつ勇
 八 め汝はこの民をして我が之に與ふことをその先祖等に誓ひたりし地を獲しかつ勇
 九 き者なり惟心を強くし勇み勵んで我僕モーセが汝に命せし律法をことごとく守り
 十 て行へ之を離れて右にも左にも曲るなかれ然らば汝いづくに往ても利を得べし入
 十一 この律法の書を汝の口より離すべからず夜も晝もこれを念ひて其中に録したる所を
 十二 命せしにあらすや心を強くしかつ勇め汝の凡て往く處にて汝の神エホバ借に在
 十三 せば懼る勿れ戰慄なかれ○十茲にヨシニア民の有司等に命じて言ふ十二陣營の中を
 十四 行めぐり民に命じて言へ汝等糧食を備へよ三日の内に汝等は此ヨルダンを濟り汝等
 十五 の神エホバが汝等に與へて獲させんとしたまふ地を獲んために進みゆくべければな
 十六 り○十二ヨシニアまたルベン人ガド人およびマナセの支派の半に告げ言ふ十三エホバ
 十七 の僕モーセ前に汝等に命じて語り汝等の神エホバ今なんちらに安息を賜へり亦この
 十八 地を汝等に與へたまふべしと汝等この言詞を記念よ十四汝等の妻子および家畜はモー

① 東方の住民は最も徹に
 ② 近き爲早く巴比倫に捕虜さ
 ③ なつて連行された
 ④ 約束
 ⑤ を守つた廣西に對して謀反
 ⑥ をしたる故に約書亞に能く服
 ⑦ 従した
 ⑧ 言はば傳道
 ⑨ 者信者に勵まされると同
 ⑩ 様に
 ⑪ 勝利を約束せられたり同
 ⑫ 是人の動作も共に必要であ
 ⑬ る
 ⑭ 行があつたが、後で信
 ⑮ 仰を顯したるに依つて救は
 ⑯ れた
 ⑰ 聖書には悪行
 ⑱ を爲した人を惡行者と爲し
 ⑲ たるに對し、此で年の何
 ⑳ 月であつたか凡そ知る
 ㉑ ことの出來る
 ㉒ 〇代十五
 ㉓ 〇代十五
 ㉔ 〇代十五

十五 十六 十七 十八 十九 二十 二十一 二十二 二十三 二十四 二十五 二十六 二十七 二十八 二十九 三十 三十一 三十二 三十三 三十四 三十五 三十六 三十七 三十八 三十九 四十 四十一 四十二 四十三 四十四 四十五 四十六 四十七 四十八 四十九 五十 五十一 五十二 五十三 五十四 五十五 五十六 五十七 五十八 五十九 六十 六十一 六十二 六十三 六十四 六十五 六十六 六十七 六十八 六十九 七十 七十一 七十二 七十三 七十四 七十五 七十六 七十七 七十八 七十九 八十 八十一 八十二 八十三 八十四 八十五 八十六 八十七 八十八 八十九 九十 九十一 九十二 九十三 九十四 九十五 九十六 九十七 九十八 九十九 一百

一 二 三 四 五 六 七 八 九 十 十一 十二 十三 十四 十五 十六 十七 十八 十九 二十 二十一 二十二 二十三 二十四 二十五 二十六 二十七 二十八 二十九 三十 三十一 三十二 三十三 三十四 三十五 三十六 三十七 三十八 三十九 四十 四十一 四十二 四十三 四十四 四十五 四十六 四十七 四十八 四十九 五十 五十一 五十二 五十三 五十四 五十五 五十六 五十七 五十八 五十九 六十 六十一 六十二 六十三 六十四 六十五 六十六 六十七 六十八 六十九 七十 七十一 七十二 七十三 七十四 七十五 七十六 七十七 七十八 七十九 八十 八十一 八十二 八十三 八十四 八十五 八十六 八十七 八十八 八十九 九十 九十一 九十二 九十三 九十四 九十五 九十六 九十七 九十八 九十九 一百

一 茲にヌンの子ヨシニアシツテムより二人の間者を發し之にいひける
 二 往てかの地およびエリコを窺ひ探れ乃ら彼等往て妓婦ラハブと名づくる者の家に
 三 入て其處に寝けるがニ或人エリコの王に告て視よイスラエルの王ラハブに言つかはしけ
 四 らんとて今宵こゝに入きたれりといふ是に於てエリコの子孫の者この地を探
 五 るは汝にきたりて汝の家に入し人を曳いだせ彼等は此全國を探らんとて來れるな
 六 り婦人かのふたりの人を將て之を匿し而して言ふ實にその人々はわが許に來れり
 七 然れども我その何處よりか知ざりしが五黄昏とき門を閉るころに出されり我その人
 八 人の何處へ往しかを知らず急ぎその後を追へ然らば之に追及んとその實は婦すでにか
 九 れらを領て屋蓋に升り屋蓋の上之列べおきたる麻のなかに之をかくしなりかく
 十 てその人々彼等の後を追ひミルダンの路をゆきて渡場に赴むけり、かれらの後を追

① 東方の住民は最も徹に
 ② 近き爲早く巴比倫に捕虜さ
 ③ なつて連行された
 ④ 約束
 ⑤ を守つた廣西に對して謀反
 ⑥ をしたる故に約書亞に能く服
 ⑦ 従した
 ⑧ 言はば傳道
 ⑨ 者信者に勵まされると同
 ⑩ 様に
 ⑪ 勝利を約束せられたり同
 ⑫ 是人の動作も共に必要であ
 ⑬ る
 ⑭ 行があつたが、後で信
 ⑮ 仰を顯したるに依つて救は
 ⑯ れた
 ⑰ 聖書には悪行
 ⑱ を爲した人を惡行者と爲し
 ⑲ たるに對し、此で年の何
 ⑳ 月であつたか凡そ知る
 ㉑ ことの出來る
 ㉒ 〇代十五
 ㉓ 〇代十五
 ㉔ 〇代十五

八 夫者出るや直に門を閉しぬ二人のもの未だ寝ずラハブ屋背に上りて彼等のもとに
 九 来り九これに言けるはエホバこの地を汝等に賜へり我等は甚く汝等を懼る此地の民
 十 盡く汝等の前に消亡ん我この事を知る其は汝等がエジプトより出来し時エホバ
 十一 なんぢらの前にて紅海の水を乾たまひし事および汝等がヨルダンの彼旁にありしア
 十二 モリ人の二箇の王シホンとオグどになししこと即ちことごとく之を滅ぼしたりしこ
 十三 事を我等聞たればなり十二 我等之を聞や心怯げなんぢらの故によりて人の魂きえうせ
 十四 たり汝等の神エホバは上の天にも下の地にも神たるなり十三 然ば請ふ我すでに汝等に
 十五 恩を施したれば汝等も今エホバを指て我父の家をほごさんことを誓ひて我に
 十六 眞實の記號を與へよ十三 又わが父母兄弟姉妹および凡て彼等に屬る者をながらへしめ
 十七 我等の生命を拯ひて死を免れしめんことを誓へよ二人のものこれに言けるは汝
 十八 等若しわれらの此事を洩すことなくば我等の生命汝等に代りて死ん又エホバわれら
 十九 此地を與へたまふ時には我等なんちに恩を施し眞實を盡さん十五 是においてラハブ
 二十 繩をもて彼等を窓より縋おろせり是は其家邑の石垣の上においてラハブ
 二十一 しによる十六 ラハブかれらに言けるは恐らくは追者なんちに遇ん、汝等山に往て三日
 二十二 が間そこに隠れをり追者の還るを待て後去ゆくべし十七 二人のものかれに言けるは汝
 二十三 が我等に誓し、此誓につきては我等罪を獲じ十八 我等が此地に打いらん時は汝我等を
 二十四 縋おろしたりし窓に此一條の赤き紐を結つけ且つ汝の父母兄弟および汝の父の家
 二十五 眷族を悉く汝の家を聚むべし十九 凡て汝の家を門を出て街衢に來る者はその血自身の
 二十六 首に歸すべし我等は罪なし然どもし汝ももに家ををる者に手をつくはふることをせ
 二十七 ばその血は我等の首に歸すべし二十 將た汝もし我等のこの事を洩さば汝が我等に誓せ

① 此時婦女問者こに汚
 ② 此の時婦女問者こに汚
 ③ 此の時婦女問者こに汚
 ④ 此の時婦女問者こに汚
 ⑤ 此の時婦女問者こに汚
 ⑥ 此の時婦女問者こに汚
 ⑦ 此の時婦女問者こに汚
 ⑧ 此の時婦女問者こに汚
 ⑨ 此の時婦女問者こに汚
 ⑩ 此の時婦女問者こに汚
 ⑪ 此の時婦女問者こに汚
 ⑫ 此の時婦女問者こに汚
 ⑬ 此の時婦女問者こに汚
 ⑭ 此の時婦女問者こに汚
 ⑮ 此の時婦女問者こに汚
 ⑯ 此の時婦女問者こに汚
 ⑰ 此の時婦女問者こに汚
 ⑱ 此の時婦女問者こに汚
 ⑲ 此の時婦女問者こに汚
 ⑳ 此の時婦女問者こに汚
 ㉑ 此の時婦女問者こに汚
 ㉒ 此の時婦女問者こに汚
 ㉓ 此の時婦女問者こに汚
 ㉔ 此の時婦女問者こに汚
 ㉕ 此の時婦女問者こに汚
 ㉖ 此の時婦女問者こに汚
 ㉗ 此の時婦女問者こに汚
 ㉘ 此の時婦女問者こに汚
 ㉙ 此の時婦女問者こに汚
 ㉚ 此の時婦女問者こに汚
 ㉛ 此の時婦女問者こに汚
 ㉜ 此の時婦女問者こに汚
 ㉝ 此の時婦女問者こに汚
 ㉞ 此の時婦女問者こに汚
 ㉟ 此の時婦女問者こに汚
 ㊱ 此の時婦女問者こに汚
 ㊲ 此の時婦女問者こに汚
 ㊳ 此の時婦女問者こに汚
 ㊴ 此の時婦女問者こに汚
 ㊵ 此の時婦女問者こに汚
 ㊶ 此の時婦女問者こに汚
 ㊷ 此の時婦女問者こに汚
 ㊸ 此の時婦女問者こに汚
 ㊹ 此の時婦女問者こに汚
 ㊺ 此の時婦女問者こに汚
 ㊻ 此の時婦女問者こに汚
 ㊼ 此の時婦女問者こに汚
 ㊽ 此の時婦女問者こに汚
 ㊾ 此の時婦女問者こに汚
 ㊿ 此の時婦女問者こに汚

二 たる誓に我等あづかることなしニラハブいひけるはなんぢらの言のごとくすべしと
 三 斯てかれらを出し去しめて赤き紐を窓に結べり〇三かれら往て山にいり追來るもの
 四 のかへるを待て三日の間そこに居れりおひ來れるもの徧なく彼等を途に尋ねしかど
 五 も終に獲ざりき三而してかの二箇の人は山を下り河を濟りて歸りヌンの子ヨシユア
 六 に詣りて其有し事等をつぶさに陳ぶ三またヨシユアにいふ誠にエホバこの國をこ
 七 ごとく我等の手に付したまへりこの國の民は皆我等の前に消うせん
 八 三章 ヨシユア朝はやく起いで、イスラエルのの人々どももにシツテムを打發てヨ
 九 ルダンにゆき之を濟らずして其處に宿りぬ二斯て三日の後有司等陣營の中をめぐり
 十 民に命じて曰ふ汝等祭司等レビ人がなんぢらの神エホバの契約の櫃を昇出すを見
 十一 ば其處を發出てその後に従へ三されど汝等とその櫃との間には量りて凡そ二千キ
 十二 ヲピト許の隔離あるべし之に近く勿れなんぢらその行べき途を知らぬためなり汝等
 十三 は未だこの途を経しことなかりき五 ヨシユアまた民に言ふ汝等身を潔めよエホバ明
 十四 日なんぢらの中に妙なる事を行ひたまふべし六 ヨシユア祭司等に告ていふ契約の
 十五 櫃を昇き民に先ちて濟れど即ち契約の櫃を昇き民に先ちて進めり〇七エホバヨ
 十六 シユアに言たまひけるは今日よりして我イスラエルの衆の目の前に汝を尊くし我
 十七 がモーセと借にありしごとく汝と借にあることを之に知せんなんぢ契約の櫃を昇
 十八 どころの祭司等に命じて言へ汝等ヨルダンの水際にゆかばヨルダンにいりて立べし
 十九 〇九ヨシユアイスラエルのの人々にむかひて汝等此に近き汝等の神エホバの言を
 二十 聽けど十而してヨシユア語りけらく活神なんぢらの中に在してカナン人へテ人ヒビ
 二十一 人ペリジ人ギルガシ人アマオリ人エブス人を汝等の前より必ず逐はらひたまふべきを

① 早速紐を上げ何時滅
 ② 亡が來ても通れらるゝつう
 ③ 準備した、犠牲に依て救は
 ④ れる 九〇〇 ⑤ 十一〇 摩西
 ⑥ の遺した間謀の報告と違ふ
 ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

左の事によりてなんぢら知るべし十二視よ全地の主の契約の櫃なんぢらに先ちてヨ
ルダンにすゝみ入るは然る今イスラエルの支派の中より支派ごとに一人づゝ合せてヨ
十二人を擧よ十三全地の主エホバの櫃を昇ごころの祭司等の足の蹠ヨルダンの水の
に踏よいまらばヨルダンの水上より流れくたる水きれよいまり立てうづだかくなら
んちかくて民はヨルダンを渡らんごとの幕屋を立出祭司等は契約の櫃を昇て之に
先ちてヨ十五 抑ヨルダンは收穫の頃には絶すその岸にこどくく溢るゝなれど櫃を
昇く者等ヨルダンに到り櫃を昇ける祭司等の足水際には浸れど齊しく上より流れく
たる水止まりて遙に遠き處まで潤れザレタンに近きアダム邑の邊にて積り起て堆
くなりアラバの海すなはち鹽海の方に流れくたる水まつたたく截止りたれば民エリコ
にむかひて直に濟れり即ちエホバの契約の櫃を昇る祭司等ヨルダンの中の乾ける
地に堅く立をりてイスラエル人みな乾ける地を涉りゆき遂に民こどくくヨルダン
を濟りつくせり

四章 一 民こどくくヨルダンを濟りつくしたる時エホバヨシユアに語りて言たま
はくニ汝等民の中より支派ごとに一人づゝ合せて十二人を擧よこれに命じて言へ
汝等ヨルダンの中祭司等の足を踏どめしその處より石十二を取あげてこれを負ひ濟
り此夜なんぢらが宿る宿場に居るよどヨシユアすなはちイスラエルの人々の中
より支派ごとに預て一人づゝを取て備へおきぬその十二人の者を台よせ五而して
ヨシユアこれに言けるは汝等の神エホバの契約の櫃の前に當りて汝等ヨルダンの中
にすゝみ入りイスラエルの人々の支流の數に循ひて各々石ひとつを取あげて肩に負
きたれ是は汝等の中に徴となるべし後の日にいたりて汝等の子輩是等の石は何の

七 ころなりやと問て言ば之にいへ往昔ヨルダンの水エホバの契約の櫃の前にて載
断りたる事を表すなり即ちそのヨルダンを濟れる時にヨルダンの水きれ止まれり
この故にこれらの石は永くイスラエルの人々の記念となるべし○ハイスラエルの
ひどくヨシユアの命せしごどく然しエホバのヨシユアに告たまひし如くイスラ
エルの人々の支派の數にしたがひてヨルダンの中より石十二を取あげて之を負わたり
てその宿る處にいたり之を其處にすゝたりヨシユアまたヨルダンの中において契
約の櫃を昇る祭司等の足を踏立し處に石十二を立たりしが今日までも尙ほ彼處にあ
り櫃を昇る祭司等はエホバのヨシユアに命じて民に告しめたまひし事の悉く成
るまでヨルダンの中に立をり凡てモーセのヨシユアに命せし所に適へり民は急ぎ
濟りたり十二民の悉く濟りつくせるときエホバの櫃および祭司等は民の觀る前にて
如く身をよるひてイスラエルの人々に先ちて濟りゆき凡そ四萬人ばかりの者軍
の裝に身を堅め攻戰はんごてエホバに先ち濟りてエリコの平野に至れり○十四エ
ホバ此日イスラエルの衆人の目の前にてヨシユアを尊くしたまひければ皆モーセを
畏れしごどくに彼を畏る其一生の間常に然り○十五 エホバヨシユアに語りて言たまひ
けるは十六なんぢ證詞の櫃を昇る祭司等にヨルダンを出きたれと命せよヨシユアす
なはち祭司等に命じヨルダンを出きたれと言ければ十八エホバの契約の櫃を昇る祭司
等ヨルダンの中より出きたる祭司等足の蹠を陸地に擧るど齊くヨルダンの水故の
處に流れかへりて初のごどくその岸にこどくく溢れぬ○十九 正月の十日に民ヨル
ダンを流り出きたりエリコの東の境界なるギルガルに營を張り二十時にヨシユアそのヨル

神は四乃山で猶太人を新にその民を爲し給ふに
いふ契約を結び、また其契
約は萬民に大關係のある
●出十三〇ヨルダニヨリ
●出十三二〇ヨルダニヨリ
●出十三二二ヨルダニヨリ
●出十三二四ヨルダニヨリ
●出十三二六ヨルダニヨリ
●出十三二八ヨルダニヨリ
●出十三三〇ヨルダニヨリ
●出十三三二ヨルダニヨリ
●出十三三四ヨルダニヨリ
●出十三三六ヨルダニヨリ
●出十三三八ヨルダニヨリ
●出十三四〇ヨルダニヨリ
●出十三四二ヨルダニヨリ
●出十三四四ヨルダニヨリ
●出十三四六ヨルダニヨリ
●出十三四八ヨルダニヨリ
●出十三五〇ヨルダニヨリ
●出十三五二ヨルダニヨリ
●出十三五四ヨルダニヨリ
●出十三五六ヨルダニヨリ
●出十三五八ヨルダニヨリ
●出十三六〇ヨルダニヨリ
●出十三六二ヨルダニヨリ
●出十三六四ヨルダニヨリ
●出十三六六ヨルダニヨリ
●出十三六八ヨルダニヨリ
●出十三七〇ヨルダニヨリ
●出十三七二ヨルダニヨリ
●出十三七四ヨルダニヨリ
●出十三七六ヨルダニヨリ
●出十三七八ヨルダニヨリ
●出十三八〇ヨルダニヨリ
●出十三八二ヨルダニヨリ
●出十三八四ヨルダニヨリ
●出十三八六ヨルダニヨリ
●出十三八八ヨルダニヨリ
●出十三九〇ヨルダニヨリ
●出十三九二ヨルダニヨリ
●出十三九四ヨルダニヨリ
●出十三九六ヨルダニヨリ
●出十三九八ヨルダニヨリ
●出十三一〇〇ヨルダニヨリ

置れた石(九節)は信者の
代理に審判を受け給ふた耶
酥の儀型で、耶酥の代贖の
無ければ信者は神の罰の洪
水に沈められなければならない
キリストは我々に代り、審
判の大水を御自分の身に受
け給ふた
●十九節 約書
アが石を建てた日から廿五
年目〇二二節 急いだから
まで長時間のくらないつ
たであらう 此數は丁年
以上の男子のみでなく〇七六
五十五 唯東部にある支族が
迦南征伐に出すべき數
●神の 崇給ふ人に
●真正の力があつた
●奇跡(前四〇 二二五) 今
の四月 ●〇三三を参照

三三 ダンより取きたらせし十二の石をギルガルにたてて三イスラエルの人々に語りて言ふ
 三二 後の日にいたりて汝等の子輩その父に問て是等の石は何の意なりやと言はば三その子
 三三 輩に告しらせして言へ在昔イスラエルこのヨルダンを陸地となして濟りすぎし事あり
 三三 即ち汝等の神エホバヨルダンの水を汝等の前に乾涸して汝等を濟らせたまへり
 三三 其事は汝等の神エホバの我等の前に紅海を乾涸して我等を渡らせたまひし狀況の如
 三三 くなりき三斯なしたまひしに地の諸民をしてエホバの手の力あるを知しめ汝等の
 三三 神エホバを恒に畏れしめんためなり

五章

一 ヨルダンの彼方に居るアモリ人の諸王および海邊に居るカナン人の諸
 二 王はエホバヨルダンの水をイスラエルの人々の前に乾涸して我等を濟らせたまひし
 三 と聞きイスラエルの人々の事によりて神魂消え心も心ならずりき〇ニその時エホバ
 四 ヨシユアに言たまひけるは汝石の小刀を作り重て復イスラエルの人々に割禮を行な
 五 へ〇三ヨシユアすなはち石の小刀を作り陽皮山にてイスラエルの人々に割禮を行な
 六 りヨシユアが割禮を行ひし所以は是なりエジプトより出きたりし民の中の一切の
 七 男すなはち軍人は皆エジプトを出し後途にて荒野に死たりしが五その出来し民はみ
 八 な割禮を受たる者なりき然どエジプトを出し後途にて荒野に生れし民には皆割禮を
 九 施さざりき〇イスラエルの人々は四十年の間荒野を歩みをりて終にその
 一〇 エジプトより出来し民すなはち軍人等こと〇〇亡はてたり是エホバの聲に聽した
 一一 がはざりしに因てなり是をもてエホバかれらの先祖等に誓ひて我等に與へんと宣ま
 一二 ひし地なる乳と蜜との流るゝ地を之に見せじと誓たまへり七かれらに繼て與らしめ
 一三 たまひしその子輩にはヨシユア割禮を行へりかれらは途にて割禮を施さざりしに

① 十二の石 十三〇八 申廿六
 ② 十二の石 十三〇八 申廿六
 ③ 十二の石 十三〇八 申廿六
 ④ 十二の石 十三〇八 申廿六
 ⑤ 十二の石 十三〇八 申廿六
 ⑥ 十二の石 十三〇八 申廿六
 ⑦ 十二の石 十三〇八 申廿六
 ⑧ 十二の石 十三〇八 申廿六
 ⑨ 十二の石 十三〇八 申廿六
 ⑩ 十二の石 十三〇八 申廿六
 ⑪ 十二の石 十三〇八 申廿六
 ⑫ 十二の石 十三〇八 申廿六
 ⑬ 十二の石 十三〇八 申廿六
 ⑭ 十二の石 十三〇八 申廿六
 ⑮ 十二の石 十三〇八 申廿六
 ⑯ 十二の石 十三〇八 申廿六
 ⑰ 十二の石 十三〇八 申廿六
 ⑱ 十二の石 十三〇八 申廿六
 ⑲ 十二の石 十三〇八 申廿六
 ⑳ 十二の石 十三〇八 申廿六
 ㉑ 十二の石 十三〇八 申廿六
 ㉒ 十二の石 十三〇八 申廿六
 ㉓ 十二の石 十三〇八 申廿六
 ㉔ 十二の石 十三〇八 申廿六
 ㉕ 十二の石 十三〇八 申廿六
 ㉖ 十二の石 十三〇八 申廿六
 ㉗ 十二の石 十三〇八 申廿六
 ㉘ 十二の石 十三〇八 申廿六
 ㉙ 十二の石 十三〇八 申廿六
 ㉚ 十二の石 十三〇八 申廿六
 ㉛ 十二の石 十三〇八 申廿六
 ㉜ 十二の石 十三〇八 申廿六
 ㉝ 十二の石 十三〇八 申廿六
 ㉞ 十二の石 十三〇八 申廿六
 ㉟ 十二の石 十三〇八 申廿六
 ㊱ 十二の石 十三〇八 申廿六
 ㊲ 十二の石 十三〇八 申廿六
 ㊳ 十二の石 十三〇八 申廿六
 ㊴ 十二の石 十三〇八 申廿六
 ㊵ 十二の石 十三〇八 申廿六
 ㊶ 十二の石 十三〇八 申廿六
 ㊷ 十二の石 十三〇八 申廿六
 ㊸ 十二の石 十三〇八 申廿六
 ㊹ 十二の石 十三〇八 申廿六
 ㊺ 十二の石 十三〇八 申廿六
 ㊻ 十二の石 十三〇八 申廿六
 ㊼ 十二の石 十三〇八 申廿六
 ㊽ 十二の石 十三〇八 申廿六
 ㊾ 十二の石 十三〇八 申廿六
 ㊿ 十二の石 十三〇八 申廿六

九 八 九よりて割禮なきものなりければなりハ一切の民に割禮を行ふこと畢りぬれば民は陣
 十 營に其儘居てその瘡を待り九時にエホバヨシユアにむかひて我今日エジプトの羞
 十一 辱を汝等の上より轉ばし去りと宣まへり是をもてその處の名を今日までギルガル
 十二 (轉)と稱ふ〇イスラエルの人々ギルガルに營を張りその月の十四日の晩エリコの
 十三 平野にて逾越節を行へり十而して逾越節の翌日その地の穀物酔いれぬパンおよび烘
 十四 麥を其日に食ひけるが十三その地の穀物を食ひし翌日よりしてマナの降ること止みて
 十五 イストラエルの人々かかねてマナを獲ざりき其年はカナンの地の産物を食へり〇十三
 十六 ヨシユアエリコの邊にありける時目を擧て觀しに一箇の人の剣を手に拔持て己にむか
 十七 ひて立むければヨシユアすなはちその許にゆきて之に言ふ汝は我等を防ぐるか將わ
 十八 れらの敵を助くるか十四かれいひけるは否われはエホバの軍旅の將として今來れるな
 十九 り〇ヨシユア地に俯伏て拜し我主なるを僕に告んとしたまふやと之に言ひ十五エホバ
 二十 の軍旅の將ヨシユアに言けるは汝の履を足より脱され汝が立る處は聖きなりとヨ
 二十一 シユア然なし〇

① 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて
 ② 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて
 ③ 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて
 ④ 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて
 ⑤ 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて
 ⑥ 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて
 ⑦ 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて
 ⑧ 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて
 ⑨ 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて
 ⑩ 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて
 ⑪ 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて
 ⑫ 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて
 ⑬ 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて
 ⑭ 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて
 ⑮ 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて
 ⑯ 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて
 ⑰ 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて
 ⑱ 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて
 ⑲ 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて
 ⑳ 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて
 ㉑ 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて
 ㉒ 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて
 ㉓ 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて
 ㉔ 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて
 ㉕ 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて
 ㉖ 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて
 ㉗ 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて
 ㉘ 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて
 ㉙ 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて
 ㉚ 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて
 ㉛ 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて
 ㉜ 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて
 ㉝ 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて
 ㉞ 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて
 ㉟ 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて
 ㊱ 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて
 ㊲ 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて
 ㊳ 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて
 ㊴ 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて
 ㊵ 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて
 ㊶ 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて
 ㊷ 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて
 ㊸ 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて
 ㊹ 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて
 ㊺ 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて
 ㊻ 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて
 ㊼ 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて
 ㊽ 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて
 ㊾ 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて
 ㊿ 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて 九よりて

七 〇を召て之に言ふ汝等契約の櫃を昇き祭司等七人ヨベルの喇叭七をたづさへてエホバの
 八 櫃に先つべしと七而して民に言ふ汝等進みゆきて邑を繞れ甲冑のものどもエホバの
 九 櫃に先つて進むべしと〇八ヨシユアかく民に語りしかば七人の祭司等のおの
 十 櫃にしたがふ九即ち甲冑のものどもは喇叭を吹くところの祭司等にさきだちて行
 十一 き後軍は櫃の後に行く祭司たちは喇叭を吹きつゝすいめりヨシユア民に命じて言
 十二 が汝等呼はる勿れ汝等の聲を聞きしむるなればまた汝等の口より言を出さなれば
 十三 汝等に呼はれと命する日におよびて呼はるべしと二而してエホバの櫃をもち邑を
 十四 繞りて一周し陣營に來りて營中に宿れり三又あく朝ヨシユアはやく興いで祭司等
 十五 エホバの櫃を昇き十三七人の祭司等のおのヨベルの喇叭をたづさへエホバの櫃に先
 十六 だちて行き喇叭を吹きつゝすいみ甲冑の者等これに先ちて行き後軍はエホバの
 十七 櫃の後に行く祭司等喇叭をふきつゝ進めり其次の日にも一次邑を繞りて陣營に歸
 十八 り六日が間然なせり第七日には夜明に早く興いで前のごごとくして七次邑を繞れり
 十九 唯この日のみ七次邑を繞りたり七次目にいたりて祭司等喇叭を吹くときにヨシユ
 二十 ア民に言ふ汝等呼はれエホバの邑を汝等に賜へり〇七この邑およびその中の一切
 二十一 の物をば誼はれしものとしてエホバに獻ぐべし唯妓婦ヲハブおよび凡て彼等にも
 二十二 家に在るものは生し存べしわれらが遣し使者を匿したればなり凡て汝等誼はれし
 二十三 物を慎め恐らくは汝等其を誼はれしものとして獻ぐるに方りその誼はれし物を自ら
 二十四 取りてイスラエルの陣營をも誼はるゝものとならしめ之をして惱ましむるに至らん
 二十五 但し金銀銅器鐵器などは凡てエホバに聖別て奉まつるべきものなればエホバの府

① 神に在るべきこと。神の御心に依て邑を圍落すこと。ができた。勝利の儀型で歡喜の時に用ゐるもの。完全なる數。神の御業は完全である。終局まで忍ぶ者は必ず勝利を得る。六箇參照。人。力に依らず、全く神。力に依つて奪取るやうに見える必要があつた。七。一。二。三。四。五。六。七。八。九。十。十一。十二。十三。十四。十五。十六。十七。十八。十九。二十。二十一。二十二。二十三。二十四。二十五。二十六。二十七。二十八。二十九。三十。三十一。三十二。三十三。三十四。三十五。三十六。三十七。三十八。三十九。四十。四十一。四十二。四十三。四十四。四十五。四十六。四十七。四十八。四十九。五十。五十一。五十二。五十三。五十四。五十五。五十六。五十七。五十八。五十九。六十。六十一。六十二。六十三。六十四。六十五。六十六。六十七。六十八。六十九。七十。七十一。七十二。七十三。七十四。七十五。七十六。七十七。七十八。七十九。八十。八十一。八十二。八十三。八十四。八十五。八十六。八十七。八十八。八十九。九十。九十一。九十二。九十三。九十四。九十五。九十六。九十七。九十八。九十九。一百。

二十 庫にこれを携へいるべしと〇二十是において民よばはり祭司喇叭を吹ならしけるが民
 二十一 喇叭の聲をきくと齊しくみな大聲を擧て呼はりしかば石垣崩れおちぬ斯りしかば民
 二十二 の區別なく盡くこれに上りいりて邑を攻取り三邑にある者は男女少きもの老たるもの
 二十三 ユアこの地を窺ひたりし二箇の人にむかひ汝等かの妓婦の家に入りかの婦人および
 二十四 少き人等すなはち入てヲハブおよびその父母兄弟ならびに彼につけるすべてのもの
 二十五 を携へ出しまたその親戚をも携へ出しイスラエルの陣營の外にこれを置り二。斯て
 二十六 火をもて邑その中の一切のものを焚ぬ但し金銀銅器鐵器などはエホバの室の府庫
 二十七 に納めたり三妓婦ヲハブおよびその父の家を一族を彼に屬する一切の者とはヨシユア
 二十八 これを生し存ければヲハブは今日までイスラエルの中に住する是はヨシユアがエリ
 二十九 コを窺はせんとて遣はし使者を匿したるに因てなり二六ヨシユアその時人衆に誓ひ
 三十 て命じ言けるは凡そ起てこのエリコの邑を建る者はエホバの前に誼はるべし其石礎
 三十一 をするなば長子を失ひその門を建なば季子を失はんと二七エホバヨシユアとも在
 三十二 してヨシユアの名あまねく此地に聞ゆ

① 信仰。② 三。③ 二。④ 奇跡。⑤ 二。⑥ 三。⑦ 二。⑧ 二。⑨ 二。⑩ 二。⑪ 二。⑫ 二。⑬ 二。⑭ 二。⑮ 二。⑯ 二。⑰ 二。⑱ 二。⑲ 二。⑳ 二。㉑ 二。㉒ 二。㉓ 二。㉔ 二。㉕ 二。㉖ 二。㉗ 二。㉘ 二。㉙ 二。㉚ 二。㉛ 二。㉜ 二。㉝ 二。㉞ 二。㉟ 二。㊱ 二。㊲ 二。㊳ 二。㊴ 二。㊵ 二。㊶ 二。㊷ 二。㊸ 二。㊹ 二。㊺ 二。㊻ 二。㊼ 二。㊽ 二。㊾ 二。㊿ 二。

に歸りて之に言ふ民を盡く上り往しめざれ唯二三千人を上らせてアイを撃しめよ
 かれらは寡ければ一切の民を彼處に遣て勞せしむるなかれど是において民およそ
 三千人ばかり彼處に上りゆきけるが遂にアイの人の前より遁はしれりアイの人の後
 等を門の前より追てシバリムにいたり下坂にてその三十六人ばかりを撃り民は魂神
 消て水のごとくになりぬ斯りしかばヨシユア衣を裂きイスラエルの長老等どもも
 にエホバの櫃の前にて暮まで地に俯伏をり首に塵を蒙れりヨシユア言けらく嗟主
 エホバよ何とて此民を導きてヨルダンを濟らせ我等をアモリ人の手に付して滅亡せ
 んとしたまふや我情ヨルダンの彼旁に安んじ居しならば善りしものを嗟主よイス
 ラエルすでに敵に背を見せたれば我また何をか言んカナン人およひこの地の一切
 の民これを聞きわれらを攻かこみてわれらの名をこの世より絶ん然らば汝の大なる
 御名を如何にせんや○エホバヨシユアに言たまひけるは立てよなんち何とて斯は
 俯伏やイスラエルすでに罪を犯しわが彼等に命じおける契約を破れり即ち彼等は
 詛はれし物を取り窃みかつ詐りてこれを己の所有物の中にいたり是をもてイス
 ラエルの人々は敵に當ること能はず敵に背を見す是は彼等も詛はるゝ者となりたれ
 ばなり汝等其詛はれし物を汝等の中より絶て明日を待てイスラエルの神エホバかく言
 じたまふイスラエルよ汝の中に詛はれしものあり汝その詛はれし物を汝等の中より除
 き去るまでは汝の敵に當ること能はず然らば翌朝汝等その支派にしたがひて進み
 づし而してエホバの掣たまふ支派はその宗族にしたがひて進み出でエホバの掣たまふ
 家はその宗族にしたがひて進み出でエホバの掣たまふ家は男ひとりひとり進み出で

① 其れだけの損害でない
 ② 非常に感動した時の表
 ③ 最初の
 ④ 降参で、彼は失望し、疑念
 ⑤ ふたつに
 ⑥ 新編(四十五上
 ⑦ 三〇) 神の民を我ら民、
 ⑧ エホバの民一を以て列人
 ⑨ 耶和華の民一を以て列人
 ⑩ に與へ給ふた、彼等の名譽
 ⑪ が減るならば耶和華の御名
 ⑫ も悪くなる、信者の成功と
 ⑬ 失敗とに依て基督の事、この
 ⑭ 人に判断される(一三三〇
 ⑮ 一人の一時の一個の罪
 ⑯ によつて以て列人全體が
 ⑰ 罰を受ける(一七〇) 教
 ⑱ 會は一體のものであると
 ⑲ 知れ七、三三、四二、四六、二
 ⑳ 二〇二、一七、一七、一七、一七、
 ㉑ 聖別(三三、五七、一七) 神は
 ㉒ 其民を聖めんとして給ふたが
 ㉓ 彼等自身も聖める必要があ
 ㉔ った ② 心に神の許さぬ罪

がひて進みいづべし凡そ掣れて詛はれし物を有りて定まる者は其一切の所有物と
 どもに火に焚るべし是はエホバの契約を破りイスラエルの中に愚なる事を行ひたる
 が故なり○ヨシユア是に於いて朝はやく興いでイスラエルをその支派にした
 がひて進出しめけるにユダの支派掣れたればユダのもろくの宗族を進み出でし
 めけるにゼラの宗族掣れゼラの宗族の人々を進み出しめけるにザブデ掣れザブデ
 の家の人々を進み出しめけるにアカン掣れぬ彼はユダの支派なるゼラの子ザブデの
 子なるカルミの子なり十九ヨシユアアカンに言けるは我子よ請ふイスラエルの神エホ
 バに稱讚を歸し之にむかひて懺悔し汝の爲たる事を我に告よ其事を我に隠すなかれ
 三十一アカンヨシユアに答へて言けるは實にわれはイスラエルの神エホバに對ひて罪を
 をかし如此々々行へり三十二即ちわれ掠取物の中にパピロンの美しき衣服一枚に銀二百
 シケルと重量五十シケルの金の棒あるを見欲く思ひて其を取りそれはわが天幕の中
 に地に埋め隠してあり銀も下にありと三十三爰にヨシユア使者を遣はしければ即ち彼の
 天幕の中より取出してヨシユアとイスラエルの一切の人々の所に携へきたりければ
 即ちそれをエホバの前に置り三十四ヨシユアやがてイスラエルの一切の人どもにゼラ
 の子アカンを執へかの銀と衣服と金の棒およびその男子女子牛驢馬羊天幕など凡て
 彼の有る物をこどく取てアコルの谷にこれを曳ゆけり三十五而してヨシユア言けら
 く汝なんぞ我等を惱ましやエホバ今日汝を惱ましたまふべしと頓てイスラエル人
 みな石をもて彼を撃ころし又その家族等をも石にて撃ころし火をもて之を焚けり三六
 而してアカンの上に大なる石塚を積揚たりしが今日まで存るかくてエホバその烈

があるやうでは悪魔に誘つ
 ① ここはでせぬ(一三三六) 約一〇
 ② 神は遂に凡百の罪を罰
 ③ したまふ ④ 舊約時代の最
 ⑤ 初の教會は特に聖められ
 ⑥ る必要があつた(二二九、三〇、新
 ⑦ 約時代の最初の教會にも
 ⑧ 同様此の必要があつた
 ⑨ 一〇一) ⑩ 罪を犯せば契約
 ⑪ を破るのである(一七〇、一七
 ⑫ 一) ⑬ 契約を見よ ⑭ 罪を白状
 ⑮ するに依り神を主とする
 ⑯ のである ⑰ 特に立派な
 ⑱ 物である、これで牲畜の諸
 ⑲ 國の貿易の廣大なりしこ
 ⑳ こが解る ㉑ 約二百六十圓
 ㉒ 位 ㉓ 一銀貫といふ意で
 ㉔ あるが終に恩恵の處へ變化
 ㉕ する(五〇、一五、一〇、一七、一八)

しき忿怒を息たまへり是によりてその處の名を今日までアコル(橋)の谷と呼ぶ
 八章 一 茲にエホバヨシユアに言たまひけるは懼るゝ勿れ戰慄なかれ軍人をことごとく率ゐりて起てアイに攻のばれ視よ我アイの王およびその民その地を都て汝の手に授くニ汝さきにエリコその王を爲し如くアイとその王を爲べし今回は其貨財およびその家畜を奪ひて自ら取べし汝まづ邑の後に伏兵を設くべしと
 二 ユアすなはち起あがり軍人をことごとく將てアイに攻のばらんとしまづ大勇士三萬人を選びて夜の中にこれを遣はせりヨシユアこれに命じて言く汝等は邑に對ひて邑の後に伏すべし邑に遠く離れざる勿れ皆準備をなして待をれ我と我に從ふ民みな共に邑に攻よせん而して彼等が初のごとく我等にむかひて打出んとき我等は彼等の前より逃はしらん然せば彼等我等を追て出來べければ我等つひに之を邑より誘き出すことを得ん其は彼等いはんこの人衆は初めのごとくまた我等の前より逃ぐと斯てわれらその前より逃はしらん汝等その伏せる處より起りて邑を取べし汝等の神エホバ之を汝等の手に付したまふべし汝等邑を乗取たらば邑に火を放ちエホバの言詞の如く爲べし我これを汝等に命す努よやとユかくてヨシユアかれらを遣はしければ則ち往きてアイの西の方にてベテルとアイとの間に身を伏せたりヨシユアはその夜民の中に宿れりヨシユア朝はやく興いで民をあつめイストラエルの長老等どもに民に先ちてアイにのぼりゆけり十二彼に從ふ軍人ことごとく上りゆきて攻寄せ邑の前に至りてアイの北に陣をどり彼とアイの間には一の谷ありきヨシユア五千人許を擧て邑の西の方にてベテルとアイの間にこれを伏せおけり十三かく民の全軍を邑の北に置きその伏兵を邑の西に置いてヨシユアその夜谷の中にいりぬ

① 神の忿怒 ② 廿四節 註 ③ 十人 ④ 廿六節 耶利無なつたから勝利がある ⑤ 軍人の多少によらず神の憤に在すことによる ⑥ 十 ⑦ 六〇 ⑧ どうせ凡の人を殺さなければならぬ、此手段に依て以て列人が助けられた ⑨ 三九節は大意で十一十二節は詳説の概がある、約書亞は三万の兵を選び、五千だけ城の西に伏兵として遣はし、自ら二万五千を指揮して城の前谷に往き、黎明まで待つた ⑩ 此五千は第二軍の概もある、即ち別に遣はされた兵、また原語の一二三等の字は似て居るから誤り易いこともある ⑪

十 〇 アイの王これを視しかばその邑の人々みな急ぎて蚤に起き進み出てイストラエルと戦ひけるが預て謀しあはせ置る頃には王とその一切の民アラバの前に進み來れり
 十一 王は邑の後に伏兵ありて己を伺ふを知らざりき時にヨシユアイストラエルの一切の人どもに彼等に打負し狀して荒野の路を指て逃はしりしかば王とその邑の民みな之を追撃んとて呼はり集まりヨシユアの後を追て邑を出離れしアにもベテルにもイストラエルを追ゆかすして遣りたる者は一人もなく皆邑を開き放してイストラエルの後を走りし時にエホバヨシユアに言たまはく汝の手にある矛をアイの方に指伸よ我れを汝の手に授くべしとヨシユアすなはち己の手にある矛をアイの方に指伸るに九伏兵たちまち其處より起りヨシユアが手を伸ると齊しく奔きたりて邑に打いり之を取りて直に邑に火をかけたたり茲にアイの人々背をふりかへりて觀しに邑の焚る煙天に立騰りたるは此へも彼へも逃るに術なかりき斯る機しも荒野に逃ゆける民も身をかへして其追きたる者等に逼れりヨシユアおよび一切のイストラエル人伏兵の邑を取て邑の焚る煙の立騰るを見身を還してアイの人々を殺しけるが三かの兵また邑より出きたりて彼等に向ひければ彼方にも此方にもイストラエル人ありて彼等はその中間に挟まれぬイストラエル人かくして彼等を攻撃て一人をも餘さず逃さず三つひにアイの王を生擒てヨシユアの許に曳きたれりヨシユア己を荒野に追きたりしアイの民をことごとく野に殺し刃をもてこれを仆し盡すにおよびて皆アイに歸り刃をもてこれを撃ほろぼせり五その日アイの人々ことごとく滅ぼし絶えたりその數男女あはせて一萬二千人六ヨシユアアイの民をことごとく滅ぼし絶えたりその數男女たる手を垂ざりき七但しその邑の家畜および貨財はイストラエル人これを奪ひて自ら

十二 節は三節の註を見よ ① 三節の註、廿六節 ② 伯特利、埃、耶路撒冷は猶太國の中央北南の山脈中にあり、其處より約旦河迄は沙漠である ③ 十 ④ 十 ⑤ 十 ⑥ 十 ⑦ 十 ⑧ 十 ⑨ 十 ⑩ 十 ⑪ 十 ⑫ 十 ⑬ 十 ⑭ 十 ⑮ 十 ⑯ 十 ⑰ 十 ⑱ 十 ⑲ 十 ⑳ 十 ㉑ 十 ㉒ 十 ㉓ 十 ㉔ 十 ㉕ 十 ㉖ 十 ㉗ 十 ㉘ 十 ㉙ 十 ㉚ 十 ㉛ 十 ㉜ 十 ㉝ 十 ㉞ 十 ㉟ 十 ㊱ 十 ㊲ 十 ㊳ 十 ㊴ 十 ㊵ 十 ㊶ 十 ㊷ 十 ㊸ 十 ㊹ 十 ㊺ 十 ㊻ 十 ㊼ 十 ㊽ 十 ㊾ 十 ㊿ 十

三六 取り是はエホバのヨシユアに命じたまひし言に依なりニ八ヨシユアアイを燬て永くこ
 三九 木に掛てさらし日の没におよびて命じてその死骸を木より取おろさしめ邑の門の
 三〇 入口にこれを投すて其上に石の大塚を積おこせり其は今日まで存る〇三かてヨシ
 三二 ユアエバル山にてイスラエルの神エホバの一の壇を築けり三是はエホバの僕モーセ
 三三 がイスラエルの子孫に命せしことに本きモーセの律法の書に記されたる所に循
 三四 ひて新石をもて作れる壇にて何人も鐵器をその上に振あげず人衆その上にてエホバ
 三五 に燔祭を獻げ酬恩祭を供ふ三彼處にてヨシユアモーセの書するし律法をイスラエ
 三六 ルの子孫の前にて石に書うつせり三かくてイスラエルの一切の人およびその長老官
 三七 吏裁判人など他國の者も本國の者も打まじりてエホバの契約の櫃を昇る祭司等レビ
 三八 人の前にあたりて櫃の此旁と彼旁に分れ半はゲリジム山の前半はエバル山の前
 三九 立り是エホバの僕モーセの命せし所にしたがひて最初に先イスラエルの民を祝せん
 四〇 とてなり三然る後ヨシユア律法の書に凡てするされたる所に循ひて祝福と呪詛とに
 四一 かいはる律法の言をことく誦り三モーセの命じたる一切の言の中にヨシユアが
 四二 イスラエルの全會衆および婦人子等ならびにイスラエルの中にをる他國の人の前
 四三 にて誦ざるは無りき

九章 茲にヨルダンの彼旁において山地平地レバノンに對へる大海の濱邊に居る
 諸王すなはちヘテ人アモリ人カナン人ベリジ人ヒビ人エブス人たる者どもこれを
 聞てニ心を同うし相集まりてヨシユアおよびイスラエルと戦はんぞす〇三然るにギ
 ベオンの民ヨシユアがエリコゴアイに爲たりし事を聞しかば己も詭計をめぐ

① 斯くて證明となりしが、
 ② 埃耳ならず、神を棄てた國
 ③ 所請開明の國巴比倫
 ④ 大市の如き、又失敗した
 ⑤ 人々斯く死んで滅びて居る
 ⑥ から證明になる〇三六二二〇
 ⑦ 〇三六二二〇
 ⑧ 〇三六二二〇
 ⑨ 〇三六二二〇
 ⑩ 〇三六二二〇
 ⑪ 〇三六二二〇
 ⑫ 〇三六二二〇
 ⑬ 〇三六二二〇
 ⑭ 〇三六二二〇
 ⑮ 〇三六二二〇
 ⑯ 〇三六二二〇
 ⑰ 〇三六二二〇
 ⑱ 〇三六二二〇
 ⑲ 〇三六二二〇
 ⑳ 〇三六二二〇

三六 馬に負せ補ひたる古履を足にはき古衣を身にまこひ來れり其糧のパンは凡て乾き
 三七 かつ徹てありき三彼等ギルガルの陣營に來りてヨシユアの許にいたり彼ヨシユアエ
 三八 の人々に言ふ我等は遠き國より來れり然ば今われらと契約を結べとヨシユアエ
 三九 と契約を結ぶことを得んと人彼等又ヨシユアにむかひて我等は汝の僕なりと言けれ
 四〇 ばヨシユアかれらに汝等は何人にして何處より來りしやと問しに九彼等ヨシユアに
 四一 言けるは僕等は汝の神エホバの名の故によりて遙に遠き國より來れり其は我等彼の
 四二 聲譽および彼がエジプトにて行ひたりし一切の事を聞きまた彼がヨルダンの彼旁
 四三 にをりしアマリ人の二箇の王すなはちヘシホンの王シホンおよびアシタラテにをり
 四四 しバシヤンの王オグに爲たりし一切の事を聞たればなり三是をもて我等の長老およ
 四五 び我等の國に住するものみなわれらに告て言ひ汝等旅路の糧を手携さへ往てかれ
 四六 らを迎へて彼等に言へ我等は汝等の僕なり請ふ我等と契約を結べと三我等此パン
 四七 は汝等の所に來らんとて出たりし日に我等家々より其なほ温暖なるをどり備へしな
 四八 るが視よ今は已に乾きて徹たり十三また酒をみだせるこれらの革囊も新かりしが破
 四九 るにに至り我等のこの衣服も履も旅路の甚だ長きによりて古びぬと然るに人々は
 五〇 彼等の糧を取りエホバの口を聞ことをせざりき十五ヨシユアすなはち彼等と好を爲し
 五一 彼等を生しおかんどいふ契約を結び會中の長等かれらに誓ひたりしが十六その彼等と
 五二 契約を結びてより三日を経て後かれらは己に近き人にして己の中に住る者なりと
 五三 聞り十七イスラエルの子孫やがて進みて第三日に彼等の邑々に至り其邑はギベオン

の名はそれく、結解を見よ
 ① 基邊人の邑は王の邑
 ② 希未人の同盟の首位
 ③ (十七節)、又伯知倫の險
 ④ 要を守る處であつた、此大
 ⑤ 切な險要を越るに中央山脈
 ⑥ 地、中海の間の廣野に出
 ⑦ る。希未人は邑人即ち
 ⑧ 世俗人の義で狡猾者であ
 ⑨ つた二二四例へば耶利哥
 ⑩ り、埃及また約旦の東部等
 ⑪ の、ここのみ辨じて以、列人
 ⑫ を巧く欺いた、〇九の吉
 ⑬ 甲でなく、示劍に近くあつ
 ⑭ た同名異地、〇二二、なら基
 ⑮ 邊は六里離れて居つた
 ⑯ 處で本節の吉甲は約
 ⑰ 旦に近くあつたと見ゆ
 ⑱ 〇三六二二〇
 ⑲ 〇三六二二〇
 ⑳ 〇三六二二〇

十八 ケビラ、ベエロテ及びキリアテヤリムなり。然れども會中の長等イスラエルの神エ
 十九 ホバを指て彼等に誓ひたりしをもてイスラエルの子孫これを攻撃ざりき是をもて會
 二十 衆みな長等にむかひて吠けり。然る長等は凡て全會衆に言ふ我等イスラエルの神
 二十一 エホバを指て彼等に誓へり然らば今彼等に觸べからず。我等斯かれらに爲て彼等を生
 二十二 しおかん、然すれば彼等に誓ひし誓ひによりて震怒の我等に及ぶことあらじと。長等
 二十三 また人衆にむかひて彼等を生しおくべしと言ければ彼等は遂に全會衆のために薪
 二十四 を折り水を汲ことをする者となれり。長等の彼等に言たるが如し。○ヨシユアすなは
 二十五 ち彼等を召よせて彼等に語りて言けるは汝等は我等の中に住をりながら何ぞて我等
 二十六 は汝等に甚だ遠しと言て我等を誑かし、や。然らば汝等は詛はる、汝等は永く奴隷と
 二十七 なり。皆わが神の室のために薪を折り水を汲ことをする者となるべしと。彼等ヨシユ
 二十八 アに應へて言けるは僕等はなんぢの神エホバの僕モーセに此地をことごとく汝等
 二十九 に與へ此地の民をことごとく汝等の前より滅ぼし去ことを命せしと明白に傳へ聞た
 三十 れば汝等のために生命の危からんことを太く懼れて斯は爲けるなり。○ヨシユアは今日
 三十一 汝の手の中にある汝の我等に爲善とし正當とする所を爲たまへと。ヨシユアすな
 三十二 はち其ごとく彼等に爲し彼等をイスラエルの子孫の手より救ひて殺さしめざりき。○
 三十三 ヨシユアその日かれらをして會衆のためにおよびエホバの壇の爲に其えらびたまふ處
 三十四 において薪を折り水を汲ことをする者とならしめたりしが今日まで然り。
 三十五 十 茲にエルサレムの王アドニゼデクはヨシユアがアイを攻取てこれを全く滅
 三十六 ぼし。擲にエリコその王に爲しごとくにアイとその王にも爲たる事およびギベ
 三十七 オンの民がイスラエルと好を爲て之が中に在る事を聞て。大に懼る。是れギベオン

カナン人でないと思ふて
 ○十八 廿五〇 九十五〇 廿六
 ○十九 廿五〇 九十五〇 廿六
 ○二十 廿五〇 九十五〇 廿六
 ○二十一 廿五〇 九十五〇 廿六
 ○二十二 廿五〇 九十五〇 廿六
 ○二十三 廿五〇 九十五〇 廿六
 ○二十四 廿五〇 九十五〇 廿六
 ○二十五 廿五〇 九十五〇 廿六
 ○二十六 廿五〇 九十五〇 廿六
 ○二十七 廿五〇 九十五〇 廿六
 ○二十八 廿五〇 九十五〇 廿六
 ○二十九 廿五〇 九十五〇 廿六
 ○三十 廿五〇 九十五〇 廿六

三 大なる邑にして都府に等しきに因りまたアイよりも大きくしてその内の人々凡て
 四 強きに因てなり。ヨエルサレムの王アドニゼデク是においてヘブロンの王ホハム、ヤ
 五 ルムテの王ビラム、ラキシの王ヤピアおよびエグロンの王デビルに人を遣はして云
 六 ふ。我の處に上りきたりて我を助けよ。我等ギベオンを攻撃ん其はヨシユアおよび
 七 イスラエルの子孫と好を結びたればなりと。而してこのアモリ人の王五人すなはち
 八 エルサレムの王ヘブロンの王、ヤルムテの王ラキシの王およびエグロンの王の王あり集
 九 まりその諸軍勢を率て上りきたりギベオンに對ひて陣を取り之を攻て戰ふ。○ギベ
 十 オンの人々ギルガルの陣營に人を遣はしヨシユアに言しめけるは僕等を助くること
 十一 を緩うする勿れ。迅速に我等の所に上り來りて我等を救ひ助けよ。山地に住をるアモリ
 十二 人の王みな相集りて我等を攻るなりと。○ヨシユアすなはち一切の軍人および一切の
 十三 大勇士を率ゐてギルガルより進みのぼれり。○八時にエホバ、ヨシユアに言たまひけ
 十四 るは彼等を懼るな。なかれ我かれらを汝の手に付す。彼等の中には汝に當ることを得
 十五 る者一人もあらじと。○この故にヨシユアギルガルより終夜進みのぼりて猝然にかれ
 十六 らに攻よせしに。エホバかれらをイスラエルの前に敗りたまひければヨシユアギベ
 十七 オンにおいて彼等を夥多く撃殺し。テホロンの昇坂の路よりしてアゼカおよびマッ
 十八 ケダまで彼等を追撃り。エホバ彼等イスラエルの前より迷はしりて。テホロンの降坂にあ
 十九 りける時エホバ天より大石を降しそのアゼカに到るまで然したまひければ多く死
 二十 イスラエルの子孫が剣をもて殺し者よりも電石にて死し者の方衆かりき。○エホ
 二十一 ばイスラエルの子孫の前にアモリ人を付したまひし日にヨシユア、エホバにむかひ
 二十二 て申せしことあり。即ちイスラエルの目の前にて言けらく。日よギベオンの上に止まれ

○一 義の主の意(多分職
 名で法老、亞庇米力〇二〇八
 の如し)、又、基洗徳、〇二八
 二〇二同義、亞多尼西
 特は近所の諸王であつたら
 う、亞摩利人は一山に
 居る族、と言ふ意である、
 耶冷人は耶布士人であ
 り、希伯崙人は赫人であつ
 た、六九〇註見、東
 より西方、沙崙の沃野に
 通する高嶺にある邑、
 日月を造り給ふた神に祈る
 約書亞が黎明に高
 處まで昇つて來た時、其
 後に在る霧の方面に
 太陽の出るを見、亦亞
 耶倫の山に照る月を見
 て、過する敵軍に最後の
 勝利を得させよと祈した

書十 よしゆあき 十章 アモリ人の五王等ギベオンにて敗る 四百十三

日輪止まる十二日 王等殺さる廿七日

十三 月よアヤロンの谷にやすらへ十三民その敵を撃やぶるまで日は止まり月はやすらひぬ
 十四 是はヤシヤルの書に記さるるにあらすや即ち日空の中にやすらひて急ぎ没ざりしこ
 十五 日は有す是時にはエホバイスラエルのために戦ひたまへり○廿七かくてヨシユア一切
 十六 のイスラエル人どもにギルガルの陣營に歸りぬ○廿八かの五人の王は逃ゆきてマッ
 十七 ケダの洞穴に隠たりしが五人の王はマッケダの洞穴に隠れをるとヨシユアに告げ
 十八 言ふ者ありければヨシユアいひけるは汝等洞穴の口に大石を轉ばしその傍に告
 十九 を置てこれを守らせよ但し汝等は止る勿れ汝等の敵の後を追てその殿軍を撃て彼
 二十 等をその邑々に入しむる勿れ汝等の神エホバかれらを汝等の手に付したまへるぞか
 二十一 しとヨシユアおよびイスラエルの子孫おびたしく彼等を撃殺して遂に殺し盡し
 二十二 その撃もらされて遺れる者等城々に逃いるにおよびて三民みな安然にマッケダの陣
 二十三 營にかへりてヨシユアの許にいたりけるがイスラエルの子孫にむかひて舌を鳴すも
 二十四 の一人もなかりき三時にヨシユア言ふ洞穴の口を開きて洞穴よりかの五人の王を我
 二十五 前に曳いだせとヨシユア言ふヨシユアイスラエルの王を洞穴より彼の前に曳いだせり
 二十六 王ヤルムテの王ラキシの王およびエグロンの王を洞穴より彼の前に曳いだせり
 二十七 の王等をヨシユアの前に曳いだし、時ヨシユアイスラエルの一切の人々を呼よせ己
 二十八 どもに往し軍人の長等に言けるは汝等近よりて此王等の頸に足をかけよと乃ち
 二十九 近よりてその王等の頸に足をかければヨシユアこれに言ふ汝等懼る勿れ慄く
 三十 勿れ心を強くしかつ勇めよ汝等が攻て戦ふ諸の敵にはエホバすて斯のごとく爲
 三十一 たまふべしとヨシユア彼等を撃て死しめ五個の木にかけて晩暮まで木の

① (一) 原語は「黙す」即ち降参の爲に暗黒く、爲に敵軍は混雜した(二) 故は約書亞の方面は晴天に爲つた
 ② 廿七 廿八 廿九 三十 三十一 三十二 三十三 三十四 三十五 三十六 三十七 三十八 三十九 四十 四十一 四十二 四十三 四十四 四十五 四十六 四十七 四十八 四十九 五十 五十一 五十二 五十三 五十四 五十五 五十六 五十七 五十八 五十九 六十 六十一 六十二 六十三 六十四 六十五 六十六 六十七 六十八 六十九 七十 七十一 七十二 七十三 七十四 七十五 七十六 七十七 七十八 七十九 八十 八十一 八十二 八十三 八十四 八十五 八十六 八十七 八十八 八十九 九十 九十一 九十二 九十三 九十四 九十五 九十六 九十七 九十八 九十九 一百
 ③ 此邑が取られ
 ④ 希伯倫は世界
 ⑤ 耶路撒冷より六百尺
 ⑥ 高き巴利士中の最高
 ⑦ 地の地

三十一 上これにこれを曝しおきしが三日の没る時におよびてヨシユア命を下しければ之を木よ
 三十二 り取おろしその隠れたりし洞穴に投いれて洞穴の口に大石を置り是は今日が日まで
 三十三 も存す○三十四ヨシユアかの日マッケダを取り刃をもて之をその王を撃ち之をその中
 三十四 なる一切の人をこどく滅して一人をも遺さずエリコの王になしたるごとくマ
 三十五 ッケダの王にも爲しぬ○三十六かくてヨシユア一切のイスラエル人を率ゐてマッケダよ
 三十六 りリブナに進みてリブナを攻て戦ひけるにエホバまた之をその王をもイスラエル
 三十七 の手に付したまひしかば刃をもて之をその中なる一切の人を撃はるばし一人をも
 三十八 の中に遺さずエリコの王に爲たるごとくその王にも爲しぬ○三十九ヨシユアまた一切
 三十九 のイスラエル人を率ゐてリブナよりラキシに進み之にむかひて陣をどり之を攻めて
 四十 戦ひけるにエホバラキシをイスラエルの手に付したまひければ第二日にこれを取
 四十一 り刃をもて之をその中なる一切の人々を撃ちほろぼせり凡てリブナに爲たるがごと
 四十二 し○四十三時にゲゼルの王ホラムラキシを援けんとて上りきたりければヨシユアかれど
 四十三 その民を撃ころして終に一人をも遺さざりき○四十四斯てヨシユア一切のイスラエル
 四十四 人を率ゐてラキシよりエグロンに進み之に對ひて陣を取りこれを攻て戦ひ三その日
 四十五 にこれを取り刃をもて之を撃その中なる一切の人をこどくくその日に滅ばせり凡
 四十六 てラキシに爲たるが如し○四十七ヨシユアまた一切のイスラエル人をひきゐてエグロン
 四十七 よりへブロンに進みのぼり之を攻て戦ひ三やがてこれを取り之をその王およびそ
 四十八 一切の邑々をその中なる一切の人を刃にかけて撃ころして一人をも遺さざりき、凡
 四十九 てエグロンに爲たるが如し即ち之をその中なる一切の人をこどくく滅ばせり○五十
 五十 かくてヨシユア一切のイスラエル人を率ゐて歸りてデビルに至り之を攻て戦ひ三之

約 16 マッケダ、リブナ、ラキシ、エグロン、へブロン陷る

① (一) 原語は「黙す」即ち降参の爲に暗黒く、爲に敵軍は混雜した(二) 故は約書亞の方面は晴天に爲つた
 ② 廿七 廿八 廿九 三十 三十一 三十二 三十三 三十四 三十五 三十六 三十七 三十八 三十九 四十 四十一 四十二 四十三 四十四 四十五 四十六 四十七 四十八 四十九 五十 五十一 五十二 五十三 五十四 五十五 五十六 五十七 五十八 五十九 六十 六十一 六十二 六十三 六十四 六十五 六十六 六十七 六十八 六十九 七十 七十一 七十二 七十三 七十四 七十五 七十六 七十七 七十八 七十九 八十 八十一 八十二 八十三 八十四 八十五 八十六 八十七 八十八 八十九 九十 九十一 九十二 九十三 九十四 九十五 九十六 九十七 九十八 九十九 一百
 ③ 此邑が取られ
 ④ 希伯倫は世界
 ⑤ 耶路撒冷より六百尺
 ⑥ 高き巴利士中の最高
 ⑦ 地の地

その王およびその一切の邑を取り及をもて之を撃てその中なる一切の人を盡く滅ぼし一人をも遺さざりき其デビルとその王に爲たる所はヘブロンに爲たるが如く又リブナとその王に爲たるがごとくなりき○ヨシユアかく此全地即ち山地、南の地、平地および山腹の地ならびに其すべての王等を撃つらばして人一箇をも遺さず凡て氣息する者は盡くこれを滅ぼせりイスラエルの神エホバの命じたまひしごとしヨシユアカデシ、バルネアよりガサまでの國々およびゴセンの全地を撃つらばしてギベオンにまで及ばせりヨシユアこれら諸王およびその地を一時に取りヨシユア一切のイに因てヨシユアこれら諸王およびその地を一時に取りヨシユア一切のイ

十一 王ニ及び北の地、山地、キンテロテの南のアラバ、平地、西の方なるドルの高處などに居る王等即ち東西のカナン人、アモリ人、ヘラ人、ベリジ人、山地のエブス人ミダ

バの地なるヘルモン麓のヒビ人などに人を遣はせり爰に彼等その諸軍勢を率ゐて出きたれり其民の衆多ことは濱の砂の多きがごとくにして馬と車もまた甚だ多かりきヨシユアこれら王たち皆あひ會して進みきたり共にメロムの水の邊に陣をとりてイスラエルと戦はんとす○六時にエホバヨシユアに言たまひけるは彼等の故によりて懼るゝ勿れ明日の今頃われ彼等をイスラエルの前に付して盡く殺さしめん汝彼等の馬の足の筋を截り火をもて彼等の車を焚べしとセヨシユアすなはち一切の軍人を率ゐて俄然にメロムの水の邊に押寄て之を襲ひけるにエホバこれをイスラエルの手に付したまひしかば則ち之を撃つらばして大シドン及びミスレポテ、マイムまで

① 神が滅ぼせしめ給ふた故に南人の受可き嗣であつた。② 列人を損害する者であつた。③ 國の中央の山脈。④ 基通より南の山脈。⑤ 後の猶太。⑥ 此は約旦の國になつた。⑦ 此は約旦の國に属する。⑧ 巴利士の南の國。⑨ 五六年間。⑩ 十六年。⑪ 戦争の續いた。⑫ 意であらう。⑬ 註。⑭ 約書亞が南の國を取つた。⑮ 北の同盟國の主領。⑯ 心配するに至つた。⑰ 以て列人は迦南では初めて見たであらう。⑱ 加利利湖の北に在る。⑲ 小さい湖。⑳ 鹽の坑「燃る」意。

之を追ひき東の方にては又ミツパの谷までこれを追ひき遂に一人をも遺さず撃つらばして筋を截り火をもてその車を焚り○十その時ヨシユア歸りきたりてハズルを取り及をもてその王を撃つらばして在昔ハズルは是等の諸國の盟主たりき○十一及をもてその中なる一切の人を撃つらばしてハズルを焚り○十二ヨシユアこれら王の一切の邑々およびその諸王を取り及をもてこれを撃つらばして盡く滅ぼせり、エホバの僕モーセの命じたるがごとし○十三但しその岡の上にはたたる邑々はイスラエルこれを焚す唯ハズルのみをヨシユア焚り○十四是等の邑の諸の貨財及び家畜はイスラエルの人々奪ひて自ら之を取り人はみな及をもて撃つらばして盡く滅ぼせり○十五エホバの僕モーセに命じたまひし所をモーセまたヨシユアに命じ置たりしがヨシユアその如くに行へり凡てエホバのモーセに命じたまひし所はヨシユア一たに爲で置し事なし○十六ヨシユア斯の谷のバアルガデまでを獲その王等をことごとく執へて之を撃つらばして死しめたり○十七ヨシユア此すべての王等と戦争をなすこと日ひさし○十八ギベオンの民ヒビ人を除くの外はイスラエルの子孫と好をなし邑なかりき皆戦争をなしてこれを攻どりしなり○十九も彼等が心を剛愎にしてイスラエルに攻ませしはエホバの然らしめたまひし者なり○二十彼等は詛はれし者となり憐憫を乞ふことをせず滅ぼされんがためなり○二十一是全くエホバのモーセに命じたまひしが如し○二十二その時ヨシユアまた往て山地、ヘブロン、

① この約シユアとエホバとの契約。② 以後イスラエル人とエホバとの契約。③ 車を頼まない。④ やうにしたらしい。⑤ 列人は將來容易に此邑を守る。⑥ 思ふたがらであらう。⑦ 申す。⑧ 申す。⑨ 申す。⑩ 申す。⑪ 申す。⑫ 申す。⑬ 申す。⑭ 申す。⑮ 申す。⑯ 申す。⑰ 申す。⑱ 申す。⑲ 申す。⑳ 申す。

十三 猶太族は其受へき土地を最先に買受けた故に巴利士...

● 猶太族は其受へき土地を最先に買受けた故に巴利士の南部を自然猶太と稱ふ...

たへて産業となさしむ人は山地、平地、アラバ、山腹、荒野、南の地などにして...

四百十九

書十三 よしゆあき 十三章 滅ばされたるカナン王...

十三 ヌダの子孫がその宗族にしたがひて獲たる地の四方の境界は是のごとし○十三ヨシユア
 そのエホバに命せられしごとくエフンの子カレブにユダの子孫の中にキリア
 テ、アルバすなはちヘブロンを興へてその分となさしむ、アルバはアナクの子なり
 十四 カレブかしこよりアナクの子三人を逐はらへり是すなはちアナクより出たるセシ
 十五 ヤイ、アヒマン、およびタルマイなり十五 而して彼かしこよりデビルの民の所に攻上れ
 十六 りデビルの名は元はキリアテ、セベルといふ夫カレブ言けらくキリアテ、セベルを
 撃てこれを取る者には我女子アクサを妻に與へんとせケナズの子にしてカレブの
 弟なるオテニエルといふ者これを取ればカレブその女子アクサを之が妻に與へ
 たり夫アクサ適く時田野をその父に求むべきことをオテニエルに勸め遂にみづから
 驢馬より下れりカレブこれに何を望むやと言ければ答へて言ふ我に粧奩を與へよ
 汝われを南の地に遣なれば水泉をも我に與へよ乃ち上の泉と下の泉とをこれに與
 十九 ふ○二十ユダの子孫の支派がその宗族にしたがひて獲たる産業は是のごとしニユダの
 子孫の支派が南においてエドムの境界の方に有るその遠き邑々は左のごとし、カブ
 二十 ジエル、エデル、ヤグル、キナ、デモナ、アダダ、ケデシ、ハズル、イテナン、ヨシフ、テ
 二十一 レム、ベアロテ、ハズル、ハダッタ、ケリオテ、ヘヅロシすなはちハズルニホアム、シ
 二十二 マ、モラダ、セハザル、ガダ、ヘシモン、ベテ、バレテ、ハザル、シユアル、ベエルシバ、
 二十三 ビジヨテ、ヤニラ、イ非ム、エゼム、エルトラテ、ケシル、ホルマ、チクラダ、マデ
 二十四 マンナ、サンサンナ、レバオテ、シルヒム、アイン、リンモンその邑あはせて二十九な
 二十五 らびに之に屬る村をなり平野にてはエジタオル、ゾラ、アシナ、ザノア、エン、ガ
 二十六 ンニム、タツブア、エナム、ヤルムテ、アドラム、シヨゴ、アゼカ、シヤアタイム、アデ

大の支族の分は割合に
 廣くあつた、繪圖を見よ
 ① 十四の六、十五の十、十六の十
 ② 十七の十、十八の十、十九の十
 ③ 二十の十、二十一の十、二十二の十
 ④ 二十三の十、二十四の十、二十五の十
 ⑤ 二十六の十、二十七の十、二十八の十
 ⑥ 二十九の十、三十の十、三十一の十
 ⑦ 三十二の十、三十三の十、三十四の十
 ⑧ 三十五の十、三十六の十、三十七の十
 ⑨ 三十八の十、三十九の十、四十の十
 ⑩ 四十一の十、四十二の十、四十三の十
 ⑪ 四十四の十、四十五の十、四十六の十
 ⑫ 四十七の十、四十八の十、四十九の十
 ⑬ 五十の十、五十一の十、五十二の十
 ⑭ 五十三の十、五十四の十、五十五の十
 ⑮ 五十六の十、五十七の十、五十八の十
 ⑯ 五十九の十、六十の十、六十一の十
 ⑰ 六十二の十、六十三の十、六十四の十
 ⑱ 六十五の十、六十六の十、六十七の十
 ⑲ 六十八の十、六十九の十、七十の十
 ⑳ 七十一の十、七十二の十、七十三の十
 ㉑ 七十四の十、七十五の十、七十六の十
 ㉒ 七十七の十、七十八の十、七十九の十
 ㉓ 八十の十、八十一の十、八十二の十
 ㉔ 八十三の十、八十四の十、八十五の十
 ㉕ 八十六の十、八十七の十、八十八の十
 ㉖ 八十九の十、九十の十、九十一の十
 ㉗ 九十二の十、九十三の十、九十四の十
 ㉘ 九十五の十、九十六の十、九十七の十
 ㉙ 九十八の十、九十九の十、百の十

三十七 タイム、ゲデラ、ゲデロタイム、合せて十四邑ならびに之に屬る村をなり三十七ゼナン、
 三十八 ハダシヤ、ミグダ、ガデ、ミラ、デラン、ミヅバ、ヨクタル、ラキン、ボヅカテ、エグロン、
 三十九 カボン、ラマム、キテリ、シロ、ゲデロテ、ベテ、ダゴン、ナアマ、マツケダ合せて十六邑
 四十 ならびに之に屬る村をなりまたリブナ、エテル、アシヤン、イフタ、アシナ、ホジブ
 四十一 ケイテ、アクジブ、マレシヤ合せて九邑ならびに之に屬る村をなり五エタロンなら
 四十二 びにその郷里および村をなりエタロンより海まで凡てアシドドの邊にある處をな
 四十三 らびに之につける村をなりアシドドの河および大海の濱にいたるまでの處をなり山地に
 四十四 の郷里および村を、エジプトの河および大海の濱にいたるまでの處をなり山地に
 四十五 てはシヤミル、ヤツテル、シヨ、コ、カナン、キリアテ、サシナすなはちデビル、ア
 四十六 プ、エシテモ、アニム、ゴセン、ホロン、ギロ合せて十一邑ならびに之に屬る村をなり
 四十七 アアラブ、ドマ、エシヤン、ニヤテム、ベテ、タツブア、アベカ、ホムタ、キリアテ、ア
 四十八 ルバすなはちヘブロン、チオルあはせて九邑ならびに之につける村をなり、五マオ
 四十九 ン、カルメル、ジフ、ユタ、エズレル、ヨグテアム、ザノア、カイン、ギベア、テムナあ
 五十 はせて十邑ならびに之に屬る村をなり五ハルホル、ベテ、ブル、ゲトル、ユラアテ、
 五十一 ベテ、アノテ、エルテコン、あはせて六邑ならびに之に屬る村をなり六キリアテ、バ
 五十二 ル、即ちキリアテ、ヤリム、及びラバあはせて二邑ならびに之につける村をなり六荒
 五十三 野にてはベテ、アラバ、ミデン、セカカ、六ニ、プシヤン、鹽邑、エンゲテ、あはせて六邑
 五十四 ならびに之につける村をなり○六三、エルサレムの民エブス人はユダの子孫を逐はら
 五十五 ふことを得ざりき是をもてエブス人は今日までユダの子孫と共にエルサレムに住ぬ
 五十六 十六 章 ヨセフの子孫が鏡によりて獲たる地の境界はエリコの邊なるヨルダンすな

① 非土の南北に亘る石
 ② 灰質の山脈
 ③ 基列四
 ④ 弗十五に同じ
 ⑤ 北部の加
 ⑥ 山でなく猶木の山地らし
 ⑦ くるある
 ⑧ じならん、然らば撒加利
 ⑨ 以利沙伯老夫婦の居
 ⑩ また洗禮の約翰の生地
 ⑪ であつた
 ⑫ 中央山脈
 ⑬ 河までは曠野である
 ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

はちエリコの東の水の邊より起りてエリコにかゝり更に上りて山地を過ぎベテルにいたりて荒野に沿ひ行きニベテルよりルズにおもむきアルキ人の境界なるアタロラに進み三また西の方ヤフレテ人の境界に下り下ベテ、ホロン境界に及びゲゼルにまで達し海にいたりて盡くヨセフの子孫マナセ及びエフライムその産業を受けたり五エフライムの子孫がその宗族にしたがひて獲たる地の境界は是のごとしその産業の境界東はアタロラ、アダルにて上はベテ、ホロンに達し六ミクメタの北より西におもむき東にをれてタアナテ、シロにいたり之に沿てヤノアの東を過ぎセヤノアより下りてアタロラおよびナアラにいたりエリコに達しヨルダンにいたりて盡くハタツツアよりして西に進みカナの河にまで達し海にいたりて盡く、エフライムの子孫の支派がその宗族にしたがひて獲たる産業は是のごとし九の外にマナセの子孫の産業の中にエフライムの子孫に別ち與へし邑々あり、エフライム一切の邑およびその村々を得たり十但しゲゼルに住るカナン人を逐はらざりき、是をもてカナンは今日までエフライムの中に住み僕となりて之に使役せらる

第十七章 マナセの支派が籤によりて獲たる地は左のごとしマナセはヨセフの長子なりき、マナセの長子にしてギレアデの父なるマキルは軍人なるが故にギレアデとバシヤンを獲たりニ此餘のマナセの子等即ちアビエゼルの子孫ヘレクの子孫アスリエルの子孫シケムの子孫ヘベルの子孫セミダの子孫などもその宗族にしたがひて獲る所ありき是等はヨセフの子マナセが男の子にしてその宗族に循ひて言るなり○三

マナセの子マキルその子ギレアデその子ヘベルその子なるゼロベハデといふ者は女の子のみありて男の子あらざりき、その女の子の名はマヘラ、ノア、ホグラ、ミルカ、

たやうである、兄弟の縁で互に耶接を望んだに相違ない(四二九、六〇) 或は伯特利山の地方をいふ意で、又路斯は其内の昔の邑○十九のこゝであらう(四三) ○十八 地中(四三) ○十七 「大納示羅」は「示羅の園」といふ意、後に幕屋をたてた示羅かも知れぬ(四一) ○九 摩西の分を以て法蓮族に配した彼等の所有べき邑(四二) ○一 王上九 即ち其國を取つた人馬吉の子孫(四二) 掃伯が、基列國を獲た(四二) ○二 但の東方(四二) 但の西方(四二)

テラザといふ彼等祭司エレアザル、ヌンの子ヨシエアおよび長等の前に進み出て言けらく我等の兄弟の中にて我等にも産業を與へよとエホバモーセに命じおきたまへり、ヨシエアすなはちエホバの命にしたがひて彼等の父の兄弟の中にて彼等にも産業を與ふマナセはヨルダンの彼旁にてギレアデおよびバシヤンの地の外になほ十部の地を獲たり六是はマナセの女の子女等もその男の子等の中に産業を獲たればなり、ギレアデの地はマナセの其餘の子等に屬す七マナセの境界はアセルよりシケムの前なるミクメタに及び右におもむきてエン、タツアの民に達す八タツアの地はマナセに屬す、但しマナセの境界にあるタツアはエフライムの子孫に屬す、またその境界カナの河に下りてその河の南に至る、是等の邑はマナセの邑々の中にありてエフライムに屬す、マナセの境界はその河の北にあり海にいたりて盡く、その南の方はエフライムに屬し北の方はマナセに屬し海これらの境界を成すマナセは北はアセルに達し東はイッサカルに達す九イッサカルおよびアセルの中にマナセはベテ、シヤンとその郷里、イブレアムとその郷里、ドルの民とその郷里、およびエン、ドルの民とその郷里、タアナクの民とその郷里、メギドン民とその郷里など合せて三の高處を有り十二但しマナセの子孫は是等の邑の民を逐はらふことを得ざりければカナンの地に固く住ひをりしが十三イスラエルの子孫強くなるに及びてカナン人を使役し之を盡く逐ふことばせざりき○十四茲にヨセフの子孫ヨシエアに語りて言けるはエホバ今まで我を祝福たまひて我は大なる民となりけるに汝わが産業にとて只一の籤一の分のみを我に與へしは何ぞや十五ヨシエアかれらに言けるは汝もし大なる民となりしならば林に上りゆきて彼處なるベリシ人およびレバイル人の地を自

祭司と牧伯とは合同に民を統御した(四二) 註 摩西の五男子(四二) 希弗の代に其五女子(四二) 邑名(四二) 古代の邑(四二) ○九 以法蓮と摩西の境界は迦拿川の南であつて、南岸の諸邑は以法蓮のもの、北岸のは摩西のものであつた(四二) ○一 神(四二) 出るのは神意を知り、追出す力(四三) かあつて追出さなれば罪であつたから其罰を受けた(四三) ○一 註 又(四三) 以法蓮は元來支族中で、さなるべき精神があつて(四三) 十二 猶太を離れて

ラ、エメク、ケツツ三ベテ、アラバ、ゼマライム、ベテル三アビム、バラ、オフラ二ケバ
 ル、アンモン、オフニ、ゲバの十二邑ならびに之に屬する村々なり三キベオン、ラマ、ベ
 エロテ二六ミヅバ、ケビラ、モザニレケム、イルピエル、タララニセラ、エレフ、エブス
 すなはちエルサレム、ギベア、キリアアの十四邑ならびに之につける村々はなり、ベ
 ニヤミンの子孫がその宗族にしたがひて獲たる産業は是のごとし
十九章 次にシメオンのため即ちシメオンの子孫の支派の爲にその宗族にしたがひ
 て籤を掣り、その産業はユダの子孫の産業の中にありニ其有る産業はベエル、シバ
 即ちシバ、モラダ三ハザル、シエアル、バラ、エゼム、エルトラデ、ベトル、ホルマ五
 テクラグ、ベテ、マルカボテ、ハザル、スサバテ、レバオテ、シャルヘンの十三邑並
 びに之につける村々及びアイン、リンモン、エテル、アジャンの四邑ならびに之に
 つける村々及び此邑々の周圍にありてアララテ、ベエルすなはち南のラマまでに
 至るところの一切の村々等なり、シメオンの子孫の支派が其宗族にしたがひて獲た
 る産業は是のごとしシメオンの子孫の産業はユダの子孫の分の中より出づ是ユダ
 の子孫の自分のためには多かりしに因てシメオンの子孫おのれの産業を彼等の産
 業の中に獲たるなり○第三にゼブルンの子孫のために其宗族にしたがひて籤を掣
 り其産業の境界はサリデに及び又西に上りてマララに至りタバセテに達しヨク子
 アムの前なる河に達し三サリデよりして東の方日のいづる方にまがりてキスロテ、
 タボルの境界にいたりダベラに出でヤビアに上り三彼處より東の方ガテ、ヘベルに
 わたりてイツタ、カジンにいたりチアまで廣がるどころのリンモンに至りて盡き
 また北にまはりてハンナトんにいたりエフタ、エルの谷にいたりて盡き十五カツタテ、

① 王五〇 ② 王五〇 ③ 王五〇 ④ 王五〇 ⑤ 王五〇
 ⑥ 王五〇 ⑦ 王五〇 ⑧ 王五〇 ⑨ 王五〇 ⑩ 王五〇
 ⑪ 王五〇 ⑫ 王五〇 ⑬ 王五〇 ⑭ 王五〇 ⑮ 王五〇
 ⑯ 王五〇 ⑰ 王五〇 ⑱ 王五〇 ⑲ 王五〇 ⑳ 王五〇
 ㉑ 王五〇 ㉒ 王五〇 ㉓ 王五〇 ㉔ 王五〇 ㉕ 王五〇
 ㉖ 王五〇 ㉗ 王五〇 ㉘ 王五〇 ㉙ 王五〇 ㉚ 王五〇
 ㉛ 王五〇 ㉜ 王五〇 ㉝ 王五〇 ㉞ 王五〇 ㉟ 王五〇
 ㊱ 王五〇 ㊲ 王五〇 ㊳ 王五〇 ㊴ 王五〇 ㊵ 王五〇
 ㊶ 王五〇 ㊷ 王五〇 ㊸ 王五〇 ㊹ 王五〇 ㊺ 王五〇
 ㊻ 王五〇 ㊼ 王五〇 ㊽ 王五〇 ㊾ 王五〇 ㊿ 王五〇

ナハラル、シムロン、イダラ、ベテ、レヘムなどの十二邑ならびに之につける村々あ
 り十六ゼブルンの子孫がその宗族にしたがひて獲たる産業および其邑々村々は是のご
 とし○第四にイツサカルすなはちイツサカルの子孫のために其宗族にしたがひて
 籤を掣り十八その境界の包括る處はエズレル、ケスロテ、シユチム十九ハライム、シオ
 ン、アナハラテ二十ラビテ、キシム、エベツニレメテ、エン、ガンニム、エン、ハダ、ベ
 テ、パツゼズなどなり三その境界タボル、シヤハチマおよびベテ、シメシに達しその
 境界ヨルダンにいたりて盡く其邑あはせて十六また之につける村々あり三イツサカ
 ルの子孫の支派がその宗族にしたがひて獲たる産業および其邑々村々は是の如し○
第五にアセルの子孫の支派のために其宗族にしたがひて籤を掣り三其境界の内は
 ヘルカテ、ハリ、ベテン、アクサフニアランメレク、アマデ、ミシャルなり其境界西の
 方カルメルに達したシホル、リブナテに達し二日の出る方に折てベテ、ダゴンに
 いたりゼブルンに達し北の方イブタヘルの谷のベテエメクおよびチイエルに達し左
 してカブルに出で三エブロン、レホブ、ハンモン、カナにわたりて大シドンにまでい
 たり二ラマに旋りツロの城に及びまたホサに旋りアクジブの邊にて海にいたりて盡
 く三またウンマ、アベクおよびレホブありその邑あはせて二十二また之につける村
 村あり三アセルの子孫の支派がその宗族にしたがひて獲たる産業および其邑々村
 村は是のごとし○第六にナフタリの子孫のためにナフタリの子孫の宗族にしたが
 ひて籤を掣り三その境界はヘレフより即ちザアナイムの檜の樹より起りアダミチケ
 ブおよびヤブニエルを経てラクムにいたりヨルダンにいたりて盡く三而して其境界
 西に旋りてアズノテ、タボルにいたり彼處よりホツコクに出で南はゼブルンに達し

① 猶大の伯利恒と違ふ、
 ② 繪圖を見よ、
 ③ 耶斯大烈倫の平野にある邑
 ④ 納大利、以薩迦の三支族
 ⑤ 納大利、以薩迦の三支族
 ⑥ 納大利、以薩迦の三支族
 ⑦ 納大利、以薩迦の三支族
 ⑧ 納大利、以薩迦の三支族
 ⑨ 納大利、以薩迦の三支族
 ⑩ 納大利、以薩迦の三支族
 ⑪ 納大利、以薩迦の三支族
 ⑫ 納大利、以薩迦の三支族
 ⑬ 納大利、以薩迦の三支族
 ⑭ 納大利、以薩迦の三支族
 ⑮ 納大利、以薩迦の三支族
 ⑯ 納大利、以薩迦の三支族
 ⑰ 納大利、以薩迦の三支族
 ⑱ 納大利、以薩迦の三支族
 ⑲ 納大利、以薩迦の三支族
 ⑳ 納大利、以薩迦の三支族
 ㉑ 納大利、以薩迦の三支族
 ㉒ 納大利、以薩迦の三支族
 ㉓ 納大利、以薩迦の三支族
 ㉔ 納大利、以薩迦の三支族
 ㉕ 納大利、以薩迦の三支族
 ㉖ 納大利、以薩迦の三支族
 ㉗ 納大利、以薩迦の三支族
 ㉘ 納大利、以薩迦の三支族
 ㉙ 納大利、以薩迦の三支族
 ㉚ 納大利、以薩迦の三支族
 ㉛ 納大利、以薩迦の三支族
 ㉜ 納大利、以薩迦の三支族
 ㉝ 納大利、以薩迦の三支族
 ㉞ 納大利、以薩迦の三支族
 ㉟ 納大利、以薩迦の三支族
 ㊱ 納大利、以薩迦の三支族
 ㊲ 納大利、以薩迦の三支族
 ㊳ 納大利、以薩迦の三支族
 ㊴ 納大利、以薩迦の三支族
 ㊵ 納大利、以薩迦の三支族
 ㊶ 納大利、以薩迦の三支族
 ㊷ 納大利、以薩迦の三支族
 ㊸ 納大利、以薩迦の三支族
 ㊹ 納大利、以薩迦の三支族
 ㊺ 納大利、以薩迦の三支族
 ㊻ 納大利、以薩迦の三支族
 ㊼ 納大利、以薩迦の三支族
 ㊽ 納大利、以薩迦の三支族
 ㊾ 納大利、以薩迦の三支族
 ㊿ 納大利、以薩迦の三支族

西はアセルに達し日の出る方はヨルダンの邊にてエダに達す三三その堅固なる邑々は
 ナデム、ゼル、ハンマテ、ラツカタ、キンチレテ、マアダマ、ラマ、ハズル、シケデシ、エデ
 レイ、エン、ハズル、ミイロン、ミグダル、エル、ホレム、ベテ、アナテ、ベテ、シメシなど
 合せて十九邑又これにつける村々あり三ナフタリの子孫の支派がその宗派にしたが
 ひて獲たる産業およびその邑々村々は是のごとし〇第七にダンの子孫の支派のた
 めにその宗族にしたがひて籤を擲り其の産業の境界の内はゾラ、エシタオル、イ
 ル、シメシ、シヤラビム、アヤロン、イテラ、エロン、テムナ、エクロン、エルテケ、ギ
 ベトン、パアラテ、エホデ、ベテ、ベラケ、ガテ、リンモン、ヤルコン、ラツコン、ヨ
 ツバと相對ふ地などなり但しダンの子孫の境界は初よりは廣くなれり其はダンの
 子孫上りゆきてライシを攻取り刃をもちてこれを擧ほらばし之を獲て其處に住たれ
 ばなり而してその先祖ダンの名にしたがひてライシをダンと名付けたりダンの子
 孫の支派がその宗族にしたがひて獲たる産業およびその邑々村々は是のごとし〇
 かく境界を畫りて産業の地を與ふことを終ぬ而してイスラエルの子孫おのれの中
 にてヌンの子ヨシユアに産業を與へたりテムナテ、セラ是なり、彼その邑を建なほし
 の求むる邑を與ふエフタイムの山地なるテムナテ、セラ是なり、彼その邑を建なほし
 て其處に住む〇祭司エレアザル、ヌンの子ヨシユアおよびイスラエルの子孫の支
 派の旅長等がシロにおいて集會の幕屋の門にてエホバの前に籤をもて分與へし産業
 是のごとし斯地を分つことを終たり

二十章 茲にエホバヨシユアに告て言たまひけるは汝イスラエルの子孫に告て言
 へ汝等モーセによりて我が汝等に語りおきし逃避の邑を擇び定め三誤りて知ず人に

ク勝たなんだ 三〇、二四九
 三〇八、二八〇、見よ、又彼等は
 亞述に捕獲された
 〇二五五、二六四、二六五、見よ
 河東の四百底睡耳は
 (睡耳は猶太の子孫であつ
 たから) 猶太の所有と思は
 れた 三〇、二七、三〇、二
 元と約帕の後方に美しく肥
 えた原野を有て居つたが亞
 摩理人に追出された 三〇、
 今この約帕に同じ 三〇、二
 〇七、三〇、二九〇、人口多
 き支族で、猶太の次位であ
 った 三〇、二六、二七、二
 三〇、二六、三三、禁じられた偶
 像教に交つた、五七〇に
 は但の名が記されぬ
 〇九、一四、二四、又 〇三三
 〇九、二四、二四、又 〇三三
 〇九、二四、二四、又 〇三三

殺せる者を其處に逃れしめよ是は汝等が仇打する者を避て逃るべき處なり斯
 者は是等の邑の一に逃れゆき邑の門の入口に立てその邑の長老等の耳にその事情を
 述べし然る時は彼等之をその邑に受け處を與へて己の中に住しむべし五假令仇打
 する者追ゆくとも彼等その人を殺せる者を之が手に交すべからず其は彼知ずして人
 を殺せるに素より之を惡しむべしに非れはなりホその人は會衆の前に立て審判を
 受るまで其時の祭司の長の死る迄その邑に住るべし然る後その人を殺せる者己の
 邑に歸り往てその家にいたり己が逃いでし邑に住むべし〇七愛にナフタリの山地な
 るガララヤのケデシエフタイムの山地なるシケム及びエダの山地なるキリアテ、ア
 ルバ(すなはちヘブロン)を之がために分ちまたヨルダンの彼旁エリコの東の方に
 てはルベンの支派の中より平地なる荒野のベゼルを擇び定めガドの支派の中よりギ
 レアデのラモテを擇び定めマナセの支派の中よりパンシャンのゴランを擇び定めたり
 是すなはちイスラエルの一切の子孫および之が中に寄寓する他國人のために設け
 たる邑々にして凡て人を誤り殺せる者を此に逃れしめ其會衆の前に立ざる中に仇
 打の手に死るがごときことなからしめんとすなり

二十一章 茲にレビの族長等來りて祭司エレアザル、ヌンの子ヨシユアおよびイス
 ラエルの子孫の支派の族長等の許にいたりニカナンの地シロにおいて之に語りて
 言ふエホバかつて我等に住べき邑々を與ふることとおよびその郊地を我等の家畜
 のために與ふる事をモーセによりて命じおきたまへりと三イスラエルの子孫すな
 はちエホバの命にしたがひて自己の産業の中より左の邑々とその郊地をレビ人に
 與ふ先ヨハテ人の宗族のために籤を擲り祭司アロンの子孫たるレビ人によりて

逃れたる邑は罪人の罰を
 免るる様に備へられた
 キリストの體型 六〇、二二、三〇、二五、三〇、二六
 三三、三〇、二六、二七、二
 三〇、二六、三三、禁じられた偶
 像教に交つた、五七〇に
 は但の名が記されぬ
 〇九、一四、二四、又 〇三三
 〇九、二四、二四、又 〇三三
 〇九、二四、二四、又 〇三三

〇二〇、二四、二四、又 〇三三
 〇二、二四、二四、又 〇三三
 〇二、二四、二四、又 〇三三
 〇二、二四、二四、又 〇三三
 〇二、二四、二四、又 〇三三

四百三十三

書廿一 よしゆあき 廿一章

逃れたる邑は罪人の罰を免るる様に備へられた

四百三十三

ユダの支派の中シメオンの支派の中およびベニヤミンの支派の中より十三の邑を獲
 中、マナセの支派の半の中より十の邑を獲たりまたゲルシヨンの子孫は籤により
 てイツサカル支派の半の中より十三の邑を獲たりまたゲルシヨンの子孫は籤により
 ンにあるマナセの支派の半の中より十三の邑を獲たりまたメラーの子孫は其宗族
 にしたがひてルベン支派の中、ガドの支派の中およびゼブルン支派の中より十
 二の邑を獲たりニスラエルの子孫エホバのモーセによりて命じたまひし所に
 がひて此の邑々をその郊地を籤によりてレビ人に與ふ○即ち先ユダの子孫の支
 派の中およびシメオンの子孫の支派の中より左に名を擧たる邑々を與ふはレビ
 の子孫コハテ人の宗族なるアロンの子孫に歸す其は彼等第一の籤にあたりたればな
 り○即ちユダの山地なるキリアテ、アルバ即ちヘブロン及びその周囲の郊地をこれ
 に與ふ此アルバはアナクの父なりき○其の邑の田野およびその村々はこれをエフン
 子の子カレブに與へて所有となさしむ○祭司アロンの子孫に與へし者は即ち人を
 殺し者の逃るべき邑なるヘブロンとその郊地、リブナとその郊地、トヤヤツタルとそ
 の郊地、ニッダとその郊地、ベテ、シメソとその郊地、デビルとその郊地、アインとそ
 の郊地、ユッタとその郊地、ベテ、シメソとその郊地、デビルとその郊地、アインとそ
 より分ちしものなり○またベニヤミンの支派の中よりギベオンとその郊地、ゲバと
 その郊地、アナトテとその郊地、アルモンとその郊地、ギベオンとその郊地、ゲバと
 ロンの子孫たる祭司等の邑は合て十三邑又之につける郊地あり○其の他のコハテ
 の子孫なるレビ人の宗族籤によりてエフタイムの支派の中より邑を獲たり○即ち之

コハテ人は利未族中
 最も其の會衆の最も
 神聖い所に在つて職務を
 行した（民四一。アロンの子孫、
 即ち祭司は其時迦南人の
 エブス（後に耶路撒冷）の附
 近の邑を貰ひ、十九節、後猶
 太を以て色列地に分裂した時
 祭司等は御攝理により冥々
 の裡に猶太の地に入つた
 代上三〇。代上三六。○
 十邑と附近の地は利未の所
 有であつた（四一。○註、○其
 外邊（よりは）希伯倫と稱ふ）
 は迦勒、或は其親類と謂
 共に居つたかも知れん（一〇
 一。○註、○代上三〇。○
 一。○註、○代上三〇。○
 九。○註、○代上三〇。○
 十。○註、○代上三〇。○
 十一。○註、○代上三〇。○
 十二。○註、○代上三〇。○
 十三。○註、○代上三〇。○

に與へし者は人を殺せる者の逃るべき邑なるエフタイムの山地のシケムとその郊地
 およびゲゼルとその郊地、キヰブゼイムとその郊地、ベテ、ホロンとその郊地、ゲバと
 邑なり又ダン支派の中より分ちて與へし者はエルテケとその郊地、ギベトとその
 の郊地、アヤロンとその郊地、ガテ、リンモンとその郊地、ガテ、リンモンとその郊
 の支派の半の中より分ちて與へし者はタアナクとその郊地、ガテ、リンモンとその郊
 地など二の邑なり外、コハテの子孫の宗族の邑は合せて十また之につける郊地あり
 り○ゲルシヨンの子孫たるレビ人の宗族に與へし者はマナセの支派の半の中より
 は人を殺せる者の逃るべき邑なるバシヤンのゴランとその郊地および、エシテラと
 その郊地など二の邑なりニスラエルの支派の中よりハシメオンとその郊地、ダベ
 ラとその郊地、ニヤルムテとその郊地、エン、ガンニムとその郊地、ガテ、リンモンとその郊地
 二の支派の中よりハシメオンとその郊地、アブドンとその郊地、ニヤルムテとその郊地
 レホブとその郊地など四の邑なりニナフタリの支派の中よりハシメオンとその郊地、
 べき邑なるカリヤのケデシとその郊地およびハンモテ、ドルとその郊地、カルタンと
 郊地など三の邑なりケルシヨン人が其宗族にしたがひて獲たる邑は合せて十三邑
 にして又これに屬る郊地あり○此の餘のレビ人なるメラーの子孫の宗族に與へし
 者はゼブルンの支派の中よりハシメオンとその郊地、カルタとその郊地、ニヤルムテ
 郊地、ナハラルとその郊地など四の邑なりニヤルムテとその郊地、ニヤルムテと
 地、ヤハツとその郊地、ニヤルムテとその郊地、ニヤルムテとその郊地、ニヤルムテと
 三ガドの支派の中よりハシメオンとその郊地、ニヤルムテとその郊地、ニヤルムテと
 地およびマハナヤムとその郊地、ニヤルムテとその郊地、ニヤルムテとその郊地、ニヤルムテと

底亞塔○世六○預言者耶利米
 亞の邑であつた（一。○註、○
 ○以法蓮族の中央山脈
 は以法蓮山地と稱へられた
 ○古代よりあつた邑、今
 はナブラスといひ、撒馬利
 亞人の、僅に百人程居住
 ふ、其哩心、以八兩山間
 の狭谷にあり（○註、○
 ○伯亞大綫、即ち
 「亞大綫の家」その意なら
 ん、然らば聖の地であらう
 ○註、○代上三〇。○
 ○註、○代上三〇。○
 ○註、○代上三〇。○
 ○註、○代上三〇。○
 ○註、○代上三〇。○
 ○註、○代上三〇。○
 ○註、○代上三〇。○
 ○註、○代上三〇。○
 ○註、○代上三〇。○
 ○註、○代上三〇。○

て四の邑是みな外のレビ人なるメラリの子孫がその宗族にしたがひて獲たる邑々なり其籤によりて獲たる邑は合せて十二イスラエルの子孫の所有の中にレビ人が有る邑々は合せて四十八邑、又之につける郊地あり此の邑々は各々その周圍に郊地あり此邑々みな然り○三かくエホバイスラエルに與へんとその先祖等に誓ひたまひし地をこゝろと與へ給ひければ彼等之を獲て其處に住りエホバ凡てその先祖等に誓ひ給ひし如く四方において彼等に安息を賜へり其すべての敵の中に一人も之に當ることを得る者なかりき、エホバかれらの敵をこゝろとくその手に付し給へり

エホバがイスラエルの家に語りたまひし善事は一だに缺ずして悉くみな來りぬ

茲にヨシユアルペン人、ガド人およびマナセの支派の半を召てこれに命せし一切の事において我言に聽したがへり三汝等は今日まで日ひさしく汝等の兄弟を離れずして汝等の神エホバの命令の言を守り來り今は已に汝等の神エホバの僕モーセが汝等に與へしヨルダンの彼方なる汝等の産業の地に歸りて自己の天幕にゆけ五只エホバの僕モーセが汝等に命じおきし誠命と律法とを善く謹しみて行ひ汝等の神エホバを愛しその一切の途に歩みその命令を守りて之に附したがひ心を盡し精神を盡して之に事ふべしと六かくてヨシユア彼等を祝して去しめければ彼等は

その天幕に往り○セマナセの支派の半にはモーセバシヤンにて産業を興へおけり、その他の半にはヨシユアヨルダンの此旁西の方にてその兄弟等の中に産業を興ふるヨシユア彼等とその天幕に歸し遣るに當りて之を祝し之に告て言けるは汝等衆多

① 九〇にある如く利未人の男子は二万二千あつた、これを四十八邑に平均に配置すれば一邑に約五百の男子が居たことになる○三二註見よ ○七二 三六〇 八二

○三〇、神の約束の通りであつた、然し以列人は情つて全く追出してしまはなかつた○二〇 ○三三 ○三三

○二〇、神を愛せしまつるならば其の御誠命を守らるものである○三二

の貨財夥多しき家畜金銀銅鐵および夥多しき衣服をもちて汝等の天幕に歸り汝等の敵より獲たるその物を汝等の兄弟の中に分つべしと○九爰にルベンの子孫ガドの子孫およびマナセの支派の半はエホバのモーセによりて命じたまひし所に循ひて己の所有の地すなはち己に獲たるギレアデの地に往んとてカナンの地のシロよりしてイスラエルの子孫に別れて歸りけるが○十ルベンの子孫ガドの子孫およびマナセの支派の半カナンの地のヨルダンの岸邊にいたるにおよびて彼處にてヨルダンの傍に一の壇を築けりその壇は大にして遙に見えわたる○十一イスラエルの子孫はルベンの子孫ガドの子孫およびマナセの支派の半カナンの地の前の部にてヨルダンの岸邊イスラエルの子孫に屬する方にて一の壇を築けりと言ふを聞き三イスラエルの子孫これと聞き齊しくイスラエルの子孫の會衆ことごとくシロに集まりて彼等の所に攻のぼらんとする十三イスラエルの子孫すなはち祭司エレアザルの子ビチハスをギレアデの地に遣はしてルベンの子孫ガドの子孫およびマナセの支派の半の所に至らしめ十四イスラエルの各々の支派の中より父祖の家の牧伯一人づつを擧て合せて十人の牧伯を之に伴はしむ、是みなイスラエルの宗族の中にて父祖の家の長たる者なりき○十五彼等ギレアデの地に往きルベンの子孫ガドの子孫およびマナセの支派の半にいたりて之に語りて言けらく十六エホバの全會衆かく言ふ汝等イスラエルの神にむかひて愆を犯し今日すでに翻へりてエホバに従がはざらんとし即ち己のために一の壇を築きて今日エホバに叛かんとするは何事ぞや十七ベオルの罪われらに足ざらんや之がためにエホバの會衆に災禍くだりたりしかども我等今日までも尙身を潔めてその罪を棄ざるなり十八然るに汝等は今日ひるがへりてエホバに従はざらんとす

○一〇、聖を築いた場所は大抵分明つて居る、約旦河岸には高く尖つた所があり、其嶺に祭壇の基礎らしきものがあり、それに登ると四方を展望することのできる ○一三、一三〇

○一七、別の宗族を立つるは大罪なり ○一七、又二二、三〇、三二、三三、三六、三九、四一、四二、四三、四四、四五、四六、四七、四八、四九、五〇、五一、五二、五三、五四、五五、五六、五七、五八、五九、六〇、六一、六二、六三、六四、六五、六六、六七、六八、六九、七〇、七一、七二、七三、七四、七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、八二、八三、八四、八五、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九五、九六、九七、九八、九九、一〇〇

○一六、其時非尼哈は俄に劍を執つて屠くやつたが、此時には解雇に忠告して戦争を止めた ○三三、三六、三九、四二、四五、四八、五一、五四、五七、六〇、六三、六六、六九、七二、七五、七八、八一、八四、八七、九〇、九三、九六、九九、一〇〇

比耳の時の如く今日も偶像を頼む傾向があるといふ意であるが、或は比耳の罪の結果が今日まで残つて居るの意

十九 然ながら汝等の所有の地もし潔からずばエホバの幕屋のたてるエホバの産業の
 地に濟り来て我等の中に所有を獲よ、惟われらの神エホバの壇の外に壇を築きて
 エホバに叛く勿れまた我等に悖るなかれニセラの子アカン詛はれし物につきて愆を
 犯し、つひにイスラエルの全會衆に震怒臨みしにあらすや且また其罪にて滅亡し者
 は彼人ひとりにはあらざりき○ニルベンの子孫、ガドの子孫およびマナセの支派の
 半答へてイスラエルの宗族の長等に言けるは 諸の神の神エホバに罪を犯す事ならば汝今
 知しめす、イスラエルも亦知んもし叛く事あるひはエホバに罪を犯す事ははざらんが
 日我等を救ふなかれニ 我等が壇を築きし事もし翻へりてエホバに從がはざらんが
 爲なるか又は其上に燔祭素祭を獻げんが爲なるか又はその上に酬恩祭の犠牲を獻げ
 んがためならばエホバみづからその罪を問討したまへニ 我等は遠き處をもて故に
 斯なしたるなり即ち思ひけらく後の日にいたりて汝等の子孫われらの子孫に語りて
 言ならん汝等はイスラエルの神エホバと何の關係あらんやニルベンの子孫およびガ
 ドの子孫よエホバ我等と汝等の間にヨルダンを界となしたまへり、汝等はエホバの
 中に分なしと斯いひてなんぢらの子孫われらの子孫をしてエホバを畏るゝことを息
 しめんと 是故に我等言けらく我等いま一の壇を我等のために築かんとは燔祭のた
 めに非すまた犠牲のために非す 但し之をして我等と汝等の間および我等の後の子
 孫の間に證とならしめて我等燔祭犠牲および酬恩祭をもてエホバの前にその職務を
 なさんかためなり然せば汝等の子孫後の日にいたりて我等の子孫に汝等はエホバの
 中に分なしと言ふこと無らん 是をもて我等言り彼等が我等または後の日に我等の子

① 約但の東部には神の會
 幕と祭壇とがなく、聖別せ
 られぬ所と思ふたから
 神の定め給ふた教條の方法
 を真似ることがあるが、人
 間の案出したものは大抵
 然うである、然し神は一
 位、教主は唯一、救済の
 方法も一種しかない、割
 合に小くても罪は恐ろしき
 果を結ぶものであるから小
 いとはいはれぬ、原語は
 「エロ、エロロム、エホバ」
 あつて、大能大能なる神、
 自ら存在し、御自身を現
 し給ふ神といふ極めて嚴
 肅なる語法である、註
 神の名 利一〇〇 利一〇九
 註 卅四節 利一〇六 利一〇七

二十九 然いはよその時我等言ん我等の父祖の築きたりしエホバの壇の模形を見よ是は
 燔祭のためにも非すまた犠牲のためにもあらず我等と汝等との間の證なりニエホバ
 に叛き翻へりて今日エホバに從ふことを息め我等の神エホバの幕屋の前にあるそ
 の祭壇の外に燔祭素祭犠牲などのために壇を築くことは我等の絶て爲ざる所なり○
 祭司ビチハスおよびガドの子孫が述たる語を聞いて善とせりニ祭司エレアザルの子ビチハ
 スすなはちルベンの子孫、ガドの子孫およびマナセの子孫に言けるは我等今日エホ
 バの我等の中に在すを知る、其は汝等エホバにむかひて此愆を犯さざればなり今な
 んぢらはイスラエルの子孫をエホバの手より救ひいだせり○祭司エレアザルの
 子ビチハスおよび牧伯等すなはちルベンの子孫およびガドの子孫に別れてギレアデ
 の地よりカナンの地に歸りイスラエルの子孫にいたりて復命しけるにニイスラエル
 の子孫これを善とせり而してイスラエルの子孫神を讃めルベンの子孫およびガドの
 子孫の住る國を滅ぼしに攻上らんと重ねて言ざりきニルベンの子孫およびガドの
 子孫その壇をエド(證)と名けて云ふ、是は我等の間にありてエホバは神にいますと
 の證をなす者なりと

二十三章 エホバイスラエルの四方の敵をことごとく除きて安息をイスラエルに賜
 ひてより久しき後すなはちヨシユア年邁みて老たる後ニヨシユア一切のイスラエル
 人すなはち其老長首領裁判人官吏などを招きよせて之に言けるはニ 我は年すゝみて
 老ゆ、汝等は已に汝等の神エホバが汝等のために此もろくの國人に行ひたまひし
 事を盡く見たり即ち汝等の神エホバみづから汝等のために戦ひたまへり 視よ我ヨ

故に神の命じ給ふた
 壇を推遷た、真正の壇を見
 た、又真正の壇のみ頼むと
 いふ證據とする爲であつた
 利一〇六 利一〇七 利一〇八
 註 卅四節 利一〇六 利一〇七
 註 卅四節 利一〇六 利一〇七

ルダンより日の入る方大海までの此もろくの漏のこれる國々および已に滅ぼしたる一切の國々を鐵にて汝等に分ちて汝等の支派の産業とばさしめたり汝等の神エホバみづから汝等の前よりその國民を打讎ひ汝等の目の前よりこれを逐はらひたまはんに而して汝等は汝等の神エホバの汝等に宣まひしごとく之が地を獲にいたるべし然ば汝等勵みてモーセの律法の書に記されたる所を盡く守り行なへ之を離れて右にも左にも曲るなかれ汝等の中間に遺りを是等の國人の中に往なかれ彼等の神の名を唱ふるなかれ之を指て誓はしむる勿れ又これに事へこれに拜ひなかれ惟今日まで爲たるごとく汝等の神エホバに附したがへんそれエホバは大にして且強き國民を汝等の前より逐はらひたす汝等には今日まで當ることを得人一人一箇もあらずりき汝等の一人は千人を逐ことを得ん其は汝等の神エホバに宣まひしごとく自ら汝等のために戦ひたまへばなり然ば汝等自ら善く慎しみて汝等の神エホバを愛せよ然らずして汝等若後もざりしつは是等の國人の漏のこりて汝等の中間に止まる者等と親しくなり之を婚姻をなして互に相往來しなば汝等確く知れ汝等の神エホバがさねて是等の國人を汝等の目の前より逐はらひたまはじ汝等反て汝等の羅となり罷となり汝等の脇となり汝等の目に刺となり汝等遂に汝等の神エホバの汝等に賜ひしこの美地より亡絶えん汝等の神エホバの汝等につきて宜まひし諸の善事は一も缺る所なかりき善く知るならん汝等の神エホバの汝等に臨みてその中一も缺たる者なきなり汝等の神エホバの汝等に宣まひし諸の善事の汝等に臨みてその中一も缺たる者なきなり汝等の神エホバの汝等に降して汝等の神エホバの汝等に與へしこの美地より終に汝等

① 神は以列人の自由を任せ給ふたむ録て彼等の爲さんとする所を知給ふた
② 神の決定人の自由は厳密な關係がある
③ 耶和華の現はるる義である
④ 人の憤怒は私慾より出づる
⑤ 固より先祖に關係がある所
⑥ 東迦勒底の耳
⑦ 百辣河の

を滅ぼし絶たまはん汝等若なんちらの神エホバの汝等に命じたまひしその契約を犯し往て他神に事へてこれに身を鞠むるに於てはエホバの震怒なんちらに向ひて燃いでなんちらエホバに與へられし善地より迅速に亡びうせん
二十四章 茲にヨシユアイスラエルの一切の支派をシケムに集めイスラエルの長老首領裁判人官吏などを招きよせて諸共に神の前に進みいで○ニ而してヨシユアすべての民に言けるはイスラエルの神エホバが言たまふ汝等の遠祖すなはちアブラハムの父たりナホルの父たりシテラのごときは在昔河の彼旁に往て皆他神に事へたりしが我なんちらの先祖アブラハムを河の彼旁より携へ出してカナンの全地を導きてすぎその子孫を増んとして之にイサクを與へたり而してイサクにヤコブとエサウを與へエサウにセイル山を與へて獲させたりまたヤコブとその子等はエジプトに下れり我モーセおよびアロンを遣はした災禍をエジプトに降せり我がその中に爲たる所の事のごとし而して後われ汝等を導びき出せり我なんちらの父をエジプトより導き出し汝等海に至りしにエジプト人戰車と騎兵とをもて汝等の後を追て紅海に來りけるが汝等の父等エホバに呼はりければエホバ黑暗を汝等とエジプト人との間に置き海を彼等の上に傾けて彼等を淹れり汝等は我がエジプトにて爲たる事を目に觀たり斯て汝等は日ひさしく曠野に住をり○我またヨルダンの彼旁にすめるアモリ人の地に汝等を携へいれたり彼等汝等と戰ひければ我かれを汝等の手に付しかれらの地をなんちらに獲しめ彼等を汝等の前より滅ぼし去り○九時にモアブの王テッポルの子バラク起てイスラエルに敵し人を遣はしてベオルの子バラムを招きて汝等を詛はせんとしたりしが我バラムに聽ことを爲ざりければ彼かへ

① 神は以列人の自由を任せ給ふたむ録て彼等の爲さんとする所を知給ふた
② 神の決定人の自由は厳密な關係がある
③ 耶和華の現はるる義である
④ 人の憤怒は私慾より出づる
⑤ 固より先祖に關係がある所
⑥ 東迦勒底の耳
⑦ 百辣河の

つて汝等を祝せり斯われ汝等を彼の手より救出せり○十二而して汝等ヨルダンを濟りてエリコに至りしにエリコの人々すなはちアモリ人、ベリジ人、カナン人、ヘテ人、ギルガシ人、ヒビ人、エブス人等なんぢらに敵したりしが我かれらを汝等の手に付せり○十三汝等の劍または汝等の弓を用ひて斯せしに非ざる而して我なんぢらが勞せしに非ざる汝等は亦己が作りたるに非ざる葡萄園と橄欖園とにつきて食ふ○十四然ば汝等エホバを畏れ赤心と眞實をもて之に事へ汝等の先祖が河の彼邊およびエジプトにて事へたる神を除きてエホバに事へよ○十五汝等若エホバに事ふることを惡とせば汝等の先祖が河の彼邊にて事へし神々にもあれ又は汝等が今をる地のアモリ人の神々にもあれ汝等の事ふべき者を今日選べ、但し我と我家とは共にエホバに事へん○十六民こたへて言けるはエホバを棄て他神に事ふることは我等はめて爲じよ其は我等の神エホバみづから我等と我等の先祖とをエジプトの地奴隸の家より導き上りかつ我等の目の前にかの大なる徴を行なひ我等が往し一切の路にて我等を守りまた我等が其中間を通りし一切の民の中にて我等を守りたまひければなりと入りしてエホバ此地に住をりしアモリ人などいふ一切の民を我等の前より逐はらひたまへり然ば我等もエホバに事へん彼は我等の神なればなり○十九ヨシユア民に言けるは汝等はエホバに事ふることに能はざらん其は彼は聖神また妬み給ふ神にして汝等の罪愆を赦したまはざればなり○二十汝等若エホバを棄て他神に事へんば汝等に福祉を降したまへる後にも亦ひるがへりて汝等に災禍を降して汝等を滅ぼしたまはん○二十一民ヨシユアに言けるは否我等必

ヨシユアの別の勳告

○五十六 辭一 亞捫人
○五十七 辭二 實際黃
○五十八 列人を恐れた形容の語
○五十九 示懐と譯
○六十 示懐と譯
○六十一 三種の意があつた
○六十二 崇拜
○六十三 拜跪、例
○六十四 神巴力
○六十五 辭一
○六十六 辭一
○六十七 辭一
○六十八 辭一
○六十九 辭一
○七十 辭一
○七十一 辭一
○七十二 辭一
○七十三 辭一
○七十四 辭一
○七十五 辭一
○七十六 辭一
○七十七 辭一
○七十八 辭一
○七十九 辭一
○八十 辭一
○八十一 辭一
○八十二 辭一
○八十三 辭一
○八十四 辭一
○八十五 辭一
○八十六 辭一
○八十七 辭一
○八十八 辭一
○八十九 辭一
○九十 辭一
○九十一 辭一
○九十二 辭一
○九十三 辭一
○九十四 辭一
○九十五 辭一
○九十六 辭一
○九十七 辭一
○九十八 辭一
○九十九 辭一
○一百 辭一

らすエホバに事ふべしと三ヨシユア民に向ひて汝等はエホバを選びて之に事へんといへりなんぢら自らその證人たりと言ければ皆我等は證人なりと答ふ○三ヨシユアまた言り然ば汝等の中にある異なる神を除きてイスラエルの神エホバに汝等の心を傾むけよ○四民ヨシユアに言けるは我等の神エホバに我等は事へ其聲に我等は聽したがふべしと○五ヨシユアすなはち其日民と契約を結びシケムにおいて法度と定規とを彼等のために設けたり○六ヨシユアこれらの言を神の律法の書に書し大なる石を彼に言けるは視よ此石われらの證となるべし是はエホバの我等に語りたまひし言をことごとく聞たればなり然ば汝等が己の神を棄ること無らんために此石なんぢらの證となるべしと○七民ヨシユア各々その産業に歸しさらしめたり○八是等の事の後エホバの僕ヌンの子ヨシユア百十歳にして死り人衆これをその産業の地の内にテラムナテ、セラに葬むれりテムナテ、セラはエフライムの山地にてガアシ山の北にあり○九イスラエルはヨシユアの世にある日の間またエホバがイスラエルのために行ひたまひし諸の事を識りてヨシユアの後に生存れる長老等の世にある日の間つねにエホバに事へたり○十イスラエルの子孫のエジプトより携へ上りしヨセフの骨を昔ヤコブが銀百枚をもてシケムの父ハモルの子等より買たりしシケムの中なる一の地に葬りしはヨセフの子孫の産業となりぬ○十一アロンの子エレアザルもまた死り人衆これを其子ビ子ハスがエフライムの山地にて受たりし岡に葬れり

約書亞記 終

○一 人間の永存すべき靈魂に取つては最大なる決心である
○二 三百七十三
○三 三百七十四
○四 三百七十五
○五 三百七十六
○六 三百七十七
○七 三百七十八
○八 三百七十九
○九 三百八十
○十 三百八十一
○十一 三百八十二
○十二 三百八十三
○十三 三百八十四
○十四 三百八十五
○十五 三百八十六
○十六 三百八十七
○十七 三百八十八
○十八 三百八十九
○十九 三百九十
○二十 三百九十一
○二十一 三百九十二
○二十二 三百九十三
○二十三 三百九十四
○二十四 三百九十五
○二十五 三百九十六
○二十六 三百九十七
○二十七 三百九十八
○二十八 三百九十九
○二十九 四百
○三十 四百一
○三十一 四百二
○三十二 四百三
○三十三 四百四
○三十四 四百五
○三十五 四百六
○三十六 四百七
○三十七 四百八
○三十八 四百九
○三十九 五百
○四十 五百一
○四十一 五百二
○四十二 五百三
○四十三 五百四
○四十四 五百五
○四十五 五百六
○四十六 五百七
○四十七 五百八
○四十八 五百九
○四十九 六百
○五十 六百一
○五十一 六百二
○五十二 六百三
○五十三 六百四
○五十四 六百五
○五十五 六百六
○五十六 六百七
○五十七 六百八
○五十八 六百九
○五十九 七百
○六十 七百一
○六十一 七百二
○六十二 七百三
○六十三 七百四
○六十四 七百五
○六十五 七百六
○六十六 七百七
○六十七 七百八
○六十八 七百九
○六十九 八百
○七十 八百一
○七十一 八百二
○七十二 八百三
○七十三 八百四
○七十四 八百五
○七十五 八百六
○七十六 八百七
○七十七 八百八
○七十八 八百九
○七十九 九百
○八十 九百一
○八十一 九百二
○八十二 九百三
○八十三 九百四
○八十四 九百五
○八十五 九百六
○八十六 九百七
○八十七 九百八
○八十八 九百九
○八十九 一千
○九十 一千一
○九十一 一千二
○九十二 一千三
○九十三 一千四
○九十四 一千五
○九十五 一千六
○九十六 一千七
○九十七 一千八
○九十八 一千九
○九十九 二千
○一百 二千一

ヨシユアの書物と記念石廿五
ヨシユアの死廿九

士師記緒言

○士師記の原文の冒頭は「また」であるから約書亞記に接続したものと知ることもできる。本記の記載事項は専ら以色列人の七回墮落したる歴史的事実である。約書亞が死して後、預言者以利の起る時まで、即ち迦南を征服してから最初の以色列王(掃羅)の時まで

○以色列人の状態 約書亞の頃の以色列人は概して忠勇であつた。然し支族の人々は分配された土地の整理を爲したり、或は戦争よりも泰平を愛したり、或は戦争もしたらうが戦病者の世話する心を失ふたり、或は在来の遊牧民を廢めて農業をするやうになつたり、漸次に國體、氣風に變遷を來すに至つたのである。加へて、征服した迦南の中に土地は取つても人民を殲滅せしめず、奴隷として使役して居た者があつたので、禁ぜられてあるに拘らず、彼等と結婚するに至り、其の結果として彼等に倣ふて偶像を拜し、徳性を低くし、情慾の奴隷となるに至つた。尙ほ四周の國民より屢々戦争を挑まれ、叙利亞人、非利士人、摩押人、米田人に攻撃せられた。參孫の履歴と米迦の及比利未人の履歴を讀めば國家の如何に窮乏れ居たかを知るべきである。然し國民は皆戦役に従事したさいふのでなく、實際は彼處に此處に戦亂が起つて居つたのであり、士師記の四分の三は平和を得て居つたのである。然し結局は以色列人の失敗であつた。

○士師記は神より士師を命ぜられた者もあつて、其の職務は専ら敵の壓迫に對して以色列人を救ひ、宗教を維持し、保護し、又人民を裁判するものであつた。何れも皆人傑であつた。然し其の人格に至りては餘り立派でないものもあつた。例へば阿得業、以忽、山、甲、底波喇、其田の如し。士師の尊重すべきは預言者の靈的先祖で、また國民に對して神の代表者たりしにあつた。士師の時代には士師の時代に入る時までの如く、「神政體」即ち神の眞實の君まで、士師は神の代理者であつた。故

に國中に戦亂が起つたのは政治が悪かつたからではなく、民が神に聽かぬやうになつたからで、國君ができてからの時代にも同じく戦亂が續いたのであつた。國民は神政體を好まないで君治國としたのであつたが、遂には純然たる神治國となる時の來るは疑ないところである。士師記の區分 (第一) 第一章第十六章にして、其の主意を示す要點は第二章十八節である。(第二) 第十七章第一章にして其の要點は第廿一章廿五節である。或は亦十三人の士師の在職中の動作を以て區分することもでき、或は七回の墮落と救済に基きて區分することもできる。

○以色列の七墮落 (一) 墮落する譯は罪 (二) 其の罰は奴隷 (三) 壓抑は米所波大米人 (四) 摩押人 (五) 迦南人 (六) 米田人 (七) 亞底米力王 (八) 亞捫人 (九) 非利士人 (十) 後悔 (十一) 耶弗大 (益撤、以倫、押喇) (十二) 參孫 (六) 救助、小康 (四十) 三十四年 (四十) 四十年 (四十五) 卅一年 (廿) (七) 教訓は以下「士師記の教訓」を見よ。

○年表を定むる基礎は列王紀略上卷第六章一節、本記第十一章廿六節、また使徒行傳第十三章廿節によるべし。出埃及記の時より迦南入國まで四十年間、其の時より約書亞の死まで廿七年間、士師の時代、即ち掃羅が王となるまで三百廿年間、掃羅の治世四十年間、太閤の治世四十年間、それに所羅門の治世の中神殿の竣成るまで三年間、此の年限を合すると王上六〇一の四百八十年となる

○士師記の教訓は多岐にて種々あり、例へば (一) 以色列人が屢々失敗せるに耶和華は屢々又斷えず恩寵を施し給ふた。(二) 罪を犯し易い人々が罪のみ犯す國民に圍まる時は神の特別の恩寵あるにあらざれば必ず罪を犯す。(三) 罪の苦き果は悔改の美しき果。(四) 人の性來の心は自ら守らうと約束した所を守らぬもの、律法を守るによつて自己を救ふた者はない。(五) 教會は其の罪過、例へば唯一神教、世俗心等に捕虜となつて居る。(六) 目に見えぬ神を見る信仰を有つべし。(七) 其田等の生涯を見て學ぶべし

士師記

一 一 章 ヨシユアの死にたるのちイスラエルの子孫エホバに問ひていひけるはわれ
 二 らの中孰か先に攻め登りてカナン人と戦ふべきやニエホバいひたまひけるはユダ上
 三 るべし視よ我此國を其の手に付すとユダその兄弟シメオンに言けるは我と共に
 四 わが領地にのぼりてカナン人と戦へわれもまた偕に汝の領地に往べしとこいにおい
 五 てシメオンかれどもにゆけりユダすなはち上りゆきけるにエホバその手にカナ
 六 ン人とペリジ人とを付したまひたればベゼクにて彼等一萬人を殺しまたベゼクに
 七 おいてアドニ、ベゼクにゆき逢ひこれと戦ひてカナン人とペリジ人を殺せりしか
 八 るにアドニ、ベゼク逃れ去りしかばそのあとを追ひてこれを執へ其手足の巨擘を斫
 九 りはなちたればアドニ、ベゼクいひけるは七十人の王たち曾て其手足の巨擘を斫
 十 られて我が食兒のしたに屑を拾へり神わが曾て行ひしところをもてわれに報い給へ
 十一 るなりと衆之を曳てエルサレムに至りしが其處にしねりユダの子孫エルサレムを
 十二 攻めてこれを取り刃をもてこれを撃ち邑に火をかけたなりかくてのちユダの子孫山
 十三 南方の方および平地に住めるカナン人と戦はんとて下りしがユダまづヘブロン
 十四 に住るカナン人を攻めてセシヤイアヒマンおよびタルマイを殺せり(ヘブロンは舊
 十五 の名はキリアテ、アルバなり)またそこより進みてデビルに住るものを攻む(デビ
 十六 ルの舊の名はキリアテ、セベルなり)十三時にカレブいひけるはキリアテ、セベルを
 十七 うちてこれを取るものにはわが女アクサをあたへて妻となさんと十三カレブの舎弟ケ
 十八 ナズの子オテニエルこれを取ればすなはち其女アクサをこれが妻にあたふ(十四)ア
 十九 クサ往くときおのれの父に田圃を求めんことを夫にすゝめたりしがつひにアクサ驢馬

① 啓示 〇廿九 〇一〇 〇二〇 〇三〇 〇四〇 〇五〇 〇六〇 〇七〇 〇八〇 〇九〇 〇一〇〇
 ② カナン人は中々あつた(廿一)見よ ③ 〇八十九 〇九〇 〇九一 〇九二 〇九三 〇九四 〇九五 〇九六 〇九七 〇九八 〇九九 〇一〇〇
 ④ 西面は遂に猶太族に加入した(三) 〇一〇八 〇一〇九 〇一一〇 〇一一一 〇一一二 〇一一三 〇一一四 〇一一五 〇一一六 〇一一七 〇一一八 〇一一九 〇一二〇
 ⑤ 剣も執れず、歩行もできぬやうにし、或はこれに悔改むるであらう(九) 〇一三〇 〇一三一 〇一三二 〇一三三 〇一三四 〇一三五 〇一三六 〇一三七 〇一三八 〇一三九 〇一四〇
 ⑥ 猶太の南の半野(十一) 〇一五〇 〇一五一 〇一五二 〇一五三 〇一五四 〇一五五 〇一五六 〇一五七 〇一五八 〇一五九 〇一六〇
 ⑦ 註 〇一六〇 〇一六一 〇一六二 〇一六三 〇一六四 〇一六五 〇一六六 〇一六七 〇一六八 〇一六九 〇一七〇
 ⑧ 意、基以四耳は「書冊の意」 〇一七五 〇一七六 〇一七七 〇一七八 〇一七九 〇一八〇 〇一八一 〇一八二 〇一八三 〇一八四 〇一八五 〇一八六 〇一八七 〇一八八 〇一八九 〇一九〇

十五 より下りければカレブこれに何事ぞやといふに十五答へけるはわれに惠賜をあたへよ
 十六 なんぢ南の地をわれにあたへたればねがはくは源泉をもわれにあたへよとこいにお
 十七 いてカレブ上の源泉と下の源泉とをこれにあたふ(十六)モーセの外舅ケニの子孫ユダ
 十八 の子孫と偕に樓欄の邑よりアラドの南なるユダの野にのぼり來りて民のうちに住居
 十九 盡くこれに滅ばせり是をもてその邑の名をホルマと呼ぶユダまたガザと其の境
 二十 アシケロンとその境およびエクロンとその境を取り十九エホバユダどもに在したれ
 二十一 ばかれつひに山地を手に入れたりしが谷に住る民は鐵の戰車もちたるがゆゑにこ
 二十二 れを逐出すこと能はざりき(二十)衆モーセのかつていひし如くヘブロンをカレブに與
 二十三 ふカレブ其どころよりアナクの三人の子をおひ出せり(二十一)ベニヤミンの子孫はエルサ
 二十四 レムに住るエブス人を追出さざりしかばエブス人は今日に至るまでベニヤミンの子
 二十五 孫どもにエルサレムに住ふ(二十二)茲にヨセフの族またベテルをさして攻め上るエホ
 二十六 ン(二十三)これと偕に在しき(二十三)ヨセフの族すなはちベテルを窺察しむ(此邑の舊の名はルズ
 二十七 になり)ヨセフの間者邑より人の出で來るを見てこれにいひけるは請ふわれらに邑の入
 二十八 口を示せ然らば汝に恩慈を施さんと(二十四)彼邑の入口を示したればすなはち刃をもて邑
 二十九 を撃てり然らば彼の人と其家族をばみな縦ち遣りぬ(二十五)その人へテ人の地にゆき邑を建
 三十 てルズと名けたり今日にいたるまでこれを其名となす(二十六)マナセはベテ、シヤンと
 三十一 その村里の民タアナクとその村里の民ドルとその村里の民イブレナムとその村里の
 三十二 民メギドンとその村里の民を逐ひ出さざりきカナン人はなほその地に住ひ居る(二十七)イ
 三十三 スラエルはその強くなりしときカナン人をして貢を納れしめたりしがこれを全く

① 水が無ければ土地に價値がないから(七) 〇一七五 〇一七六 〇一七七 〇一七八 〇一七九 〇一八〇 〇一八一 〇一八二 〇一八三 〇一八四 〇一八五 〇一八六 〇一八七 〇一八八 〇一八九 〇一九〇
 ② 西羅非ハの女の如く阿得樂は斯禱を以て恩恵を得た(一七) 〇一九〇 〇一九一 〇一九二 〇一九三 〇一九四 〇一九五 〇一九六 〇一九七 〇一九八 〇一九九 〇二〇〇
 ③ 九(一〇)又(十一)見よ 〇二〇〇 〇二〇一 〇二〇二 〇二〇三 〇二〇四 〇二〇五 〇二〇六 〇二〇七 〇二〇八 〇二〇九 〇二一〇
 ④ 耶利哥 〇二一〇 〇二一一 〇二一二 〇二一三 〇二一四 〇二一五 〇二一六 〇二一七 〇二一八 〇二一九 〇二二〇
 ⑤ 今西海峽 〇二二〇 〇二二一 〇二二二 〇二二三 〇二二四 〇二二五 〇二二六 〇二二七 〇二二八 〇二二九 〇二三〇
 ⑥ 非利士に屬する諸邑 〇二三〇 〇二三一 〇二三二 〇二三三 〇二三四 〇二三五 〇二三六 〇二三七 〇二三八 〇三三九 〇三四〇
 ⑦ 鐵戰車も神と人と偕に動かれば破らる(十九) 〇三四〇 〇三四一 〇三四二 〇三四三 〇三四四 〇三四五 〇三四六 〇三四七 〇三四八 〇三四九 〇三五〇
 ⑧ 十二 〇三五〇 〇三五一 〇三五二 〇三五三 〇三五四 〇三五五 〇三五六 〇三五七 〇三五八 〇三五九 〇三六〇
 ⑨ 赫人 〇三六〇 〇三六一 〇三六二 〇三六三 〇三六四 〇三六五 〇三六六 〇三六七 〇三六八 〇三六九 〇三七〇
 ⑩ 堅固な城廓の如き處 〇三七〇 〇三七一 〇三七二 〇三七三 〇三七四 〇三七五 〇三七六 〇三七七 〇三七八 〇三七九 〇三八〇
 ⑪ 多少の成功を以て自分の力を頼むのは傲慢の力であつて遂に失敗に導く本であつて遂に失敗に導く

士二 追ひいだすことは爲ざりき ○エフライムはゲゼルに住るカナン人を追ひいださ...
九八 世にありし間またヨシユアより後に生きたる長老等の世にありしあひだ民は...
九七 エホバに事へたりこの長老等はエホバのかつてイスラエルのために成し給ひし...
九六 の大なる行爲を見しものなり エホバの僕ヌンの子ヨシユア百十歳にて死に...
九五 人エフライムの山のテムナテ、ヘレスにあるかれの産業の地においてガアシ山の北...
九四 にこれを葬れり、かくてまたその時代のものこと、くその先祖のものにあつめら...
九三 れその後に至りて他の時代おこりしが是はエホバを識すまたそのイスラエルのため...
九二 に爲し給ひし行爲をも識ざりき ○イスラエルの子孫エホバのまへに悪きことを作...
九一 して、パアリムにつかへ、かつてエジプトの地よりかれらを出したまひしその先祖の...
九〇 神エホバを棄て、他の神すなはちその四周なる國民の神にしたがひ之に跪ぎきてエ...
八九 ホバの怒を惹起せり、即ちかれらエホバをすて、パアルとアシタロテに事へたれば...
八八 ○エホバはげしくイスラエルの怒りたまひ、掠むるもの、手にわたして之を掠めし...
八七 めかつ四周なるもろくの敵の手にこれを賣たまひしかば、かれらふたひ、彼の敵の...
八六 前に立つことを得ざりき、かれらいづくに往くもエホバの手にこれに災をなしぬ、是は...
八五 エホバのいひたまひしごとくエホバのこれに誓ひたまひしごとく、いにおいてかれ...
八四 ら悩むこと甚だしかりしが、エホバ 士師を立てたまひたれば、かれらこれを掠むる...
八三 もの、手よりすくひ出したり、然るに、かれらその 士師にもしたがはず、反りて他の...
八二 神を慕て之を淫をおこなひ、之に跪き先祖がエホバの命令に従がひて歩みたるころ...
八一 の道を頼に離れ去りて、その如くには行はざりき、かれらのため、エホバ 士師を立て...
八〇 てたまひし時に方りては、エホバつねに、その 士師、いにも在し、その 士師の世に在る間...
七九 はエホバ、かれらを敵の手よりすくひ出したまへり、此は、かれらおのれを虐げくるしむ

七六 七五 七四 七三 七二 七一 七〇 六九 六八 六七 六六 六五 六四 六三 六二 六一 六〇 五九 五八 五七 五六 五五 五四 五三 五二 五一 五〇 四九 四八 四七 四六 四五 四四 四三 四二 四一 四〇 三九 三八 三七 三六 三五 三四 三三 三二 三一 三〇 二九 二八 二七 二六 二五 二四 二三 二二 二一 二〇 一九 一八 一七 一六 一五 一四 一三 一二 一一 一〇 〇九 〇八 〇七 〇六 〇五 〇四 〇三 〇二 〇一 〇

四百四十八
假令鐵の戦車を取るか
(十九節)があつて、神の
下に戦はないと失敗を取
る、敵を滅ぼさずには利益を
得んとするのには和解する
であつて悪い事である。現
在の教會は世に阿つて、
送に彼に感化せらるゝこと
は同様である。
(二十) 現今の亞坦
(二十一) 亞摩哩人、
(二十二) 亞摩哩人の
(二十三) 亞摩哩人の
(二十四) 亞摩哩人の
(二十五) 亞摩哩人の
(二十六) 亞摩哩人の
(二十七) 亞摩哩人の
(二十八) 亞摩哩人の
(二十九) 亞摩哩人の
(三十) 亞摩哩人の
(三十一) 亞摩哩人の
(三十二) 亞摩哩人の
(三十三) 亞摩哩人の
(三十四) 亞摩哩人の
(三十五) 亞摩哩人の
(三十六) 亞摩哩人の
(三十七) 亞摩哩人の
(三十八) 亞摩哩人の
(三十九) 亞摩哩人の
(四十) 亞摩哩人の
(四十一) 亞摩哩人の
(四十二) 亞摩哩人の
(四十三) 亞摩哩人の
(四十四) 亞摩哩人の
(四十五) 亞摩哩人の
(四十六) 亞摩哩人の
(四十七) 亞摩哩人の
(四十八) 亞摩哩人の
(四十九) 亞摩哩人の
(五十) 亞摩哩人の

十九ものありしを呻きかなしめるによりてエホバ之を哀れみたまひたればなり十九され
 二十その士の死のちまた戻きて先祖よりも甚だしく邪曲を行ひ他の神にしたがひ
 二十一これに事へ之に跪きておのれの所爲を息めすその頑固なる路を離れざりき二十是を
 二十二もてエホバはげしくイスラエルをいかりていひたまはく此民はわがかつてその列祖
 二十三に命じたる契約を犯し吾聲に従がはざるがゆゑに三我もまたいまよりはヨシユアが
 二十四その死しどきに存しおけるいづれの國民をもかれらのまへより逐ひはらはざるべし
 二十五此は我イスラエルがその先祖の守りしごとくエホバの道を守りてこれに歩むやい
 二十六なやを試みんがためなりとヨシユアの手付したまはざりしなり
 二十七之を遺しおきてヨシユアの手に付したまはざりしなり
 二十八三章 エホバが凡てカナンの諸の戦争を知らざるイスラエルの者どもをこゝろみ
 二十九んとて遺しおきたまへる國民は左のごとしニ(こはたゞイスラエルの代々の子孫特
 三十にいまだ戦争を知らざる者にこれををしへ知らしめんがためなり) 即ちベリシテ人
 三十一の五人の伯すべてのカナン人シドン人およびレバノン山に住みてアル、ヘルモン
 三十二の山よりハマテに入るところ迄を占めたるヒビ人は是なりヨシユアを以てイスラエル
 三十三をこゝろみかれらがエホバのモーセによりてその先祖に命じ給ひし命令に遵ふや否
 三十四を知べかりしなり○五イスラエルの子孫はカナン人へテ人アモリ人ベリジ人ヒビ
 三十五人エブス人のうちに住みかれらの女を妻に娶りまたおのれの女をかれらの子に與へ
 三十六かつかれらの神に事へたりセ斯くイスラエルの子孫エホバのまへに惡をおこなひ己
 三十七の神なるエホバをわすれてバアリムおよびアシラに事へたり是においてエホバは
 三十八げしくイスラエルを怒りてこれをメソポタミヤの王クシヤン、リシヤタイムの手に

① 是の罪の源である、即ち神を捨て他のものを神とすること 出二六二〇
 ② 神の御徳を守り給ふ熱心、不義を焼盡す火なる義 出二六二〇
 ③ 契約を結ぶ者 出二六二〇
 ④ 神と人との交わり、何方も其分を守らねばならぬ 出二六二〇
 ⑤ 自由なる意志を持つ人に信頼給ふ必要がある、亦信頼すに依て人の忠實心を養ひ給ふ、天の使なも亞當をも 出二六二〇
 ⑥ 凡人の人も 出二六二〇
 ⑦ 一節の註 出二六二〇
 ⑧ 此二つの不思議なこと 出二六二〇
 ⑨ イスラエ列人が失敗した 出二六二〇
 ⑩ 是の列人、士師記の第二の区分が始まる 出二六二〇

九 賣り付したまひしかばイスラエルの子孫は凡そ八年のあひだクシヤン、リシヤタイム
 十 ムにつかへたり茲にイスラエルの子孫エホバによはりしかばエホバはイスラエ
 十一 ルの子孫の爲にひとりの救者を起して之を救はしめ給ふすなはちカレブの舎弟ケナ
 十二 ズの子オテニエル是なりエホバの靈オテニエルにのぞみたれば彼イスラエルを治
 十三 め戦ひに出づエホバメソポタミヤの王クシヤン、リシヤタイムを其手に付したまひ
 十四 たればオテニエルの手クシヤン、リシヤタイムに勝つを得たりかくて國は四十
 十五 年のあひだ太平なりきケナズの子オテニエルつひに死す○六イスラエルの子孫復エ
 十六 ホバの眼のまへに惡を行ふエホバかれらがエホバのまへに惡をおこなふによりてモ
 十七 アブの王エグロンをつよくなしてイスラエルに敵せしめたまへりエグロンすなは
 十八 ちアンモンおよびアマレクの子孫を招き聚め往きてイスラエルを撃ち棧欄の邑を取
 十九 りしがエホバはイスラエルの子孫エホバに呼はりけるときエホバかれらの爲に一個の救者
 二十 を起したまふすなはちベニヤミン人ゲラの子なる左利捷のエホデ是なりイスラエ
 二十一 ルの子孫かれを以てモアブの王エグロンに餽物を齎してモアブの王エ
 二十二 の劍を作らせこれを衣のしたに右の股のあたりにおび七餽物を齎してモアブの王エ
 二十三 グロンのもとに詣るエグロンは甚だ肥たる人なりき十八さて餽物を獻ぐることをはり
 二十四 しかば彼餽物を負ひ來りじものをかへし去らしめ自己はキルガルの傍なる石像の
 二十五 在る所より引き回していひけるは王よ我汝に告ぐべき密事ありと王人拂を命じたれ
 二十六 はその傍に立つものみな出で去りぬ二十エホデすなはち王のところに來れり時に王
 二十七 はひとり上なる涼殿に坐し居たりしがエホデ我神の命に由りて汝に傳ふべきことあ

① 叔妹の如く神の賣給ふたこといふよりも民が自己の罪に依て自己を賣つたこと
 ② 一重つた惡の暗き物
 ③ 神は悔改めた人の祈禱を聽給ふ 出二六二〇
 ④ 神の獅子 出二六二〇
 ⑤ 聖靈 出二六二〇
 ⑥ 舊約時代には願ひまつらすも聖靈の自然に人の上に臨り給ふたこと 新約時代には願ふた上で臨り給ふこと 出二六二〇
 ⑦ 神は凡て萬物、萬事、萬民を全く正しく公平に、其御榮光を現すやうに治め給ふ 出二六二〇
 ⑧ 神は凡て萬物、萬事、萬民を全く正しく公平に、其御榮光を現すやうに治め給ふ 出二六二〇
 ⑨ 神は凡て萬物、萬事、萬民を全く正しく公平に、其御榮光を現すやうに治め給ふ 出二六二〇
 ⑩ 神は凡て萬物、萬事、萬民を全く正しく公平に、其御榮光を現すやうに治め給ふ 出二六二〇

二 若し殺せよといふ神の啓示を受けたならば此言は虚でない。左利の人だから、十五節三〇二の「或は休む意」圖にある「以法蓮の中央の山、即ち巴利士」の山脈。十三〇参照。十六 山甲が一時に六百人を殺したとはなく、漸々に殺したであらう、此策は八尺程の長さ棒に太い釘が付き、鑿のやうになつてゐた。十九 迦南の王の役名であらう。十六節、十七節、十九節「黄蜂」か「導者」の意。底破喇は教會の儀型である。

二 若し殺せよといふ神の啓示を受けたならば此言は虚でない。左利の人だから、十五節三〇二の「或は休む意」圖にある「以法蓮の中央の山、即ち巴利士」の山脈。十三〇参照。十六 山甲が一時に六百人を殺したとはなく、漸々に殺したであらう、此策は八尺程の長さ棒に太い釘が付き、鑿のやうになつてゐた。十九 迦南の王の役名であらう。十六節、十七節、十九節「黄蜂」か「導者」の意。底破喇は教會の儀型である。

① 若し殺せよといふ神の啓示を受けたならば此言は虚でない。左利の人だから、十五節三〇二の「或は休む意」圖にある「以法蓮の中央の山、即ち巴利士」の山脈。十三〇参照。十六 山甲が一時に六百人を殺したとはなく、漸々に殺したであらう、此策は八尺程の長さ棒に太い釘が付き、鑿のやうになつてゐた。十九 迦南の王の役名であらう。十六節、十七節、十九節「黄蜂」か「導者」の意。底破喇は教會の儀型である。

ラマとベテルの間に在るデボラの棕櫚の樹の下に坐せりイスラエルの子孫は其許に上りて審判を受く。デボラ人をつかはしてケデシ、ナフタリよりアビノアムの子バタクを招きこれにいひけるはイスラエルの神エホバ汝に斯く命じ給ふにあらすやいはく汝ナフタリの子孫とゼブルンの子孫とを一萬人率ゐゆきてタボル山におもむけ我ヤビンの軍勢の長シセラおよびその戦車とをキシオン河に引き寄せて汝のもとに至らせ之を汝の手に付すべし。ナフタリにいひけるは汝もし我どもにゆかば我往べし然も汝もし我どもに行ずば我行ざるべし。九デボラいひけるは我かならず汝どもに往くべし然も汝は今往くところの途にては榮譽を得ることなからん。エホバ婦人の手にシセラを賣りたまふべければなりとデボラすなはち起ちてバタクと偕にケデシに往けり。十ナフタリをケデシに招き一萬人を従へて上る。デボラもまた之とともに上りて二人へベルといふ者あり。彼はモーセの外舅ホバブの裔なるがケニを離れてケデシの邊なるザアナイムの橡の樹のかたはらにその天幕を張り居たり。衆アビノアムの子バタクがタボル山に上れるよしをシセラに告げたりければ十三シセラそのすべての戦車すなはち鉄の戦車九百輛およびおのれとともに在るすべての民を異邦人のハロセテよりキシオン河に招き集へたり。十四デボラバタクにいひけるは起よ是エホバがシセラを汝の手に付したまふ日なり。エホバ汝に先き立ちて出でたまひしにあらすや。バタクすなはち一萬人をしたがへてタボル山より下る。十五エホバ刃をもてシセラとその諸の戦車およびその全軍をバタクの前に打取りたまひたればシセラ戦車より飛び下り徒歩になりて遁れ走れり。十六バタク戦車と軍勢とを追ひ撃て異邦人のハロセテに至れり。シセラの

① 若し殺せよといふ神の啓示を受けたならば此言は虚でない。左利の人だから、十五節三〇二の「或は休む意」圖にある「以法蓮の中央の山、即ち巴利士」の山脈。十三〇参照。十六 山甲が一時に六百人を殺したとはなく、漸々に殺したであらう、此策は八尺程の長さ棒に太い釘が付き、鑿のやうになつてゐた。十九 迦南の王の役名であらう。十六節、十七節、十九節「黄蜂」か「導者」の意。底破喇は教會の儀型である。

十七 軍勢は悉く刃にたふれて残れるもの一人もなかりしが十七シセラは徒歩にて奔りケ
 十八 二人へベルの妻ヤエルの天幕に來れり是はハヅルの王ヤビンとケ二人へベルの家
 十九 が主よ入り來れ怖るゝなかれとシセラその天幕に入ればヤエル被をもてこれを覆
 二十 へり十九シセラ之にいひけるはねがはくは少しの水をわれに飲ませよ我渴けりとヤエ
 二十一 ルすなはち乳囊を啓きて之に飲ませまた之を覆へり二十シセラまた之にいひけるは天
 二十二 幕の門邊に立て居れもし人來り汝にとふて誰かこゝに居るやといは否と答ふべし
 二十三 と三彼疲れて熟睡せしかばへベルの妻ヤエル天幕の釘子を取り手に鎗を携へてその
 二十四 かたはらに忍び寄り髪あたりに釘子をうちこみて地に刺し通したればシセラすな
 二十五 はち死たり三バラクシセラを追ひ來りしときヤエル之を出むかへていひけるは來れ
 二十六 我汝の索るところの人を示さんとかれそのところに入て見にシセラ鬢のあたりに釘
 二十七 子うたれて死たふれをる三その日に神カナンの王ヤビンをイスラエルの子孫のまへ
 二十八 に打敗りたまへり三かくてイスラエルの子孫の手ますく強くなりてカナンの王ヤ
 二十九 ビンに勝ちつひにカナンの王ヤビンを亡ぼすに至れり
 三十 五章 その日デボラとアビノアムの子バラクを頌美よ三もろくの王よ聽けもろ
 三十一 ちびきをなし民また好んで出でたればエホバを頌美よ三もろくの王よ聽けもろ
 三十二 もろの伯よ耳をかたふけよ我はそもエホバに誦はん我はイスラエルの神エホバを讚
 三十三 へん四 あゝエホバよ汝セイルより出でエドムの野より進みたまひしとき地震ひ天
 三十四 た滴りて雲水を滴らせたり五もろくの山はエホバのまへに撼動ぎ彼のシナイもイ
 三十五 スラエルの神エホバのまへに撼動けり六アナテの子シヤムガルのごときまたヤエルの

① 士四〇参照 ② 虚偽は不
 義、是は辯論する方法がな
 い ③ 天幕を張る時用ゐる
 堅木の尖つた杭 ④ 預言の
 通り死んだ上馬、雅億の道徳
 的標準は敵を愛すべしと
 いふ程度まで進んで居らな
 んだ 三六四 ⑤ 出十五、詩
 第十八篇の題を見よ 三六五
 ⑥ 神に奉へる完全くして
 理想的の精神 ⑦ 十六、神
 に榮光を歸し來る ⑧ イスラ
 エルは埃及から神に導か
 れた ⑨ 三十七、⑩ 四一、四
 ナイと、⑪ 山を登けた程、また山岳
 の如く大なる障礙が取
 られてしまふた ⑫ 三〇

七 時には大路は通行る者なく途行く人は徑を歩み七イスラエルの村莊には住者なく住
 八 ひ者あらずなりけるがつつひに我デボラ起り我起りてイスラエルの母となる人々
 九 新しき神を選びければ戰鬪門におよべりイスラエルの四萬人のうち盾或は鎗の
 十 見しことあらんやわが心は民のうち好んでいでたるイスラエルの有司等は傾け
 十一 り汝等エホバを頌美よ三もろの驢馬に乗るもの毛氈に坐するものおよび路歩む人よ
 十二 汝等謳ふべし十一矢叫の聲に遠かり水汲むところにおいてエホバの義しき所爲をとな
 十三 へそのイスラエルを治理めたまふ義しき所爲を唱へよその時エホバの民は門に下れ
 十四 り興よ起よデボラ興よ起よ歌を謳ふべし起てよバラク汝の俘虜を擄きたれアビ
 十五 アムの子よ三其時民の首長等の殘餘者くだり來るエホバ勇士の中にいました我にく
 十六 だりたまふ十エフライムより出る者ありその根アマレクにありベニヤミン汝のあと
 十七 につきて汝の民の中にありマキルよりは牧伯下りゼブルンよりは采配を執るものい
 十八 たる十五イッサカルの伯たちはデボラとにも居るイッサカルはバラクとのおなじく足
 十九 の進みて平地に至るルベンの河邊にて大に心にはかることあり十六何故に汝は囀のう
 二十 に止まりて羊の群に笛吹くを聴くやルベンの河邊にて大に心に考ふることあり十七ギ
 二十一 レアデはヨルダンの彼方に臥し居る何故にダンは舟のかたはらに止まりしやアセル
 二十二 は濱邊に坐してその港に臥し居る十八ゼブルンは生命を捐て死を胃せる民なり野の高
 二十三 きところ居るナフタリまた是の如し十九もろくの王來りて戦へる時にカナンのも
 二十四 ろくの王メギドンの水の邊においてタアナクに戦へり彼等一片の貨幣をも獲ざり
 二十五 き二十天よりこれを攻るものありもろくの星其の道を離れてシセラを攻む三キント
 二十六 ンの河之を押し流しぬ是彼の古の河キシオンの河なりわが靈魂よ汝ますく勇み

① 神が新しき人を選び給
 ふき譯してもよい ② 敵が
 邑の前まで來た ③ 許多な
 意し、國民の勢力が衰へて
 戦争のできぬやうになつた
 ④ 出十五、二七、比較 ⑤
 毛色が珍しいもので富
 者の使ふ家畜、貴賤貧富
 につて神を頌美 ⑥ 兵士の
 進軍中に謳ふ聲 ⑦ 二〇七
 ⑧ 二、二 ⑨ 皆戦争に集る
 遊撃軍となり、遠く自國
 を離れて戦ふは頗る危険で
 ある、伽得し馬拿西も同じ
 ⑩ 生命を無したとも譯せ
 る ⑪ 望んだ戦利品を得な
 りつた ⑫ 以列人の爲に
 なつた、四四、底破喇が西
 西喇の星(星卜者の如き)

三三 進め三その時馬の蹄は強きもの、馳に馳るに由りて地を踏鳴せり三エホバの使い
 三二 ひけるはメロズを誼ふべし汝等重ね重ねその民を誼ふべきなり彼等來りてエホバを
 三一 助けすエホバを助けて猛者を攻めざればなり二ケニ人へベルの妻ヤエルは婦女のう
 三〇 ちの最も願むべき者なり彼は天幕に居る婦女のうち最も願むべきものなり二五シセラ
 二九 水を乞ふにヤエル乳を與ふすなはち貴き盤に乳の油を盛てさくニヤエル釘子に手
 二八 をかけ右の手に重き椎をとりてシセラを打ちその頭を碎きその鬢のあたりをうちて
 二七 貫ぬくニシセラヤエルの足の間に屈みて仆れ偃しその足のあはひに屈みて仆れその
 二六 屈みたるごころにて仆れ亡ぬニシセラの母窓より望み格子のうちより叫びて言ふ彼
 二五 が車のきたること何て遅きや彼が馬の歩何てはかざらざるや二三その賢き侍女こた
 二四 へをなす(母また獨語して斯いへり)三十一 かれら獲ものしてこれを分たざらんや人ごと
 二三 に一人二人の女子を獲んシセラの獲るものは彩れる衣ならんその獲る者は彩れる衣
 二二 にして文繡を施せる者ならん即ち彩りて兩面に文繡をほごせる衣をえてその頸に
 二一 まどはんと三エホバよ汝の敵みな是のごごとくニ亡びよかしまたエホバを愛するもの
 二〇 は日の眞盛に昇るが如くなれよかしくかくて後國は四十年のあひだ太平なりき
 一九 六章 イスラエルの子孫またエホバの目のまへに惡を行ひたればエホバ七年の間
 一八 之をミデアン人の手に付したまふニミデアン人の手イスラエルにかたりイスラエル
 一七 の子孫はミデアン人の故をもて山にある窟と洞穴と要害とをおのれのために造れり
 一六 三イスラエル人時種してありける時しもミデアン人アマレキ人及び東方の民上り來
 一五 りて押寄せニイスラエル人に向ひて陣を取り地の産物を荒してガザにまで至りイス
 一四 ラエルのうちに生命を維ぐべき物を遺さず羊も牛も驢馬も遺ざりき五夫この衆人

を頼んだことを笑ふといふ
 説もある、又秋期の流星の
 ことだと言ふ人もある
 敵の戦車の逃るること
 他に書いてある如く
 らば神の御子基督せいふ
 米羅斯は巴勒が取つた
 處であつて巴勒に味方す
 るを拒絶つた、廿三節註
 神は人と他の方法とに
 依つて動き給ふ、傳道のこ
 事に於て信者が動かなけれ
 ば米羅斯の如き者である
 ヤエルは虚偽なでなく
 其愛國心を頼めて居る
 二〇九
 二〇六
 同是亞
 伯拉罕の子孫〇二五
 伯拉罕の子孫〇二五
 伯拉罕の子孫〇二五
 伯拉罕の子孫〇二五

一六 は家畜と天幕を携へ上り蝗蟲の如くに數多く來れりその人と駱駝は數ふるに勝す彼
 一五 等國を荒さんどて入きたる六かゝりしかばイスラエルはミデアン人の爲に大いに衰
 一四 へイスラエルの子孫エホバに呼れり〇七イスラエルの子孫ミデアン人の故をもてエ
 一三 ホバに呼はりしかば八エホバひとり〇七イスラエルの子孫に遣りて言しめた
 一二 まひけるはイスラエルの神エホバ斯くいひたまふ我がつて汝等をエジプトより上
 一 せ汝等を奴隸たるの家より出し九エジプト人の手およびすべて汝等を虐ぐるもの
 十 手より汝等を拯ひいだし汝等の前より彼等を追ひ拂ひて其邦土を汝等に與へたり十
 九 我また汝等に言り我は汝等の神エホバなり汝等が住ひ居るアモリ人の國の神を懼る
 八 なるなかれと云かるに汝等は我が聲に従はざりき〇十二茲にエホバの使者來りてアビ、
 七 エゼル人ヨアシの所有なるオフラの橡の樹のしたに坐す時にヨアシの子ギデオニミ
 六 デアン人に奪はれざらんために酒搾のなかに麥を打ち居たりしが十三エホバの使之に
 五 現れて剛勇丈夫よエホバ汝ごとも在すといひたれば十三ギデオン之にいひけるはあ
 四 あ吾が主よエホバ我等と借にいまさばなごてこれらのごとわれらの上に及びたるや
 三 われらの先祖がエホバは我等をエジプトより上らしめたまひしにあらすやといひて
 二 我等に告たりしその諸の不思議なる行爲は何處にあるや今はエホバわれらを棄てミ
 一 デアン人の手に付したまへり十四エホバ之を顧みていひたまひけるは汝此汝の力を
 十五 もて行きミデアン人の手よりイスラエルを拯ひいだすべし我汝を遺すにあらすや
 十六 はマナセの中の最も弱きもの我はまた父の家の最も卑賤きものなり十六エホバ之にい
 十七 ひたまひけるは我かならず汝ごとも在ん汝は一人を撃がごごとくにミデアン人を撃

昔の本田人の如く
 今の伯豆因即ち亞拉比亞
 人種は盜賊を爲し、或は國
 中を流浪して居る、怡も
 惡魔の教會を亂すことに
 同じ 〇二五 〇二五 〇二五
 は皆むべき以列人を先づ
 戒め、而して其田によつ
 て救給ふた 〇二五 亞摩
 利人 〇二五 註 また 〇二五
 を見よ 〇二五 〇二五 〇二五
 ある 阿弗拉は 遠く 〇二五
 〇二五 九二五 〇二五 其田は
 勇敢なる 豪傑であつ
 たが それと同じ 強大
 なる 信仰を有つた 〇二五
 道者の使命 〇二五 〇二五
 ある 摩西の 異論と比較

ことを得ん七ギデオンのにいひけるは我もし汝のまへに恩を蒙るならば請ふ我と語
る者の汝なる證據を見せたまへなねがはくは我復び汝に來りわが祭物をたづさへて
之を汝のまへに供ふるまでこゝを去たまふなかれ彼いひ給ひけるは我汝の還るまで
待つべし○十九ギデオンは往て山羊の羔を調へ粉一エバをもて無酵パンをつく
り肉を筐にいれ糞を壺に盛り橡樹の下にもち出て之を供へたれば三神の使之にいひ
けるは肉と無酵パンをとりて此巖のうへに置きこれに糞を掛げとすなはちそのこと
くに行ふ三エホバの使手にもてる杖の末端を出して肉と無酵パンに觸れたりしかば
巖より火燃あがり肉と無酵パンを焼き盡せりかくてエホバの使去てその目に見ずな
りぬ○三ギデオンは是において彼がエホバの使者なりしを覺りギデオにいひけるはあ
お神エホバよ我面を合せてエホバの使者を見たれば將如何せん三エホバ之にいひた
まひけるは心安かれ怖るゝ勿れ汝死ぬることあらじ三こゝにおいてギデオは彼所に
エホバのために祭壇を築き之をエホバ、シャロムと名けたり是は今日に至るまでア
シエル人のオフラに存る三其夜エホバギデオにいひ給ひけるは汝の父の少き牡
牛および七歳なる第二の牛を取り汝の父のもてるパアルの祭壇を毀ち其上なるア
ラの像を斫り休し汝の神エホバのためにこの堡砦の頂において次序をたししくし
祭壇を築き第二の牛を取り汝が斫り倒せるアシエルの木をもて燔祭を供ぐべし○七ギ
デオンははちその僕十人を携へてエホバのいひたまひしごとくに行へりされど父
の家のものどもおよび邑の人を怖れたれば晝之をなすことを得ず夜に入りて之を爲
り○二八邑の衆朝興出て視にパアルの祭壇は摧け其上なるアシエルの像は斫りされて
居り新に築る祭壇に第二の牛の供へてありしかば三たがひに此は誰が所爲ぞやと言

四百五十八
① 奇跡は必要である、耶
稣も新約時代に行ひて我は
神子である證據し給ふた
② 約十七斤、此の量より
見れば食物としていなく
物③ 十二の兩節を参考
すれば此の「使」は肉と成
らぬ基督④ 摩西は同じ神
の力で燧より水を出さしめ
た、冷淡たい未信者の頑固
な心から温かい生命を生ぜ
しむる⑤ 六十七七 比較
⑥ 一神は平康なり一の意
アソシエルの木柱、即ち
天然の力を現す月輪の
女神、詩、亞大線、オ
フレテといふ城塞、或は
の巖⑦ 〇三三 〇三三

ひつゝ尋ね問ひけるに此はヨアシの子ギデオンの所爲なりといふものありたれば三
邑の人々ヨアシにむかひ汝の子を曳き出して死なしめよそは彼パアルの祭壇を摧き
其上に在しアシエルの像を斫り休したればなりといふ三ヨアシおのれの周圍に立るすべ
てのものにいひけるは汝等はパアルの爲に争論ふや汝等は之を救んとするや之が爲
に争論ふ者は朝の中に死べしパアルもし神ならば人其祭壇を摧きたれば自ら争論ふ
可なりと三是をもて人衆ギデオンの祭壇を摧きたればパアル自ら之といひあらそ
はんどいひて此日かれをエルパアル(パアルいひあらそはん)と呼なせり○三三茲にミ
デアン人アマレク人および東方の民相集まりて河を濟りエズレルの谷に陣を取しが
三四エホバの靈ギデオンに臨みてギデオン 箠を吹たればアビエゼル人集りて之に従
三五六ギデオン 偏くマナセに使者を遣りしかばマナセ人また集りて之に従ふ彼またア
セルゼブルン及びナフタリに使者を遣りしに其人々も上りて之を迎ふ○三六ギデオ
ンにいひけるは汝がつていひたまひしごとくわが手をもてイスラエルを救はんとし
たまはば三我の一箇の羊の毛を禾場におかん露もし羊毛にのみおきて地はすべて
燥きをらば我之によりて汝がつかつていひたまひし如く吾が手をもてイスラエルを救
ひたまふを知らんと三三すなはち斯ありぬ彼明る朝早く興きいで羊毛をかき寄てその毛
より露を搾りしに鉢に満つるほどの水いできたる三三ギデオン神にいひけるは我にむ
かひて怒を發したまふなかれ我をしていま一回いはしめたまへねがはくは我をして
羊の毛をもていま一回試さしめたまへねがはくは羊毛のみを燥して地には悉く露
は凡て露ありき

四百五十九
① 俗人は人に世俗の主
義を守る、こゝを請求する
② バアルの味方、即ち偶像
教に必ず滅ぶる、暫時待つ
て見よ③ 〇三三 には耶魯
庇設とあり、即ち聴かしき
者だ論争はぬ、是く名を
變へることもある④ 三六
聖靈⑤ 七〇二、三六〇を見
よ、これより馬拿西の支族
出で、またそれより耶魯
支族が出てきた⑥ 水來
は神より我は命令けられ
たさいふ微で、今爲さ
んさする戦争にて成功
するさの徴⑦ 〇三三

ギデオンのミデアンを追出す準備

七章 一 斯てエルバアルと呼ぶ、ギデオオンおよび之にもあるすべての民朝風に
 興きいで、ハロデの井のほとりに陣を取る、ミデアン人の陣はかれらの北の方にあ
 たりモレの山に沿ひ谷のうちにありきニエホバギデオオンにいひたまひけるは汝さ、
 もに在る民は餘りに多ければ我その手にミデアン人を付さじおそらくはイスラエル
 我に向ひ自ら誇りていはん我わが手をもて己を救へりと三されば民の耳に告示して
 いふべし誰にても懼れ慄くものはギレアデ山より歸り去るべしとこゝにおいて民の
 かへりしもの二萬二千人あり残りしものは一萬人なりきニエホバまたギデオオンにいひ
 たまひけるは民は多し之を導きて水際に下れ我かしこにて汝のために彼等を試み
 んおほよそ我が汝に告て此人は汝さ、いにも行くべしといはんものはすなはち汝さ、
 もに行くべしまたおほよそ我汝に告て此人は汝さ、いにも行くべからずといはんもの
 はすなはち行くべからざるなりニエホバギデオオン民をみちびきて水際に下りしにエホバ之
 にいひたまひけるはおほよそ其の膝を折り屈みて水を飲むものをも然すべしと大手を
 別けおくべしまたおほよそ其の膝を折り屈みて水を飲むものをも然すべしと大手を
 口に於て水を飲しもの、數は三百人なり餘の民は盡くその膝を折り屈みて水を
 飲りエホバギデオオンにいひたまひけるは我水を飲たる三百人の者をもて汝等を救
 ひミデアン人を汝の手に付さん餘の民はおのゝ其所に歸るべしとこゝにおいて
 彼等民の兵糧とそ其の釜を手にうけとれりギデオオンすなはちすべてのイスラエル人を
 各自その天幕に歸らせ彼の三百人を留めおけり時にミデアン人の陣はその下の谷の
 なかにありきニエホバ其夜エホバギデオオンにいひたまはく起よ下りて敵陣に入るべし我
 之を汝の手に付すなりとされど汝もし下ることを怖れなば汝の僕ヲラを伴ひ陣所に

① 原語「戦く」見よ
 ② 甲八〇 申十 十三〇 申十一 一〇
 ③ 申十 〇八 〇八 〇八 〇八 〇八
 ④ 申十 〇八 〇八 〇八 〇八 〇八
 ⑤ 申十 〇八 〇八 〇八 〇八 〇八
 ⑥ 申十 〇八 〇八 〇八 〇八 〇八
 ⑦ 申十 〇八 〇八 〇八 〇八 〇八
 ⑧ 申十 〇八 〇八 〇八 〇八 〇八
 ⑨ 申十 〇八 〇八 〇八 〇八 〇八
 ⑩ 申十 〇八 〇八 〇八 〇八 〇八

下りて十二 彼等のいふ所を聞べし然せば汝の手強くなりて汝敵陣にくだることを得ん
 とギデオオンすなはち僕ヲラとにも下りて陣中にある隊伍のほとりに至るに十三ミデ
 アン人アマレク人及びすべて東方の民は蝗蟲のごとくに數衆く谷のうちに偃しをり
 その騎駝は濱の砂の多きがごとくにして數ふるに勝すニエホバまたギデオオン其處に至りしに
 或人其伴侶に夢を語りて居りすなはちいふ我夢を見たりしが夢に大麥のパンひどつ
 ミデアンの陣中に轉びいりて天幕に至り之をうち仆し覆したれば天幕倒れ臥り十四其
 伴侶答へていふ是イスラエルの子ギデオオンの劍に外ならず神ミデアンと
 すべての陣營を之が手に付したまふなりと十五ギデオオン夢の説語とそ其の解釋を聞しか
 ば拜をなしてイスラエルの陣所にかへりいひけるは起よエホバ汝等の手にミデアン
 の陣をわたしたまふとまかくて三百人を三隊にわかし手に手に釜および空瓶を取せ
 その瓶のなかに燈火をおかしめこれにいひけるは我を視てわが爲すところになら
 へ我が敵陣の邊に至らんときに爲すごとく汝等も爲すべし十八我およびわれどもに
 在るものすべて釜を吹ば汝等もまたすべて陣營の四方にて釜を吹き此エホバのため
 なりギデオオンのためなりといへと十九而してギデオオン及び之のごともなる百人中更
 の初に陣營の邊に至るにをりしも番兵を更代たるごときなりければ釜を吹き手に携へ
 たる瓶をうちくだけり二十即ち三隊の兵隊釜を吹き瓶をうちくだけり左の手に燈火を
 執り右の手に釜をもちて之を吹きエホバの劍ギデオオンの劍なるぞと叫べり三かく
 ておのゝ其持場に立ち陣營を取圍みたれば敵軍みな走り叫びてにげゆけり三百
 人のもの釜を吹くにあたりエホバ敵軍をしてみなたがひに同士撃せしめ給ひければ
 敵軍にげはしりてセララのベテ、シツタアベル、メホラの境およびタバテに至る三十一

① 信者も敵の戦、懐れる
 ② こそが理解れば大膽に戦
 ③ 又悪魔の已に敗北の宣
 ④ 告を受けたこそが理解れば
 ⑤ 約十二 七十一 勇ましき傳道が
 ⑥ できる ⑦ 貧人の食物、壓
 ⑧ 迫せられて人に知られぬ者
 ⑨ (其田)の備型になつて居
 ⑩ つた ⑪ 松明、瓶の中に松
 ⑫ 明さいふのは 殉教者の儀
 ⑬ 型で、身體を殺しても眞理
 ⑭ が現はるゝの義 ⑮ 神は先
 ⑯ 立つて居給ふた、其田は神
 ⑰ の御庇護で成功した ⑱ 午
 ⑲ 後十時頃より後 ⑳ 十三十
 ㉑ 〇代下七 ㉒ 悪魔は混亂
 ㉓ の本であるから所謂自
 ㉔ 身の罪で自分を滅ぼす

二 フラエルの人々すなはちナフタリアセルおよびマナセ中より集ひ來りてミデアン人
 三 を追撃り、二ギデオンの使者をあまねくエフライムの山に遣はしていはせけるは下りてミ
 四 デアン人を攻め、ベテバラにいたる渡口およびヨルダンを遮断すべしと是においてエ
 五 フライムの人盡く集ひ來りてベテバラにいたる渡口およびヨルダンを取り、三ミデ
 六 アン人の君主オレブとセエブの二人を俘へてオレブをばオレブ磐の上に殺し、セエブ
 七 をばセエブの酒杯のほとりに殺し、またミデアン人を追撃ちオレブとセエブの首を携
 八 へてヨルダンの彼方よりギデオンの許にいたる

一 八章 エフライムの人々ギデオンにむかひ、汝ミデアン人と戦はんとて往る時われ
 二 らを召ざりしが斯ることを我等になすは何故ぞといひていたく之を詰りたりニギデ
 三 オンこれにいひけるは今吾が成るところは汝等のなせる所に比ぶべけんやエフライ
 四 ムの拾ひ得し遺餘の葡萄はアビエゼルの收穫し葡萄にも勝れるならずや神はミデ
 五 アンの群伯オレブとセエブを汝等の手に付したまへりわが成えたるところは汝等の
 六 成るところに比ぶべけんやとギデオン此語をのべしかば彼等の憤解たり○ギデ
 七 オン自己に従へる三百人どもにヨルダンに至りて之を濟り疲れながらも仍追撃し
 八 けるが五遂にスコテの人々に言けるは願くは我にしたがへる民に食を與へよ彼等
 九 疲れをるに我ミデアンの王ゼバとザルムンナを追行なりとスコテの群伯等いひけ
 一〇 るはゼバとザルムンナの手にて汝の手のうちに在るや我等なんぞ汝の軍勢に食を
 一一 與ふべけんやとギデオんいひけるは然らばエホバの吾が手にゼバとザルムンナを付
 一二 したまふときに我野の荊と棘をもて汝の肉を打つべしとハかくて其處よりベヌエ
 一三 ルにのぼりおなじことを彼等にのべたるにベヌエルの人もスコテの人の答へしこと

① 夫、先に歸された兵士であらう(二七〇) ② 同(二七〇) ③ 同(二七〇) ④ 「狼」の意(一八) ⑤ 「狼」の意(一八) ⑥ 大勝利で忘るる(一〇) ⑦ 其田は大敵を滅ぼして悪魔を滅ぼし給ふ基督の儀型となつた(一六) ⑧ 以法蓮は馬拿西を嫁んで首領となりたつた(一八) ⑨ 以法蓮は馬拿西(一八) ⑩ 以法蓮は馬拿西(一八) ⑪ 以法蓮は馬拿西(一八) ⑫ 以法蓮は馬拿西(一八) ⑬ 以法蓮は馬拿西(一八) ⑭ 以法蓮は馬拿西(一八) ⑮ 以法蓮は馬拿西(一八) ⑯ 以法蓮は馬拿西(一八) ⑰ 以法蓮は馬拿西(一八) ⑱ 以法蓮は馬拿西(一八) ⑲ 以法蓮は馬拿西(一八) ⑳ 以法蓮は馬拿西(一八)

九 くは答へしかば、またベヌエルの人につげていひけるは我平康に歸るときに此城樓
 一〇 を毀つべしと○十倍ゼバとザルムンナはその軍勢おほよそ一萬五千人をひきゐてカ
 一一 ルコルに居る是皆東方の人の全軍の中の生残れるものなり戦死せし者は劍を抜こ
 一二 るもの、路より上りて敵軍の處なく居るを撃り、二こいにおいてゼバとザルムンナ
 一三 にげ走りたればギデオンの之を追撃ちミデアンの二人の王ゼバとザルムンナを生捕て
 一四 悉く其軍勢を敗れり○十三斯てヨアシの子ギデオンヘレシの坂よりして戦陣よりか
 一五 へり、十四スコテの人の少壯者一人を執へて之に尋ねたれば則ちスコテの群伯およびそ
 一六 の長老等七十七人をこれがために書き録せり、十五ギデオンスコテの人の所に詣りてい
 一七 ひけるは汝等が曾て我を罵り、ゼバとザルムンナの手にて汝の手のうちにあるや我
 一八 等何ぞ汝の疲れたる人に食をあたふべけんやと言たりしそのゼバとザルムンナを見
 一九 よとす、十六すなはちその邑の長老等を執へ野の荊と棘を取り之をもちてスコテの人を懲
 二〇 しました、十七またベヌエルの城樓を毀ちて邑の人を殺せり、十八かくてギデオンゼバとザルムン
 二一 ナにいひけるは汝等がタボルにて殺し、十九ものは如何なるものなりしや答へていふ、彼
 二二 等は汝に似てみな王子の如くに見えたり、二十ギデオんいひけるは彼等は我が兄弟我が
 二三 母の子なり、二十一エホバは活く汝等もし彼等を生し置たらば我汝等を殺すまじきをさす
 二四 なはちその長子エテルに起て彼等を殺せ、二十二いひたりしが彼の少者は年尙わか、二十三す
 二五 しばば懼れて劍を抜き、二十三こいにおいてゼバとザルムンナいひけるは汝みづから起
 二六 て我等を撃よ人の如何によりてその力量異なる者なりとギデオんすなはち起てゼバと
 二七 ザルムンナを殺し、其駱駝の頸にかけたる半月の飾を取り、二十三茲にイスラエルの衆ギ

① 勝利を得た(一〇) ② 勝利を得た(一〇) ③ 勝利を得た(一〇) ④ 勝利を得た(一〇) ⑤ 勝利を得た(一〇) ⑥ 勝利を得た(一〇) ⑦ 勝利を得た(一〇) ⑧ 勝利を得た(一〇) ⑨ 勝利を得た(一〇) ⑩ 勝利を得た(一〇) ⑪ 勝利を得た(一〇) ⑫ 勝利を得た(一〇) ⑬ 勝利を得た(一〇) ⑭ 勝利を得た(一〇) ⑮ 勝利を得た(一〇) ⑯ 勝利を得た(一〇) ⑰ 勝利を得た(一〇) ⑱ 勝利を得た(一〇) ⑲ 勝利を得た(一〇) ⑳ 勝利を得た(一〇)

デオンにいひけるは汝ミデアンの手より我等を救ひたれば汝の子及汝の孫我等を治めよ三三ギデオンの手にいひけるは我汝等を治むることをせよまた我が子も汝等を治むべからずエホバ汝等を治めたまふべし三三ギデオンまた之にいひけるは我汝等にひとつ願ふべきことあり汝等おののの掠取の環を我にあたへよ是は彼等イシマエル人なるをもて金の環を着けたるに由る三三衆答へけるは我等悦んで之を興へんとして衣を布きおのの掠取の環を其うちに投げ入たり三三ギデオンが求め得たる金の環の重量は金一千七百シケルなり外に半月の飾および耳環とミデアンの王たちの若たる紫のころもおよび駱駝の頸にかけたる鍔などもありき三三ギデオン之をもて一箇のエポデを造り之をおのれの郷里オフラに藏むイスラエルみなこれを慕ひてこれと淫をおこなふ此物ギデオン其家を陥る、苦となりぬ〇三三ミデアン人は是の如くイスラエルの子孫に攻ふせられてふたゝびその頭を擡ることを得ざりしかく國はギデオンの世にある中四十年の間平穩にてありき三三ヨアシの子エルバアル往ておのれの家に住り三三ギデオンは妻を多く有ちたれば其身より出たる子七十人ありき三三シケムに居し其妻またひとりの子を産たれば之をアビメレクと名けたり〇三三ヨアシの子ギデオン選齡に邁みて死にアビエゼル人のオフラに在るその父ヨアシの墓に葬られたり三三ギデオンの死るに及びてイスラエルの子孫復ひるがへりてバアルを慕ひてこれと淫をおこなひバアル、ペリテをおのれの神と爲り三三イスラエルの子孫その四周のもろくの敵の手よりおのれを救ひ出したまひし神エホバを記憶えず三三またエルバアルといふギデオンがイスラエルになし、諸の善行にしたがひて彼の家を厚く待ふことをせざりき

① 是れから王國を設くる
 ② 〇七十八 十九 〇三二 遂に
 萬民の王の王たるべき基督
 かくの如く王なること
 ③ 如此國王なること
 ④ 東
 ⑤ 邦の人の一般の名は十六
 ⑥ 東
 ⑦ 約三十五萬圓
 ⑧ 其の幾分は器具等を作るに
 用られたであらう
 ⑨ 一
 ⑩ 我に像といふが祭司に神に
 何の伺ふ時に着る衣
 ⑪ 三三これは其田又は利未人の
 みるものであるといふ
 ⑫ 五十二〇 ⑬ 民衆は
 其田の祭壇を重んじ過ぎて
 放肆の時代〇三三 多妻
 の結果は常に悪い
 ⑭ 一契約
 の主の意、それで以て列
 人は神の代りに迦南人の神
 と契約を結んだ
 ⑮ 四十六

九章 エルバアルの子アビメレクシケムに往きその母の兄弟のもとに至りて彼等のおよびすべて其母の家の一族に語りて云ひけるはニねがはくはシケムのすべての民の耳に斯く告よエルバアルのすべての子七十人して汝等を治むると一人して汝等を治むると孰れか汝等の爲によきやまた我は汝等の骨肉なるを記えよ三三其母の兄弟アビメレクのことにつきて此等の言をことごとくシケムの人々の耳に語りしに是はわれらの兄弟なりといひて心をアビメレクに傾けバアル、ペリテの社より銀七十をとりて之に與ふアビメレクこれをもて遊蕩にして輕躁なる者等を備ひておのれに従はせ五オフラに在る父の家に往きてエルバアルの子なるその兄弟七十人を一つの石の上に殺せり但しエルバアルの季の子ヨタムは身を潜めしに由て遺されたり〇六〇いにおいてシケムのすべての民及びミロの諸の人集り往てシケムの碑の旁なる橡樹の邊にてアビメレクを立て王となしけるがセヨタムにかくと告るものありければヨタム往てゲリジム山の巔に立ち聲を揚げて號びかれらにいひけるはシケムの民よ我に聽よ神また汝等に聽たまはん樹木出ておのれのうへに王を立んとし橄欖の樹に汝われらの王となれよといひけるに橄欖の樹之にいふ我がかで人の我に取て神と人を崇むるところのそのわが油を棄て往て樹木の上を戦ぐべけんやと樹木また無花果樹に汝來りて我等の王となれといひけるに無花果樹之にいひけらく我がかでわが甜美どわが善き果を棄て往きて樹木のうへに戦ぐべけんやと樹木また葡萄の樹に汝來りて我等の王となれよといふに葡萄の樹之にいひけるは我がかで神と人を悦ばしむるわが葡萄酒を棄て往て樹木のうへに戦ぐべけんやと樹木に

① 九章
 ② 〇一〇 〇二八 〇三三
 ③ 七
 ④ 五〇位
 ⑤ 所謂犧牲動物
 ⑥ 〇二二 示劍の城で
 あらう、耶路撒冷にも米羅
 といふ所があつた
 ⑦ 迦南人の禮拜場にあるもの
 ⑧ 〇四六 〇五五 亞
 庇米力は唯示劍のみ王で
 あつた
 ⑨ 〇三三 邑に近き
 断崖で人の聲がよく遠く聞
 ける處
 ⑩ 二二三
 ⑪ 比べよ
 ⑫ 油は聖靈の儀型
 である
 ⑬ 橄欖樹等は果
 を結ぶから益のある樹、眞
 まるべき樹であつたが荆は

ふ汝等まことに我を立て汝等の王と爲さば来りて我が庇蔭に托れ然せずば刑より火
 出てレバノンの香柏を焼燻すべしと云々 抑汝等がアビメレクを立て王となし、は眞
 實と誠意をもて爲し、ことなるや汝等はエルパアルと其家を善く待ひかれの手のな
 し、所に循ひて之にむくいしや、夫わが父は汝等のために戦ひ生命を惜まずして汝
 等々をミデアンの手より救ひ出したるに、汝等今日おこりてわが父の家を攻めその子
 七十八人をつ一つの石の上に殺しその待妾の子アビメレクは汝等の兄弟なるをもて之を
 立てシケムの民の王となせり、汝等が今日エルパアルとその家になし、こと眞實と
 誠意をもてなし、者ならば汝等アビメレクのために悦べ、彼も汝等のために悦ぶべし
 若し然らずばアビメレクより火いで、シケムの民とミロの家を焼つくさんまたシ
 ケムの民とミロの家よりも火いで、アビメレクを焼つくすべしと云々 かくてヨタム走
 り通れてベエルに往き其兄弟アビメレクの面を避て彼所に住めり、○三アビメレク三
 年の間イスラエルを治めたりしが、三神アビメレクとシケムの民のあひだに悪鬼をお
 くりたまひたればシケムの民アビメレクを欺くにいたる、是エルパアルの七十人の
 子が受たる残忍と彼等の血のこれを殺し、その兄弟アビメレクおよび彼の手に力を
 そへてその兄弟を殺さしめたるシケムの人々に報い来るなり、シケムの人伏兵を山
 の巔に置て彼を窺はしめ、其途を経て傍を過る者を凡て殺しめたり、或人之をアビメ
 クに告ぐ、云々、にエベデの子ガアル、其の兄弟も、シケムに越ゆきたりしかばシ
 ケムの民かれを待り、民田野に出て葡萄を収穫れ、これを踐み、續りて祭禮をなし、そ
 の神の社に入り食ひかつ飲みてアビメレクを誚ふ、云々、エベデの子ガアルいひけるはア
 ビメレクは如何なるものシケムは如何なるものなればか我等彼に従ふべき彼はエ

果なくも賣まれたく思ふた
 ① 橄欖樹等は小き、新約にあり、信する
 ② 新約にある「信する」
 ③ 同じ、十二〇、八、五、三六、
 ④ 出二、八、九、早く燃ゆる荊で
 も立派な利巴嫩の香柏樹
 に火を移す如く、無價値有司
 は多く國家を害す
 ⑤ 士七
 ⑥ 申十六、王上十二、二〇、二〇
 ⑦ 申十六、五上十二、
 ⑧ 亞庇
 ⑨ 米力に母のみ示劍人、一〇
 であつたが、迦勒は、兩親共
 昔の示劍人であつたとい
 える、一何故に汝等の神
 の敵なる其田(耶路巴
 カ)の子亞庇米力に從
 みて居る、
 (三六)の子孫に事へし
 ⑩ の意である、
 ⑪ 亞庇米力

ルパアルの子に非ずやゼブルの補佐なるにあらざるやむしろシケムの父ハモルの一
 族に事ふべし我等なんぞ彼に事ふべけんや、嗚呼此民を吾手に屬しむるものもがな
 らば我アビメレクを除かんと而してガアルアビメレクに汝の軍勢を益て出きたれよ
 と云り、○三、邑の宰ゼブルエベデの子ガアルの言をきいて怒を發し、私に使者をアビ
 メレクに遣りていひけるは、エベデの子ガアル及其兄弟シケムに來り邑をさわがし
 て汝に敵せしめん、然ば汝及び汝共なる民夜の中に與て野に身を伏よ、而て
 朝に至り日の昇る時汝夙興出て邑に攻か、れガアル及び之、もなる民出て汝に
 常らん汝機を見てこれに事をなすべし、○三、アビメレク及び之、もなる民出て汝に
 夜の中に興出て四隊に分れ身を伏てシケムを伺ふ、エベデの子ガアル出て邑の門の
 口に立るにアビメレク及び之、もなる民其伏たるどころより起りしかば、ガアル
 民を見てゼブルにいひけるは、視よ民山の峯々より下るごゼブル之に答へて、汝山の影
 を見て人ご傲すのみといひ、ガアルふた、び語りていひけるは、視よ民地の高處より
 下りまた一隊は法術士の橡樹の途より來ると、三、ゼブル之に、いひけるは、汝が
 アビメレクは何者なれば我等之に事ふべきか、といひし、その汝の口今いづこに在るや、
 汝が侮りたる民にあらざるや、今乞ふ出て之と戦へよ、と云々、
 を率ゐて往てアビメレクと戦ひしが、アビメレク之を追くづしたれば、ガアル其まへよ
 り逃走れり、かくて殺されて斃るもの多くして、邑の門の口までに及ぶ、
 アビメレクはアルマに居りしが、ゼブルはガアルおよびその兄弟等を逐いで、
 居ることを得ざらしむ、民野に出しに人之をアビメレクに告げしかば、
 アビメレクおのれの民を率ゐてこれを三隊に分ち野に埋伏して、伺ふに民邑より出

であるから示劍人とな
 ⑩ 申三、希未人即ち
 ⑪ 巴力に拜む哈林の子孫が多
 少示劍に居た、
 ⑫ 迦南人の殘餘な、
 ⑬ 五十二、を見よ、
 ⑭ 以八山、
 ⑮ 其の國では、著き樹木のあ
 る所が名ある所となつて居
 たり、
 ⑯ 此の樹を以て法術
 士は、僞つて神の託宣を
 人々に傳へたやうであ
 る、
 ⑰ 西布倫、
 ⑱ 是れから正直に言ふ
 ⑲ 西布倫は本と迦勒の
 味方の振して、迦勒に
 戦はしめ、容易く示劍を
 ら彼を迫出した、
 ⑳ 或は既
 戦争が済んだと思ふて畑を
 作る爲であつたかもしれぬ

來りたればすなはち起りて之を撃り、アビメレクおよび之に在る隊の者は襲ひゆきて邑の門の入口に立ち、餘の二隊は野に在るすべてのものをおそふて之を殺せり。アビメレク其日終日邑を攻めつひに邑を取りてそのうちの民を殺し、邑を破却ちて鹽を撒布ぬ。シケムの櫓の人みな之を聞て、ベリテ神の廟の塔に入たりしが、シケムの櫓の人のことごとく集れるよし、アビメレクに聞えければ、アビメレク己ごとくもなる民をこのごとく率ゐて、ガルモン山に上り、アビメレク手に斧を取り、木の枝を斫落し之をおのれの肩に載せ、偕に居る民にむかひて、汝等吾が爲どころを見る急ぎてわがごとく爲せよといひしかば、民もまた皆おのの枝を斫り、おとし、アビメレクに從ひて、枝を塔に倚せかけ、塔に火をかけて、彼等を攻むこゝにおいて、シケムの櫓の人もまた悉く死り、男女およそ一千人なりき。茲にアビメレクテベツに赴き、テベツに對ひ陣を張て之を取しが、邑のなかに一の堅固なる櫓ありて、すべての男女および邑の民みな其所に遁れ、往き後を鎖して、櫓の頂に上りたれば、アビメレクすなはち櫓のまに押寄て之を攻め、櫓の口に近きて火をもて之を焚んどせしに、一人の婦、アビメレクの頭に磨石の上層石を投げて、その腦骨を砕けり。アビメレクおのれの武器を執る少者を急ぎ召て、之にいひけるは、汝の劍を抜て我を殺せ、おそらくは人我をさして、婦に殺されたりといはんと、其少者之を刺し、通したれば、すなはち死り。イスラエルの人々はアビメレクの死たるを見て、おのの處に歸り去りぬ。○五十六 神はアビメレクがその七十人の兄弟を殺して、おのれの父になしたる惡に斯く報いたまへり。またシケムの民のすべての惡き事をも、神は彼等の頭に報いたまへり。すなはちエルバアルの子ヨタムの詛、彼等の上及びべるなり。

① 見よ、② 畏れ、③ 邑を滅ぼす、④ 意、⑤ 示劍に近い山、⑥ 示劍の東北四里餘の邑、⑦ 亞庇米勒、⑧ 非基督の儀型、⑨ 非基督者の如く三年半間、櫓を以て治める、⑩ 又此の婦は教會の儀型とも見え、⑪ 一〇四、⑫ 一〇五、⑬ 見よ、⑭ 廿四節を見よ、⑮ 人は此の世にあつて、神の罰を受くることがあるが、賞罰を完うせらるるは來世である、⑯ 十五節見よ

十章 アビメレクの後、イサクカルの人にて、ドドの子なるアワの子トラ起りて、イスラエルを救ふ。彼エフライムの山のシヤミルに住み、二十三年の間、イスラエルを審判しが、つひに死してシヤミルに葬らる。○三 彼の後に、ギレアド人ヤイル起りて、二十二年の間、イスラエルを審判きたり。彼に子三十人ありて、三十の驢馬に乗る。彼等三十の邑を有り、ギレアドの地に於て、今日まで、ヤイルの村とさなるものすなはち、是なり。ヤイル死て、カモンに葬らる。○四 イスラエルの子孫ふたゝび、エホバの目の前に惡を爲し、バアルとアシタロテ及びスリヤの神、シドン、モアブの神、アンモンの子孫の神、ベリシ人の神に事へ、エホバを棄て、之に事へざりき。エホバ烈しく、イスラエルを怒りて、之をベリシ人及びアンモンの子孫の手に賣付したまへり。其年に、彼等イスラエルの子孫を虐げ難せり。ヨルダンの彼方において、ギレアドにあるどころの、アモリ人の地に居るイスラエルの子孫十八年の間、斯せられたり。キルアンモンの子孫また、エダとベニヤミンとエフライムの族とを、攻んとて、ヨルダンを渡りしかば、イスラエル太く苦めり。十二に、おいて、イスラエルの子孫エホバに呼りて、いひけるは、我等おのれの神を棄て、バアルに事へて、汝に罪を犯したりと。エホバイスラエルの子孫に、いひたまひけるは、我がつて、エジプト人アモリ人アンモンの子孫、ベリシ人より、汝等を救ひ出し、いかに、らすや。又シドン人アモリ人及びマオン人の汝等を困しめしと。汝等我に呼りしかば、我汝等を彼等の手より救ひ出し、然るに、汝等我を棄て、他の神に事ふれば、我がさねて、汝等を救はざるべし。汝等が擇める神々に往て、呼れ、汝等の艱難のときに、之をして、汝等を救はしめよ。イスラエルの子孫エホバに、いひけるは、我等罪を犯せり。すべて、汝の目に善と見るところを、我等になしたまへねがはくは、唯今日、我等を救ひたまへ。

① 見よ、② 結言、士師記、③ 見よ、④ 著名なる人であつた證據、⑤ 此の七種の假神に事へる、⑥ ミ、耶和華が七回救ひ給ふたこと、⑦ 十二節を参考せよ、⑧ 王上三十一、⑨ 王上三十一、⑩ 王上三十一、⑪ 王上三十一、⑫ 王上三十一、⑬ 王上三十一、⑭ 王上三十一、⑮ 王上三十一、⑯ 王上三十一、⑰ 王上三十一、⑱ 王上三十一、⑲ 王上三十一、⑳ 王上三十一、㉑ 王上三十一、㉒ 王上三十一、㉓ 王上三十一、㉔ 王上三十一、㉕ 王上三十一、㉖ 王上三十一、㉗ 王上三十一、㉘ 王上三十一、㉙ 王上三十一、㉚ 王上三十一、㉛ 王上三十一、㉜ 王上三十一、㉝ 王上三十一、㉞ 王上三十一、㉟ 王上三十一、㊱ 王上三十一、㊲ 王上三十一、㊳ 王上三十一、㊴ 王上三十一、㊵ 王上三十一、㊶ 王上三十一、㊷ 王上三十一、㊸ 王上三十一、㊹ 王上三十一、㊺ 王上三十一、㊻ 王上三十一、㊼ 王上三十一、㊽ 王上三十一、㊾ 王上三十一、㊿ 王上三十一

ライム汝等ギレアデ人はエフライムの逃亡者にしてエフライムとマナセの中にをる
 なりと云しに由るヨシテギレアデ人エフライムにおもむくところのヨルダンの津
 をとりきりしがエフライム人の逃れ来る者ありて我を渡らせよといへばギレアデの
 人々に汝はエフライム人なるかと問ひ彼も然らずと言さばまた之に請ふシボ
 レテといへといふに彼その音を正しくいひ得ずしてセボレテと言はすなはち之を引
 捕へてヨルダンの津に屠せりその時にエフライム人のたふれし者四萬二千なりき
 エフタ六年のあひだイスラエルを審きたりギレアデ人エフタつひに死てギレアデ
 のある邑に葬らる○彼の後にベテレヘムのイズザンイスラエルを審きたり九彼に
 三十人の男子ありまた三十人の女子ありしがこれをば外に嫁がしめて其子息等のた
 めに三十人の女を外より娶れり彼七年のあひだイスラエルを審きたり十イズザンつ
 ひに死てベテレヘムに葬らる○彼の後にゼブルン人エロンイスラエルを審きたり
 ゼブルン人エロン十年のあひだイスラエルを審きたり十二ゼブルン人エロンつひに死
 てゼブルンの地のアヤロンに葬らる○彼の後にピラト人ヒレルの子アブドンイ
 スラエルを審きたり十四彼に四十人の男子および三十人の孫ありて七十の驢馬に乗る
 彼八年のあひだイスラエルを審けり十五ピラト人ヒレルの子アブドンつひに死てエ
 フライムの地のピラトに葬らる是はアマレク人の山にあり
 十三エイスラエルの子孫またエホバのまへにて悪を行ひしかばエホバこれを四十
 年の間ベリシテ人の手にわたしたまへり○ニコにダン人の族にて名をマノアとよ
 べるゾラ人あり其妻は石婦にして子を産みしことなしエホバの使者の女に現れて
 之にいひけるは汝は石婦にして子を産みしことあらす然ど汝孕みて子をうまん

① エフタは本に以法蓮の
 ひて、被落日の親方であつ
 た十三、エフライムは今度
 エフタと其の夥伴の基列
 人にむかつて、汝等は皆
 亂暴者で、以列を取らん
 まするといふ意もある
 説言によつて人の生國
 は分解る、示破列は「流水」
 の意、二千四十との説も
 ある、ゼブルンの伯利恒
 ②「美」の意、益撒、
 エロン、押頓は皆以列の
 東北地方の列事であつた
 らしい、多妻の結果であ
 らう、エホバの如し、
 類の意、③「拜む人」
 ④註、⑤「敬」三〇月
 ⑥註、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫、⑬、⑭、⑮、⑯、⑰、⑱、⑲、⑳、㉑、㉒、㉓、㉔、㉕、㉖、㉗、㉘、㉙、㉚、㉛、㉜、㉝、㉞、㉟、㊱、㊲、㊳、㊴、㊵、㊶、㊷、㊸、㊹、㊺、㊻、㊼、㊽、㊾、㊿、

ば汝つゝしみて葡萄酒及び濃き酒を飲むことなかれまたすべて穢たるものを食ふな
 かれ五視よ汝孕みて子を産まん其の頭には剃刀をあつべからず其兒は胎を出るより
 して神のナザレ人(神に身を献げし者)たるべし彼ベリシテ人の手よりイスラエルを
 拯ひ始めんと○其婦人來りて夫に告て曰けるは神の人我にのぞめり其容貌は神の
 使の容貌のごとくにして甚おそろしかりしが我其のいづれより來れるやを問す彼
 また其名を我に告ざりき七彼我にいひけるは視よ汝孕みて子を産まん然ば葡萄酒お
 よび濃き酒を飲むなかれまたすべてけがれたるものを食ふなかれ其兒は胎を出るよ
 り其の死る日まで神のナザレ人たるべしとエホバにこひ求めていひけるは
 あゝわが主よ汝がさきに遣はしたまひし神の人をふたゝび我等にのぞませ之をして
 我等がその産るゝ兒になすべき事を教へしめたまへ神マノアの聲をきゝられたま
 ひて神の使者婦人の田野に坐しをる時に復之にのぞめり時に夫マノアは共にをらざ
 りき十是において婦いそぎ走りて夫に告て之にいひけるは先頃我にのぞみし人また
 我に現はれたりとエホバは起て妻のあとに付て行き其人のもとに至りて之
 に汝はかつて此婦に語言し人なるかといふに然りとこたふマノアいひけるは汝の
 言のごとく成ん時は其兒の養育方および之になすべき事は如何十三エホバの使者マノ
 アにいひけるはわがさきに婦に言しところのこといもは婦之をつゝしむべきなり十四
 すなはち葡萄酒よりいづる者は凡て食ふべからず葡萄酒と濃き酒を飲すまたすべ
 穢たる者を食ふべからずすべてわが彼に命じたることいもを彼守るべきなり○十五マ
 ノアエホバの使者にいひけるは請我等をして汝を款留しめ汝のまへに山羊羔を備へ
 しめよ十六エホバの使者マノアにいひけるは汝我を款留も我は汝の食物をくらは

① 假令酒を飲むは善いと
 しても、健康の爲といひ、
 といひ、健康の爲といひ、
 人を救ふ爲といふ理由で信
 者が斷然酒を禁するは當
 然である、信者が禁酒する
 ことに就ては辭、酒を見
 ② 辭十一、一、一、九、
 ③ 辭十一、一、一、九、
 ④ 參孫の傳を見れば其の
 動作は完成なく、獸母其の時
 以、列は始めて非利士
 人の手より救出されたの
 である、四三、
 ⑤ 註、
 ⑥ 註、
 ⑦ 註、
 ⑧ 註、
 ⑨ 註、
 ⑩ 註、
 ⑪ 註、
 ⑫ 註、
 ⑬ 註、
 ⑭ 註、
 ⑮ 註、
 ⑯ 註、
 ⑰ 註、
 ⑱ 註、
 ㉑ 註、
 ㉒ 註、
 ㉓ 註、
 ㉔ 註、
 ㉕ 註、
 ㉖ 註、
 ㉗ 註、
 ㉘ 註、
 ㉙ 註、
 ㉚ 註、
 ㉛ 註、
 ㉜ 註、
 ㉝ 註、
 ㉞ 註、
 ㉟ 註、
 ㊱ 註、
 ㊲ 註、
 ㊳ 註、
 ㊴ 註、
 ㊵ 註、
 ㊶ 註、
 ㊷ 註、
 ㊸ 註、
 ㊹ 註、
 ㊺ 註、
 ㊻ 註、
 ㊼ 註、
 ㊽ 註、
 ㊾ 註、
 ㊿ 註、

じまた汝燔祭をそなへんとならばエホバにこれをそなふべしとマノアは彼がエホバの使者なるを知ざりしなりとマノアエホバの使者にいひけるは汝の名はなんぞ汝の言の効驗あらんときは我等汝を崇んんエホバの使者にいひけるは我が名は不思議なり汝何故に之をたづぬるやとマノア山羊羔と素祭物とをとり磐のうへにて之をエホバにさへく使者すなはち不思議なる事をなせりマノアとその妻を視る三すなはち火燄増より天にあがれるときエホバの使者壇の火燄のうちにありて昇れりマノアと其の妻に現はれざりきマノアつひに彼がエホバの使者たりしを曉れり三茲にマノアエホバもし我等を殺さんとおもひたまはし我等の手より燔祭及び素祭をうけたまはざりしならんまたこれらの諸の事を我等に示すことをなしとたびのごとく我等に斯ることを告たまはざりしなるべしと○言かくて婦子を産てその名をサムソンと呼べりその子育ち行くエホバこれを恵みたまふ三エホバの霊ゾラとエシタオルのあひだなるマハチダンにて始て感動す

十四サムソンテムナテに下りペリシテ人の女にてテムナテに住るひとりの婦を見二歸り上りておのが父母に語ていひけるは我ペリシテ人の女にてテムナテに住るひとりの婦を見たりとされば今之をめぐりてわが妻とせよと三其父母之にいひけるは汝ゆきて割禮を受けざるペリシテ人のうちより妻を迎んとするは汝が兄弟等の女のうちもしくはわがすべての民のうちには婦女なきが故なるかごまかるにサムソン父にむかひ彼婦わがこゝろに適へば之をわがために娶れと言ひその父母はこの事に

何方等が承知せればならん即ち人間なら燔祭を受容れず、受容るるならこれを神とせればならん
 ① 何方等が承知せればならん ② 人間なら燔祭を受容れず、受容るるならこれを神とせればならん
 ③ 燔祭を受容るるならこれを神とせればならん
 ④ 燔祭を受容るるならこれを神とせればならん
 ⑤ 燔祭を受容るるならこれを神とせればならん
 ⑥ 燔祭を受容るるならこれを神とせればならん
 ⑦ 燔祭を受容るるならこれを神とせればならん
 ⑧ 燔祭を受容るるならこれを神とせればならん
 ⑨ 燔祭を受容るるならこれを神とせればならん
 ⑩ 燔祭を受容るるならこれを神とせればならん

のエホバより出しなるを知ざりきサムソンはペリシテ人を攻んと費をうかひしなりそは其ころペリシテ人イスラエルを轄め居たればなり○サムソン父母ともテムナテに下りてテムナテの葡萄園にいたるに稚き獅子咆哮りて彼に向ひしがホバの靈彼にのぞみたれば山羊羔を裂がごとくに之を裂たりしが手には何の武器も持ざりきされどサムソンはその爲し、ことを父にも母にも告すしてありぬサムソンつひに下りて婦とうちかたらひしが婦其心になへり○かくて日を経て後サムソンかれを娶らんとて立かへりしが身を轉して彼の獅子の屍を見るに獅子の體に蜂の群と蜜とありければんすなはちその蜜を手にとりて歩みつゝ食ひ父母の許にいたりて之を與へけるに彼等之を食へりされど獅子の體よりその蜜を取來れることをば彼等にかたらざりきと斯て其の父下りて婦のもとに至りしかばサムソン少年の習例にまたがひてそこに饗宴をまうけたるにサムソンを見て三十人の者をつれ來りて之が伴侶とならしむ○サムソン彼等にいひけるは我汝等にひとつの隠語をかけん汝等七日の筵宴の内之を解てあきらかに之を我に告なば我汝等に裏衣三十と衣三十と裏衣三十と裏衣三十と然れどももし之を我に告得ずば汝等我に裏衣三十と衣三十と裏衣三十と裏衣三十と與ふべしと彼等之にいひけるは汝の隠語をかけて我等に聽しめよサムソン之にいひけるは食ふ者より食物出で強き者より甘き物出でたりと彼等三日の中に之を解ことあたはざりしかば第七日にいたりてサムソンの妻にいひけるは汝の夫を説すゝめて隠語を我等に明さしめよ然せずば火をもて汝と汝の父の家を焚ん汝等はわれらの物をとらんとてわれらを招けるなるか然るにあらざるやとサムソンは是においてサムソンの妻サムソンのまへに泣いていひけるは汝はわれを惡む而已われを愛せざるなり汝わが民

稚いれ大くなつた獅子
 ① 稚いれ大くなつた獅子 ② 稚いれ大くなつた獅子
 ③ 稚いれ大くなつた獅子 ④ 稚いれ大くなつた獅子
 ⑤ 稚いれ大くなつた獅子 ⑥ 稚いれ大くなつた獅子
 ⑦ 稚いれ大くなつた獅子 ⑧ 稚いれ大くなつた獅子
 ⑨ 稚いれ大くなつた獅子 ⑩ 稚いれ大くなつた獅子
 ⑪ 稚いれ大くなつた獅子 ⑫ 稚いれ大くなつた獅子
 ⑬ 稚いれ大くなつた獅子 ⑭ 稚いれ大くなつた獅子
 ⑮ 稚いれ大くなつた獅子 ⑯ 稚いれ大くなつた獅子
 ⑰ 稚いれ大くなつた獅子 ⑱ 稚いれ大くなつた獅子
 ⑲ 稚いれ大くなつた獅子 ⑳ 稚いれ大くなつた獅子
 ㉑ 稚いれ大くなつた獅子 ㉒ 稚いれ大くなつた獅子
 ㉓ 稚いれ大くなつた獅子 ㉔ 稚いれ大くなつた獅子
 ㉕ 稚いれ大くなつた獅子 ㉖ 稚いれ大くなつた獅子
 ㉗ 稚いれ大くなつた獅子 ㉘ 稚いれ大くなつた獅子
 ㉙ 稚いれ大くなつた獅子 ㉚ 稚いれ大くなつた獅子
 ㉛ 稚いれ大くなつた獅子 ㉜ 稚いれ大くなつた獅子
 ㉝ 稚いれ大くなつた獅子 ㉞ 稚いれ大くなつた獅子
 ㉟ 稚いれ大くなつた獅子 ㊱ 稚いれ大くなつた獅子
 ㊲ 稚いれ大くなつた獅子 ㊳ 稚いれ大くなつた獅子
 ㊴ 稚いれ大くなつた獅子 ㊵ 稚いれ大くなつた獅子
 ㊶ 稚いれ大くなつた獅子 ㊷ 稚いれ大くなつた獅子
 ㊸ 稚いれ大くなつた獅子 ㊹ 稚いれ大くなつた獅子
 ㊺ 稚いれ大くなつた獅子 ㊻ 稚いれ大くなつた獅子
 ㊼ 稚いれ大くなつた獅子 ㊽ 稚いれ大くなつた獅子
 ㊾ 稚いれ大くなつた獅子 ㊿ 稚いれ大くなつた獅子

の子孫に隠語をかけて之をわれに説あかさすとサムソン之にいふ我これをわが父や
 母にも説あかささればいかに汝に説あかさすべけんやと婦七日の筵宴のあひだ彼の
 まへに泣き居りしが第七日に至りてサムソンつひに之を彼に説あかせり其は太く強
 ければなり婦すなはち隠語をおのが民の子孫に明せり是に於いて第七日に及て日
 の没るまへに邑の人々サムソンにいひけるは何ものか蜜よりあまからん何ものか獅
 子より強からんとサムソン之にいひけるは汝等わが牝犢をもて耕さざらんばわ
 が隠語を解得ざるなりと○十九茲にエホバの霊サムソンに臨みしかばサムソンアシケ
 ロンに下りてかしの者三十人を殺しその物を奪ひ彼の隠語を説し者等にその衣服
 を與へばげしく怒りて其父の家にかへり上れりサムソンの妻はサムソンの友とな
 り居たるその伴侶の妻となりぬ

十五章 一日を經てのち麥秋の時にサムソン山羊をたづさへて妻のもとを訪ていひ
 けるは我室に入てわが妻に會んと然るに妻の父其入ことをゆるさず其父すなはち
 いひけるはわれまことに汝は彼の婦を嫌ひたりと意ひしがゆるるに彼を汝の伴侶たり
 し者に與へたり彼が妹は彼よりも善にあらすやねがはくは彼に代て之を汝のもの
 せよサムソン彼等にいひけるは今回はわれペリシテ人に害を加ふるも彼等に對
 して罪なかるべしとサムソンすなはち往て山犬三百をもらへて尾をつけてペリシテ人
 あはせてその二つの尾の間に一つの火炬を結びつけ五火炬に火をつけてペリシテ人
 のいまだ刈る麥のなかにこれを放ち入れその束ね積たるものいまだ刈るものを
 焚き橄欖の園にまで及ばせりペリシテ人いひけるは是は誰の行爲なるやこたへ
 て言ふテムナテ人の婿サムソンなりそは彼サムソンの妻をとりて其伴侶なりし者

① 此の宴は一週間或
 は二週間行ふ習慣であ
 った。② 強ひて吾が妻に洩
 らされた。③ 聖靈。④ 一
 時、舊約時代に聖靈は願は
 れず、自ら人の上に臨
 り給ふた、辭。⑤ 聖靈。⑥
 非利士の海岸にある邑。⑦
 殺すことのみを見れば善く
 ないことであるが神に許さ
 れてしたことであつたなら
 直に悪いとはいへない、迦
 南人の滅ぼされたのは其の
 罪の爲である。⑧ 註。⑨
 不信、不貞。⑩ 一
 時。⑪ 五月頃。⑫ 一時に取つ
 たことは書いてない、此の邊
 には今も多く居る。⑬ 四
 百七十九

に與へたればなりとこゝにおいてペリシテ人上りきたりて彼の婦とその父とを火に
 て燒きうしなへりサムソンかれらに言ふ汝等斯おこなへば我汝等に仇をむくはで
 は止じと入すなはち脛に腿に彼等を撃て大いに之を殺せりかくてサムソンは下りて
 エタムの巖間に居る○十九こゝにおいてペリシテ人上り來りてエタムに陣を取りレヒに
 布き備へたればエタムの人をいひけるは汝等何の故に我等に攻めのほりたるやどか
 れらこたへけるはサムソンを縛りて彼が我等に爲しごとくかれに爲さんとのぼ
 れるなりと是をもてエタムの人三千人エタムの巖間にくだりてサムソンにいふ汝べ
 リシテ人はわれらを縛るものなるを知らざるや汝などてか我等に斯る事をなしや
 サムソンかれらにいひけるは我は彼等が我に爲し、如く彼等に爲しなりとさかれ
 らまたサムソンにいひけるは我等は汝を縛りてペリシテ人の手にわたさんとして下り
 きたれりサムソンかれらにいひけるは汝等の自ら我を害すまじきことを我に誓へま
 さんのみわれらは必ず汝を殺さざるべしとすなはち二條の新しい索をもて彼をい
 ましめて巖より之を携かへれり○二十サムソンレヒにいたれるときペリシテ人聲を揚
 てかれに近きしが時しもエホバの霊彼にのぞみたればその腕にかゝれる索は火に焚
 たる麻のごとくになりて手のいましめ解はなれたりサムソンすなはち驢馬のあた
 らしき腮骨ひとつを見出し手をのべて之を取り其をもて一千人を殺し而して言ふ
 驢馬の腮骨をもて山をきづき山をつくる、驢馬の腮骨をもて我一千人を撃殺せりと
 渴をおぼゆること甚だしかりしかばエホバによははりていふ汝のしもべの手をも

① 士十五 参孫は士師
 (判) 士であつたが十一節
 の註を見よ。② 参孫は但の
 支族の入り。③ であつたが
 太に往つた。④ 一。⑤
 九。⑥ 七。⑦ 二。⑧ 比。⑨
 一。⑩ 参孫は、敵に從ふて
 此の事を行ふた、敵を復す
 ぬ。⑪ 銀。⑫ 一。⑬ 一。
 ⑭ 二。⑮ 一。⑯ 一。
 ⑰ 一。⑱ 一。⑲ 一。
 ⑳ 一。㉑ 一。㉒ 一。
 ㉓ 一。㉔ 一。㉕ 一。
 ㉖ 一。㉗ 一。㉘ 一。
 ㉙ 一。㉚ 一。㉛ 一。
 ㉜ 一。㉝ 一。㉞ 一。
 ㉟ 一。㊱ 一。㊲ 一。
 ㊳ 一。㊴ 一。㊵ 一。
 ㊶ 一。㊷ 一。㊸ 一。
 ㊹ 一。㊺ 一。㊻ 一。
 ㊼ 一。㊽ 一。㊾ 一。
 ㊿ 一。

て汝この大なる拯をほごしたまへるにわれ今渴きて死に割禮を受けざるもの、手
 におちいらんとす。こゝにおいて神レヒに在るくばめる所を裂きたまひしかば水
 そこよりながれいでしがサムソン之を飲たれば精神舊に返りてふた、び爽になりぬ
 故に其名をエン、ハツコレ（呼ばるゝもの、泉一と呼ぶ是今日にいたるまでレヒに
 在りニサムソンはベリシテ人の治世の時に二十年イスラエルをさばけり
 十六章 サムソンガザに往きかしこにてひとり之の妓を見てその處に入りニサム
 ソンこゝに來れりガザ人につぐるものありければすなはち之を取り圍みよもすが
 ら邑の門に埋伏し詰朝におよび夜の明たる時に之をころすべしといひてよもすがら
 静まりかへりて居るニサムソン夜半までいね夜半にいたりて興き邑の門の扉どふた
 つの柱に手をかけて、礎もろとも是をひきぬき肩に載てヘブロンに向なる山の
 嶺に負のぼれり○このうちサムソンソレクの谷に居る名はテリラと言ふ婦人を
 愛すニベリシテ人の群伯その婦のもとに上り來て之にいひけるは汝サムソンを説す
 すめてそのおほいなる方は何に在るかまた我等如何にせば之に勝て之を縛りくるし
 ひるを得べきかを見出せ然すればわれらおの、銀千百枚づゝを汝に與ふべし○大
 こゝにおいてテリラサムソンにいひけるは汝の大なる方は何にあるかまた如何せば
 汝を縛りて苦むることを得るや請之をわれにつげよサムソン之にいひけるは人も
 し乾きしことなき七條の新しい繩をもてわれを縛るときはわれ弱くなりて別の人の
 ごとくならんことなき七條の新しい繩をもてわれを縛るときはわれ弱くなりて別の人の
 にもち來りければ婦之を以てサムソンをしばりしがかねて室のうちに人しのび居
 て己ごゝもにありたれば斯してサムソンにむかひサムソンよベリシテ人汝に及ぶ

○一 偶像教徒で
 神に助けられない人
 奇跡(四五〇 廿六〇) 十七五
 士師として認められ
 た。サムソンは列を救ひ給
 めた耳、○五三 撒母耳に
 よつて完成く救ふたのであ
 る○五三 埃及への海岸街
 道の南にある邑 ○迦薩
 から希伯倫までは十六
 里あるが迦薩に近い山
 ら希伯倫が見える、多分
 此の山であらう ○耶
 路撒冷から西に五里あ
 る所から西北へ通する
 屈えた長い窪地である ○
 一〇又二〇 一六 各箇の
 携ふ金は約二千五百圓に
 なる ○此の繩は獸の脚で
 こしらへたもの或は蔓の類

と云にサムソンすなはちその索を絶りあだかも麻絲の火にあひて斷るゝがごとし斯
 其方の原由知れざりきテリラサムソンにいひけるは視よ汝われを欺きてわれに
 誑を告たり請ふ何をもてせば汝を縛ることを得るや今我に告よ彼之にいひける
 はもし人用ゐたることなき新しい索をもてわれを縛りいましめなばわれ弱くなりて
 別の人のごとくならんことなき新しい索をもてわれを縛りいましめなばわれ弱くなりて
 かして彼にいふサムソンよベリシテ人汝におよぶと時に室のうちに人しのび居たり
 しガサムソン絲のごとくにその索を腕より絶おとせりテリラサムソンにいひける
 は今までは汝われを欺きて我に誑をつげたるが何をもてせば汝をしばることを得る
 やわれに告よ彼之にいひけるは汝もしわが髪毛七條を機織の緯線とにも織ばすな
 はち可しと婦すなはち釘をもて之をどめおきて彼にいひけるはサムソンよベリシ
 テ人汝におよぶとサムソンすなはち其寝をさまし機織の釘と緯線とを曳拔り○十五
 こゝにおいてサムソンにいひけるは汝の心われに居ざるに汝いかでわれを愛すとい
 ふや汝すでに三次われをあざむきて汝が大なる力の何にあるかをわれに告すと十六日
 ひにその言をもて之にせまりうながして彼を死に候はかりに苦ませたれば十七日
 しことあらずそはわれ母の胎を出るよりして神のナザレ人たればなりもしわれ髪を
 そりおとされなばわが力われをはなれわれは弱くなりて別の人のごとくならんこと
 テリラサムソンがごとく其のこゝろを明したるを見人をつかはしてベリシテ人
 の群伯を召ていひけるはサムソンことく其の心をわれに明したれば今ひとたび
 上り來るべしとこゝにおいてベリシテ人の群伯かの銀を携へて婦のもとにいたる十九

○ 嘘を云ふたに相違ない
 がサムソンは、欺騙をいふ人
 であつたらしい、註
 ○十六 ○十九にあること
 比べよ ○「ナザレ人」の
 ことは○六を見よ、又○五三
 サムソンは拿撒勒人でありなが
 ら肉情に敗れて ○○七
 獅子を殺したサムソンは、
 婦人に敗れ、イサエル人を裁
 き治めん爲に神に召された
 彼は最後まで非利士人を征
 服せず、遂に彼等に破ら
 れた、人が、神の約束を
 疑ひ、神に離れて居る
 時にサムソンは、堅く神に信
 頼して居つた、此の信仰は
 讃むべきである ○一〇二、彼は
 廿年間國の爲に働いたが
 弱點は割合に少くあつた

三 婦おのが膝のうへにサムソンをねむらせ人をよびてその頭髮七縷をきりおとさしめ
之を善めはじめたるにその力すでにうせさりてあり婦はこゝにおいてサムソンよべ
リシテ人汝におよぶといひければ彼睡眠をさましていひけるはわれ毎のごとく出て
身を振はさんと彼はエホバのおのれをはなれたまひしを覺らざりき三ベリシテ人す
なはち彼を執へ眼を抉りて之をガザにひき不り銅の鍵をもて之を繋がりかくてサム
ソンは囚獄のうち磨を挽居たりしが○三其髪を毛剃りおとされてのち復長はじめ
たり三益にベリシテ人の群伯共にあつまりてその神ダゴンにおほいなる祭物をさし
げて祝をなさんとしすなはち言ふわれらの神はわれらの敵サムソンをわれらの手に
付したりと三民サムソンを見ておのれの神をほめたへて言ふわれらの神はわれら
の敵たる者われらの地を荒ししものわれらを數多殺ししものをわれらの手に付した
りと三その心に喜びていひけるはサムソンを召てわれらのために戯技をなさしめよ
とて囚獄よりサムソンを召いだし、かばサムソン之がために戯技をなせり彼等サム
ソンを柱の間に立しめしに三サムソンおのが手をひきをる少者にいひけるはわれを
はなして此家の倚て立どころの柱をさぐりて之に倚しめよと三其家には男女充ちべ
リシテ人の群伯もまたみな其處に居る又屋蓋のうへには三千ばかりの男女をりてサ
ムソンの戯技をなすを觀てありき○三時にサムソンエホバに呼はりいひけるはあ
主エホバよねがはくは我を記念えたまへ嗚呼神よねがはくは唯今一度我を強くして
わがふたつの眼のひとつのためだにもベリシテ人に仇をむいしめたまへと三サ
ムソンすなはちその家の倚てたつどころの兩箇の中柱のひとつを右の手ひとつを左
の手にかへて身をこれによせたりしが三サムソン我はベリシテ人とともに死なん

④ 余撒勒人たる妻の資格は亞當の資格(位)に似て居つた、何方も契約を守らず、踏むべき條件をまなかつたので、神に罰を蒙り得損じた。○三〇三七
○三〇三九 比較 ○三〇七
○三〇九 婦女の業 ○非利士人の第一等の神 ○二五五〇
○三〇一 其の像は男の人魚の如し、水によりて現はる。天然の力を表す ○新説 ○二五二
○三〇一 自殺したさいはんよりも、事ある敵を殺す爲に自身を犠牲としたのである、基督も其の死によつて死に地獄の大敵を滅ぼし給ふた。○二五〇

三 といひて力をきはめて身をかゝめたれば家はそのなかに居る群伯とすべての民のう
へに倒れたりかくサムソンが死るときに殺ししものは生けるときに殺しし者よりも
おほかりき三このうちサムソンの兄弟およびその父の家族ごとく下りて之を取
り携へのばりてゾラとエシタオルのあひだなる其の父マノアの墓にはうむれりサム
ソンがイスラエルをさばきしは二十年なりき
十七 一、こゝにエフタイムの山の人にて名をミカとよべるものありしがニその母に
言けるは汝かつてその千百枚の銀を取られしとを吾が聞どころにて誼ひて語りしが
視よ其銀はわが手に在り我之を取れるなりと母すなはちわが子よねがはくはエホバ
汝に祝福をたまへと言ひ三彼千百枚の銀をその母にかへし、かば母いひけらくわ
れわが子のためにひとつを像を鑄みひとつを像を鑄んだめにその銀をわが手よりエ
ホバに納む然ばわれ今之を汝にかへすべしと三ミカその銀を母にかへし、かば母そ
の銀二百枚をとりて之を鑄物師にあたへてひとつを像をききませひとつを像を鑄さ
せたり其像はミカの家在り五このミカといふ人神の殿をもちをりエホバにおよびテ
ラビムを造りひとりの子を立ておのが祭司となせり三此ときにはイスラエルに王な
かりければ人々おのれの目に是とみゆることを行へり○三こゝにひとりの少者あり
てベテレヘム、ユダに於てユダの族の中にをる彼はレビ人にしてかしこに寓居るな
り八この人居べきところをたづねてその邑ベテレヘム、ユダを去しが遂に旅してエフ
タイムの山にゆきてミカの家に行たりしに九ミカ之にいひけるは汝いづこより來れ
るやと彼之にいふ我はベテレヘム、ユダのレビ人なるが居べきところをたづねに往
くものなり三ミカ之に言けるは汝われと偕に居りわがために父も祭司ともなれよ

④ 奇跡(前頁) ○三〇一
○三〇一 是より士師記の記事に二箇の事項が加へられた、是によりて、以列の社會の素亂と遂に王を賜ふに至つたこと明白になる。○約西亞の出土文書で以列國の柱石であつた。○一〇 凡一千五百圓。呪詛を禁する語。○二箇の像。○一八 或は像及び像を建つる鑄物の臺。○第二 誼に反く(出廿) 社廟の如きもの。○神に奉問する時著る風。○家庭的假神であらう。○三〇一 米迦は偶像を造

五人のダン人ミカを尋ねる

然ばわれ年に銀十枚および衣服食物を汝にあたへんとレビ人すなはち入しが十二レビ人つひにその人と僧に居んことを肯ふ是においてその少者はかれの子の一人のごとくなりぬ十二 カレビ人なるこの少者をたて、祭司となしたればすなはちミカの家に住る十三ミカこゝにおいて言ふ今われ知るエホバわれに恩恵をたまはんそはこのレビ人われの祭司となればなり

十八章 一 當時イスラエルには王なかりしがダン人の支派其頃住むべき地を求めたり是は彼等イスラエルの支派の中にありて其日まで未だ産業の地を得ざりしが故なりニダンの子孫すなはちゾラとエシタオルよりして自己の族の勇者五人を遣はしその境を出て土地を窺ひ探らしむ即ち彼等に言ふ往て土地を探れと彼等エフライムの山にいたりミカの家につきて其處に宿れりミカの家の際にある時レビ人なる少者の聲を聞きたれば身をめぐらして其處にいりて之に言ふ誰が汝を此に携きたりしや汝此處にて何をなすや此に何の用あるや其人かれらに言けるはミカ斯々我を待ひ我を雇ひて我その祭司となれりと五彼等これに言ふ請ふ神に問ひ我等が往て汝等が往てころの途はエホバの前にあるなりと七是に於て五人の者往てライシにいたり其處に住る人民を視るに顧慮なく住ひをり其安穩にして安固なることシドン人のごとし此國には政權を握りて人を煩はす者絶てあらず其シドン人と隔たること遠くまた他の人民と交ることなし八斯て彼等ゾラとエシタオルに返りてその兄弟等にいたるに兄弟等如何なりしやと彼等に問ければ九答て言ふ起よ彼等の所に攻めばらん我等その地を見るに甚だ善し汝等は安んじをるなり進みいたりてその地を取る

つても是に民宗教の儀式と祭司等とを加へれば皆澤くなることいふ誤信があつた
 ① 金高は少い ② 無論米迦は通常の祭司として聖別する権限は無い ③ 神の指示し給ふて行ふべき儀式等を粗末にし、私心して設けた道を行ふて神の聖さもを潰した、凡て偶像敬は此類である ④ 但の支族が得べしと定つて居つた時十八、然し敵に迫出た ⑤ 王の ⑥ 王の ⑦ 王の ⑧ 王の ⑨ 王の ⑩ 王の ⑪ 王の ⑫ 王の ⑬ 王の ⑭ 王の ⑮ 王の ⑯ 王の ⑰ 王の ⑱ 王の ⑲ 王の ⑳ 王の ㉑ 王の ㉒ 王の ㉓ 王の ㉔ 王の ㉕ 王の ㉖ 王の ㉗ 王の ㉘ 王の ㉙ 王の ㉚ 王の ㉛ 王の ㉜ 王の ㉝ 王の ㉞ 王の ㉟ 王の ㊱ 王の ㊲ 王の ㊳ 王の ㊴ 王の ㊵ 王の ㊶ 王の ㊷ 王の ㊸ 王の ㊹ 王の ㊺ 王の ㊻ 王の ㊼ 王の ㊽ 王の ㊾ 王の ㊿ 王の

十 ことを怠るなかれ 十一 汝等往て安固なる人民の所に至らん其地は堅横どもに廣し神これを汝等の手に興へたまふなり此處には世にある物一箇も缺ることあらず十二是に於てダン人の族の者六百人武器を帯てゾラとエシタオルより出ゆき十三上りてユダのキリヤテ、ヤリムに陣を張り是をもて其處をマハチ、ダンと名けしがその名今日に存る是はキリヤテ、ヤリムの後にあり十三 彼等其處よりエフライム山に進みミカの家に至りけるに十四 夫のライシの國を窺ひに往たりし五人の者其兄弟等に告て言けるは是等の家にはエホデ、アラビム、および難める像と鑄たる像あるを汝等知や然ば汝等今その爲べきことを考よと十五 乃ち其方に身をめぐらして夫のレビ人の少者の家なるミカの家に至りてその安否を問けるが十六 武器を帯たる六百人のダンの子孫は門の入口に立ち○ 夫の土地を窺ひに往たりし五人の者上りて其處にいり其難める像とエホデ、とアラビム、および難める像を取けるが祭司は武器を帯たる六百人の者ととも門の入口に立ちたり此人々ミカの家にいりてその難める像とエホデ、とアラビムと鑄たる像とを取しかば祭司かれらに汝等何をなすやと言ふに十九 彼等これに言けるは汝黙せよ汝手を口にあて、我等どもに來り我等の父ども祭司どもなれよかし一人の家の祭司たるどイスラエルの一の支派一の族の祭司たるとは何か好や二十 祭司すなはち心に悦びてエホデとアラビムと難める像とを取て民の中に入る三 斯てかれら身をめぐらしその子女と家畜と財寶を前にたて、進みしが三ミカの家を遙に離れし時ミカの家に近きころの家の人々呼はり集てダンの子孫に追ひつき三ミカの子孫を呼たれば彼等回顧てミカに言ふ汝何事ありて集しや言かれら言けるは汝等はわが造れる神々および祭司を奪ひさりたれば我尙何かあらん然るに汝等何ぞ我

水利あり、
 ① 水あり、
 ② 水あり、
 ③ 水あり、
 ④ 水あり、
 ⑤ 水あり、
 ⑥ 水あり、
 ⑦ 水あり、
 ⑧ 水あり、
 ⑨ 水あり、
 ⑩ 水あり、
 ⑪ 水あり、
 ⑫ 水あり、
 ⑬ 水あり、
 ⑭ 水あり、
 ⑮ 水あり、
 ⑯ 水あり、
 ⑰ 水あり、
 ⑱ 水あり、
 ⑲ 水あり、
 ⑳ 水あり、
 ㉑ 水あり、
 ㉒ 水あり、
 ㉓ 水あり、
 ㉔ 水あり、
 ㉕ 水あり、
 ㉖ 水あり、
 ㉗ 水あり、
 ㉘ 水あり、
 ㉙ 水あり、
 ㉚ 水あり、
 ㉛ 水あり、
 ㉜ 水あり、
 ㉝ 水あり、
 ㉞ 水あり、
 ㉟ 水あり、
 ㊱ 水あり、
 ㊲ 水あり、
 ㊳ 水あり、
 ㊴ 水あり、
 ㊵ 水あり、
 ㊶ 水あり、
 ㊷ 水あり、
 ㊸ 水あり、
 ㊹ 水あり、
 ㊺ 水あり、
 ㊻ 水あり、
 ㊼ 水あり、
 ㊽ 水あり、
 ㊾ 水あり、
 ㊿ 水あり

六百人のダン人來りてミカの像を取る

三にむかひて何事ぞやと言や三ダンの子孫かれに言けるは汝の聲を我等の中に聞えし
 四にむかひて何事ぞやと言や三ダンの子孫かれに言けるは汝の聲を我等の中に聞えし
 五にむかひて何事ぞやと言や三ダンの子孫かれに言けるは汝の聲を我等の中に聞えし
 六にむかひて何事ぞやと言や三ダンの子孫かれに言けるは汝の聲を我等の中に聞えし
 七にむかひて何事ぞやと言や三ダンの子孫かれに言けるは汝の聲を我等の中に聞えし
 八にむかひて何事ぞやと言や三ダンの子孫かれに言けるは汝の聲を我等の中に聞えし
 九にむかひて何事ぞやと言や三ダンの子孫かれに言けるは汝の聲を我等の中に聞えし
 十にむかひて何事ぞやと言や三ダンの子孫かれに言けるは汝の聲を我等の中に聞えし
 十一にむかひて何事ぞやと言や三ダンの子孫かれに言けるは汝の聲を我等の中に聞えし
 十二にむかひて何事ぞやと言や三ダンの子孫かれに言けるは汝の聲を我等の中に聞えし
 十三にむかひて何事ぞやと言や三ダンの子孫かれに言けるは汝の聲を我等の中に聞えし
 十四にむかひて何事ぞやと言や三ダンの子孫かれに言けるは汝の聲を我等の中に聞えし
 十五にむかひて何事ぞやと言や三ダンの子孫かれに言けるは汝の聲を我等の中に聞えし
 十六にむかひて何事ぞやと言や三ダンの子孫かれに言けるは汝の聲を我等の中に聞えし
 十七にむかひて何事ぞやと言や三ダンの子孫かれに言けるは汝の聲を我等の中に聞えし
 十八にむかひて何事ぞやと言や三ダンの子孫かれに言けるは汝の聲を我等の中に聞えし
 十九にむかひて何事ぞやと言や三ダンの子孫かれに言けるは汝の聲を我等の中に聞えし

① 四領人は商業を以て立
 ② 戦争を好まなんだ、然し
 ③ 戦争を起らんか、敢て心配
 ④ しなかつた、此の拉魯人
 ⑤ はもと四領の領地であ
 ⑥ った
 ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

然る後に去れよと二人すなはち坐りて共に食飲しけるが女の父その人にいひける
 は請ふ 辛に今夜を明し汝の心を樂ましめよと 其人起て去んとしけるに外男こ
 れを強たれば遂に復其所に宿り、五日におよびて朝はやく起いで、去んとしたるに
 女の父これに言けるは請ふ汝の心を強くせよと是をもて日の昇るまでとまりて共
 に食をなしけるが、其人つひに妾および僕どもに去んとて起あがりければ女の父
 彼に言ふ視よ今は日暮なんどす請ふ今夜を明されよ視よ日昇たり汝此にやどりて
 汝の心をたのしませ明日蚤く起て出たれ汝の家にいられよと 然るに其人止宿るこ
 とを肯ずして起て去りエブスの對面にいたる是はエルサレムなり鞍おける二の驢馬
 彼どもにあり妾も彼どもなりきと 彼等エブスの近傍に在る時日はや没んどしけ
 れば僕其主人にいひけるは請ふ來れ我等身をめぐらししてエブス人の此色にいりて其
 所に宿らんとすその主人これに言けるは我等は彼所に身をめぐらししてイスラエルの
 子孫の邑ならざる外國の人の邑にいるべからずギベアに進みゆかんとすすなはちそ
 の僕にいひけるは來れ我等ギベアかラマか是等の處の一に就て止宿んとす皆す、み
 往きけるがベニヤミンのギベアの近邊にて日暮たればギベアにゆきて宿らんとて
 其所に身をめぐらし入て邑の衢に坐しけるに誰も彼を家に接て宿らしむる者なかり
 き、夫時に一人の老人日暮に田野の動作をやめて歸りきたる此人はエフライム山の者
 にしてギベアに宿寓れるなり但し此處の人はベニヤミン人なりと 彼目をあげて旅人
 の邑の衢に在るを見たり老人すなはちいひるは汝は何所にゆくなるや何所よりきた
 るやと 其人これにいひけるは我等はベテレヘム、ユダよりエフライム山の奥に赴
 むく者なり我は彼所の者にて既にベテレヘム、ユダにゆき今エホバの室に詣らんと

① 伯利恒から耶路撒冷ま
 ② では僅に二里餘で二時間の
 ③ 行程である、耶布士の時
 ④ 所、聖門時代の耶路撒冷は
 ⑤ 大なるものでなかつた、城
 ⑥ は山の山にあつた、
 ⑦ 其の時未だ耶布士人が耶路
 ⑧ 撒冷に居た、
 ⑨ 耶路撒冷の
 ⑩ 北方で二里の處にある、
 ⑪ 其處は後で捕羅の住
 ⑫ 所に成つた、
 ⑬ 耶路
 ⑭ 撒冷の北で二里程はなれた
 ⑮ 所、
 ⑯ 人は不親切であつた、
 ⑰ 不親切は此の國に
 ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

十九 するなるが誰もわれを家に接ものあらず。然と驢馬の糞も飼糞もあり又我ど汝の婢
 二十 および僕等といもなる少者の用うべき食物も酒もありて何も事缺るところなし。老
 二十一 人いひけるは願くは汝安かれ汝が需むる者は我そなへん。唯衛に宿るなかれと。三
 二十二 其家に携れ驢馬に飼ふ彼等すなはち足をあらひて食飲せしが。○三その心を樂ませ
 二十三 ざる時にあたりて邑の人々の邪なる者その家をどりかこみ戸を打たきて家の主
 二十四 人なる老人に言ふ汝の家に來れる人をひき出せ我等これを犯さんと。○三是に於て家
 二十五 の主なる人かれらの所にいでゆきてこれに言けるは否わが兄弟よ惡をなす勿れ此
 二十六 人すでにわが家にいたりたればこの愚なる事をなすなかれ。我が處女なる女と此人
 二十七 の妾とあるにより我これを今つれいだすべければ汝等かれらを辱しめ汝等の好むと
 二十八 ころをこれに爲せ。唯この人には斯る愚なる事を爲すなかれと。然るにその人々これ
 二十九 を聴いれざるにより其人その妾をとりてこれを彼等の所にいだしやりければすなは
 三十 ちこれを犯して朝にいたるまで終夜これを辱しめ日のいづる頃にいたりて釋てり。○
 三十一 是をもて婦黎明にきたりてその夫のをる彼人の家の門に仆れ夜のあくるまで其處に
 三十二 臥せる。○その主朝におよびておきいで家の戸をひらきて去んとせしが。その妾の婦
 三十三 の家の門にたふれをりて手を闕の上におくを見れば。○三これにひかひ起よ我等出往
 三十四 んと言たれども何の答もあらざり。是によりてその人これを驢馬にのせたり。○己の
 三十五 所におもむきしが。○三家にいたるにおよびて刀をとり其妾を執へて骨ぐるみこれを
 三十六 十二分にちわりて之をイスラエルの四分の境におくりければ。○三之を見る者皆いふ
 三十七 イスラエルの子孫がエジプトの地より出のぼりし日より今日にいたるまで斯のごと
 三十八 き事は行はれしことなく見えしことなし。思をめぐらし相議りて言ふことをせよ。

① 普通使用ふ動物、馬は
 ② 軍用のみ ③ 休息の場所だ
 けあれば足る、厩介にはな
 らぬ ④ 待遇に親切で無
 心な老人であつたが小に
 於て善く大に於て極く惡
 つた ⑤ 人間的規則、社
 會の習慣を標準とす
 れば神の義なる律法に反く
 に至る ⑥ 註 ⑦ 註 ⑧
 ⑨ 註 ⑩ 註 ⑪ 人
 の感觸を害せぬやうに結
 局は女子を殺すのである
 ⑫ 註 ⑬ 一〇七、此の
 女は二重の犠牲となつた、
 固より女にも罪があつた
 ⑭ 知れないが人の奴隷とな
 り、社會の玩弄物となつた

二十 是に於てイスラエルの子孫ダンよりベエル、シバにいたりギレアドの地に
 二十一 いたるまで皆出來り其會衆一人のごとくにして。○三ツバに於てエホバの前に集り
 二十二 衆民の長たる者すなはちイスラエルの諸の支派の長等みづから神の民の集會に出づ
 二十三 ツバにのぼれることを聞き。○三イスラエルの子孫此惡事の様を語れと言ければ。○
 二十四 殺されし婦の夫なるレビの人應へていふ我わが妾といもにベニヤミンのギベアに宿
 二十五 らんとて往たるに。○三ギベアの人起りたりて我をせめ夜の間に我がをる家をどりかこ
 二十六 みて我を殺さんと企て遂にわが妾を辱しめてこれを死しめられたれば。○三我わが妾をどら
 二十七 へてこれを打ちわりこれをイスラエルの産業なる全地に遣れり。是は彼等イスラエル
 二十八 において淫事をなし愚なる事をなしたればなり。○三汝等は皆イスラエルの子孫なり今
 二十九 汝等の意見と思考をのべよ。○三民みな一人の如くに起ていひけるは我等は誰もおの
 三十 の事は是なりすなはち國にしたがひて之を攻ん。○三我等イスラエルの諸の支派の中に
 三十一 於て百人より十人、千人より百人、萬人より千人を取りて民の糧食を執せ之をし
 三十二 てベニヤミンのギベアにいたり彼等がイスラエルにおこなひたるその愚なる事にし
 三十三 たがひて事をなさしむべしと。○三斯イスラエルの人々皆あつまりて此邑を攻んとせし
 三十四 が其相結べるごと一人のごとくなり。○三イスラエルの諸の支派遍く人をベニヤミ
 三十五 ンの支派の中に遣はして言しめけるは汝等の中に此惡事のおこなはれしは何事ぞや
 三十六 然らばギベアにをるかの邪なる人々をわたせ我等これを誅して惡をイスラエルに
 三十七 絶べしと。然るにベニヤミンの子孫その兄弟なるイスラエルの子孫の言を聴いれざり

① 一〇七、以ラ列の北境
 別是巴は南境、基列は
 東境であつた。○三
 樓の意、耶路撒冷の北方で
 其底亞に近い。○三六、
 ② 聖書を除いても、列人
 の全數は三〇三、〇の時に五
 十六萬八千五百五十人あつ
 た、其の後は固より増した
 に相違ない。○三六、
 ③ 妾をなすは、
 ④ 無知なり、基督の時より
 ⑤ 明白になつた。○三六、
 ⑥ 邑を攻むべき人なき
 めて云ふ意であらう。○
 ⑦ 是は、頗る公平であつ
 た、罪を犯した人のみ罰せ
 られた。○三六、
 ⑧ 罪を犯した人のみ罰せ
 られた。○三六、
 ⑨ 罪を犯した人のみ罰せ
 られた。○三六、
 ⑩ 罪を犯した人のみ罰せ
 られた。○三六、

一 是に於てイスラエルの子孫ダンよりベエル、シバにいたりギレアドの地に
 二 いたるまで皆出來り其會衆一人のごとくにして。○三ツバに於てエホバの前に集り
 三 衆民の長たる者すなはちイスラエルの諸の支派の長等みづから神の民の集會に出づ
 四 ツバにのぼれることを聞き。○三イスラエルの子孫此惡事の様を語れと言ければ。○
 五 殺されし婦の夫なるレビの人應へていふ我わが妾といもにベニヤミンのギベアに宿
 六 らんとて往たるに。○三ギベアの人起りたりて我をせめ夜の間に我がをる家をどりかこ
 七 みて我を殺さんと企て遂にわが妾を辱しめてこれを死しめられたれば。○三我わが妾をどら
 八 へてこれを打ちわりこれをイスラエルの産業なる全地に遣れり。是は彼等イスラエル
 九 において淫事をなし愚なる事をなしたればなり。○三汝等は皆イスラエルの子孫なり今
 十 の事は是なりすなはち國にしたがひて之を攻ん。○三我等イスラエルの諸の支派の中に
 十一 於て百人より十人、千人より百人、萬人より千人を取りて民の糧食を執せ之をし
 十二 てベニヤミンのギベアにいたり彼等がイスラエルにおこなひたるその愚なる事にし
 十三 たがひて事をなさしむべしと。○三斯イスラエルの人々皆あつまりて此邑を攻んとせし
 十四 が其相結べるごと一人のごとくなり。○三イスラエルの諸の支派遍く人をベニヤミ
 十五 ンの支派の中に遣はして言しめけるは汝等の中に此惡事のおこなはれしは何事ぞや
 十六 然らばギベアにをるかの邪なる人々をわたせ我等これを誅して惡をイスラエルに
 十七 絶べしと。然るにベニヤミンの子孫その兄弟なるイスラエルの子孫の言を聴いれざり

① 一〇七、以ラ列の北境
 別是巴は南境、基列は
 東境であつた。○三
 樓の意、耶路撒冷の北方で
 其底亞に近い。○三六、
 ② 聖書を除いても、列人
 の全數は三〇三、〇の時に五
 十六萬八千五百五十人あつ
 た、其の後は固より増した
 に相違ない。○三六、
 ③ 妾をなすは、
 ④ 無知なり、基督の時より
 ⑤ 明白になつた。○三六、
 ⑥ 邑を攻むべき人なき
 めて云ふ意であらう。○
 ⑦ 是は、頗る公平であつ
 た、罪を犯した人のみ罰せ
 られた。○三六、
 ⑧ 罪を犯した人のみ罰せ
 られた。○三六、
 ⑨ 罪を犯した人のみ罰せ
 られた。○三六、
 ⑩ 罪を犯した人のみ罰せ
 られた。○三六、

十四 却てベニヤミンの子孫は邑々より出てイストラエルの子孫と
 十五 戦はんとす。その時邑々より出たるベニヤミンの子孫を數ふるに劍をぬくところの
 十六 人二萬六千あり外にまたギベアベニヤミンの居民ありて之を數ふるに精兵七百人ありき。其の
 十七 諸の民の中に左手利の精兵七百人あり皆能く投石器をもて石を投るに毫末もたがふ
 十八 ことなし。イストラエルの人を數ふるにベニヤミンを除きて劍をぬくところの者四十
 十九 萬人ありき。是みな軍人なり。○大愛にイストラエルの子孫起あがりてベニヤミンの
 二十 間に我等の中執が最初にのぼりてベニヤミンの子孫と戦ふべきやと言ふにエホバ
 二十一 ユダ最初にと言たまふ。イストラエルの子孫すなはち朝おきてギベアにむかひて陣を
 二十二 どりけるがイストラエルの人々ベニヤミンと戦はんとて出でゆきイストラエルの人々
 二十三 行伍をたて、ギベアにて彼等と戦はんとしければ、ベニヤミンの子孫ギベアより進
 二十四 みいで、其日イストラエル人二萬二千を地に撃つせり。然るにイストラエルの民の人々
 二十五 みづから奮ひその初の日に行伍をたてし所にまた行伍をたてたり。而してイストラエ
 二十六 ルの子孫上りゆきてエホバの前に夕暮まで哭きエホバに問て言ふ我復進みよりて吾
 二十七 兄弟なるベニヤミンの子孫とたかふべきやとエホバ彼に攻のほれと言たまへり。吾
 二十八 是に於てイストラエルの子孫次の日またベニヤミンの子孫の所に攻よするに、ベニヤ
 二十九 ミンまた次の日ギベアより進みて之にいであひ再びイストラエルの子孫一萬八千人を
 三十 地に撃つせり。是みな劍をぬくところの者なり。○元斯在しかばイストラエルの子孫と
 三十一 民みな上りてベニヤミンにいたりて哭き其處にてエホバの前に坐り其日の夕暮まで食を
 三十二 断ち、燔祭と酬恩祭をエホバの前に献げ。而してイストラエルの子孫エホバに問り、そ
 三十三 の頃は神の契約の櫃彼處にありて、エホバの子エレアザルの子なるビネハス當時こ

① 一邑の住民を捕縛する
 ② 無罪の者を見よ
 ③ 無罪の人には元來勇
 ④ 敵なる軍人であつた
 ⑤ 領地は石多き所また狭く
 ⑥ 深い谷地であつたから、投
 ⑦ 石の技に長じた
 ⑧ 神の御旨をうかひふこ
 ⑨ さに就ては、
 ⑩ 神に何をす肉の
 ⑪ 力を頼んだと云ふ類もあ
 ⑫ る
 ⑬ 神に自身を献ぐる時に
 ⑭ 居るもの
 ⑮ 神に契約
 ⑯ 甘草の記事は約書亞は近
 ⑰ しい時のことであつた見ゆ

一 れに事へたり。即ち言けるは我またも出てわが兄弟なるベニヤミンの子孫とたか
 二 ふべきや。或は息べきや。エホバ言たまふ。上れ。明日はわれ汝の手に彼等を付すべし。と
 三 イストラエルはに於てギベアの周圍に伏兵を置き。而してイストラエルの子孫三日目
 四 にまたベニヤミンの子孫の所に攻のぼり前のごとくにギベアにむかひて行伍をたて
 五 たれば、ベニヤミンの子孫民に出あひしが、遂に邑より誘出されたり。彼等始は民を撃
 六 ち大路にて前のごとくイストラエルの人三千人許を殺せり。その大路は一筋はベニヤ
 七 我等に撃破らる。然るにイストラエル人は云ふ我等逃て彼等を邑より大路に誘き出
 八 さん。イストラエルの人々みな其所を起て去り、バアル、タマルに行伍をたてたり。而
 九 して伏兵其處より即ちギベアの野原より起れり。○イストラエルの全軍の中より選抜
 十 たる兵一萬來りてギベアを襲ひ其戰闘はげしかりしが、ベニヤミン人は舊害の己に
 十一 のぞむを知らざりき。エホバイストラエルのまへにベニヤミンを撃敗り給ひしかば、イス
 十二 ラエルの子孫その日ベニヤミン人二萬五千一百人を殺せり。是みな劍をぬくところの
 十三 者なり。ベニヤミンの子孫すなはち己の撃敗らるを見たり。諸イストラエルの人々そ
 十四 のギベアにむかひて設たるところの伏兵を待て、ベニヤミン人を避て退きけるが、伏
 十五 兵急ぎてギベアに突入り伏兵進みて刃をもて邑を盡く撃り。イストラエルの人々どそ
 十六 の伏兵との間に定めたる合圖は邑より大なる黒烟をあげんどの事なり。イストラエ
 十七 ルの人々戰陣より引き退く、ベニヤミン初が釋はイストラエルの人々を撃て三千人
 十八 計りを殺し乃ち言ふ彼等はまことに最初の戦のごとく我等に擊やぶらる。然るに
 十九 火焰烟の柱なして邑より上りはじめしかば、ベニヤミン人後を見かへりしに、邑は皆烟

① 廿三節を見れば、神の
 ② 戦へば勝つといふ御約束
 ③ ではなく、戦へといふ御許の
 ④ みであつた、一時に敗けさ
 ⑤ せ給ふたは怒す爲であつ
 ⑥ たらしく見える。情書が
 ⑦ 直に勝たなくとも神の定
 ⑧ 給ふ時に勝つといふ教訓を
 ⑨ 含んで居る事を見よ
 ⑩ 樹の幹の主、此處に
 ⑪ 樹の幹で作つた偶像があつ
 ⑫ たやうである。⑬ 林との解
 ⑭ 釋もある。⑮ 十、
 ⑯ 例ならば後で書くべきであ
 ⑰ るが、この順序を取つて
 ⑱ 書く事もある。⑲

二となりて空にのぼる時、イスラエルの人々よりかへりしかば、ベニヤミンの人々、
 三害のおのれに迫るを見て、狼狽へ、イスラエルの人々の前より身をめぐらして、野の途
 四におもひきけるが、戦闘これに追せまりて、遂にその邑々よりいでたる者ども、その中に
 五戦死す、イスラエルの人すなはち、ベニヤミン人をとりまきて、之を追うち、容易くこれ
 六を踏たふして、東の方ギベアの對面にまで及べり、ベニヤミンの作る、一萬八千人
 七は、みな勇士なり、○茲に彼等身をめぐらして、野の方に、げリンモンを、追うち、
 八イスラエルの人大路にて、彼等五千人を、伐どり、尙もこれを追うち、ギドムにいたり、
 九の二千人を殺せり、是をもて、其日、ベニヤミンの、作れし者は、劍をぬくところ、
 十せて、二萬五千人なり、是も、みな勇士なり、但六百人の者、身をめぐらして、野の方に、
 十一れ、リンモンを、盤にいたり、四月が、あひだ、リンモンを、盤にをる、是に於て、
 十二の人々、また、身を、かへして、ベニヤミンの子孫を、せめ、刃をもて、邑の人より、
 十三で、凡て、目に、あたる者、を、撃ち、亦、その、至るところ、の、邑々に、火を、かけた、り、

二十一章 一 イスラエルの人々、曾て、ミヅバにて、誓ひ、曰けるは、我等の中、一人も、その、女を、
 二ベニヤミンの妻に、あたふる者、ある、べからず、と、茲に、民、ベタルに、いたり、
 三まで、神の前に、坐り、聲を、放ち、て、痛く、哭き、言けるは、イスラエルの神、エホバ、
 四イスラエルに、斯ること、起り、今日、イスラエルに、一の、支派の、缺るに、いたり、
 五翌日、民、蚤に、起て、其處に、壇を、築き、燔祭と、酬恩祭を、さし、げたり、
 六いひけるは、イスラエルの支派の中に、誰か、會衆と、も、に、上りて、
 七者、あらんと、其は、かれら、ミヅバに、來りて、エホバに、いたり、
 八を、たて、其人を、ば、かならず、死し、むべし、と、言たれば、
 九

七 其兄弟、ベニヤミンの事、を、憫然に、おもひて、言ふ、今日、イスラエルに、一の、
 八等、エホバを、さして、我等の、女を、彼等の、妻に、與へ、じと、誓たれば、
 九ばりて、エホバに、いたらざる、と、而して、視るに、ヤベシ、
 十たり、集會に、臨める者、なし、即ち、民を、數るに、ヤベシ、
 十一を、らざり、是に、於て、會衆、勇士、一萬、二千を、
 十二て、ヤベシ、ギレアデの、居民を、撃て、
 十三の、居民、中にて、四百人の、若き、處女を、
 十四者、なり、彼等、すなはち、之を、シロの、陣營に、
 十五人、を、やりて、リンモンを、盤に、をる、
 十六の、中より、生し、おきたる、ところの、女子を、
 十七ル、の、支派、中、に、缺を、生せしめ、
 十八會衆の、長老等、いひけるは、
 十九然らば、イスラエルに、一の、
 二十彼等の、妻に、あたふべからず、
 二十一者、は、詛はれんと、
 二十二ペタルの、北に、あたりて、
 二十三

① 東北の方へ遷けて伯
 ② 特利と耶利哥の間の原野
 ③ を通つたといふのであら
 ④ う、此の東方にある山は耶
 ⑤ 蘇が惡魔の試惑にあひ給ふ
 ⑥ た山たさうである、
 ⑦ 例に屬する邑、
 ⑧ の北六里にあり、
 ⑨ よく見える、
 ⑩ 大敷をいふた、
 ⑪ 言へば廿五節の二五〇〇
 ⑫ 人に四十七節の六〇〇人
 ⑬ 併せて二五七〇〇人とな
 ⑭ る、此の數を十五節の二六
 ⑮ 七〇〇人に比べて其の相違
 ⑯ せる一〇〇〇人は以列軍
 ⑰ 敗即の時斃れた便雅憫
 ⑱ 人の數である、
 ⑲ 迦南人と同、
 ⑳ 人と同、

七 其兄弟、ベニヤミンの事、を、憫然に、おもひて、言ふ、今日、イスラエルに、一の、
 八等、エホバを、さして、我等の、女を、彼等の、妻に、與へ、じと、誓たれば、
 九ばりて、エホバに、いたらざる、と、而して、視るに、ヤベシ、
 十たり、集會に、臨める者、なし、即ち、民を、數るに、ヤベシ、
 十一を、らざり、是に、於て、會衆、勇士、一萬、二千を、
 十二て、ヤベシ、ギレアデの、居民を、撃て、
 十三の、居民、中にて、四百人の、若き、處女を、
 十四者、なり、彼等、すなはち、之を、シロの、陣營に、
 十五人、を、やりて、リンモンを、盤に、をる、
 十六の、中より、生し、おきたる、ところの、女子を、
 十七ル、の、支派、中、に、缺を、生せしめ、
 十八會衆の、長老等、いひけるは、
 十九然らば、イスラエルに、一の、
 二十彼等の、妻に、あたふべからず、
 二十一者、は、詛はれんと、
 二十二ペタルの、北に、あたりて、
 二十三

① 結局一氣を、へる一の
 ② 意、
 ③ れば、
 ④ た理は、
 ⑤ いふ耳でなく、
 ⑥ 國家の罪を、
 ⑦ めたといふのも、
 ⑧ 眞實に、
 ⑨ 九〇三十九の、
 ⑩ 悔改める、
 ⑪ 然るに、
 ⑫ 神は、
 ⑬ 彌々、
 ⑭ 一、
 ⑮ 一、
 ⑯ 一、
 ⑰ 一、
 ⑱ 一、
 ⑲ 一、
 ⑳ 一、

十 是に於て彼等ベニヤミンの子孫に命じて言ふ汝等ゆきて備荷園に伏して窺ひ
 十一 若シロの女等舞をざらんと出きたれば備荷園より出でシロの女の中より各人妻を
 十二 執てベニヤミンの地に往け三若その父あるひは兄弟來りて我等に懇へなば我等これ
 十三 に言ふべし請ふ幸にかれらを我等に取せよ我等戰爭の時に皆ことごとくその妻をと
 十四 りしにあらざればなり汝等今かれらに與へしにあらざれば汝等は罪なしとニヤ
 十五 ミンの子孫すなはちかく行なひその隔れる者等を執へてその中より己の數にしたが
 十六 ひて妻を取り往てその地にかへり邑々を建なほして其處に住り斯てイスラエルの
 十七 子孫その時に其處を去て各人その支派に往きその族にいたれり即ち其處より出てお
 十八 のおのその地にいたりぬ當時はイスラエルに王なかりしかば各人その目に善と見
 十九 るところを爲り

のに是をば忘れて、一の殺
 風景の舞踏の如きものを
 行し、また祝節の場所
 すら指示されれば、明らか
 に至つた程、宗数は尙微し
 ① 士師記の神の家は、なけ
 れば、神の與へ給ふた王
 も無かつた。② 本記に
 見ゆるだけの多くの失敗
 は、神に服従しない結果であ
 った。士師記

士師記 終

四百九十五
 四百九十六
 四百九十七
 四百九十八
 四百九十九
 五百
 五百一
 五百二
 五百三
 五百四
 五百五
 五百六
 五百七
 五百八
 五百九
 六百
 六百一
 六百二
 六百三
 六百四
 六百五
 六百六
 六百七
 六百八
 六百九
 七百
 七百一
 七百二
 七百三
 七百四
 七百五
 七百六
 七百七
 七百八
 七百九
 八百
 八百一
 八百二
 八百三
 八百四
 八百五
 八百六
 八百七
 八百八
 八百九
 九百
 九百一
 九百二
 九百三
 九百四
 九百五
 九百六
 九百七
 九百八
 九百九
 千
 千一
 千二
 千三
 千四
 千五
 千六
 千七
 千八
 千九
 千十

路得記緒言

○路得記は士師記の次位に綴られたる一卷である。摩押の一人婦人路得が猶太國伯利恒の住民波士といふ人の妻となつた、而して此の
 路得は夫の先祖に列る一人を生むものとなつたのである。其の結果として基督の肉體の先祖となる榮譽を得、第一章三、太一章五十一
 六にある歴史を持つに至つた。太一章中に見ゆる基督の先祖の名の中には四人の婦人が記してある。
 猶太人は五旬節(收穫の節會)に路得記を朗讀する習慣があつた。

○本書の著者 猶太人の傳説によれば撒母耳であるといふ。

○本書の區分 (一) 路得が伯利恒に往くとの決心、一章一―廿二。(二) 親戚に見出されて贖はる、二章一―四章十二。(三) 大國の先
 祖中の一人となる、四章十三―廿二。

○本書の目的 基督の肉の先祖は潔人であつたが、其の時深くなつた二人が加はつて居つた。いよく御自身を取つて世に出給ふ
 時、一〇には己を卑くし、貧しくし給ふた。加四、七、八、基督は人間となり給ふたから潔くない人でも其の先祖となるを許し給ふたのであ
 る。摩押人は猶太人に憎まれて居つたばかりでなく、太一章五を見れば路得の夫となつた波士は則ち二の後裔であつた。然らば基督は
 我儕深くない人間の社會を排斥せずしてこれに交り、また異邦人を其の先祖とするを許し給ふたのである、これによつて其の成内が無
 此上感謝に値るさ知ることが出来る、尙ほ基督は猶太人の救主であつたのみならず、天下萬民の救主である。

路得記 緒言

○路得の時代 士師の時代には國分蠻風も行はれ風俗も亂れて居つたのに、之に反して路得は頗る柔和温順に、孝心忠貞に盡し

く高潔なる人格を有し、また波士は甚だ親切公平に、樽節謙遜に雨夜の星を生活上の光彩を發揮したのである。

○路得の親戚 死んだ親戚の遺産を買ふて其の寡婦を娶るは相當の義理であつた。路得は路得の親戚であつたから路得

を娶る権利があつた。さて耶蘇は人間の親類、即ち人となり給ふによつて我價を贖ふことができた。路得は路得の親戚であつたから路得

路得は教會の模範である。また未信者が信者となるべき順序は路得の履歴の順序と同じくある、まづ摩押(罪)を棄てて神の

御國に受けらるる籍を受くるやうに、贖罪主を頼まなければならん。自己に何等の財産がなかつた如く未信者は神の御前に救済を買ふべ

き何等の徳を有たないのである。○人たゞ神の御國の籍が欲しいといふ謙遜なる祈禱をもて、而して國より神との縁が有るといふて

ひまつるならば必ず救はるるのである。

○本書の教訓等 若し以利米力が異邦に行かんだならば種々の不幸には逢はなんだであらう。○一。阿巴は摩押の國を離るる信仰が無

つた爲に以色列の籍と財産を失ふた。路得は落穂を拾ひ(神の御言を讀む型)尙ほ仁惠を受け、また多くの部分を他人に分與へるこ

とができた。○二。また刈場で落穂を拾ふのは世界中の傳道地で傳道する型となる。

約書亞記と路得記との記事は即ち信仰によつて最後の勝利を得るといふことを教ふるのである。

路得記

第一章 士師の世をさむる時にあたりて國に饑饉ありければ一箇の人その妻と

二人の男子をひきつれてベテレヘムユダを去りモアブの地にゆきて寄寓する。その人

の名はエリメレク、その妻の名はナオミ、その二人の男子の名はマロンおよびキリオ

ンといふ、ベテレヘムユダのエフラテ人なり。彼等モアブの地にいたりて其處にをり

しが、ナオミの夫エリメレク死してナオミと二人の男子のこざる。彼等おのづか

りモアブの婦人を妻にめどる。その一人の名はオルバといひ一人の名はルツといふ。彼處

にすむこと十年許にして、マロンとキリオンの二人もまた死す。ナオミは二人の男

子と夫に後れしが、モアブの地にて彼エホバの民を養ひて食物を之にたまふと聞

ければ、その地を起てモアブの地より歸らんとし、その在りしところを出たり。その

二人の地これどもにあり、彼等ユダの地にかへらんと途にすいひ、人愛にナオミ、その

二人の地にいひけるは、汝等はゆきておのづか母の家にかへれ。汝等がかの死たる者と

我を善く待ひしごとくに、ねがはくはエホバまたなんぢらを善くあつかひたまへ。乃

ねがはくはエホバなんぢらをして各々その夫の家にて安身處をえせしめたまへ。乃

ちかれらに接吻しければ、彼等聲をあげて哭き、ナオミにいひけるは、我等汝どもに汝の

民にかへらんとナオミいひけるは、女子よ返れ。汝等なんぞ我どもにゆくべけんや

汝等の夫となるべき子猶わが胎にあらんや、女子よかへりゆけ。我は老たれば夫をも

得 一 路得記 一章

ナオミ、モアブを去つてベテレヘムに歸る

註 一、士師の時代は三百年間。 二、路得の親戚は路得の親戚であつたから路得を娶る権利があつた。 三、路得は路得の親戚であつたから路得を娶る権利があつた。 四、路得は路得の親戚であつたから路得を娶る権利があつた。

のぞみてわれを攻しことを汝等のために痛くうれふるなり十四 彼等また聲をあげて哭く而してオルハはその姑に接吻せしがルツは之を離れず十五 是によりてナオミまたいひけるは視よ汝の妯娍はその民とその神にかへり行く汝も妯娍にしたがひてかへるべし十六 ルツいひけるは汝を棄て汝をはなれて歸ることを我に催すなかれ我は汝のゆくところに行き汝の宿るところにやざらん汝の民はわが民汝の神はわが神なり十七 汝の死るところに我は死して其處に葬らるべし若し死別にあらずして我なんぢとわかればエホバわれにかなし又かかねてかくなしたまへ十八 彼婦が固く心をさだめて己にペテレヘムにいたりしがペテレヘムにいたれる時色こぞりて之がためにさわぎたち婦女等ははナオミなるやといふ二十 ナオミかれらにいひけるは我をナオミ(樂し)と呼なかれマラ(苦し)とよぶべし全能者痛く我を苦めたまひたればなり三 我盈足て出たるにエホバ我をして空となりて歸しめたまふエホバ我を攻め全能者われをなやましたまふに汝等なんぞ我をナオミと呼や三 斯ナオミそのモアブの地より歸れる婦モアブの女ルツととも歸り來り即ち即ちエリメレク族にして大なる方の人なり

① 實際は然つてなかつた、蓋し救主耶穌は肉とし得の奇より生れんさし給ふたから 〇五 また 〇四六二
② 四八 〇 五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十
③ 聖徒の交際九二二〇
④ 聖徒の交際九二二〇
⑤ 聖徒の交際九二二〇
⑥ 聖徒の交際九二二〇
⑦ 聖徒の交際九二二〇
⑧ 聖徒の交際九二二〇
⑨ 聖徒の交際九二二〇
⑩ 聖徒の交際九二二〇

在せご彼等すなはち答てねがはくはエホバ汝を祝たまへといふ五 彼等その刈者を督る僕にいひけるは此は誰の女なるや六 刈者を督る人こたへて言ふ是はモアブの女にしてモアブの地よりナオミととも還りし者なるが七 彼等我をして刈者の後にしたがひて禾束の間に穂をひろひあつめしめよと而して來りて朝より今にいたるまで此にあり其家にやすみし間は暫時のみ八 彼等アブルツにいひけるは女子よ聽け他の田に穂をひろひにゆくなかれ又此よりいづるなかれわが婢等に離すして此にをるべし九 人々の刈ところの田に目をどめてその後にしたがひゆけ我少者等に汝にさはるなかれと命せしにあらずや汝濁く時は器の所にゆきて少者の汲るを飲めと十 彼等なはち伏て地に拜し之にいひけるは我如何して汝の目の前に恩恵を得たるかなんぢ十一 異邦人なる我を顧みるとナオミは我如何して汝の目の前に恩恵を得たるより已來姑に盡したる事汝がその父母および生れたる國を離れて見す識すの民に來りし事皆われに聞えたり十二 ねがはくはエホバ汝の行爲に報いたまへねがはくはイスラエルの神エホバ即ち汝がその翼の下に身を寄んとて來れる者汝に十分の報施をたまはん十三 ことを三 彼いひけるは主よ我をして汝の目の前に恩をえせしめたまへ我は汝の仕女の一人にも及ざるに汝かく我を慰め斯仕女に懇切に語りたまふ十四 彼等アブルツにいひけるは食事の時は此にきたりてこのパンを食ひ且汝の食物をこの餅に濡せよと彼等なはち刈者の傍に坐しければポアズ烘麥をかれに與ふ彼くらひて飽き其餘を懐む十五 かくて彼また穂をひろはんとて起あがりければポアズその少者に命じていふ彼をしめて禾束の間にも穂をひろはしめよかれを蓋しむるなかれ十六 且手の穂を故に彼がために抽落しおきて彼に拾はしめよ叱るなかれ十七 彼かく溝裏まで田に穂をひろひてそ

① 幕屋であらう ② 畑の間に垣など無い所で畑畑に入易く、知らずに入ることもあつたであらう
③ 刈入を手傳ふ婦人であらう
④ 〇五 〇、これは眞の信者の心と同じである
⑤ 九、保護を仰ぐ時の語
⑥ 法二〇一七、二〇一八、二〇一九、二〇二〇、二〇二一、二〇二二、二〇二三、二〇二四、二〇二五、二〇二六、二〇二七、二〇二八、二〇二九、三〇、三一、三二、三三、三四、三五、三六、三七、三八、三九、四〇、四一、四二、四三、四四、四五、四六、四七、四八、四九、五〇、五一、五二、五三、五四、五五、五六、五七、五八、五九、六〇、六一、六二、六三、六四、六五、六六、六七、六八、六九、七〇、七一、七二、七三、七四、七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、八二、八三、八四、八五、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九五、九六、九七、九八、九九、一〇〇

十八の拾ひし者を撲しに大麥一斗計ありき十八彼すなはち之を携へて邑にいり姑にその拾ひし者を見せ且その飽たる後に懷めおきたる者を取り出して之にあたふす姑かれにいひけるは汝今日何處にて穂を拾ひしや何の處にて工作しや願くは汝を眷顧たる者に福社あれ彼すなはち姑にその誰の所に工作しかを告ていふ今日われに工作をなさしめたる人の名はボアズといふ二十ナオミ嫁にいひけるは願くはエホバの恩彼にいたれ彼は生る者と死る者との業をばごすナオミまた彼にいひけるは其人は我等に縁ある者にして我等の贖業者の一人なり三モアアの女ルツいひけるは彼また我にかたりて汝わが種刈の盡く終るまでわが少者の傍をはなるなかれといへりとの田にて人に見らるゝことを免かれん三是によりて彼ボアズの婢等どもに出るは善し然れば他て穂をひろひ大麥刈と小麥刈の終にまでおよぶ彼の姑どもにをる

三章 一爰に姑ナオミ彼にいひけるは女子よ我汝の安身所を求めて汝を幸ならしむべきにあらずや二夫汝が借にありし婢等を有る彼ボアズは我等の知己なるにあらずや視よ彼は今夜禾場に大麥を籾る三然ば汝の身を洗て膏をぬり衣服をまどひて禾場に下り汝をその人にしらせすしてその食飲を終るを待て四而て彼が臥す時に汝その臥す所を見定めおき入てその脚を掀開りて其處に臥よ彼なんちの爲べきことを汝につげんとルツ姑にいひけるは汝がわれに言どころは我皆なすべしと六すなはち禾場に下り凡てその姑の命せしごとくなせり七借ボアズは食飲をなしてその心をたのしませ往て麥を積る所の傍に臥す是に於て彼酒にゆきその足を掀開て其處に臥す八夜中におよびて其人畏懼をおこし起かへりて見るに一人の婦その足の方に臥る

① 炒りたる夢の行風の魂
 ② 夫は死んでも其の魂は生きて居る、また遺族のため、動き給ふは恰も死者の爲に動き給ふと同じことなる 出三廿二 故に願はなければならん 利五廿五 註 辭 贖業者 然うすれば辱められまひ 辭 贖業者 結婚して家庭を有つによつて 贖業者が親戚でなければならんやうに耶蘇は猶大人の血族になり給ふた 三 統るは主人の仕業、耕す、暮く、刈るは僕の仕事 ④ 路得は結局妻たるの權があつた ⑤ また最早老なるに至つた 出三廿五

九たれば九汝は誰なるやといふに婦こたへて我は汝の婢ルツなり汝の裾をもて婢を覆ひたまへ汝は贖業者なればなり十ボアズいひけるは女子よねがはくはエホバの恩典なんちにいれたれ汝の後の誠實は前のよりも勝る其は汝貧きと富きを論ず少き人に従ふことをせざればなり十一されば女子よ懼るなかれ汝が言ふところの事は皆われ汝のためになすべし其はわが邑の人皆なんちの賢き女なるをしればなり十二我はまことに贖業者なりと雖も我よりも近き贖業者あり十三今夜は此に住宿れ朝におよびて彼もし汝のためには活く我汝のためには贖ん朝まで此に臥せよ十四ルツ朝までその足の方に臥て誰彼の辨がたき頃に起あがるボアズ此女の禾場に來りしことを人にしらしむべからずといへり十五而していひけるは汝の着る袷衣を將きたりて其を開けよと即ち開げければ大麥六斛を量りて之に負せたり斯して彼邑にいたりぬ爰にルツその姑の許に至るに姑いふ女子よ如何ありしやと彼すなはち其人の己になしたる事をことごとく之につげて七而していひけるは彼空手にて汝の姑の許に往くなかれといひて此六の外の大麥を我にあたりたり姑いひけるは女子よ坐して待ち事の如何になりゆくかを見よ彼人今日その事を爲終すば安んせざるべければなり

四章 一爰にボアズ門の所にのぼり往て其處に坐しけるに前にボアズの言たる贖業者人過りければ之に言ふ某よ來りて此に坐せよと即ち來りて坐すニボアズまた邑の長老十人を招き汝等此に坐せよといひければ則ち坐す三時に彼の贖業人にいひけるはモアアの地より還りしナオミ我等の兄弟エリメレクの地を賣る我汝につげしらせて此に坐する人々の前わが民の長老の前にて之を買へと言んと想へり汝もし之

① 原語は「我」で「我を保護したまへ」或は「我を娶せよ」といふ意 ② 五十五 註 拿阿米に對しては慈愛に、死せる夫には親戚となりて 忠實であつた、また親戚とは云へ老いたる波士に嫁ぐは親切であつた ③ 〇一 單獨で邑まで歸るは危険くあつた ④ 此の袷衣は田舎村の婦の朝衣に用ゐたもの 都會の婦の分帕子を用いた ⑤ 波士に波士は路得の願意を直に實行することゝでさなかつたが其の精神を表す爲に夢を興へた 出三廿二 〇七 五 一五 廿八

五 夫者なければなり我はなんぢの次なりと彼我これを贖はんといひければ五ボアズい
 六 死る者の名をその産業に存すべきなり六贖業人いひけるは我はみづから贖ふあたは
 七 ず恐くはわが産業を壊はん汝みづから我にかはりてあがなへ我あがなふことあたは
 八 ざればなりと昔イスラエルにて物を贖ひ或は交易んとする事につきて萬事を定め
 九 たる慣例は斯のごとし即ち此人鞋を脱て彼人にわたせり是イスラエルの中の證なり
 十 き人是由りてその贖業人ボアズにむかひ汝みづから買ふべしといひてその鞋を脱
 十一 たり九ボアズ長老および諸の民にいひけるは汝等今日見證をなす我エリメレク
 十二 の所有およびキリオンとマロンの凡の所有をナオミの手より買たり我またマロン
 十三 の妻なりしモアブの女ルツを買て妻となし彼死る者の名をその産業に存すべし是か
 十四 の死る者の名をその兄弟の中その處の門に絶ざらしめんためなり汝等今日證をな
 十五 す門に在る人々および長老等いひけるはわれら證をなす願くはエホバ汝の家にい
 十六 るところの婦人をして彼イスラエルの家を造りなしたるラケルとレアの二人のごと
 十七 くならしめたまはんことを願くは汝ユフラタにて能を得べテレヘムにて名をあげよ
 十八 二三ねがはくはエホバが此若き婦よりして汝にたまはんところの子に由て汝の家か
 十九 タマルがユダに生たるベレツの家のごとくなるにいたれ三三斯てボアズルツを娶りて
 二十 妻となし彼の所にいりければエホバ彼を孕ましめたまひて彼男子を生り婦女等ナ
 二十一 オミにいひけるはエホバは讚べきかな汝を遺すして今日汝に贖業人あらしめたまふ
 二十二 その名イスラエルに揚れ十三彼は汝の心をなぐさむる者汝の老を養ふ者とならん汝を

① 九〇註 ② 贖押の神
 を妻とした馬倫と基連とが
 死んだやうに我も死なん
 さ心配したと解釋する人も
 ある ③ 何故ならば妻つて
 生んとする男子は自分の名
 でなく、死んだ夫(馬倫
 の名を繼承しなければなら
 んだから ④ 然し波士は
 自分の名を繼承することに
 願着せず ⑤ 耶蘇の肉の先
 祖として名高くなつた ⑥
 押五〇 ⑦ 土を踏むによつ
 て其の土地を有つやうにな
 る、踏む鞋を人に付すによ
 つて土地の所有權を移す
 ことになる ⑧ ⑨ 笑
 約をなし給ふ神の御名、蘇
 神の名 ⑩ ⑪ ⑫ ⑬
 ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑
 ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚
 ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴
 ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽
 ㊾ ㊿

十六 愛する汝の媳即ち七人の子よりも汝に善もの之をうみたり十ナオミその子をとりて
 十七 之を懐に置き之が養育者となる十七その鄰人なる婦女等これに名をつけて云ふナオミ
 十八 に男子うまれたりと其名をオベデと稱り彼はダビデの父なるエサイの父なり十八 倍ベ
 十九 レツの系圖は左のごとしベレツ、ヘヅロンを生み十九ヘヅロン、ラムを生みラム、アミ
 二十 ナダブを生みニアマミナダブ、ナシヨンを生みナシヨン、サルモンを生みニサルモン、
 二十一 ボアズを生みボアズ、オベデを生みニオベデ、エサイを生みエサイ、ダビデを生り

① 〇八一 ② 事へる者③の
 意、④ また 大國の子肉
 體に於て基督となりたま
 ふた ⑤ 王統 申にある者
 は若くことあつた ⑥ ⑦
 ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮
 ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒
 ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚
 ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴
 ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽
 ㊾ ㊿

路得記 終

撒母耳前書緒言

○撒母耳前 後書と列王紀略 上、下とは本来「王國記第一、二、三書」といふた、故に本書はもと「王國記第一」といふたのである。此の四巻は士師記の史書に接續き、紀元前一七二二年より同一〇六三年までの猶大と以色列との歴史である。其の主旨は固より猶大、以色列兩王國のこゝである、歴史書と士師記との緒言を見よ。結局以色列民(猶大、以色列併稱)は周圍の國民の如く王を立てて居た。神よりも寧ろ王を頼むに至つた、然し全く神を棄てたといふのでなく、示羅には禮拜の幕屋があり、また律法(聖書)を信じて居つたのである。母前二〇三三〇三〇八〇八二五等。

○本書の著者 前者第一章より第廿四章までは預言者撒母耳(神の子といふ意)であり、第廿五章より後書全體の著者は多分拿單と加得(二者とも預言者)とであつた。母前二〇代上廿九 母後七〇 一七四〇十。

○本書の編分 (一)撒母耳の代(統制) 第一章、第二章、(二)撒母耳の誕生 三〇一八、(三)預言者任命 三〇一九、(四)軍務と勝利 一〇〇一、(五)王を立てよと請はる 一〇〇二、(六)其の義 一〇一二、(七)掃羅の代第十三章、(八)王國となり、掃羅初代の王となる 一三三〇、(九)掃羅王の不順 一三五、(一〇)掃羅棄てられ、大衛膏を沃する 一三六、(一一)掃羅は衰へ、大衛は盛榮する 一七〇、(一二)掃羅の戦死 一七〇一。

〔注意、母前廿七〇と代上十二〇一七七は同記事、母前廿九〇一三三と代上十二〇十九も同じく、また母上廿一〇と代上十〇とは同じ。〕

○撒母耳は利未の裔であつて尙ほ預言者であつた、撒母耳の前に多少預言する人もあつたが、撒母耳の時より預言者の時代が始まつたといふてゝいひらう、母前三〇 母後三〇 撒母耳は直接に神に召されて以色列の宗教と政治の首座を占めたのである。撒母耳は以色列の殆ど衰滅せる信仰を蘇生せしめ、神學校を設けて、宗教的教育を施し、軍事的には非利士を防いだ。新王國の爲に神の御意に應ふ律法を定め、神の許し給ふた王者を指示し、遂に大衛及び其の家に王國を委れた。また撒母耳は重に以色列國に關することを預言し、大衛は神の國のこゝを預言したのであつた。

○掃羅は體格の立派な人で、親切なるまた智慧もある人であつたが、同是我儘、また感情的を免れざる人であつた。母前二〇代上十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百。

○大衛は以色列の最も大なる王であつた、耶和華より聖靈を受け 母前十六、神に對して心の全からんことを期して居つた、巨人可利亞を殺し、悉兎に懲られた掃羅王を慰め、また勇敢に戦ふた。また耶路撒冷を略つて神の京城とし、幕屋また神殿を建つべき地と定め、此の時まで幕屋は吉中、示羅、基遍等にあつた。それから大衛は亞捫、摩押、以東、叙利亞を占領して、王國の東、境を百辣河に、西境を地中海に定むることとなつた。神は大衛と特別の契約を結び給ふた、結解契約、また母後七〇を見よ。大衛と所羅門とは有名なる王であつたが、所羅門の治世中より王に比ぶれば預言者の方大に權威と能力とがあるやうになつた、母後緒言を見よ。

○大衛は明白に彌賽亞のこゝを預言した、亞伯拉罕は「種」とし、摩西は「預言者」とし、他は「祭司」とし、大衛は「王」として預言したのである。大衛の預言した彌賽亞は世の王等の攻撃を受け、義を以て權威を施し、永遠に祭司の資格を有ら、死して死の權を拉き、萬有の上に權能を得んとしたまふのである、詩二〇、十六〇、四十五〇、百十〇等。

○彌賽亞の外 撒母耳は預言者、祭司、有司といふ點に於て彌賽亞の模範となり、彼は基督の如く祈禱をして懇求したのである。大衛は羊を牧ふもの(約十〇)、王として彌賽亞の模範、また約拿單は親友(約十五〇十五)といふ點に於て基督の模範となつて居つた。

○哈拿の祈禱、母前二〇一十と路一〇四十六五十五を比較し見よ、母後緒言を見よ。

○神の御名 「萬軍のエホバ」といふ御名は母前一〇三に始めて見える稱呼である。摩西の五巻には一回も見えないが、若しある人の信するやうに此の五巻の本書より後に成たものであつたら、五巻の此の稱呼を數回用いたであらう、故に此の一事を以ても五巻は本書より早く成たものさしななければならん。

一章 エフライムの山地のラマタイム、ゾビムにエルカナと名くる人ありエフ
 イム人にしてエロハムの子なりエロハムはエリウの子エリウはトフの子トフはツフ
 の子なりニエルカナに二人の妻ありてひとり名をハンナといひひとり名をペニ
 ナといふベニナには子ありたれどもハンナには子あらざりき三人毎歳に其邑
 をいで上りてシロにおいて萬軍のエホバを拜み之に祭物をさぐ其處にエリの二人
 の子ホフニとビ子ハスをりてエホバに祭司たりヨエルカナ祭物をさぐ其時其妻ベ
 ニナを愛するが故なりされどエホバ其孕をさぐめたまふ其敵もまた痛くこれをな
 やましてエホバが其はらみをとめしを怒らせんとす七歳々ハンナエホバの家にの
 ばるごとにエルカナかくなししかばベニナかくのごとく之をなやます是故にハン
 ナないてもくはざりき其夫エルカナにいひけるはハンナよ何故になくや何故
 にもくはざるや何故に心かなしむや我は汝のために十人の子よりもまさるにあ
 らすや九かくてシロにて食飲せしちハンナたちあがり時に祭司エリエホバの宮
 の柱の傍にある壇に坐すハンナ心にくるしみエホバにいのりて甚く哭き誓をな
 していひけるは萬軍のエホバよ若し誠に婢の憐れをかへりみ我を憶ひ婢を忘れずして
 婢に男子をあたへたまはば我これを一生のあひだエホバにさぐげ剃髪刀を其首にあ
 つまじハンナエホバのまへに長くいのりければエリ其口を目をどめたりハンナ
 心の中にもいへば只唇うごくのみにて聲きこえず是故にエリこれを酔たる者と思
 ひ之にいひけるは何時まで酔ひをるか汝の酒をされよハンナこたへていひける

① 拉マと同一らしい
 ② 代上六〇月 によれば
 ③ エリカナはサムエル
 ④ 以利迦拿と撒母耳は利未
 ⑤ 然し以法蓮の
 ⑥ 後裔
 ⑦ 数へられて居つた
 ⑧ 何時でも、何處でも心
 ⑨ 配の種、結核、結核、結核
 ⑩ 比尼拿は「珊瑚」
 ⑪ 比尼拿は「珊瑚」
 ⑫ 比尼拿は「珊瑚」
 ⑬ 比尼拿は「珊瑚」
 ⑭ 比尼拿は「珊瑚」
 ⑮ 比尼拿は「珊瑚」
 ⑯ 比尼拿は「珊瑚」
 ⑰ 比尼拿は「珊瑚」
 ⑱ 比尼拿は「珊瑚」
 ⑲ 比尼拿は「珊瑚」
 ⑳ 比尼拿は「珊瑚」

は主よ然るにあらず我は氣のわづらふ婦人にして葡萄酒をも濃き酒をものます惟わ
 が心をエホバのまへに明せるなり婢を邪なる女となすなかれ我はわが憂と悲
 の多きよりして今までかたれりエリ答へていひけるは安んじて去れ願くはイスラ
 エルの神汝の求むる願を許したまはんことをハンナいひけるはねがはくは仕女の
 汝のまへに恩をえんことをと斯てこの婦さりと食ひ其顔ふたゝび哀しげならざり
 是に於て彼等朝はやくおきてエホバのまへに拜をしかへりてラマの家にいたる而
 してエルカナ其つまハンナとまじはるエホバ之をかへりみたまふハンナ孕みての
 ち月みちて男子をうみ我これをエホバに求めし故なりとて其名をサムエル(エホバ
 に聽る)となづく三歳に其人エルカナ及び其家族みな上りて年々の祭物及び其誓ひ
 し物をさぐ然どもハンナは上らず其夫にいひけるは我はこの子の乳ばなれする
 に及びてのち之をたづさへゆきエホバのまへにあらはれしめ恒にかしこに居らしめ
 ん其夫エルカナ之にいひけるは汝の善と思ふところを爲し此子を乳ばなすまでと
 ぞまるべし只エホバの其言を確實ならしめ賜んことをねがふと斯くこの婦止まりて
 其子に乳をのませ其ちばなれするをまちしが乳ばなせしとき牛三頭、粉一斗、酒一
 囊を取り其子をたづさへてシロにあるエホバの家にいたる其子なほ幼稚し是に於
 て牛をころしその子をエリの許に携へゆきぬハンナいひけるは主よ汝のたましひ
 は活くわれはかつてこゝにてなんちの傍にたちエホバにいのりし婦なりとわれ此子
 のためにいのりしにエホバわが求めしものをあたへたまへり此故にわれまたこれ
 をエホバにさぐげん其一生のあひだ之をエホバにさぐげ斯てかしこにてエホバをを
 がめり

① 二六〇 原語は「價値
 なき者」英譯には「彼列の
 女」さある ② 新約を
 結給ふた神 ③ 殊に御榮
 光の現れた幕屋の中いふ
 意を含む ④ 「神に願ふた
 者」か「神に聽かれた」の
 意、彼は此の名を得て、生
 誕よく祈り、祈禱によつて
 能力を得た ⑤ 〇一九 〇二五
 〇三二 ⑥ 撒母耳についての
 誓願であらう ⑦ 幼児は
 三歳にて断乳することあり
 ⑧ 見よ ⑨ 三歳
 の牛とも譯せる 一〇三三 ⑩
 「貸した」とか「返却した」
 とか譯すこととできり

二章 一ハンナ購ひて言けるは我心はエホバによりて喜び我角はエホバによりて高し我口はわが敵の上にはりひらく是は我汝の救拯によりて樂むが故なりニエホバのごとく聖き者はあらず其は汝の外に有る者なければなり又われらの神のごとき誓は

① 新約(一五〇) ② 六二七(一〇) ③ 六二七(一〇) ④ 六二七(一〇) ⑤ 六二七(一〇) ⑥ 六二七(一〇) ⑦ 六二七(一〇) ⑧ 六二七(一〇) ⑨ 六二七(一〇) ⑩ 六二七(一〇)

べければ後心のこのひまゝに取れといはば僕之にいふ否今あたへよ然らずば我強て取んとす故に其壯者の罪エホバのまへに甚だ大なりそは人々エホバに祭物をさしぐ

① 神を無する程大なる ② 申二二〇 ③ 申二二〇 ④ 申二二〇 ⑤ 申二二〇 ⑥ 申二二〇 ⑦ 申二二〇 ⑧ 申二二〇 ⑨ 申二二〇 ⑩ 申二二〇

サムエル幕屋に於てエホバに事ふ

るや何ぞ我よりもなんちの子をたふごみわが民イスラエルの諸の祭物の最も嘉きところをもて己を肥すや是ゆるにイスラエルの神エホバにひたまはく我誠に曾ていへり汝の家およびなんちの父祖の家永くわがまへにあゆまんご然ども今エホバにひたまふ決めてしからず我をたふごむ者は我もこれをたふごむ我を賤しむる者はかろんせらるべし三視よ時いたらん我汝の腕を絶ち汝の家には災見えん汝の家にはこのうち永く老るものなかるべし三またわが増より絶ざる汝の族の者は汝の目をそこのひ汝の心をいたましめん又汝の家にならぬものは壯年にして死なん

三二 汝のふたりの子ホフニとビチハスの遇どころの事を其徴とせよ即ち二人どもに同じ日に死なん三我はわがために忠信なる祭司をおこさん其人わが心どわが意にしたがひておこなはんわれその家をかたうせんかれわが膏を、ぎし者のまへに恒にあゆむべし三しかして汝の家にのこれる者は皆きたりてこれに屈み一厘の金と一片のパンを乞ひ且いはんねがはくは我を祭司の職の一に任じて些少のパンにても食ふことをえせしめよと

三章 童子サムエルエリのまへにありてエホバにつかふ當時はエホバの言まれにして黙示あること恒ならざりきニ倍エリ目漸くもりて見ることをえず此時其室に寝たり三神の燈なほきえすサムエル神の櫃あるエホバの宮に寝ね四時にエホバサムエルをよびたまふ彼我此にありと五いひてエリの許に趨ゆきいひけるは汝われをよぶ我こゝにありエリいひけるは我よばす反りて臥よと乃はちゆきていぬ六エホバまたかさねてサムエルよとよびたまへばサムエルおきてエリのもとにいたりいひける

① 註、以利は其の子を愛して居たり其の愛は弱かつた、義なる愛は人を救ふ爲に愛す愛である、又神は人の如く氣を變給ふといふのではない 七王上二〇 力さ權威をを取つてしまふこと 其の家族の年齢の少いこと ② 王上二二 ③ 王上二二 ④ 王上二二 ⑤ 王上二二

七 是は汝われをよぶ我こゝにありエリこたへけるは我よばすわが子よ反りていねよ八サムエルいまだエホバをしらすまたエホバのことばはいまだかれにあらはれず九エホバ三たびめに又サムエルをよびたまへばサムエルおきてエリの許にいたりいひけるは汝われをよぶ我こゝにありとエリ乃ちエホバの童子をよびたまひしをさぐる九故にエリサムエルにいひけるはゆきて寝ねよ彼若し汝をよばば僕聴くエホバ語りたまへといへどサムエルゆきて其室にいねしに十エホバ来りて立ちまへの如くサムエルサムエルとよびたまへばサムエル僕さき語りたまへといふ十二エホバサムエルに言給ひけるは視よ我イスラエルのうちに一の事をなさんこれをきくものは皆其耳ふたつながら鳴ん十三其日にはわれ嘗てエリの家について言しことを始より終までことごとくエリになすべし十三われかつてエリに其悪事のために永くその家をさばかんとしめせりそは其子の誼ふべきとをなすをしりて之をどいめざればなり十四是故にわれエリのいへに誓ひてエリの家は犠牲あるひは禮物をもて永くあかなふ能はずといへり十五サムエル朝までいねてエホバの家の戸を開きしが其異象をエリにしめすことをおそる十六エリサムエルをよびていひけるはわが子サムエルよ答へけるはわれこゝにあり十七エリいひけるは何事を汝につげたまひしや請ふ我にかくすなかれ汝もし其汝に告げたまひしところを一にてもかくすときは神汝にかくなし又かさねてかくなし

十八 たまへ十八サムエル其事をことごとくしめして彼に隠すことなかりきエリいひけるは是はエホバなり其よしと見たまふことをなしたまへと十九サムエルそだちぬエホバこれどもにいましてそのことばをして一も地におちざらしめたまふ二十タンよりベエリシバにいたるまでイスラエルの人みなサムエルがエホバの預言者とさだまれるを

① 誰も理論だけで神を知ることばできない ② 熱心に神の御聲を待てば示現を受くる ③ 幻影や夢とは異ふたらしい ④ 王上二二 ⑤ 王上二二 ⑥ 王上二二 ⑦ 王上二二 ⑧ 王上二二 ⑨ 王上二二 ⑩ 王上二二 ⑪ 王上二二 ⑫ 王上二二

三 しれりニエホバふたゞびシロにてあらはれたまふエホバシロにおいてエホバの言に
 よりてサムエルにおのれをしめしたまふなりサムエルの言あまなくイスラエル人に
 およぶ

四章 イスラエル人ベリシテ人いであひて戦はんとしエベ子ゼルの邊に陣をど
 二 戦ふにベリシテ人はアベクに陣をどるニベリシテ人イスラエル人にむかひて陣列をなせ
 三 其軍四千人ばかりをころせりニ民陣營にいたるにイスラエルの長老曰けるはエホバ
 四 何故に今日我等をベリシテ人のまへにやぶりたまひしやエホバの契約の櫃をシロよ
 五 り此にたづさへ來らん其櫃われらのうちに來らば我等を敵の手よりすくひいだすこ
 六 事あらんとかくて民人をシロにつかはしてケルビムの上に坐したまふ萬軍のエホ
 七 バの契約の櫃を其處よりたづさへきたらしむ時にエリの二人の子ホフニとビチハス
 八 ラエル人皆大によばりさけびければ地なりひいけり六ベリシテ人嗚呼の聲を聞て
 九 いひけるはベリシテ人の陣營に起れる此大なるさけびの聲は何ぞやと遂にエホバの櫃
 十 の其陣營にいたれるを知るセベリシテ人おそれていひけるは神陣營にいたる又いひ
 十一 けるは嗚呼われら禍なるかな今にいたるまで斯ることなかりきハあゝ我等禍なるか
 十二 誰か我等をこれらの強き神の手よりすくひいださんや此等の神は昔諸の災を
 十三 以てエジプト人を曠野に撃し者なり九ベリシテ人よ強くなり豪傑のごとく爲せヘブ
 十四 ル人がかつて汝等に事しごとく汝等これに事ふるなかれ豪傑のごとく爲して戦へよ
 十五 かくてベリシテ人戦ひしかばイスラエル人やぶれて各其天幕に逃かへる戦死

④ 神は撒母耳に預言者として自身の御言を現し給ふた
 ⑤ 此の處に非利士人に勝つたことを記念する爲に立つた石であつた
 ⑥ 此の處に非利士人に勝つたことを記念する爲に立つた石であつた
 ⑦ 此の處に非利士人に勝つたことを記念する爲に立つた石であつた
 ⑧ 此の處に非利士人に勝つたことを記念する爲に立つた石であつた
 ⑨ 此の處に非利士人に勝つたことを記念する爲に立つた石であつた
 ⑩ 此の處に非利士人に勝つたことを記念する爲に立つた石であつた

十一 はなはだ多くイスラエルの歩兵の仆れし者三萬人なり又神の櫃は奪はれエリの
 十二 二人の子ホフニとビチハス殺さるニ是日ベニヤミンの一人軍中より走きたり其衣を
 十三 裂き土をかむりてシロにいたるニ其いたれる時エリ道の傍に坐して觀望居たり
 十四 其心に神の櫃のことを思ひ煩らひたればなり其人いたり邑にて人々に告げれば邑こ
 十五 ぞりてさけびたりエリ此呼號の聲をきいていひけるは是喧嘩の聲は何なるやと其
 十六 人いそぎたりてエリにつぐニ時にエリ九十八歳にして其目かたまりて見るごとあ
 十七 たはず其人エリにいひけるは我は軍中より來れるもの我今日軍中より逃れたりエ
 十八 リいひけるは吾子よ事いかん七使人答へていひけるはイスラエル人ベリシテ人の前
 十九 に逃げ且民の中に大なる戦死ありまた汝の二人の子ホフニとビチハスは殺され神の
 二十 櫃は奪はれたりニ神の櫃の事を演しときエリ其壇より仰げに門の傍におち頭をれ
 二十一 て死ねり是はかれ老て身重かりければなり其イスラエルを鞠しは四十年なりきニエ
 二十二 リの媳ビチハスの妻孕みて子産ん時ちかりしが神の櫃の奪はれしと舅と夫の死に
 二十三 時傍にたてる婦人これにいひけるは懼るゝなかれ汝男子を生りて然ども答へず又
 二十四 かへりみずニ只榮光イスラエルをさりぬといひて其子をイカボデ(榮なし)と名く是
 二十五 は神の櫃奪はれしによりまた舅と夫の故に因るなり三またいひけるは榮光イスラエ
 二十六 ルをさりぬ神の櫃うばはれたればなり

④ 契約の櫃は神の國民に會給ふ處、以て列人の榮光、また其の生命の力の出處であつた
 ⑤ 此の處に非利士人に勝つたことを記念する爲に立つた石であつた
 ⑥ 此の處に非利士人に勝つたことを記念する爲に立つた石であつた
 ⑦ 此の處に非利士人に勝つたことを記念する爲に立つた石であつた
 ⑧ 此の處に非利士人に勝つたことを記念する爲に立つた石であつた
 ⑨ 此の處に非利士人に勝つたことを記念する爲に立つた石であつた
 ⑩ 此の處に非利士人に勝つたことを記念する爲に立つた石であつた

五章 一ベリシテ人神の櫃をとりて之をエベ子ゼルよりアシドドにもちきた
 二 二即ちベリシテ人神の櫃をとりて之をダゴンの家にもちきたりダゴンの傍
 三 に置ぬニアシドド人次の日夙く起きエホバの櫃のまへにダゴンの俯伏に地に

④ 契約の櫃は神の國民に會給ふ處、以て列人の榮光、また其の生命の力の出處であつた
 ⑤ 此の處に非利士人に勝つたことを記念する爲に立つた石であつた
 ⑥ 此の處に非利士人に勝つたことを記念する爲に立つた石であつた
 ⑦ 此の處に非利士人に勝つたことを記念する爲に立つた石であつた
 ⑧ 此の處に非利士人に勝つたことを記念する爲に立つた石であつた
 ⑨ 此の處に非利士人に勝つたことを記念する爲に立つた石であつた
 ⑩ 此の處に非利士人に勝つたことを記念する爲に立つた石であつた

① めたる者をとりおろし之を其大石のうへにおく然してベテ、シメシ人此日エホバに
 ② 燔祭をそなへ犠牲をさしげたり十六ベリシテ人の五人の君主これを見て同じ日にエク
 ③ ロンにかへり七さしてベリシテ人が過祭としてエホバになし金の贖物はこれな
 ④ り即ちアシドドのために一ガザのために一アシケロンのために一ガテのために一エ
 ⑤ クロンのために一なりき十八また金の鼠は城邑と郷里をいはず凡て五人の君主に属す
 ⑥ るベリシテ人の邑の敷にしたがひて造れりエホバの櫃をおろし大石今日にいたる
 ⑦ までベテ、シメシ人ヨシユアの田にあり十九ベテ、シメシの人々エホバの櫃をうかいひ
 ⑧ しによりエホバこれをうちたまふ即ち民の中七十人をうてりエホバ民をうちて大
 ⑨ き神なるエホバのまへに立つことをえんエホバ我等をはなれて何人のところのば
 ⑩ りゆきたまふべきや二かくて使者をキリアテ、ヤリムの人に遣はしていひけるは
 ⑪ リシテ人エホバの櫃をかへしたれば汝等くだりて之を汝等の所に携へるべし
 ⑫ 七章 キリアテ、ヤリムの人來りエホバの櫃を携へりこれを山のうへなるアビ
 ⑬ ナダブの家にもちきたり其子エレアザルを聖てエホバの櫃をまもらしむ二其櫃キリ
 ⑭ アテ、ヤリムにといまること久しくして二十年をへたりイストラエルの全家エホバを
 ⑮ したひて歎けり三時にサムエルイストラエルの全家に告ていひけるは汝等もし一心を
 ⑯ 以てエホバにかへり異なる神とアシタロタを汝等の中より棄て汝等の心をエホバに定
 ⑰ め之にのみ事へなばエホバ汝等をベリシテ人の手より救ひいださん四これにおいて
 ⑱ イストラエルの人々パアルとアシタロタをすてエホバにのみ事ふ五サムエルいひけ
 ⑲ るはイストラエル人をことごとくミズバにあつめよ我汝等のためにエホバにいのらん

① 辭 燔祭は前節の五
 ② 個の邑には附屬する郷里が
 ③ あつて、一の城邑とそれ
 ④ に屬する郷里とは一個のも
 ⑤ のうやうに思はれた
 ⑥ 五十六代と三十二代の中
 ⑦ を見るは大々的の不敬であつ
 ⑧ た、櫃は幕屋と神殿との至
 ⑨ 聖所におかれ、其の室に入
 ⑩ るとさへ一年一回祭司長
 ⑪ に限つて許された程である
 ⑫ エホバは所謂契約の
 ⑬ 櫃に宿り給ふやうに考へた
 ⑭ 聖職に任じて聖別
 ⑮ したこれは以列人の
 ⑯ 悔改めるまで三の年限
 ⑰ であらう
 ⑱ 二の節
 〇一〇
 〇一
 〇二
 〇三
 〇四
 〇五
 〇六
 〇七
 〇八
 〇九
 一〇
 一一
 一二
 一三
 一四
 一五
 一六
 一七
 一八
 一九
 二〇
 二一
 二二
 二三
 二四
 二五
 二六
 二七
 二八
 二九
 三〇
 三一
 三二
 三三
 三四
 三五
 三六
 三七
 三八
 三九
 四〇
 四一
 四二
 四三
 四四
 四五
 四六
 四七
 四八
 四九
 五〇
 五一
 五二
 五三
 五四
 五五
 五六
 五七
 五八
 五九
 六〇
 六一
 六二
 六三
 六四
 六五
 六六
 六七
 六八
 六九
 七〇
 七一
 七二
 七三
 七四
 七五
 七六
 七七
 七八
 七九
 八〇
 八一
 八二
 八三
 八四
 八五
 八六
 八七
 八八
 八九
 九〇
 九一
 九二
 九三
 九四
 九五
 九六
 九七
 九八
 九九
 一〇〇

① 加れらミズバに集まり水を汲て之をエホバのまへに注ぎ其日斷食して彼處にいひ
 ② けるは我等エホバに罪をかしたりとサムエルミズバに於てイストラエルの人を鞠く
 ③ ベリシテ人イストラエルの人々のミズバに集れるを聞しかばベリシテ人の諸君主イ
 ④ スラエルのにせめのばれりイストラエルのこれ聞いてベリシテ人をおそれたり五イストラ
 ⑤ エルの人々サムエルに云けるは我等のために我等の神エホバに祈ることをやむるな
 ⑥ かれ然らばエホバ我等をベリシテ人の手よりすくひいださん九サムエル哺乳羊を
 ⑦ どり燔祭となしてこれをまつたくエホバにさしぐまたサムエルイストラエルのために
 ⑧ エホバにいのりければエホバこれにこたへたまふ十サムエル燔祭をさし居し時ベ
 ⑨ リシテ人イストラエルのと戦はんとて近きぬ是日エホバ大なる雷をくだしベリシテ
 ⑩ 人をうちて之を亂し給ひければベリシテ人イストラエルの前に敗れたり十一イストラ
 ⑪ エル人ミズバをいでベリシテ人をおひ之をうちてベテカルの下にいたる十二サムエル
 ⑫ 一の石をとりてミズバとセンの間におきエホバ是まで我等を助けたまへりといひて
 ⑬ 其名をエベテセル(助けの石)と呼ぶ十三ベリシテ人攻伏られて再びイストラエルの境に
 ⑭ いらすサムエルの一生のあひだエホバの手ベリシテ人をふせげり十四ベリシテ人のイ
 ⑮ スラエルより取たる邑々はエクロンよりガテまでイストラエルにかへりぬまた其周圍
 ⑯ の地はイストラエル人これをベリシテ人の手よりどりかへせりまたイストラエル人ア
 ⑰ モリ人と好むすべり十五サムエル一生のあひだイストラエルをさばき十六歳々ベテルと
 ⑱ ギルガルおよびミズバをめぐりて其處々にてイストラエル人をさばき十七またラマにか
 ⑲ へり此處に其家あり此にてイストラエルを鞠く又此にてエホバに壇をきづけり
 ⑳ 八章 サムエル年老て其子をイストラエルの士師となす二兄の名をヨエルといひ

① ある解釋によれば雷
 ② を確する式であること
 ③ 然し所謂謙遜して悔改め
 ④ るは水を注ぐやうに心
 ⑤ 捨てること
 ⑥ の祈禱を注出した
 ⑦ 九二の節
 ⑧ 二六二
 ⑨ 二六二
 ⑩ 二六二
 ⑪ 二六二
 ⑫ 二六二
 ⑬ 二六二
 ⑭ 二六二
 ⑮ 二六二
 ⑯ 二六二
 ⑰ 二六二
 ⑱ 二六二
 ⑲ 二六二
 ⑳ 二六二
 ㉑ 二六二
 ㉒ 二六二
 ㉓ 二六二
 ㉔ 二六二
 ㉕ 二六二
 ㉖ 二六二
 ㉗ 二六二
 ㉘ 二六二
 ㉙ 二六二
 ㉚ 二六二
 ㉛ 二六二
 ㉜ 二六二
 ㉝ 二六二
 ㉞ 二六二
 ㉟ 二六二
 ㊱ 二六二
 ㊲ 二六二
 ㊳ 二六二
 ㊴ 二六二
 ㊵ 二六二
 ㊶ 二六二
 ㊷ 二六二
 ㊸ 二六二
 ㊹ 二六二
 ㊺ 二六二
 ㊻ 二六二
 ㊼ 二六二
 ㊽ 二六二
 ㊾ 二六二
 ㊿ 二六二
 一
 二
 三
 四
 五
 六
 七
 八
 九
 一〇
 一一
 一二
 一三
 一四
 一五
 一六
 一七
 一八
 一九
 二〇
 二一
 二二
 二三
 二四
 二五
 二六
 二七
 二八
 二九
 三〇
 三一
 三二
 三三
 三四
 三五
 三六
 三七
 三八
 三九
 四〇
 四一
 四二
 四三
 四四
 四五
 四六
 四七
 四八
 四九
 五〇
 五一
 五二
 五三
 五四
 五五
 五六
 五七
 五八
 五九
 六〇
 六一
 六二
 六三
 六四
 六五
 六六
 六七
 六八
 六九
 七〇
 七一
 七二
 七三
 七四
 七五
 七六
 七七
 七八
 七九
 八〇
 八一
 八二
 八三
 八四
 八五
 八六
 八七
 八八
 八九
 九〇
 九一
 九二
 九三
 九四
 九五
 九六
 九七
 九八
 九九
 一〇〇

十 神の人のをる邑におもひけり。サウルは善くいへりいざゆかんとて
 十一 いるるにあひ之にいひけるは先見者は此にをるや。答ていひけるはをる視よ。汝のま
 十二 へにをる急ぎゆけ。今日民崇邱にて祭をなすにより彼けふ邑にきたれり。汝等邑にい
 十三 る時かれが崇邱にのぼりて食に就くまへに直にかれにあはん。其は彼まづ祭品を祝
 十四 してしかるのち招かれたる者食ふべきに因りかれが来るまでは民食はざるなり。故に
 十五 汝等のばれ今かれにあはんと。言かれら邑にのぼりて邑のなかにいるとき視よ。サムエ
 十六 ル崇邱にのぼらんとてかれらにむかひて出きたりぬ。エホバサウルのきたる一日ま
 十七 へにサムエルの耳につげていひたまひけるは。明日いまごろ我ベニヤミンの地より
 十八 一箇の人を汝につかはさん。汝かれに膏を注ぎてわが民イスラエルの長となせ。彼わ
 十九 が民をベリシテ人の手より救ひいださん。わが民のさけび我に達せしにより我これを
 二十 かへりみるなり。サムエルサウルを見るときエホバこれにいひたまひけるは。視よ。わ
 二十一 が汝につげしは此人なり。是人わが民をさむべし。サムエルの門の中にサムエルに
 二十二 かづきいひけるは。先見者の家はいつくにあるや。請ふ我につげよ。サムエルサウルに
 二十三 こたへていひけるは。我はすなはち先見者なり。汝わがまへにゆきて崇邱にのぼれ。汝等
 二十四 今日我どもに食す可し。明日われ汝をさらしめ。汝の心にあることを悉く汝にしめさ
 二十五 ん。三日まへに失たる汝の驢馬は既に汝に見あたりたれば之をおもふな。かれ抑もイスラ
 二十六 エルの總ての實は誰の者なるや。即ち汝と汝の父の家のものならずや。サムエルこたへ
 二十七 ていひけるは。我はイスラエルの支派の最も小き支派なるベニヤミンの人にしてわが
 二十八 族はベニヤミンの支派の諸の族の最も小き者に非ずや。何ぞ斯るを我にかたるや。三

① 母前九章註 ② 利十七 ③ 申十二 ④ 申十二 ⑤ 申十二 ⑥ 申十二 ⑦ 申十二 ⑧ 申十二 ⑨ 申十二 ⑩ 申十二 ⑪ 申十二 ⑫ 申十二 ⑬ 申十二 ⑭ 申十二 ⑮ 申十二 ⑯ 申十二 ⑰ 申十二 ⑱ 申十二 ⑲ 申十二 ⑳ 申十二 ㉑ 申十二 ㉒ 申十二 ㉓ 申十二 ㉔ 申十二 ㉕ 申十二 ㉖ 申十二 ㉗ 申十二 ㉘ 申十二 ㉙ 申十二 ㉚ 申十二 ㉛ 申十二 ㉜ 申十二 ㉝ 申十二 ㉞ 申十二 ㉟ 申十二 ㊱ 申十二 ㊲ 申十二 ㊳ 申十二 ㊴ 申十二 ㊵ 申十二 ㊶ 申十二 ㊷ 申十二 ㊸ 申十二 ㊹ 申十二 ㊺ 申十二 ㊻ 申十二 ㊼ 申十二 ㊽ 申十二 ㊾ 申十二 ㊿ 申十二

サムエルサウルと其僕をもちびきて堂にいり招かれたる三十人ばかりの者の中の最
 二 も上に坐せしむ。サムエル庖人にいひけるは。わが汝にわたして汝の許におけといひ
 三 し分をもちきたれ。庖人肩と肩に屬る者をとりあげて之をサウルのまへに置く。サム
 四 エルいひけるは。視よ。是は存へおきたる物なり。汝のまへにおきて食へ。其はわれ民をま
 五 ねきし時よりこれを汝の爲にたくはへおきたればなり。かくてサウル此日サムエルと
 六 どもに食せり。崇邱をくだりて邑にいりし時サムエルサウルどもに屋背の上にて
 七 ものがたる。かれら早くおき即ちサムエル曙に屋背の上なるサウルをよびていひけ
 八 るは。起よ。われ汝をかへさんと。サウルすなはちおきあがる。サウルとサムエルどもに外
 九 にいで邑の極處にくだれるときサムエルサウルにいひけるは。僕に命じて我等の先
 十 十 章 サムエルすなはち膏の瓶をとりてサウルの頭に沃ぎ口接して曰けるは。エ
 十一 ホバ汝をたて、其産業の長となしたまふにあらすや。汝今日我をはなれて去りゆく
 十二 時ベニヤミンの境のゼルザにあるラケルの墓のかたはらにて二人の人にあふべしか
 十三 れら。汝にいはん。汝がたづねにゆきし驢馬は見あたりぬ。汝の父驢馬のこをすて、汝
 十四 等のことをおもひわづらひわが子のことをいがいすべきや。いへり。三其處より汝
 十五 尙す。みてダボルの橡の樹のところにて。彼處にてベテルにのぼり神にまう
 十六 でんとする三人の者。汝にあはん一人は三頭の山羊羔を携へ一人は三圍のパンをたづ
 十七 ね。一人は一囊の酒をたづね。其の後汝神のギベアにいたらん。其處にベリシテ人の代官
 十八 あり。汝彼處にゆきて邑にいるとき一群の預言者の瑟と笛と琴を前に執らせて預

① 原語は「屠殺者」 ② 右の肩ならば大抵祭司に與へられたる。 ③ 肉についた脂であらう。 ④ 此の邊は暑氣の強い處で、平坦くできた屋背に登る習慣があつた。 ⑤ 出廿三 ⑥ 出廿三 ⑦ 出廿三 ⑧ 出廿三 ⑨ 出廿三 ⑩ 出廿三 ⑪ 出廿三 ⑫ 出廿三 ⑬ 出廿三 ⑭ 出廿三 ⑮ 出廿三 ⑯ 出廿三 ⑰ 出廿三 ⑱ 出廿三 ⑲ 出廿三 ⑳ 出廿三 ㉑ 出廿三 ㉒ 出廿三 ㉓ 出廿三 ㉔ 出廿三 ㉕ 出廿三 ㉖ 出廿三 ㉗ 出廿三 ㉘ 出廿三 ㉙ 出廿三 ㉚ 出廿三 ㉛ 出廿三 ㉜ 出廿三 ㉝ 出廿三 ㉞ 出廿三 ㉟ 出廿三 ㊱ 出廿三 ㊲ 出廿三 ㊳ 出廿三 ㊴ 出廿三 ㊵ 出廿三 ㊶ 出廿三 ㊷ 出廿三 ㊸ 出廿三 ㊹ 出廿三 ㊺ 出廿三 ㊻ 出廿三 ㊼ 出廿三 ㊽ 出廿三 ㊾ 出廿三 ㊿ 出廿三

六 言しつゝ崇邱をくだるにあはん 其の時神のみたま汝にのぞみて汝かれらごともに
 七 預言し變りて新しき人とならん 是等の撒汝の身におこらば手のあたるにまかせて
 八 事を爲すべし神汝ごともにいませばなり 汝我にさきたちてギルガルにくだるべし
 九 我汝の許にくたりて燔祭を供へ 酬恩祭を献げんわが汝のもとに至り汝の爲すべきこ
 十 之を示すまで汝七日のあひだ待つべし 九 サウル背をかへしてサムエルを離れし時神
 十一 きてギベアにいたれるときみよ 一群の預言者これにあふえかして神の靈サウルにの
 十二 ぞみてサウルかれらの中にありて預言せり 十二 素よりサウルを識る人々サウルの預言
 十三 者も偕に預言するを見て互ひにいひけるは キシの子サウル今何事にあふやサウルの預言
 十四 預言者の中にあるやと 十三 其處の人ひとり答へて彼等の父は誰ぞやといふ是故にサウ
 十五 ルも預言者の中にあるやといふは 諺となれり 十三 サウル預言を終て崇邱にいたるに
 十六 サウルの叔父サウルを僕にいひけるは 汝等何處にゆきしやサウルいひけるは 驢馬を
 十七 尋ねに出しが何處にもをらざるを見てサムエルの許にいたれり 十五 サウルの叔父いひ
 十八 けるはサムエルは汝に何をいひしか 請ふ我につげよ 十六 サウル叔父にいひけるは 明
 十九 きに驢馬の見あたりしを告げたりと 然どもサムエルが言る國王の事はこれにつげざり
 二十 きにサムエル民をミズハにてエホバの前に集め 十八 イスラエルの子孫にいひけるは
 二十一 イスラエルの神エホバ斯くいひたまふ 我イスラエルをみちびきてエジプトより出し
 二十二 汝等をエジプト人の手および凡て汝等を虐遇る 國人の手より救ひいだせり 十九 然るに
 二十三 汝等おのれを患難と難苦のうちより救ひいだしたる 汝等の神を棄て且否み我等に王
 二十四 をたてよといへり 是故にいま 汝等の支派と郡にしたがひてエホバのまへに出よ 二十

五百二十二
 ① 崇邱 ② 撒母耳はあ
 る他の預言者の如く其の父
 より預言の能力を得たので
 なく直接神より賜はつた
 ③ 撒母耳は
 和華を留者として ④ 王を
 ⑤ 民衆の罪は王を

二 ムエルイスラエルの諸の支派を呼よせし時ベニヤミンの支派籤にあたりぬ 三 またベ
 三 ニヤミンの支派を其族のかずにしたがひて呼よせしときマタリの族籤にあたりキシ
 四 の子サウル籤にあたり人々かれを尋ねしかども見出ざれば 三 またエホバに其人は
 五 此に來るや否やを問しにエホバ答たまはく 視よ彼は行李のあひだにかくると 三 人々
 六 はせゆきて彼を其處よりつれきたれり 彼民の中にたつに肩より以上民の何の人より
 七 も高かりき 二 サムエル民にいひけるは 汝等エホバの擇みたまひし人を見るか 民のう
 八 ちに是人の如き者なし 民みなよばいひけるは 願くは王のちながれ 三 時にサ
 九 ムエル王國の典章を民にしめして之を書にしるし之をエホバのまへに藏めたり 九
 十 してサムエル民をこころしく其家にかへらしむ 三 サウルもまたギベアの家に
 十一 かに神に心を感せられたる勇士等これどもにゆけり 然ども 邪なる人々は彼人
 十二 かで我等を救はんやといひて之を藐視り之に禮物をおくらざりしかど サウルは啞の
 十三 ごごくせり

十一 章 一 アンモニ人ナハンギレアデのヤベシにのぼりて之を圍む 二 ヤベシの人々
 三 ナハンにいひけるは 我等と約をなせ 然らば汝につかへん 二 アンモニ人ナハンこれに
 四 答へけるは 我かくして汝等と約をなさん 即ち我汝等の右の目を抉りてイスラエルの
 五 全地に恥辱をあたへん 三 ヤベシの長老これにいひけるは 我等に七日の猶豫をあたへ
 六 て使をイスラエルの四方の境におくることを得さしめよ 而して若し我等を救ふ者な
 七 くば我等汝にくたらん 斯て使サウルのギベアにいたり此事を民の耳に告しかば 民
 八 皆聲をあげて哭ぬ 五 爰にサウル田より牛にしたがひて來る サウルいひけるは 民何に
 九 よりて哭くやと人々これにヤベシ人の事を告ぐ 六 サウル之を聞るとき 神の靈これに

五百二十三
 ① 崇邱 ② 撒母耳はあ
 る他の預言者の如く其の父
 より預言の能力を得たので
 なく直接神より賜はつた
 ③ 撒母耳は
 和華を留者として ④ 王を
 ⑤ 民衆の罪は王を

母前十一 撒母耳前 十章 1102 サウル豫言す

臨みてその怒甚だしく燃えたり。一輓の牛をころしてこれを切り割き使の手をもてこれをイスラエルの四方の境にあまねくおくりていはしめけるは誰にてもサウルとサムエルにしたがひて出ざる者は其牛かくのごとくせらるべしと民エホバを畏み一人のごとく均くいであたりスサウルベセクにてこれを敷ふるにイスラエルの子孫二十萬ユダの人三萬ありき。斯て人々來れる使にいひけるはギレアドのヤベシの人にかくいへ明日日の熱き時汝等助を得んと使かへりてヤベシ人に告げれば皆よろこびぬ。是をもてヤベシの人云けるは明日汝等に降らん汝等の善と思ふところを爲せ。明日サウル民を三隊にわかち曉更に敵の軍の中にいりて日の熱くなる時までアンモ二人をころしければ遣れる者は皆ちり。になりて二人俱にあるものなかりき。民サムエルにいひけるはサウル豈我等の王となるべけんやと言しは誰ぞや其人を引き來れ我等之をころさん。サウルいひけるは今日エホバ救をイスラエルに施したまひたれば今日は人をころすべからず。茲にサムエル民にいひけるはいざギルガルに往て彼處にて王國を新にせん。と民みなギルガルにゆきて彼處にてエホバのまへにサウルを王となし彼處にて酬恩祭をエホバのまへに獻げサウルとイスラエルの人々皆かしこにて大に祝へり。

十二章 サムエルイスラエルの人々にいひけるは視よ我汝等が我にいひし言をことごとく聽て汝等に王を立たり。見よ今王汝等のまへにあゆむ我は老て髮しろし視よわが子ども汝等と共にあり我幼穉時より今日にいたるまで汝等のまへにあゆめり。視よ我こゝにありエホバのまへに其膏そそぎし者のまへに我を訴へよ。我誰の牛を取りしや誰の驢馬をとりしや誰を掠めしや誰を虐遇しや誰の手より賄賂をとり

① 大抵犧牲になる物について用ゐる語。士六。② 國が狭いから七日間の戦備で不足は無かつた。三。③ 以色列と猶太とは羅波アムとエホバの間に分かれた。④ 以色列と猶太とは羅波アムとエホバの間に分かれた。⑤ 暗の時。王上十。南北に分裂した。⑥ 其の前から南北の人。⑦ 心は和合して居らなかつたやうである。⑧ 二。⑨ 午後。⑩ 雅正人は掃羅の恩に感じて後、掃羅が殺された時其の死屍を敵の手より取り、焼きて鄭重に葬つた。母前十一。⑪ 掃羅の親切に就ては。⑫ 掃羅に。⑬ 掃羅を王として聖別したの意ならん。⑭ 利三〇。一七〇。一八一。⑮ 受膏者とは王位に就

てわが目を瞞し、や有ば我これを汝等にかへさん。彼等いひけるは汝は我等をかすめずくるしめず又何をも人の手より取りしことなし。サムエルかれらにいひけるは汝等が我手のうちに何をみいださざるをエホバ汝等に證したまふ。其膏そそぎし者も今日證す。彼等答へけるは證したまふ。サムエル民にいひけるはエホバはモーセとアロンをたてし者汝等の先祖をエジプトの地より導いたし。いものなり。立ちあがれ。エホバが汝等および汝等の先祖になしたまひし諸の義しき行爲につきて我エホバのまへに汝等と論せん。ヤコブのエジプトにいたるにおよびて汝等の先祖のエホバに呼はりし時エホバモーセとアロンを遣はしたまひて此二人汝等の先祖をエジプトより導きいだし。此處にすましめたり。しかるに彼等其神エホバを忘れしかばエホバこれをバゾルの軍の長シセラの手とペリシテ人の手とおよび。モアブ王の手にわたしたまへり。斯て彼等これを攻ければ。民エホバに呼はりていひけるは我等エホバを棄て。バアルとアシタロテに事へてエホバに罪を犯したり。されど今我等を敵の手より救ひ。いだしたまへ。我等汝につかへんと。是においてエホバエルバアルとバラクとエフタとサムソンを遣はして汝等を四方の敵の手より救ひ。いだしたまひて。汝等安かに住めり。十三 しかるに汝等アンモンの子孫の王ナハシの汝等を攻んとて來るを見て。汝等の神エホバ汝等の王なるに汝等我にいふ。否我等ををさむる王なかるべからず。今汝等が選みし王汝等がねがひし王を見よ。視よエホバ汝等に王をたてたまへり。十四 汝等もしエホバを畏みて之につかへ。其言にしたがひてエホバの命にそむかす。また汝等と汝等にをさむる王恒に汝等の神エホバに従は。善し。しかれども汝等もしエホバの言にしたがはずしてエホバの命にそむかば。エホバの手汝等の先祖をせめしごとく。汝等

けた者の意。母前廿四。① 一。② 「彌賽亞」は希伯來語、「基督」は希臘語。③ 共に「受膏者」の意。④ 申十六。⑤ 五。⑥ 耶和華即ち自ら存在して契約を守給ふ神の御名。⑦ 第五の註。⑧ 神の我等を見聞し給ふといふ。⑨ 等なる念。⑩ 一。⑪ 二。⑫ 三。⑬ 四。⑭ 五。⑮ 六。⑯ 七。⑰ 八。⑱ 九。⑲ 十。⑳ 十一。㉑ 十二。㉒ 十三。㉓ 十四。㉔ 十五。㉕ 十六。㉖ 十七。㉗ 十八。㉘ 十九。㉙ 二十。㉚ 二十一。㉛ 二十二。㉜ 二十三。㉝ 二十四。㉞ 二十五。㉟ 二十六。㊱ 二十七。㊲ 二十八。㊳ 二十九。㊴ 三十。㊵ 三十一。㊶ 三十二。㊷ 三十三。㊸ 三十四。㊹ 三十五。㊺ 三十六。㊻ 三十七。㊼ 三十八。㊽ 三十九。㊾ 四十。㊿ 四十一。一。二。三。四。五。六。七。八。九。十。十一。十二。十三。十四。十五。十六。十七。十八。十九。二十。二十一。二十二。二十三。二十四。二十五。二十六。二十七。二十八。二十九。三十。三十一。三十二。三十三。三十四。三十五。三十六。三十七。三十八。三十九。四十。四十一。四十二。四十三。四十四。四十五。四十六。四十七。四十八。四十九。五十。五十一。五十二。五十三。五十四。五十五。五十六。五十七。五十八。五十九。六十。六十一。六十二。六十三。六十四。六十五。六十六。六十七。六十八。六十九。七十。七十一。七十二。七十三。七十四。七十五。七十六。七十七。七十八。七十九。八十。八十一。八十二。八十三。八十四。八十五。八十六。八十七。八十八。八十九。九十。九十一。九十二。九十三。九十四。九十五。九十六。九十七。九十八。九十九。一百。

十八 人の陣よりいで一隊はオフラの路にむかひてシユアルの地にいたり一隊はベテ
 十九 ホロンの道に向ひ一隊は曠野の方にあるセボイムの谷をのぞむ境の路にむかふ時
 二十 は槍を作ることを恐れたればなり三イスラエル人皆其相鋤斧未即ち相鋤三齒鋤斧
 二十一 の鋸に欠ありてこれを鋸ひ改さんとする時又は鞭を尖らさんとする時は常にペリシ
 二十二 テ人の所にくだれり三是をもて戦の日にサウルおよびヨナタンとともにある民の手
 二十三 には剣も槍も見えず只サウルと其子ヨナタンのみ持ち三茲にペリシテ人の先陣ミク
 二十四 一其時サウルの子ヨナタン武器を執る若者にいひけるはいざ對面にあるペリ
 二十五 シテ人の先陣に涉りゆかんと然ど其父には告ざりきニサウルギベアの極においてミ
 二十六 シロンにある石榴の樹の下に住まりしが俱にある民はおよそ六百人なりき又アヒ
 二十七 ヤエポデを衣てともにをるアヒヤはアヒトブの子アヒトブはイカポデの兄弟イカポ
 二十八 デはビテハスの子ビテハスはシロにありてエホバの祭司たりしエリの子なり民ヨナ
 二十九 タンの行けるをしらざりきヨナタンの涉りてペリシテ人の先陣にいたらんとする
 三十 渡口の間に此傍に峻嶒あり彼傍にも峻嶒あり一の名をボゼツといひ一の名をセ子と
 三十一 いふ其一是北に向ひてミクマシに對し一は南にむかひてゲバに對す六ヨナタン武
 三十二 器を執る少者にいふいざ我等此嶺なき者ども先陣にわたらんエホバ我等のため
 三十三 にはたたらきたまふことあらん多くの人ももて救ふも少き人ももてすくふもエホバに
 三十四 おいては妨なし武器をとるもの之にいひけるは總て汝の心にあるところを
 三十五 せ進めよ我汝の心にしたがひて汝とともによりヨナタンいひけるは見よ我等か

○十三、大團の行状の中には
 大層悪い事もあつた一
 ○十二、然し彼は心から悔
 改めて常に神に服
 いた念があつた
 ○十三、
 ○十四、
 ○十五、
 ○十六、
 ○十七、
 ○十八、
 ○十九、
 ○二十、
 ○二十一、
 ○二十二、
 ○二十三、
 ○二十四、
 ○二十五、
 ○二十六、
 ○二十七、
 ○二十八、
 ○二十九、
 ○三十、
 ○三十一、
 ○三十二、
 ○三十三、
 ○三十四、
 ○三十五、

九 の人々のところをわたり身をかれらにあらはさん九かれら若し我等が汝等にいたる
 十 までとまれと斯く我等にいはい我等はこのまゝとまりてかれらの所にのぼらじ
 十一 十されど若し我等のところのぼれどかくいはい我等のぼらんエホバかれらを我等
 十二 の手にわたしたたまふなり是を徴となさんと 斯て二人其身をペリシテ人の先陣にあ
 十三 らはしければペリシテ人いひけるは見よへブル人其かくれたる穴よりいで來ると
 十四 すなはち先陣の人ヨナタンと其武器を執る者にこたへて我等の所に上りきたれ目に
 十五 物見せんといひしかばヨナタン武器を執る者にいひけるは我にしたがひてのぼれエ
 十六 ホバ彼等をイスラエルの手にわたしたたまふなりヨナタン攀のぼり其武器を執るも
 十七 の之にしたがふペリシテ人ヨナタンのまへに仆る武器をとる者も後にしたがひて之
 十八 をころすヨナタンと其武器を取るもの手はじめに殺し者およそ二十人此事田畑
 十九 半段の内になれり十五しかして野にある陣のものおよび凡ての民の中に戦慄おこり先
 二十 陣の人および劫掠人もまたをのいさ地ふるひ動けり是は神よりの戦慄なりき十六ベニ
 二十一 ヤミンのギベアにあるサウルの成卒望見しに視よペリシテ人の群衆くづれて此彼に
 二十二 ちらばる時サウルおのれとともなる民にいひけるは汝等點驗て誰が我等の中よ
 二十三 りゆきしかを見よとすなはちえらべたるにヨナタンとその武器を執るもの居らざり
 二十四 きサウルアヒヤにエポデを持きたれといふ其はかれ此時イスラエルのまへにエポ
 二十五 デを着たれば也サウル祭司にかたれる時ペリシテ人の軍の騒いよくまじたりけ
 二十六 ればサウル祭司にいふ姑く汝の手を措けと二十かくてサウルおよびサウルと共にある
 二十七 民皆呼はりて戦に至るにペリシテ人おのれを以て互に相撃らければ其敗績はな
 二十八 ば大なりき三また此時よりまへにペリシテ人ともによりてペリシテ人と共に上

○一、神からの徴にまつて
 分明るさいふ現示があつた
 ○二、
 ○三、
 ○四、
 ○五、
 ○六、
 ○七、
 ○八、
 ○九、
 ○十、
 ○十一、
 ○十二、
 ○十三、
 ○十四、
 ○十五、
 ○十六、
 ○十七、
 ○十八、
 ○十九、
 ○二十、
 ○二十一、
 ○二十二、
 ○二十三、
 ○二十四、
 ○二十五、
 ○二十六、
 ○二十七、
 ○二十八、
 ○二十九、
 ○三十、
 ○三十一、
 ○三十二、
 ○三十三、
 ○三十四、
 ○三十五、

母前 十四 さむえるせん 十四章 ヨナタンの勝利

りて陣に來るところのヘブル人もまた翻りてサウルおよびヨナタンと共にあるイスラエル人に合せり又エフライムの山地にかくれたるイスラエル人皆ペリシテ人の逃るを聞てまた戦に出て之を追撃てり是の如くエホバ此日イスラエルをすくひたまふ而して戦はベテ、アベンにうつれり此日イスラエル人皆めり其はサウル民を誓はせて夕まで即ちわが敵に仇をむくゆるまでに食物を食ふ者は呪詛れんと言たればなり是故に民の中に食物を味ひし者なし愛に民みな林森に至りて地の表に蜜あり即ち民森にいたりて蜜のながるをみる然も民誓を畏るれば誰も手を口につくる者なし然にヨナタンは其父が民をちかはしを聞きければ手にある杖の末をのばして蜜にひたし手を口につけたり是に由て其目あきらかになりぬ時に民のひとり答て言けるは汝の父かたく民をちかはせて今日食物をくらふ人は呪詛はれんと言り是に由て民つかれたりヨナタンいひけるはわが父國を煩せり請ふ我この蜜をすこしく嘗しによりて如何にわが目の明になりしかを見よ三十三としてや民今日敵よりうばひし物を十分に食しならばペリシテ人をころすこと更におほかるべきにあらずや三十三イスラエル人かの日ペリシテ人を撃てミクマシよりアヤロンにいたるしかして民はなはだ疲たり三十三是において民劫掠物に走かかり羊と牛と犢とを取りて之を地のうへにころし血のまゝに之をくらふ三十三人々サウルにつけていひけるは民肉を血のまゝに食ひて罪をエホバにかすとサウルいひけるは汝等背けり直にわがもとに大石をまろばしきたれ三十三サウルまたいひけるは汝等わかれて民のうちにいりていへ人各其牛と各其羊をわがもとに引ききたり此處にてころしくらへ血のまゝにくらひて罪をエホバに犯すなかれと此において民おのこの夜其牛を手ひきき

人に奴隷とされた以列人
 十一 註 ① 廿六〇 ② 掃羅が食ふと戦ふ時になくな
 る、或は斷食するによつ
 て神の祝福を得ると考へた
 やうであるが斯かる誓願
 は遂であつた後に明白
 になつた ③ 卅三 ④ 卅三
 ⑤ 卅三 ⑥ 卅三 ⑦ 卅三
 ⑧ 卅三 ⑨ 卅三 ⑩ 卅三
 ⑪ 卅三 ⑫ 卅三 ⑬ 卅三
 ⑭ 卅三 ⑮ 卅三 ⑯ 卅三
 ⑰ 卅三 ⑱ 卅三 ⑲ 卅三
 ⑳ 卅三 ㉑ 卅三 ㉒ 卅三
 ㉓ 卅三 ㉔ 卅三 ㉕ 卅三
 ㉖ 卅三 ㉗ 卅三 ㉘ 卅三
 ㉙ 卅三 ㉚ 卅三 ㉛ 卅三
 ㉜ 卅三 ㉝ 卅三 ㉞ 卅三
 ㉟ 卅三 ㊱ 卅三 ㊲ 卅三
 ㊳ 卅三 ㊴ 卅三 ㊵ 卅三
 ㊶ 卅三 ㊷ 卅三 ㊸ 卅三
 ㊹ 卅三 ㊺ 卅三 ㊻ 卅三
 ㊼ 卅三 ㊽ 卅三 ㊾ 卅三
 ㊿ 卅三

たりて之をかしこころせり三十三まかしてサウルエホバに一つの壇をきづく是はサウルのエホバに壇を築ける始なり三十三斯てサウルいひけるは我等夜のうちにペリシテ人を追くだり夜明までかれらを掠めて一人をも残すまじ皆いひけるは凡て汝の目に善とみゆる所をなせと時に祭司いひけるは我等此にちかより神にもとめんと三十三サウル神に我ペリシテ人をおひくだるべきか汝かれらをイスラエルの手にわたしたまふやと問けれど此日はこたへたまはざりき三十三是においてサウルいひけるは民の長たちよ皆此にちかよれ汝等みて今日のこの罪のいづくにあるを知れ三十三イスラエルを救ひたまへるエホバはいく假令わが子ヨナタンにもあれ必ず死なざるべからずとされど民のうち一人もこれにこたへざりき三十三サウルイスラエルの人々にいひけるはなんぢらは彼處にをれ我とわが子ヨナタンは此處にをらんと民いひけるは汝の目によしとみゆるところをなせ三十三サウルイスラエルの神エホバにいひけるはねがはくは眞實をしめしたまへどかくてヨナタンとサウルとに我とわが子のあひだの鬮を擲けと即ちヨナタンこれにあたりサウルヨナタンの杖の末をもて少許の蜜をなめしのみなるが我死なざるをえず三十三サウルこたへけるは神かくなしたかかねてかくなしたまへヨナタンよ汝死さるべからず三十三民サウルにいひけるはイスラエルの中に此大なるすくひをなせるヨナタン死ぬべけんや決めてしからずエホバは生くヨナタンの髪の毛ひとすちも地におつべからず其はかれ神ととも今日はたらきたればなりとかく民ヨナタンをすくひて死なざらしむ三十三サウルペリシテ人を追ことを息てのぼりぬペリシテ人其國にかへれり七かくてサ

吉甲にある祭壇は掃羅の築つたのでなく、前からあつた ① 卅三 ② 卅三 ③ 卅三
 ④ 卅三 ⑤ 卅三 ⑥ 卅三 ⑦ 卅三
 ⑧ 卅三 ⑨ 卅三 ⑩ 卅三 ⑪ 卅三
 ⑫ 卅三 ⑬ 卅三 ⑭ 卅三 ⑮ 卅三
 ⑯ 卅三 ⑰ 卅三 ⑱ 卅三 ⑲ 卅三
 ⑳ 卅三 ㉑ 卅三 ㉒ 卅三 ㉓ 卅三
 ㉔ 卅三 ㉕ 卅三 ㉖ 卅三 ㉗ 卅三
 ㉘ 卅三 ㉙ 卅三 ㉚ 卅三 ㉛ 卅三
 ㉜ 卅三 ㉝ 卅三 ㉞ 卅三 ㉟ 卅三
 ㊱ 卅三 ㊲ 卅三 ㊳ 卅三 ㊴ 卅三
 ㊵ 卅三 ㊶ 卅三 ㊷ 卅三 ㊸ 卅三
 ㊹ 卅三 ㊺ 卅三 ㊻ 卅三 ㊼ 卅三
 ㊽ 卅三 ㊾ 卅三 ㊿ 卅三

ウルイスラエルの王の位につきて四方の敵を攻む即ちモアブアンモンの子孫エドム
 ズバの王たちおよびペリシテ人をせめけるに凡てむかふどころにて勝利を得たり
 サウル力をえアマレク人をうちてイスラエルを其劫掠人の手よりすくひいだせり
 サウルの男子はヨナタンエスイおよびマルキシュアなり其二人の女子の名は姉はナ
 ラブといひ妹はミカルといふ五サウルの子はアヒノアムといひてアヒマアズ
 の女子なり其軍の長の名はアブテルといひてサウルの叔父なる子なり五サウル
 の父キシとアブテルの父テルはアビエルの子なり五サウルの一生のあひだ恒にペリ
 シテ人と烈しき戦ありサウルは力ある人または勇ある人を見るごとにこれをかへ
 たり

①十五章 一 茲にサムエルサウルにいひけるはエホバ我をつかはし汝に膏を沃ぎて其民
 ニイスラエルの王となさしめたりさればエホバの言の聲をきけニ萬軍のエホバかくい
 ひたまふ我アマレクがイスラエルになし、事すなはちエジプトよりのぼれる時其途
 を遮りしをかへりみる三今ゆきてアマレクを撃ち其有る物をこどく滅しつくし
 彼等を憐むなかれ男女童稚乳兒牛羊駝驢馬を皆ころせサウル民をよびあつめ
 てこれをテライムに核ふ歩兵二十萬ユダの人一萬あり五しかしてサウルアマレクの
 邑にいたりて谷に兵を伏たりサウルケニ人にいひけるは汝等ゆきてさりアマレク
 人をはなれくだるべし恐らくはかれらごどもに汝等をほろぼすにいたらんイスラエ
 ルの子孫のエジプトよりのぼれる時汝等これに恩をほごしたりと即ちケニ人ア
 マレク人をはなれてさりぬセサウルアマレク人をうちてハピラよりエジプトの東
 面なるシユルにいたるハサウルアマレク人の王アガグを生擒り刃をもて其民をこ

① 摩押ニ〇、亞捫一〇、
 ② 以東、四〇、一、鎖巴、三、
 ③ 出十七、イスラエルの歴史家の筆
 ④ 法は先づ結果を約言す、例
 ⑤ ば戦争の結果を述べてそれ
 ⑥ から詳説く風である、四〇、
 ⑦ 八、二〇、一、また、五、
 ⑧ 母前、アヒマアズ、
 ⑨ 一〇、二、亞庇拿塔、
 ⑩ 母前、一八、
 ⑪ 母前、一八、
 ⑫ 母前、一八、
 ⑬ 母前、一八、
 ⑭ 母前、一八、
 ⑮ 母前、一八、
 ⑯ 母前、一八、
 ⑰ 母前、一八、
 ⑱ 母前、一八、
 ⑲ 母前、一八、
 ⑳ 母前、一八、

九 及び肥たる物並に羔と凡て善き物を殘して之をほろぼしつくすをこのます但惡き弱
 き物をほろぼしつくせり、時にエホバの言サムエルにのぞみていはく、我サウルを
 王となし、を悔ゆ其は彼背きて我にしたがはずわが命をおこなはざればなりとサム
 エル憂て終夜エホバによばれり、かくてサムエルサウルにあはんとて夙く起きけ
 るにサムエルにつぐるものありていふサウルカルメルにいたり勝利の表を立て轉り
 進みてギルガルにくだれり、サムエルサウルの許に至りければサウルこれにいひ
 けるは汝がエホバより福祉を得んことをねがふ我エホバの命を行へりとサムエル
 いひけるは然らばわが耳にいる此羊の聲およびわがきく牛のこゑは何ぞや、サムエル
 いひけるは人をこれにアマレク人のところより引き、たれり其は民汝の神エホバに
 さ、げんために羊と牛の最も嘉きものをのこせばなり、其は我等ほろぼしつくせ
 り、サムエルサウルにいひけるは止まれ昨夜エホバの我にかたりたまひしことを汝
 につげんサウルいひけるはいへ、サムエルいひけるはさきに汝が微き者どみづから
 憶へるときに汝イスラエルの支派の長となりしにあらずや、即ちエホバ汝に膏を注い
 でイスラエルの王となせり、エホバ汝を途に遣はして、いひたまはく、往て惡人なるア
 マレク人をほろぼし其盡るまで戦へよと、何故に汝エホバの言をきかずして敵の所
 有物にはせか、エホバの目のまへに惡をなし、や、サウルサムエルにいひけるは
 我誠にエホバの言にしたがひてエホバのつかはしたまふ途にゆきアマレクの王アガ
 グを執きたり、アマレクをほろぼしつくせり、民其ほろぼしつくすべき物の最初
 としてギルガルにて汝の神エホバにさ、げんとて敵の物の中より羊と牛をとれり、三

① 出十七、七、
 ② 八、十四、
 ③ 七、十九、
 ④ 八、十八、
 ⑤ 八、十九、
 ⑥ 八、二十、
 ⑦ 八、二十一、
 ⑧ 八、二十二、
 ⑨ 八、二十三、
 ⑩ 八、二十四、
 ⑪ 八、二十五、
 ⑫ 八、二十六、
 ⑬ 八、二十七、
 ⑭ 八、二十八、
 ⑮ 八、二十九、
 ⑯ 八、三十、
 ⑰ 八、三十一、
 ⑱ 八、三十二、
 ⑲ 八、三十三、
 ⑳ 八、三十四、
 ㉑ 八、三十五、
 ㉒ 八、三十六、
 ㉓ 八、三十七、
 ㉔ 八、三十八、
 ㉕ 八、三十九、
 ㉖ 八、四十、
 ㉗ 八、四十一、
 ㉘ 八、四十二、
 ㉙ 八、四十三、
 ㉚ 八、四十四、
 ㉛ 八、四十五、
 ㉜ 八、四十六、
 ㉝ 八、四十七、
 ㉞ 八、四十八、
 ㉟ 八、四十九、
 ㊱ 八、五十、
 ㊲ 八、五十一、
 ㊳ 八、五十二、
 ㊴ 八、五十三、
 ㊵ 八、五十四、
 ㊶ 八、五十五、
 ㊷ 八、五十六、
 ㊸ 八、五十七、
 ㊹ 八、五十八、
 ㊺ 八、五十九、
 ㊻ 八、六十、
 ㊼ 八、六十一、
 ㊽ 八、六十二、
 ㊾ 八、六十三、
 ㊿ 八、六十四、

をしてサムエルのまへをすぎしむサムエルエサイにいふエホバは是等をえらみたまは
 ずきサムエルエサイにいひけるは汝の男子は皆此に在るやエサイはいひけるは尙季子
 のこれり彼は羊を牧するなりとサムエルエサイにいひけるは彼を迎へきたらしめよ
 かれが此にいたるまでは我等食に就かざるべし是において人をつかはしてかれを
 つれきたらしむ其人色赤く目美しくして其貌麗しエホバいひたまひけるは起てこ
 れにあぶらを洗はせ其人なりとサムエル膏の角をとりて其兄弟の中にてこれに膏を
 そいげり此日よりのちエホバの霊ダビデにのぞむサムエルは立ちてラマにゆけり
 かくてエホバの霊サウルをばなれエホバより来る悪鬼これを惱せりサウルの臣僕
 これにいひけるは視よ神より來れる悪鬼汝をなやますねがはくはわれらの主汝の
 まへにつかふる臣僕に命じて善く琴を鼓く者一人を求めしめよ神よりきたれる悪鬼
 汝に臨む時彼手をもて琴を鼓て汝いゆることをえんサウル臣僕にいひけるはわが
 ために巧に琴鼓者をたづねてわがもとにつれきたれ一人の少者こたへていひ
 けるは我ベレム人エサイの子を見しが琴に巧にしてまた豪氣して善くたかふ
 辯舌さはやかなる美しき人なりかつエホバこれにいますサウルすなはち使
 者をエサイにつかはしていひけるは羊をかふ汝の子ダビデをわがもとに遣はせと
 エサイすなはち驢馬にパンを負せ一囊の酒と山羊の羔を執りてこれを其子ダビデの
 手によりてサウルにおくれり三ダビデサウルの許にいたりて其まへに事ふサウル大
 にかはくはダビデをしてわが前に事へしめよ彼はわが心になへりと三神より出たる
 悪鬼サウルに臨めるときダビデ琴を執り手をもてこれを弾にサウル慰みて愈え悪

① 七人の子を通らせた、
 代上二〇十五には大衛を
 七男とあるが一人中間が天
 折せしむ或は其の人子なき
 故血統に數へられなかつ
 たのであらう ② 掃羅は人
 間、大衛は神の選んだ王で
 あつた ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧
 三回の受膏があつた外⑨
 ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯
 ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓
 ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚
 ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲
 ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹
 ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

鬼かれをはなる
 十七章 爰にベリシテ人其軍を集めて戦はんとしユダに屬するシヨコにあつまりシ
 コゴアゼカの間なるバス、ダミムに陣をどるニサウルとイスラエルの人を集まりて
 エラの谷に陣をどりベリシテ人にむかひて軍の陣列をたつ三ベリシテ人は此方の山
 にたちイスラエルは彼方の山にたつ谷は其あひだにあり四時にベリシテ人の陣より
 ガラのゴリアテと名くる挑戰者いできたる其身の長六キュビト半五首に銅の
 盔を戴き身に鱗綴の鎧甲を着たり其よろひの銅のおもさは五千シケルなり六また脛
 には銅の脛當を着け肩の間に銅の矛戦を負ふ七其槍の柄は機のごとく槍の鋒刃
 の鉄は六百シケルなり楯を執る者其前にゆく八ゴリアテ立てイスラエルの諸行伍に
 よばり云けるは汝等はなんぞ陣列をなして出きたるや我はベリシテ人にして汝等
 はサウルの臣下にあらすや汝等一人をえらみて我どころにくだせ九其人もし我とた
 たかひて我をころすことをえば我等汝等の臣僕とならんされど若し我かちてこれを
 殺さば汝等我等の僕となりて我等に事ふ可し十かくて此ベリシテ人いひけるは我今
 日イスラエルの諸行伍を挑む一人をいだして我と戦はしめよ十一サウルおよびイス
 ラエルみなベリシテ人のこの言を聞き驚きて大いに懼れたり十二抑ダビデはかのベ
 テレムユダのエフラタ人エサイとなづくる者の子なり此人八人の子ありしがサウ
 ルの世には年邁みてすでに老たり十三エサイの長子三人ゆきてサウルにしたがひて
 戦争にいづ其戦いでし三人の子の名は長をエリアブといひ次をアビナダブといひ
 第三をシャンマといふ十四ダビデは季子にして其兄三人はサウルにしたがへり十五ダ
 ビデはサウルに往來してベレムにて其父の羊を牧ふ十六彼ベリシテ人四十日のあ

である故掃羅を慰めんといふ
 介せられ七十七八〇、大衛伯利
 恒に歸り〇七五、掃羅の本陣
 に遣され 七十七八〇、巨漢を
 居り、掃羅太閤に問ふ所あ
 り 七十五、五十六、掃羅は彼の父
 の名を忘れたのであらう
 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧
 ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯
 ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓
 ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚
 ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲
 ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹
 ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

十七 ひだ朝夕近きて前にたてり十七時にエサイ其子ダビデにいひけるは今汝の兄のため
 十八 に此烘麥一斗と此十のパンを取りて陣營にをる兄のところにいそぎゆけ十八また此十
 十九 の乾酪をとりて其千夫の長におくり兄の安否を視て其返事をもちきたれと十九サウル
 二十 ど彼等およびイスラエルの人は皆ベリシテ人となかひてエラの谷にありき二十ダビ
 二十一 デ朝風くおきて羊をひとりの牧者にあづけエサイの命せしごとく攜へゆきて車營に
 二十二 いたるに軍勢いで、行伍をなし鯨波をあげたり三しかしてイスラエルとベリシテ人
 二十三 陣列をたて、行伍を行伍に相むかはせたり三ダビデ其荷をおろして荷をまもる者の
 二十四 手にわたし行伍の中にはせゆきて兄の安否を問ふ三ダビデ彼等と俱に語れる時視よ
 二十五 ペリシテ人の行伍よりガテのベリシテのゴリアテとなづく彼の挑戦者のぼりき
 二十六 たり前のことばのごとく言しかばダビデ之を聞けり二イスラエルの其人を見たり皆
 二十七 逃て之をはなれ痛く懼れたり三イスラエルの人いひけるは汝等このはばり来る人を
 二十八 見しや誠にイスラエルを挑んとて上りきたるなり彼をころす人は王大なる富を以て
 二十九 これをどまし其女子をこれにあてて其父の家にはイスラエルの中に租税をまぬ
 三十 かれしめん三ダビデ其傍にたてる人々にかたりていひけるは此ベリシテ人をころ
 三十一 しイスラエルの恥辱を雪ぐ人には如何なることをなすや此割禮なきベリシテ人は誰
 三十二 ならばか活る神の軍を搦む民まへのごとく答へていひけるはかれを殺す人には斯
 三十三 のごとくせらるべしと二兄エリアブダビデが人々をかたるを聞しかばエリアブダビ
 三十四 デにむかひて怒を發しいひけるは汝なこのために此に下りしや彼の野にあるわづ
 三十五 かの羊を誰にあづけしや我汝の傲慢と悪き心を知る其は汝戦争を見んとて下ればな
 三十六 り二ダビデいひけるは我今なにをなしたるや只一言にあらすやと三又ふりむきて他

① 夢を炒るとは今も行
 ② ほろ、風である十四
 ③ 十
 ④ 人一日に食ふ分量、其の
 ⑤ 頭兵士は糧食を自辨し
 ⑥ たさの誤あり 〇十四
 ⑦ 戦地に居るさの意なら
 ⑧ 見ると掃羅は、る事を言
 ⑨ ひし如し ⑩ 税を免し、
 ⑪ 他人の如き義務を負はせ
 ⑫ ないの意ならん ⑬ 偶像の正反對なる神の稱
 ⑭ 呼へ ⑮ 非常な場合に於て、これ
 ⑯ だけの事を尋ねること
 ⑰ は宜くないであらう
 ⑱ 一さいふ意であらう

三三 の人にむかひ前のごとく語れるに民まへのごとく答たり三人々ダビデが語れる言を
 三十四 き、てこれをサウルのまへにつげ、ればサウルかれを召す三ダビデサウルにいひけ
 三十五 るは人々かれがために氣をおどすべからず僕ゆきてかのベリシテ人となかひてはん三
 三十六 サウルダビデにいひけるは汝はかのベリシテ人をむかへてたかふに勝す其は汝は
 三十七 少年なるにかれは若き時よりの戦士なればなり三ダビデサウルにいひけるは僕さき
 三十八 に父の羊を牧るに獅子と熊と來りて其群の羔を取れば三其後をおひて之を搏ち羔
 三十九 を其口より援ひいだせりまかして其獸我に猛りかたりたれば其鬚をどらへてこれを
 四十 撃ちころせり三僕は既に獅子と熊を殺せり此割禮なきベリシテ人活る神の軍をい
 四十一 どみたれば亦かの獸の一のごとくなるべし三ダビデまたいひけるはエホバ我を獅子
 四十二 の爪と熊の爪より援ひいだしたまひたれば此ベリシテ人の手よりも援ひいだしたま
 四十三 はん三サウルダビデにいふ往けねがはくはエホバ汝にもにいませ三是においてサ
 四十四 ウルおのれの戎衣をダビデに衣せ銅の盔を其首にかむらせ亦鱗綴の鎧をこれにき
 四十五 せたり三ダビデ戎衣のうへに劍を佩て往かんことを試む未だ驗し、ことなければ
 四十六 なりまかしてダビデサウルにいひけるは我いまだ驗し、ことなければ是を衣ては往
 四十七 くあたはずと四ダビデこれを脱ぎすて手に杖をとり谿間より五の光滑なる石を拾ひ
 四十八 て之を其持てる牧羊者の具なる袋に容れ手に投石索を執りて彼ベリシテ人にちかづ
 四十九 く二ベリシテ人進みきてダビデに近けり楯を執るもの其まへにあり三ベリシテ人
 五十 環視てダビデを見て之を藐視る其は少くして赤くまた美しき貌なればなり三ベリシ
 五十一 テ人ダビデにいひけるは汝杖を持てきたる我豈犬ならんやとベリシテ人其神の名を
 五十二 もつてダビデを呪詛ふ三しかしてベリシテ人ダビデにいひけるは我がもとに來れ汝

① 三三〇 不信仰の言を
 ② であつた、掃羅は今、神を
 ③ 見ずに人々のみ見て居つた
 ④ 二二〇 〇六 此の
 ⑤ 國の山に居る熊は非常に
 ⑥ 猛くあつた ⑦ 神の契約
 ⑧ に與つた國民と異なる人
 ⑨ 〇二六 註 ⑩ 契約をな
 ⑪ し給ふ神の御名、辭、神の
 ⑫ 名 ⑬ 母前代上二二 馴れ
 ⑭ て居ない ⑮ 彼國の牧人
 ⑯ は三個の物を携へて居つ
 ⑰ た、(一)上部の鉤の如く屈
 ⑱ った棒、(二)羊の蹄を防ぐ
 ⑲ 棍棒、(三)自用の囊
 ⑳ 士六 〇八三 〇八三 〇八三
 ㉑ 士六 〇八三 〇八三 〇八三
 ㉒ 士六 〇八三 〇八三 〇八三

肉を空の鳥と野の獸にあたへん... 汝は剣と槍と... 汝の首級を取りペリシテ人の軍勢の尸體を今日空の鳥と地の野獸にあたへて全地をしてイスラエルに神あることを知らしめん...

以列の神は天地の萬軍の主である... 耶路撒冷のある部分には猶大族が占めた...

プテルこれをひきて其ペリシテ人の首級を手にもてる... 十八章 一 ダビデサウルのかたることを終しときヨナタンの心ダビデの心にむすびつきてヨナタンおのれの命のごとくダビデを愛せしかばヨナタンと...

此の時ヨナタンは年約四十歳で、太閤より廿四歳の兄であつた... 母前十六、十七、十八の接續なり...

十五 どころにて功をあらはし且エホバかれどもにいませりサウルダビデが大に功を
 十六 あらはすをみてこれを恐れたりサウルはみなダビデを
 十七 愛せり彼が其前に出入するによりてなりサウルダビデにいひけるはわれわが長女
 十八 メラブを汝に妻さん汝たいわがために勇みエホバの軍に戦ふべしと其はサウルわが
 十九 手にてかれを殺さでベリシテ人の手にてころさんとおもひたればなりサウル
 二十 にいひけるは我は誰ぞわが命はなんぞわが父の家はイスラエルにおいて何なる者ぞ
 二十一 や我いかでか王の婿となるべけんとならるにサウルの女子メラブはダビデに嫁ぐべ
 二十二 き時におよびてメホラ人アデリエルに妻されたりニサウルの女ミカルダビデを愛
 二十三 す人これを王に告げればサウル其事を善しとせりサウルいひけるは我ミカルを
 二十四 彼に與へて彼を謀る手段となしベリシテ人の手にてかれを殺さんといひてサウルダ
 二十五 ビデにいひけるは汝今日ふたゝびわが婿となるべし三かくてサウル其僕に命じける
 二十六 は汝等密にダビデにかたりて言へ視よ王汝を悦び王の僕みな汝を愛すされば汝王の
 二十七 婿となるべしとニサウルの僕此言をダビデの耳に語りしかばダビデいひけるは王の
 二十八 婿となること汝等の目には易き事とみゆるや且われは貧しく賤しき者なりとニサウ
 二十九 ルの僕サウルにつけてダビデ是の如くかたれりといへりニサウルいひけるはなんぢ
 三十 らかくダビデにいへ王は聘禮を望まずたゞベリシテ人の陽皮一百をえて王の仇をむ
 三十一 くいんことを望むと是はサウルダビデをベリシテ人の手にて殞没しめんとおもへるな
 三十二 りニサウルの僕此言をダビデにつげしかばダビデは王の婿となることを善とせり
 三十三 斯て其時いまだ満ざるあひだにニサウル起て其従者どもにゆきベリシテ人二百人
 三十四 をころして其陽皮をたづさへきたり之を悉く王にさへげて王の婿とならんとするサウ

十六の三には聖靈が掃羅を離
 れて太閤の上に臨み給ふ
 だことを明白にする爲
 であらうと思はる、これが
 順序でなくとも事實を示
 す爲にかゝる筆法を取るは
 間々記者に見ることである
 〇七七 母前五 〇七三、太閤
 は家に籠居らず、公然
 人々と交り、よく知られ
 て信用せられたとの意
 〇七五 母前五、イスラエル
 人は禮拜的に戦ふた
 母前八、母前十一、母前十八、
 母前十五、母前十七、母前十八、
 母前十七、母前十八、母前十八
 〇八八、母前十八、母前十八
 米照は實際太閤に嫁が
 なつたが約束があつた
 十七の「再び」といふ
 〇八九、母前十四
 これは一度の戦闘でなかつ
 た、ベリシテ人ば滅ぼす必

一 十九章 サウル其子ヨナタンおよび諸の臣僕にダビデをころさんとするを語れ
 二 二ニされどサウルの子ヨナタン深くダビデを愛せしかばヨナタンダビデにつけてい
 三 ひけるはわが父サウル汝をころさんことを求むこのゆゑに今ねがはくは汝翌朝謹
 四 格で潜みわけて身を隠せ我いでゆきて汝がをる野にてわが父の傍にたちわが父と
 五 ともに汝の事を談はんまかして我其事の如何なるを見て汝に告ぐべしヨナタン其
 六 父サウルにむかひダビデを褒揚ていひけるは願くは王其僕ダビデにむかひて罪をを
 七 加すなかれ彼は汝に罪をかさすまたかれが汝になす行爲ははなはだ善し五またか
 八 れは生命をかけてかのベリシテ人をころしたりまかしてエホバイスラエルの人々の
 九 ためにおほいなる救をほごしたまふ汝見てよろこべり然るに何ぞゆるなくして
 十 ダビデをころし無辜者の血をながして罪をかさんとするやサウルヨナタンの言
 十一 を聴いれサウル誓ひけるはエホバはいくわれかならずかれをころさじセヨナタンダ
 十二 ビデをよびてヨナタン其事をみなダビデにつげ遂にダビデをサウルの許につれきた
 十三 りければダビデさきのごとくサウルの前にをる愛に再び戦争おこりぬダビデすな
 十四 はちいで、ベリシテ人ごたゝかひ大にかれらを殺し、かばかれら其まへを逃
 十五 げされりサウル手に投槍を執て室に坐する時エホバより出たる悪鬼これにのりう

要があつた十七〇、徒爾に人
 を殺すのでなく、百人を
 討つほどの戦闘力があれ
 ば王女を與へるさといふや
 うに見てよい、死骸を證
 據として運んで來るも致て
 殘酷いさばいはれん、
 非利士人は割禮を受けて居
 らんから、これで掃羅は
 大闢の殺した人、非利
 士人であるを分明つた
 〇八五、母前十一、〇三二
 母前十七〇、〇八五、
 母前十七〇、〇八五、
 約を結び給ふ神の御名、
 神の名、母前十六、世
 には神の命じ給ふ事と許し
 給ふ事との別がある、例は
 悪鬼が動くのは暫く神の許
 し給ふこと、三六〇三、註を見る
 べし、掃羅は此の悪鬼の働

十 つれり其時ダビデ乃ち手をもて琴を弾く... 十一 さりぬニサウル使者をダビデの家につかはして... 十二 ころさしめんとすダビデの妻ミカル... 十三 すれば明朝汝は殺されんとミカル即ち... 十四 斯てミカル像をとりて其牀に置き... 十五 編物ありきサウルミカルにいひける... 十六 我汝をころさんと言ふダビデにげさり... 十七 おのれになししことをことごとく... 十八 ル乃ちダビデを執ふる使者をつかはし... 十九 ルが其中の長となりて立てるを見る... 二十 また預言せり三人をこれに告げれば... 二十一 しかばサウルまた二度使者を遣はし... 二十二 もまたラマにゆきけるがセクの大井... 二十三 は何處にをるや答ていふラマのナヨテ

カにふつて時... 狂氣したやうである... ① 神の靈を受けぬ人の手に... ② 人の手に琴あり... ③ 神の靈を受けぬ人の手に... ④ 神の靈を受けぬ人の手に... ⑤ 神の靈を受けぬ人の手に... ⑥ 神の靈を受けぬ人の手に... ⑦ 神の靈を受けぬ人の手に... ⑧ 神の靈を受けぬ人の手に... ⑨ 神の靈を受けぬ人の手に... ⑩ 神の靈を受けぬ人の手に...

一 いたりけるに神の靈また彼にのぞみて... 二 せり彼もまた其衣服をぬぎすて... 三 作臥たり是故に人々サウルもまた... 四 二十章 一 ダビデラマのナヨテより... 五 あしき事あり汝の父のまへに何の罪... 六 ひけるは汝決して殺さるゝことあら... 七 すしてなすことなしわが父なんぞ... 八 また誓ひていひけるは汝の父必ず... 九 思へらく恐らくはヨナタン悲むべ... 十 もエホバはいくまたなんちの靈魂... 十一 ダビデにいひけるはなんちの心な... 十二 ヨナタンにいひけるは明日は月朔... 十三 我をゆるして去らしめ三日の晩... 十四 に我をもこめなば其時言へダビデ... 十五 其は彼處に全家の歳祭あればなり... 十六 し甚しく怒らば彼の害をくはへん... 十七 びたれば願くは僕に恩をほごせ... 十八 が父の害を汝にくはへんと決る... 十九 いひけるは若し汝の父荒々しく汝

が聖靈を與へ給ふに... ① 上衣を脱捨てたの意... ② 神の靈を受けぬ人の手に... ③ 神の靈を受けぬ人の手に... ④ 神の靈を受けぬ人の手に... ⑤ 神の靈を受けぬ人の手に... ⑥ 神の靈を受けぬ人の手に... ⑦ 神の靈を受けぬ人の手に... ⑧ 神の靈を受けぬ人の手に... ⑨ 神の靈を受けぬ人の手に... ⑩ 神の靈を受けぬ人の手に...

十二 タンダビデにいひけるは來れ我等野にいでゆかんと俱に野にいでゆけりさしかしして
 十三 ヨナタンダビデにいひけるはイスラエルの神エホバよ明日が明後日の今ごろ我わが
 十四 父を窺ひて事のダビデのために善きを見ながら人を汝に遣はして告知らさずばエホ
 十五 ば欲せば我これを告げしらせせて汝をにがし汝を安にさらしめん願くはエホバわ
 十六 が父とともに坐し、ごどく汝ごどもにいませ、汝只わが生るあひたエホバの恩を我
 十七 にしめして死さらしむるのみならずエホバがダビデの敵を悉く地の表より絶ちさ
 十八 りたまふ時にもまた汝わが家を永く汝の恩にはなれしむるなかれまかくヨナタンダ
 十九 ビデの家と契約をむすぶエホバ之に關てダビデの敵を討したまへりましかしてヨナ
 二十 タンふたたびダビデに誓はしむかれを愛すればなり即ちおのれの生命を愛すること
 二十一 く彼を愛せり、またヨナタンダビデにいひけるは明日は月朔なるが汝の座空かるべ
 二十二 ければ汝求めらるべし、汝三日といまりて速に下り嘗てかの事の日に隠れたると
 二十三 ころに至りてエゼルの石の傍に居るべし、我的を射ることくして其石の側に三本の
 二十四 矢をはなたん、さしかしてゆきて矢をたづねよといひて童子をつかはすべし、我もし故
 二十五 に童子に視よ、矢は汝の此旁にあり其を取ると曰ばなんぢきたるべし、エホバは生く汝安
 二十六 くして何もなかるべければなり、三されど若し我少年に視よ、矢は汝の彼旁にありとい
 二十七 ば汝さるべし、エホバ汝をさらしめたまふなり、三、汝と我とがたれることについて
 二十八 願はくはエホバ恒に汝と我との間にいませと、三、ダビデ即ち野にかくれの借月朔にな
 二十九 りければ王坐して食に就く、即ち王は常のごどく壁によりて座を占む、ヨナタン立あ
 三十 がりアブテルサウルの側に坐す、ダビデの座はひなし、三、されど其日にはサウル何を

十三の節にある通り幕屋の
 十四の節、契約の權が善風に
 十五の節、つた、混雜した時には
 十六の節、民衆、國所に地を築いて
 十七の節、願ふたやうである
 十八の節、C三三、C三五、即ち汝
 十九の節、我が父の如く國の位
 二十の節、に坐すること、斯るとい
 二十一の節、ふのであらう、果して然
 二十二の節、うならば驚くべき友愛であ
 二十三の節、つた、C三三、C三五、一、七、九
 二十四の節、C三三、大衛の子孫が身
 二十五の節、方の人が約拿單の子孫を害
 二十六の節、するやうなことがあつたら
 二十七の節、それは大衛の心に反く故に
 二十八の節、遂に大衛の敵となる
 二十九の節、C三三、一、道を示す、
 三十の節、石の意、C三五、十、約

一 曰ざりき其は何事か彼におこりしならん彼さよからす定て深からずと思ひたればな
 二 り、明日すなはち月の二日におよびてダビデの座は虚しサウル其子ヨナタンにい
 三 ひけるは何ゆゑにエサイの子は昨日も今日も食に來らざるや、二、ヨナタンサウルにこ
 四 たへけるはダビデ切にベテレヘムにゆかんことを我にこひて曰けるは、三、ねばはくは
 五 我をゆるしてゆかしめよわが家邑にて祭をなすによりわが兄我にきたることを命せ
 六 り故に我もし汝のまへにめぐみをえたるならばわがはくは我をゆるして去しめ兄弟
 七 をみることを得さしめよと是故にかれは王の席に來らざるなり、三、サウルヨナタンに
 八 ひかひて怒を發しかれにいひけるは、汝は曲り且恃れる婦の子なり我あに汝がエサ
 九 イの子を簡みて汝の身をはづかしめまた汝の母の齒を辱しむることを知らんや、三
 十 エサイの子の此世にながらふるあひだは汝と汝の位固くたつを得ず是故に今人をつ
 十一 かはして彼をわが許に引きたれ彼は死ぬべき者なり、三、ヨナタン父サウルに對てい
 十二 ひけるは彼なにいよりて殺さるべきか何をなしたるやと、三、こゝにおいてサウルヨナ
 十三 タンを撃んとて投槍をさしあげたり、ヨナタンすなはち其父のダビデを殺さんと決し
 十四 を知り、かくてヨナタン烈しく怒りて席を立ち月の二日には食をなさりき其は
 十五 其父のダビデをはづかしめしによりてダビデのために憂ひたればなり、三、翌朝ヨナ
 十六 ン一小童子を従へ、タビデと約せし時刻に野にいでゆき、童にいひけるは走りて我
 十七 はなつ矢をたづねよと童子はしる時、ヨナタン矢を彼のさきに發てり、童子がヨナタ
 十八 ンの發ちたる矢のところにいたれる時、ヨナタン童子のうしろに呼はりていふ、矢は汝
 十九 のさきにあるにあらずや、三、ヨナタンまた童子のうしろによればはりていひけるは、速
 二十 にせよ急げ止まるなかれと、ヨナタンの童子矢をひろひあつめて其主人のもとにかへ

一、ヨナタンは捕羅の側に居たり、押
 二、尼耳が來たから其の上
 三、座を讓つたであらう
 四、儀式的に、C三五、C三六、
 五、註、母を罵るのでな
 六、く、つ、いふて母の子を卑
 七、むる風があつた、結局約拿
 八、單が曲り且つ恃れる子だ
 九、いふたのである、C三六、
 十、死ぬと次の王が捕羅の妻の
 十一、後夫になるさいふ解、説も
 十二、ある、C三九、C四一、
 十三、こゝに尙ほ能く約拿單
 十四、は捕羅が大衛を殺さうと思
 十五、ふて居るを知つたやうであ
 十六、る、C四一、C四二、
 十七、C四二、
 十八、C四二、
 十九、C四二、
 二十、C四二、

る三九されど童子は何をも知ざりき只ヨナタンとダビデ其事をしりたるのみ十かくて
 二ヨナタン其武器を童子に授ていひけるは往けこれを邑に攜へよと童子すなはち往
 けり時にダビデ石の傍より立ちあがり地にふして三たび拜せりまかしてふたり互に
 接吻してたがひに哭くダビデ殊にはなはだしヨナタンダビデにいひけるは安じて
 往け我等二人ともにエホバの名に誓ひて願くはエホバ恒に我と汝のあひだに坐し我
 が子孫と汝の子孫のあひだにいませといへりとダビデすなはち立ちて去るヨナタン
 邑にいりぬ

二十一章 ダビデノブにゆきて祭司アヒメレクにいたるアヒメレク懼れてダビデを
 迎へこれにいひけるは汝なんぞ獨にして誰も汝とともならざるやニダビデ祭司アヒ
 メレクにいふ王我に一の事を命じて我にいふ我が汝を遣はすところの事およびわが
 汝に命じたる所については何を人も人に知らずなかれと我某處に我少者を出おけり
 三いま何か汝の手にあるや我手に五のパンか或はなにもある所を與よ祭司ダ
 ビデに對ていひけるは常のパンはわが手になしされど若し少者婦女をだに慎みてあ
 りしならば聖きパンあるなりと五ダビデ祭司に對ていひけるは實にわがいでしよ
 り此三日は婦女われらにちかづかず且少者等の器は潔し又パンは常の物のごとし今
 日器に潔きパンあれば殊に然と祭司かれに聖きパンを與たり其はかしこに供前の
 パンの外はパン無りければなり即ち其パンは下る日に熱きパンをさげんとて之を
 エホバのまへより取されるなり七其日かしこにサウルの僕一人留められてエホバの
 まへにあり其名をドエグといふエドミ人にしてサウルの牧者の長なり八ダビデまた
 アヒメレクにいふ此に汝の手に槍か劍あらぬか王の事急なるによりて我は刀も武器

① 前二〇比較 ② 祭司の
 ③ 前二〇、當時此處に暮
 屋があつたやうである
 ④ 前二〇、註、註、註、註
 ⑤ 前二〇、註、註、註、註
 ⑥ 前二〇、註、註、註、註
 ⑦ 前二〇、註、註、註、註
 ⑧ 前二〇、註、註、註、註
 ⑨ 前二〇、註、註、註、註
 ⑩ 前二〇、註、註、註、註
 ⑪ 前二〇、註、註、註、註
 ⑫ 前二〇、註、註、註、註
 ⑬ 前二〇、註、註、註、註
 ⑭ 前二〇、註、註、註、註
 ⑮ 前二〇、註、註、註、註
 ⑯ 前二〇、註、註、註、註
 ⑰ 前二〇、註、註、註、註
 ⑱ 前二〇、註、註、註、註
 ⑲ 前二〇、註、註、註、註
 ⑳ 前二〇、註、註、註、註

九も携へざりしと九祭司いひけるは汝がエラの谷にて殺したるベリシテ人ゴリアテの
 劍布に裹みてエポデの後にあり汝もし之をとらんと思はれ取れ此にはほかの劍なし
 十ダビデいひけるはそれにまさるものなし我にあたへよとダビデ其日サウルをおそ
 十一れて立てガテの王アキシのところに逃げゆきぬ十二アキシの臣僕アキシに曰けるは此
 十三は其地の王ダビデにあらずや人を舞踏のうちこの人のことを歌ひあひてサウルは
 十四千をうちころしダビデは萬をうちころすといひしにあらずや十三ダビデこの言を心に
 十五藏め深くガテの王アキシをおそれ十三人々のまへにて伴て其氣を變じ執はれて狂人の
 十六さまをなし門の扉に書き其涎沫を鬚にながれくならしむ十四アキシ僕に云けるは汝等
 十七の見るごとく此人は狂人なり何ぞかれを我にひきたるや十五我なんぞ狂人を須あんや
 十八汝は此者を引きたりてわがまへに狂しめんとするや此者なんぞ吾が家にいるべけ
 十九んや

二十二章 是故にダビデ其處をいでたちてアドラムの洞穴にのがる其兄弟および父
 の家みな聞き及びて彼處にくだり彼の許にいたるニまた惱める人負債者心に
 二の者皆かれの許にあつまりて彼其長となれりかれとともにある者はおよそ四百人
 三なりヨダビデ其處よりモアブのミツパにいたりモアブの王にいひけるは神の我をい
 四かがなしたまふかを知るまでねがはくはわが父母をして出て汝等とともにをらしめ
 五よと遂にかれらをモアブの王のまへにつれきたるかれらはダビデが要害にをる
 六間王とともにありき五預言者がダビデに云けるは要害に住るなかれゆきてユダ
 の地にいたれどダビデゆきてハレテの叢林にいたる爰にサウルダビデおよびかれ
 七とともなる人々の見露されしを聞けり時にサウルはギベアにあり手に槍を執て岡登

た註、一王の事急なるの
 言のみは至極感すべし
 ① 前二〇、註、註、註、註
 ② 前二〇、註、註、註、註
 ③ 前二〇、註、註、註、註
 ④ 前二〇、註、註、註、註
 ⑤ 前二〇、註、註、註、註
 ⑥ 前二〇、註、註、註、註
 ⑦ 前二〇、註、註、註、註
 ⑧ 前二〇、註、註、註、註
 ⑨ 前二〇、註、註、註、註
 ⑩ 前二〇、註、註、註、註
 ⑪ 前二〇、註、註、註、註
 ⑫ 前二〇、註、註、註、註
 ⑬ 前二〇、註、註、註、註
 ⑭ 前二〇、註、註、註、註
 ⑮ 前二〇、註、註、註、註
 ⑯ 前二〇、註、註、註、註
 ⑰ 前二〇、註、註、註、註
 ⑱ 前二〇、註、註、註、註
 ⑲ 前二〇、註、註、註、註
 ⑳ 前二〇、註、註、註、註

七の柳の樹の下にをり臣僕ども皆其傍にたてりセサウル側にて居る僕にいひけるは汝等ベニヤミン人聞けよエサイの子汝等おののけに田と葡萄園をあたへ汝等おののけを千夫長百夫長となすことあらんや汝等皆我に敵して謀り一人もわが子のエサイの子と契約を結びしを我につげしらする者なしまた汝等一人もわがために憂へずわが子が今日のごとくわが僕をばげまして道に伏て我をおそはしめんとするを我につげ知らず者なし九時にエドミ人ドエグサウルの僕の中にたち居りしが答へていひけるは我エサイの子のノブにゆきてアヒトブの子アヒメレクにいたるを見しがアヒメレクかれのためにエホバに問ひまたかれに食物をあたへペリシテ人ゴリアテの劍をあたへたりと十二王すなはち人をつかはしてアヒトブの子祭司アヒメレクおよびその父の家すなはちノブの祭司たる人々を召したればみな王の許にきたる十三サウルいひけるは汝アヒトブの子に答へけるは主よ我こゝにあり十三サウルかれにいふ汝なんぞエサイの子とにもに我に敵して謀り汝かれにパンと劍をあたへ彼が爲に神に問ひかれをして今日のごとく道に伏て我をおそはしめんとするや十四アヒメレク王にこたへていひけるは汝の臣僕のうち誰かダビデのごとく忠義なる彼は王の婿にして親しく汝に見ゆるもの汝の家には尊まるゝ者にあらずや十五我其時かれのために神に問ことを始めしや決してしからずねがはくは王僕およびわが父の全家に何を歸するなかれ其は僕この事については多少をいはず何を知らざればなり十六王いひけるはアヒメレク汝必ず死ぬべし汝の父の全家も然りとす王傍にたてる前驅の人々にいひけるは身をひるがへしてエホバの祭司を殺せかれらもダビデと力を合するが故またかれらダビデの逃たるを知りて我に告ざりし故なりと然る王の僕手をいだししてエ

① 自國を離れたならば民は彼を忘れたかも知れん、大衛は神の命で將來王となるべきものであつた ② 掃羅は近侍の臣を自分の屬する個體族より選抜んだやうだ ③ 大衛の多益は掃羅の臣僕と異つて神よりし王の氣に入ることをなした ④ 王の家の利の家族の者で ⑤ 十二、滅ぼさるべき者であつた ⑥ 大衛の多益は掃羅の臣僕と異つた ⑦ 大衛が多益を得たのは、神の御心によるからであつた ⑧ 大衛の多益は掃羅の臣僕と異つた ⑨ 大衛の多益は掃羅の臣僕と異つた ⑩ 大衛の多益は掃羅の臣僕と異つた

十八ホバの祭司を撃つことを好まざれば王ドエグにいふ汝身をひるがへして祭司をころせとエドミ人ドエグ乃ち身をひるがへして祭司をうち其日布のエホバを衣たる者八十五人をころせり十九かれまた刃を以て祭司の邑ノブを撃ち刃をもて男女童稚嬰孩牛驢馬羊を殺せり二十アヒトブの子アヒメレクの一人の子アヒメレクと名づくる者逃れてダビデにはしり從ふニアヒメレクがエホバの祭司を殺したることをダビデに告しかば三ダビデアヒメレクにいふかの日エドミ人ドエグ彼處にをりしかば我かれが必ずサウルにつげんことを知り我汝の父の家の人々の生命を喪へる源由となり汝れり汝我どもに居れ懼るゝなかれわが生命を求むる者汝の生命を求むるなり汝我どもにあらば安全なるべし

① 王の御心によるからであつた ② 大衛の多益は掃羅の臣僕と異つた ③ 大衛の多益は掃羅の臣僕と異つた ④ 大衛の多益は掃羅の臣僕と異つた ⑤ 大衛の多益は掃羅の臣僕と異つた ⑥ 大衛の多益は掃羅の臣僕と異つた ⑦ 大衛の多益は掃羅の臣僕と異つた ⑧ 大衛の多益は掃羅の臣僕と異つた ⑨ 大衛の多益は掃羅の臣僕と異つた ⑩ 大衛の多益は掃羅の臣僕と異つた

八門あり關ある邑にいたりたれば閉こめらるればなり九サウルすなはち民をころす

九く軍によびあつめてケイラにくたりてダビデと其従者を圍んとす。サウルのおのれを害せんと謀るを知りて祭司アビヤタルにいひけるは、エホバを待ちきたれ。十と十しかしてダビデいひけるは、イスラエルの神エホバよ、僕たしかにサウルがケイラにきたりてわがために此邑をほろぼさんと求むるを聞き、ケイラの人々我をかれの手にわたすならんか。僕のさけるごとくサウル下るならんか。イスラエルの神エホバよ、請ふ僕につげたまへ。エホバいひたまひけるは、彼下るべし。十二ダビデいひけるは、ケイラの人々われとわが従者をサウルの手にわたすならんか。エホバいひたまひけるは、彼等わたすべし。十三是においてダビデと其六百人は、ケイラをいで、其のさうる所にゆけり。ダビデのケイラをにげはなれしこと、サウルに聞えければ、サウルいづることを止たり。十四ダビデは曠野にをり、要害の地にをり、またジフの野にある山に居る。サウル恒にかれを尋ねたれども、神かれを其手にわたしたまはざりき。十五ダビデサウルがおのれの生命を求めんために出たるを見る時に、ダビデはジフの野の叢林にをりしが、十六サウルの子ヨナタンたちて叢林にいりて、ダビデはジフの野の叢林にをり、うせしめたり。十七即ちヨナタンかれにいひけるは、懼るな、かれわが父サウルの手汝にどいくことあらじ。汝はイスラエルの王とならん。我は汝の次なるべし。此事はわが父サウルも知れり。十八かくて彼等二人エホバのまへに契約をむすび、ダビデは叢林にとゞいひけるは、ダビデは曠野の南にあるハラキの山の叢林の中なる要害に隠れて、我等どもにをるにあらずや。十九今王汝のくだらんとする望のごとく下りたまへ。我等はかれを王の手にわたさんと。二十サウルいひけるは、汝等我をあはれめば、願くは汝等エホバ

① 母前廿三章一節、大衛が吹鳴（祭司制服の附屬品）によつて神の聖旨を理解した如く信者は聖書を窮めてこれを理解する、若し大衛が死ななかつたら失敗したのである。② 母前廿三章二節、希伯倫の東南にあつて丘陵のある地。③ 哈烈（地名）としても可し。④ 母前廿三章三節、普通の友愛、人間の恩恵を以て慰めたのでなく、神のこころをもて鼓舞獎勵した。⑤ 母前廿三章四節、一節三〇、母前廿三章五節、母前廿三章六節、西弗の人は大衛の同支族であつたのに、大衛の南にある淋しき野。

三より福祉をえよ。三請ふゆきて尙ほ心を用ひ、彼の踪跡ある處と誰がかれを見たるかを。四見きはめよ。其は人我にかれが甚だ機巧く事を爲すを告たれば也。五されど汝等彼が隠るゝ逃躲處を皆たしかに見きはめて再び我にきたれ。我汝等どもにゆかん。彼もし其地にあらば我ユダの郡中をあまねく尋ねて彼を獲んとす。六かれらたちてサウルに先てジフにゆけり。ダビデと其従者は曠野の南のアラバにあるマオンの野にをる。七斯てサウルと其従者ゆきて彼を尋ぬ人々これをダビデに告げれば、ダビデは山を下りてマオンの野にをる。八サウル之を聞てマオンの野に至りて、ダビデを追ふ。九サウルは山の此旁に行き、ダビデと其従者は山の彼旁に行き、ダビデは周章てサウルの前を避んとし、サウルと其従者はダビデと其従者を圍んで之を取へんとす。十時に使者サウルに來りて言けるは、ペリシテ人國をわが急ぎきたりたまへ。故にサウルダビデを追ふことを止てかへり往てペリシテ人にあたることをもて人々そのところをセラ、マレコテ（逃岩）となづく。十一ダビデ其處よりのぼりて、エンゲデの要害にをる。十二二十四章、サウルペリシテ人を追ふことをやめて還りし時、人々かれにつげていひけるは、視よ。ダビデはエンゲデの野にあり。十三サウルイスラエルの中より選みたる三千の人を率ゐゆきて、野羊の巖にダビデと其従者を尋ね、途にて羊の巖にいたるに、其處に洞穴あり。サウル其足を掩んとて、いりぬ時に、ダビデと其従者洞の隅に居たり。十四ダビデの従者これにいひけるは、エホバが汝に告て視よ。我汝の敵を汝の手にわたし。汝をして善と見るところを彼になさしめんといひたまひし日は、今なり。十五ダビデすなはち起て、ひそかにサウルの衣の裾をきり、五ダビデサウルの衣の裾をきりしによりて、後其心みづから責む。十六ダビデ其従者にいひけるは、エホバの膏をそそぎし者なるわ

① 母前廿三章一節、大衛が吹鳴（祭司制服の附屬品）によつて神の聖旨を理解した如く信者は聖書を窮めてこれを理解する、若し大衛が死ななかつたら失敗したのである。② 母前廿三章二節、希伯倫の東南にあつて丘陵のある地。③ 哈烈（地名）としても可し。④ 母前廿三章三節、普通の友愛、人間の恩恵を以て慰めたのでなく、神のこころをもて鼓舞獎勵した。⑤ 母前廿三章四節、一節三〇、母前廿三章五節、母前廿三章六節、西弗の人は大衛の同支族であつたのに、大衛の南にある淋しき野。

母前 廿四 ささむるせん 廿四章

1068 サウル、ダビデを責む、サウルを殺さず廿四〇

五百五十三

七 ① 民衆は放縱に早計にも
 八 ② 神に王を興へよと願ふた、
 九 然し大衛は神の任じ給ふた
 十 王であつたり、神の定め給
 十一 ふ時期を待ち、強ひて急ぐ
 十二 となしなかつた。③ 洞穴が
 十三 廣くあつたから。④ 洞穴が
 十四 大衛は敵を報すことを神に
 十五 御任せまうした、即ち
 十六 公平、正義の徳なる神に任
 十七 せた、此の事實を記えて「我
 十八 が敵を復し給へ」と歌ふた、
 十九 彼の詩篇を見よ。⑤ 大衛は
 二十 實際捕羅の窟で、父さいふ
 二十一 時から捕羅は「我が子」⑥
 二十二 さいふた、又⑦三十三
 二十三 ⑧ 惡の原義は害をする方面
 二十四 からの罪「罪過」は叛逆の
 二十五 方面からいふ罪「罪」さは
 二十六 過誤つ方面からいふ罪
 二十七 註。⑨ 我若し惡人な

① 民衆は放縱に早計にも
 ② 神に王を興へよと願ふた、
 ③ 然し大衛は神の任じ給ふた
 ④ 王であつたり、神の定め給
 ⑤ 王であつたり、神の定め給
 ⑥ 大衛は敵を報すことを神に
 ⑦ 御任せまうした、即ち
 ⑧ 公平、正義の徳なる神に任
 ⑨ せた、此の事實を記えて「我
 ⑩ が敵を復し給へ」と歌ふた、
 ⑪ 彼の詩篇を見よ。⑫ 大衛は
 ⑬ 實際捕羅の窟で、父さいふ
 ⑭ 時から捕羅は「我が子」
 ⑮ さいふた、又⑯三十三
 ⑰ ⑱ 惡の原義は害をする方面
 ⑲ からの罪「罪過」は叛逆の
 ⑳ 方面からいふ罪「罪」さは
 ㉑ 過誤つ方面からいふ罪
 ㉒ 註。㉓ 我若し惡人な

二十 べけんや汝が今日我になしたる事のためにエホバ汝に善をむくいたまふべし。二十視よ
 十九 我汝が必ず王とならんことを知りまたイスラエルの王國の汝の手によりて堅くた
 十八 ぬことをしる。二十今汝エホバをさして我にわが後にてわが子孫を斷すわが名をわが父
 十七 の家に滅せざらんことを誓へと三ダビデすなはちサウルにちかふ是においてサウル
 十六 は家にかへりダビデと其從者は要害にのぼれり
 二十五章 一 爰にサムエル死にしかばイスラエル人皆あつまりて之をかなしむ。二 マに
 三 あるその家にてこれを葬れりダビデたちてバランの野にくだるニマオンに一個の
 四 人あり其所有はカルメルにあり其人甚だ大なる者にして三千の羊と一千の山羊を
 五 もちしがカルメルにて羊の毛を剪り居たり。三 其人の名はナバルといひ其妻の名はア
 六 ビガルといふ。アビガルは賢く顔美き婦なりされど其夫は剛愎にして其爲すところ惡
 七 かりき彼はカルレブの人なり。四 ダビデ野にありてナバルが其羊の毛を剪りを聞
 八 き。五 ダビデ十人の少者を遣はす。六 ダビデ其少者にいひけるはカルメルにのぼりナバル
 九 にいたりわが名をもてかれに安否をさひ。七 かくのごとくいへ願くは壽ながかれ。八 汝平
 十 安なれ汝の家やすらかなれ。九 汝が有ところの物みなやすらかなれ。一〇 我汝が羊毛を剪せ
 十一 ざるを聞き汝の牧羊者は我等どこにもありしが我等これを害せざりきまたかれらが
 十二 カルメルにありしあひだかれらの物何も失たることなし。一三 汝の少者に問へかれら汝
 十三 につげん願くは少者をして汝のまへに恩をえせしめよ。一四 我等吉日に来る請ふ汝の手に
 十四 あるところの物を汝の僕等および汝の子ダビデにあたへよ。一五 ダビデの少者いたり
 十五 だビデの名をもつて是等のことばの如くナバルに語りてやめり。一六 ナバルダビデ
 十六 の僕にこたへていひけるは。一七 ダビデは誰なるエサイの子は誰なる此頃には主人をすて、
 十八 十九

一 爰にサムエル死にしかばイスラエル人皆あつまりて之をかなしむ。二 マに
 三 あるその家にてこれを葬れりダビデたちてバランの野にくだるニマオンに一個の
 四 人あり其所有はカルメルにあり其人甚だ大なる者にして三千の羊と一千の山羊を
 五 もちしがカルメルにて羊の毛を剪り居たり。三 其人の名はナバルといひ其妻の名はア
 六 ビガルといふ。アビガルは賢く顔美き婦なりされど其夫は剛愎にして其爲すところ惡
 七 かりき彼はカルレブの人なり。四 ダビデ野にありてナバルが其羊の毛を剪りを聞
 八 き。五 ダビデ十人の少者を遣はす。六 ダビデ其少者にいひけるはカルメルにのぼりナバル
 九 にいたりわが名をもてかれに安否をさひ。七 かくのごとくいへ願くは壽ながかれ。八 汝平
 十 安なれ汝の家やすらかなれ。九 汝が有ところの物みなやすらかなれ。一〇 我汝が羊毛を剪せ
 十一 ざるを聞き汝の牧羊者は我等どこにもありしが我等これを害せざりきまたかれらが
 十二 カルメルにありしあひだかれらの物何も失たることなし。一三 汝の少者に問へかれら汝
 十三 につげん願くは少者をして汝のまへに恩をえせしめよ。一四 我等吉日に来る請ふ汝の手に
 十四 あるところの物を汝の僕等および汝の子ダビデにあたへよ。一五 ダビデの少者いたり
 十五 だビデの名をもつて是等のことばの如くナバルに語りてやめり。一六 ナバルダビデ
 十六 の僕にこたへていひけるは。一七 ダビデは誰なるエサイの子は誰なる此頃には主人をすて、
 十八 十九

十二 遁逃る、僕おほし、我あにわがパンと水およびわが羊毛をきる者のために殺したる
 十三 肉をとりて何處よりか知れざるどころの人々にあたふべけんや、ナバルの少者より
 十四 かへりて其道に就き歸りきたりて此等の言のごとくダビデに告ぐ、是においてダビ
 十五 デ其從者に汝等おの、劍を帶よと言ければ、各劍をおぶ、ダビデもまた劍をおぶ、而
 十六 して四百人ばかりダビデにしたがひて上り、二百人は輻重のところに止れり、十日にひ
 十七 どり、少者ナバルの妻アビガルにつけていひけるは、視よ、ダビデ野より使者をおくり
 十八 て我等の主人を祝したるに主人かれらを言れり、十五されどかの人々はわれらに甚だ善
 十九 くなし、我等は害をかうむらす亦われら野にありし時かれらごどもにをるあひだはな
 二十 にをも失はざりき、我等が羊をかひて彼等ごどもにありしあひだ彼等は日夜われら
 二十一 の境どなれり、十されば汝今知りてなにをなさんかを考ふべし、其はわれらの主人お
 二十二 よび主人の全家に定めて害きたるべければなり、主人は邪魔なる者にして語ることを
 二十三 えすと、アビガルいそぎ、パン二百、酒の草囊二、既に調へたる羊五、烘麥五、ア、乾葡
 二十四 萄百球、乾無花果の團塊二百を取て驢馬にのせ、十九其少者にいひけるは、わが先に進め
 二十五 視よ、我汝等の後にゆく、然ど其夫ナバルには告げざりき、アビガル驢馬にのりて山
 二十六 の僻處にくだれる時視よ、ダビデと其從者かれにむかひてくだりければ、かれ其人々に
 二十七 あふ、ダビデかつていひけるは、誠にわれ徒に此人の野にて有る物をみなまもりてそ
 二十八 の物をして何もうせざらしめたり、かれは悪をもてわが善にむくゆ、三、ねがはくは神ダ
 二十九 ビデの敵にかくなしました、重ねてかくなしたまへ、明晨までに我はナバルに屬する總て
 三十 の物の中ひとりの男をも遣さざるべし、三、アビガルダビデを視し、とき急ぎ驢馬よりお
 三十一 り、ダビデのまへに地に俯して拜し、三、其足もとにふして、いひけるは、わが主よ、此谷を

① 此の地方には少くて重
 要なるものであつた、十五
 〇六八 〇七四 〇七五
 見よ、武士即ち從僕の職
 務の一は人とのものを
 守るとであつた、大馬の從
 者等の中には血氣の短慮
 者もあつたであらうが、大馬
 はよく人を操縱する才能
 があつた、〇六七 原語は
 賤く、價値なく劣等といふ
 意あり、〇 辭、七、ア、
 敵のこゝをいふて、實は
 自分を指すのである、一、凡
 ての人を滅ぼさないうら
 ば、神が自分を呪ひ給ふても
 よい、一、三、解する人もあ
 る、〇 原語の習慣によれば
 犬が、賤い人また奴隷など、
 の解釋してできる、〇 十五

三二 我に歸したまへ、但し婢をして汝の耳にいふことを得さしめ、婢のこゝばを聽たまへ、三三
 三三 ねがはくは我主この邪なる人ナバル(愚)の事を意に介むな、かれ其はかれは其名の如
 三四 くなればなり、かれの名はナバルにして、かれは愚なり、われなんぢの婢はわが主のつ
 三五 かはし、少ものを見ざりき、三、さればわが主よ、エホバはいくまたなんぢのたましひは
 三六 いくエホバなんぢのきたりて血をながし、また汝がみづから仇をむくゆるを阻めたま
 三七 へり、ねがはくは汝の敵たるものおよびわが主に害をくはへんとする者はナバルのご
 三八 どくなれ、三、さて仕女がわが主にもちきたりしこの禮物をわがはくはわが主の足迹に
 三九 あゆむ少者にたてまつらしめ、たまへ、三、請ふ婢の過をゆるしたまへ、エホバ必ずわが
 四十 主の爲に堅き家を立たたまはん、是はわが主エホバの軍に戰ふにより、又世にいで、より
 四一 このかた汝の身に悪きこと見えざるによりてなり、三、人たちて汝を追ひ、汝の生命を求
 四二 むれどもわが主の生命は汝の神エホバごどもに生命の包裹の中に包みあり、汝の敵の
 四三 生命は投石器のうちより投すつる如く、エホバこれをなげすてたまはん、三、エホバその
 四四 汝につきて語りたまひし諸の善き事をわが主になして、汝をイスラエルの主宰に命じ
 四五 たまはん、時にいたりて、三、汝の故なくして血をながしたることも、又わが主のみづから
 四六 其仇をむくいし事も、汝の憂となることなく、またわが主の心の責となることなかるべ
 四七 し、但しエホバのわが主に善くなしたまふ時にいたらば、ねがはくは婢を憶たまへ、三、ダ
 四八 ビデアビガルにいふ、今日汝をつかはして我をむかへしめ、たまふイスラエルの神エホ
 四九 バは、頌美べきかな、三、また汝の智慧はほむべきかな、又汝はほむべきかな、汝今日わがき
 五〇 たりて血をながし、自ら仇をむくゆるを止めたり、三、わが汝を害するを阻めたまひし
 五〇 イスラエルの神エホバは生く誠にもし、汝いそぎて我を來り迎はずば、必ず翌朝までに

① 「ナバル」こいふ人名は
 愚の意なく、「愚」も同
 音であるから、〇 八の如
 く、こいふは他の敵は大馬を
 害せず、取けて大馬のも
 のとなるに至るこいふ意で
 あらう、亞庇該は大馬に其
 の夫、拿八を殺せ、勧めた
 のでもない、一、〇 十一
 ② 大馬は枝拉を非利士の
 手より救ひ、三、また猶太の
 南境より沙漠方面に徘徊
 せる羣賊等を避けて居つた
 十六、〇 十七、八、人とは捕羅
 のこゝである、〇 原語は
 「獲」であつて、三、
 にある語と同じ、保護の意
 六〇、九、七、〇、即ち安全なる
 所に入つて居ると、八、九

ナバルの所にひとり男も遺らざりしならん 卅五 ダビデアビガルの携へきたりし物を其手より受てかれにいひけるは 安に汝の家にかへりのばれ視よわれ汝の言をききいれて汝の顔を立たり 卅六 かくてアビガルナバルにいたりて視にかれば家に酒宴を設け居たり 王の酒宴のごとしナバルの心これがために樂みて甚だしく酔たればアビガル多少をいはず何をも翌朝までかれにつげざりき 卅七 朝にいたりナバルの酒のさめたる時妻かれに是等の事をつげたるに彼の心そのうちに死して其身石のごとくなり 卅八 十日ばかりありてエホバナバルを撃ちたまひければ死り 卅九 ダビデナバルの死たるを聞いていひけるは エホバは頌美べきかな エホバわが蒙りたる恥辱の惡を理してナバルにむくい僕を阻めて惡をおこなはざらしめたまふ 其はエホバナバルの惡を其首に歸し給へばなりと爰にダビデアビガルを妻にめとらんとて人を遣はしてこれどかたらはしむ 卅十 ダビデの僕カルメルにをるアビガルの許にいたりてこれにかたりいひけるは ダビデ汝を妻にめとらんとて我等を汝に遣はすと 卅一 アビガルたちて地にふして拜しいひけるは 視よ婢はわが主の僕等の足を洗ふ仕女なりと 卅二 アビガルいそぎたちて驢馬に乗り五人の侍女とともにダビデの使者にしたがひゆきてダビデの妻となる 卅三 ダビデまたエズレルのアヒノアムを娶れり 彼等二人ダビデの妻となる 卅四 但しサウルはダビデの妻なりし其女ミカルをばガリムの人なるライシの子バルテにあたへたり 卅五

① 卅二 注 卅八 ② 卅三 恐れ戦き或は大敵に敗れたから怒つて ③ 罪を犯すさ直に罰の無いことあるので何時までもないと思ふて平氣の人があるが ④ 卅三を見よ ⑤ 卅五 或は本中 ⑥ 死んだかも知れない ⑦ 卅六 卅七 卅八 卅九 卅十 卅十一 卅十二 卅十三 卅十四 卅十五 卅十六 卅十七 卅十八 卅十九 卅二十 卅二十一 卅二十二 卅二十三 卅二十四 卅二十五 卅二十六 卅二十七 卅二十八 卅二十九 卅三十 卅三十一 卅三十二 卅三十三 卅三十四 卅三十五 卅三十六 卅三十七 卅三十八 卅三十九 卅四十 卅四十一 卅四十二 卅四十三 卅四十四 卅四十五 卅四十六 卅四十七 卅四十八 卅四十九 卅五十

にくだる 卅 サウルは曠野のまへなるハキラの山において路のはざりに陣を取るダビデは曠野に居てサウルのおれをおふて曠野にきたるをさどりければ 卅 ダビデ斥候を出してサウルの誠に来しを知れり 卅一 においてダビデたちてサウルの陣をされるところにいたりたりサウルおよび其軍の長サウルの子アブテルの寢たるどころを見たり 卅二 するとサウルは車營の中に寢ぬ 民其まはりに陣をはれり 卅三 ダビデ答へてヘテ人アヒメレクおよびゼルヤの子にしてヨアブの兄弟なるアビシヤイにいひけるは 誰か我らとともにサウルに陣にくだらんか 卅四 アビシヤイいふ我汝とともに下らん 卅五 ダビデとアビシヤイすなはち夜にいりて民の所にいたるに視よサウルは車營のうちに寢臥し其槍地にさして枕邊にありアブテルと民は其まはりに寢たり 卅六 アビシヤイダビデにいひけるは 神今日汝の敵を汝の手にわたしたまふ 請ふいま我に槍をもてかれを一度地にさしとほさしめよ 再びするにおよば 卅七 ダビデアビシヤイにいふ 彼をころすなかれ誰かエホバの膏をさし者に敵して其手をのべて罪なからんや 卅八 ダビデまたいひけるは エホバは生くエホバかれを撃たまはんあるひはその死ぬる日來らんあるひは戦にくだりて死うせん 卅九 わがエホバのあぶらそいぎしものに敵して手をのぶることはきはめて善らず エホバ禁じたまふされどいま請ふ汝そのまくらもこの槍と水の瓶をどれぞかして我等さりゆかんと 卅十 ダビデアサウルの枕邊より槍と水の瓶を取りてかれらさりゆきしが 誰も見ず 誰も知らず 誰も目を醒さざりき 其はかれら皆眠り居たり 卅一 遂に山の頂にたてり 彼ど此のへだたり大いなり 卅二 かくてダビデは彼旁にわたり 卅三 によばはりいひけるは アブテルよ 汝こたへざるか 卅四 アブテルこたへていふ 王をよぶ

① 卅十 ② 卅十一 ③ 卅十二 ④ 卅十三 ⑤ 卅十四 ⑥ 卅十五 ⑦ 卅十六 ⑧ 卅十七 ⑨ 卅十八 ⑩ 卅十九 ⑪ 卅二十 ⑫ 卅二十一 ⑬ 卅二十二 ⑭ 卅二十三 ⑮ 卅二十四 ⑯ 卅二十五 ⑰ 卅二十六 ⑱ 卅二十七 ⑲ 卅二十八 ⑳ 卅二十九 ㉑ 卅三十 ㉒ 卅三十一 ㉓ 卅三十二 ㉔ 卅三十三 ㉕ 卅三十四 ㉖ 卅三十五 ㉗ 卅三十六 ㉘ 卅三十七 ㉙ 卅三十八 ㉚ 卅三十九 ㉛ 卅四十 ㉜ 卅四十一 ㉝ 卅四十二 ㉞ 卅四十三 ㉟ 卅四十四 ㊱ 卅四十五 ㊲ 卅四十六 ㊳ 卅四十七 ㊴ 卅四十八 ㊵ 卅四十九 ㊶ 卅五十

ダビデ、サウルと相争ふ

十五 汝はたれなるや、^{十五}ダビデアブテルにいひけるは、^{十六}汝は勇士ならずや、^{十七}イスラエルの中に誰か、^{十八}汝に如ものあらん然るに、^{十九}汝なんぞ、^{二十}汝の主なる王をまもらざるや、^{二十一}民のひとり汝の主なる王を殺さんとしていりぬ、^{二十二}汝がなせる此事よからず、^{二十三}エホバは生くなんぢらの罪死にあたり、^{二十四}汝等エホバの膏をいざし、^{二十五}汝等の主をまもらざればなり、^{二十六}今日王の槍と王の枕邊にありし水の瓶はいづくにあるかを、^{二十七}見よ、^{二十八}サウル、^{二十九}ダビデの聲を知りていひけるは、^{三十}わが子、^{三十一}ダビデよ、^{三十二}是は汝の聲なるか、^{三十三}ダビデいひけるは、^{三十四}王わが主よ、^{三十五}わが聲なり、^{三十六}ダビデまたいひけるは、^{三十七}わが主なる王にゆるぎに斯くその僕をおふや、^{三十八}我なにをなし、^{三十九}や何の悪き事わが手にあるや、^{四十}王わが主よ、^{四十一}請ふいま僕の言を聴きたまへ、^{四十二}若しエホバ、^{四十三}汝を我に敵せしめたまふならば、^{四十四}わがはくはエホバ、^{四十五}禮物をうけたまへされど、^{四十六}若し人ならば、^{四十七}わがはくは、^{四十八}其人々、^{四十九}エホバのまへにのろはれよ、^{五十}其は彼等、^{五十一}汝ゆきて、^{五十二}他の神につかへよ、^{五十三}といひて、^{五十四}今日我を追ひ、^{五十五}エホバの産業に連なることをえざらしむるが故なり、^{五十六}サウルいひけるは、^{五十七}わが血をしてエホバのまへをばなれて、^{五十八}地にちしむるなかれ、^{五十九}そは人の山にて、^{六十}鷓鴣をわがごとく、^{六十一}イスラエルの王の蚤をたづねにいで、^{六十二}たればなり、^{六十三}サウルいひけるは、^{六十四}我罪をかせり、^{六十五}わが子、^{六十六}ダビデよ、^{六十七}歸れ、^{六十八}わが生命、^{六十九}今日、^{七十}汝の目に實と見なされたる故により、^{七十一}我かさねて、^{七十二}汝に害を加へざるべし、^{七十三}嗚呼、^{七十四}われ愚なることをなして、^{七十五}甚だしく過てり、^{七十六}ダビデこたへていひけるは、^{七十七}王よ、^{七十八}槍を視よ、^{七十九}請ふひとり、^{八十}の少者をして、^{八十一}わたりて、^{八十二}これを取しめよ、^{八十三}わがはくは、^{八十四}エホバのおのの、^{八十五}に其義と眞實としたが、^{八十六}ひて、^{八十七}報いたたまへ、^{八十八}其はエホバ、^{八十九}今日、^{九十}汝をわが手にわたしたまひしに、^{九十一}我エホバの受膏者に、^{九十二}敵して、^{九十三}わが手をのぶることをせざればなり、^{九十四}汝の生命を、^{九十五}今日、^{九十六}わがおもんせしごとく、^{九十七}わがはくは、^{九十八}エホバ、^{九十九}わが生命をおもんじて、^百諸の艱難のうちより、^{百一}我をすくひ、^{百二}いたしたまへ、^{百三}サウル、^{百四}ダビデにい

① 是は掃羅と大衛と分秋れ再び會はなかつたやうである ② 代上九 信仰の誓いからぬことであつた、大衛は非利士に逃れたら、大衛は多少民望を失ひ、自ら王たることを運けし、如何にも不眞實であつた ③ 母前廿五 ④ 母前廿一 ⑤ 同 ⑥ 母前廿三 ⑦ 同 ⑧ 母前廿九 ⑨ 同 ⑩ 母前三十一 ⑪ 同 ⑫ 母前三十三 ⑬ 同 ⑭ 母前三十五 ⑮ 同 ⑯ 母前三十七 ⑰ 同 ⑱ 母前三十九 ⑲ 同 ⑳ 母前四十一 ㉑ 同 ㉒ 母前四十三 ㉓ 同 ㉔ 母前四十五 ㉕ 同 ㉖ 母前四十七 ㉗ 同 ㉘ 母前四十九 ㉙ 同 ㉚ 母前五十一 ㉛ 同 ㉜ 母前五十三 ㉝ 同 ㉞ 母前五十五 ㉟ 同 ㊱ 母前五十七 ㊲ 同 ㊳ 母前五十九 ㊴ 同 ㊵ 母前六十一 ㊶ 同 ㊷ 母前六十三 ㊸ 同 ㊹ 母前六十五 ㊺ 同 ㊻ 母前六十七 ㊼ 同 ㊽ 母前六十九 ㊾ 同 ㊿ 母前七十一 ① 母前七十三 ② 母前七十五 ③ 母前七十七 ④ 母前七十九 ⑤ 母前八十一 ⑥ 母前八十三 ⑦ 母前八十五 ⑧ 母前八十七 ⑨ 母前八十九 ⑩ 母前九十一 ⑪ 母前九十三 ⑫ 母前九十五 ⑬ 母前九十七 ⑭ 母前九十九 ⑮ 母前百一 ⑯ 母前百三 ⑰ 母前百五 ⑱ 母前百七 ⑲ 母前百九 ⑳ 母前百十一 ㉑ 母前百十三 ㉒ 母前百十五 ㉓ 母前百十七 ㉔ 母前百十九 ㉕ 母前百二十一 ㉖ 母前百二十三 ㉗ 母前百二十五 ㉘ 母前百二十七 ㉙ 母前百二十九 ㉚ 母前百三十一 ㉛ 母前百三十三 ㉜ 母前百三十五 ㉝ 母前百三十七 ㉞ 母前百三十九 ㉟ 母前百四十一 ㊱ 母前百四十三 ㊲ 母前百四十五 ㊳ 母前百四十七 ㊴ 母前百四十九 ㊵ 母前百五十一 ㊶ 母前百五十三 ㊷ 母前百五十五 ㊸ 母前百五十七 ㊹ 母前百五十九 ㊺ 母前百六十一 ㊻ 母前百六十三 ㊼ 母前百六十五 ㊽ 母前百六十七 ㊾ 母前百六十九 ㊿ 母前百七十一

ダビデ信仰棄へ、ペリシテに行きてアマレクを賣む

一 ひけるは、^二わが子、^三ダビデよ、^四汝ははむべきかな、^五汝大なる事を爲さん、^六亦かならず勝をえんと、^七まかして、^八ダビデは、^九其道にさり、^十サウルは、^{十一}おのれの所にかへり、^{十二}ペリシテ人の地にのがるに、^{十三}まさることあらす、^{十四}然らば、^{十五}サウルかさわて、^{十六}我をイスラエルの四方の境にたづぬることをやめて、^{十七}我かれの手ののがれんと、^{十八}ダビデたちておのれどもなる、^{十九}六百人のものどもに、^{二十}わたりて、^{二十一}ガデの王、^{二十二}マオクの子、^{二十三}アキシにいたる、^{二十四}ダビデと、^{二十五}其從者ガデにて、^{二十六}アキシと、^{二十七}ともに住て、^{二十八}おのの、^{二十九}其家族と、^{三十}ともにをる、^{三十一}ダビデは、^{三十二}其二人の妻す、^{三十三}なほエズレル人、^{三十四}アヒノアムと、^{三十五}カルメル人、^{三十六}ナバルの妻なりし、^{三十七}アビガルドと、^{三十八}ともにあり、^{三十九}ダビデのガデに、^{四十}げしこと、^{四十一}サウルに、^{四十二}きこえければ、^{四十三}サウルかさわて、^{四十四}かれをたづねざりき、^{四十五}こゝに、^{四十六}ダビデアキシにいひけるは、^{四十七}我もし、^{四十八}汝のまへに、^{四十九}恩を得たるならば、^{五十}わがはくは、^{五十一}郷里にある邑のうちにて、^{五十二}一のどころを、^{五十三}我にあたへて、^{五十四}其處にすむことを得、^{五十五}さしめ、^{五十六}僕なんぞ、^{五十七}汝と、^{五十八}ともに、^{五十九}王城に、^{六十}すむべけんや、^{六十一}オアシシ、^{六十二}其日、^{六十三}クラクを、^{六十四}かれにあたへたり、^{六十五}是故に、^{六十六}クラクは、^{六十七}今日に、^{六十八}いたるまで、^{六十九}ユダの王に、^{七十}屬す、^{七十一}ダビデのペリシテ人の國に、^{七十二}をりし、^{七十三}日數は、^{七十四}一年と、^{七十五}四箇月なりき、^{七十六}ダビデ、^{七十七}其從者と、^{七十八}共に、^{七十九}のぼり、^{八十}ダビデシユル人、^{八十一}ゲゼリ人、^{八十二}アマレク人を、^{八十三}襲ふたり、^{八十四}昔より、^{八十五}是等は、^{八十六}シユルに、^{八十七}いたる地に、^{八十八}すみて、^{八十九}エジプトの地に、^{九十}まで、^{九十一}およべり、^{九十二}ダビデ、^{九十三}其地を、^{九十四}うちて、^{九十五}男をも、^{九十六}女をも、^{九十七}生し、^{九十八}存さす、^{九十九}羊と、^百牛と、^{百一}駱駝と、^{百二}衣服を、^{百三}どりて、^{百四}還りて、^{百五}アキシに至る、^{百六}アキシ、^{百七}いひけるは、^{百八}汝等、^{百九}今日、^{百十}何地を、^{百十一}襲ひしや、^{百十二}ダビデいひけるは、^{百十三}ユダの南と、^{百十四}エラメル、^{百十五}の南と、^{百十六}ケニ人の南を、^{百十七}かせり、^{百十八}ダビデ男も、^{百十九}女も、^{百二十}生存らしめずして、^{百二十一}一人をも、^{百二十二}ガデに、^{百二十三}ひきゆかざりき、^{百二十四}其は、^{百二十五}ダビデ、^{百二十六}恐くは、^{百二十七}かれら、^{百二十八}ダビデ、^{百二十九}かくなせり、^{百三十}といひて、^{百三十一}我等の事を、^{百三十二}告んといひ、^{百三十三}たれば、^{百三十四}なり、^{百三十五}ダビデ、^{百三十六}ペリシテ人の地に

① 是は掃羅と大衛と分秋れ再び會はなかつたやうである ② 代上九 信仰の誓いからぬことであつた、大衛は非利士に逃れたら、大衛は多少民望を失ひ、自ら王たることを運けし、如何にも不眞實であつた ③ 母前廿五 ④ 母前廿一 ⑤ 同 ⑥ 母前廿三 ⑦ 同 ⑧ 母前廿九 ⑨ 同 ⑩ 母前三十一 ⑪ 同 ⑫ 母前三十三 ⑬ 同 ⑭ 母前三十五 ⑮ 同 ⑯ 母前三十七 ⑰ 同 ⑱ 母前三十九 ⑲ 同 ⑳ 母前四十一 ㉑ 同 ㉒ 母前四十三 ㉓ 同 ㉔ 母前四十五 ㉕ 同 ㉖ 母前四十七 ㉗ 同 ㉘ 母前四十九 ㉙ 同 ㉚ 母前五十一 ㉛ 同 ㉜ 母前五十三 ㉝ 同 ㉞ 母前五十五 ㉟ 同 ㊱ 母前五十七 ㊲ 同 ㊳ 母前五十九 ㊴ 同 ㊵ 母前六十一 ㊶ 同 ㊷ 母前六十三 ㊸ 同 ㊹ 母前六十五 ㊺ 同 ㊻ 母前六十七 ㊼ 同 ㊽ 母前六十九 ㊾ 同 ㊿ 母前七十一 ① 母前七十三 ② 母前七十五 ③ 母前七十七 ④ 母前七十九 ⑤ 母前八十一 ⑥ 母前八十三 ⑦ 母前八十五 ⑧ 母前八十七 ⑨ 母前八十九 ⑩ 母前九十一 ⑪ 母前九十三 ⑫ 母前九十五 ⑬ 母前九十七 ⑭ 母前九十九 ⑮ 母前百一 ⑯ 母前百三 ⑰ 母前百五 ⑱ 母前百七 ⑲ 母前百九 ⑳ 母前百十一 ㉑ 母前百十三 ㉒ 母前百十五 ㉓ 母前百十七 ㉔ 母前百十九 ㉕ 母前百二十一 ㉖ 母前百二十三 ㉗ 母前百二十五 ㉘ 母前百二十七 ㉙ 母前百二十九 ㉚ 母前百三十一 ㉛ 母前百三十三 ㉜ 母前百三十五 ㉝ 母前百三十七 ㉞ 母前百三十九 ㉟ 母前百四十一 ㊱ 母前百四十三 ㊲ 母前百四十五 ㊳ 母前百四十七 ㊴ 母前百四十九 ㊵ 母前百五十一 ㊶ 母前百五十三 ㊷ 母前百五十五 ㊸ 母前百五十七 ㊹ 母前百五十九 ㊺ 母前百六十一 ㊻ 母前百六十三 ㊼ 母前百六十五 ㊽ 母前百六十七 ㊾ 母前百六十九 ㊿ 母前百七十一

十三 すめるあひだは其なすところ常にかくのごとくなりき三十二アキシダビデを信じていひけるは彼は其民イスラエルをして全くおのれを悪ましむされば永くわが僕となるべし

三十八章 一 其頃ベリシテ人イスラエルと戦はんとて軍のために軍勢を集めたればアキシダビデにいひけるは汝明にこれをしれ汝の従者我どもに出で軍にいくは

二 はるべしニダビデアキシにいひけるはされば汝僕のなさんところを知るべしとアキシダビデにさらば我汝を永くわが身をまもる者となさんといへりサムエルすでに死たればイスラエルみなこれをかなしみてこれをそのまらマにはうむれりまたサウルは口寄者とト筮師を其地よりおひいだせりベリシテ人あつまりきたりてシユテムに陣をとりければサウルイスラエルを悉くあつめてギルボアに陣をどれり五サウルベリシテ人の軍を見しときおそれて其心大にふるへたりサウルエホバに問ひけるにエホバ對たまはず夢によりてもウリムによりても預言者によりてもこたへたまはずセサウル僕等にいひけるは口寄の婦を求めよわれそのところにゆきてこれに尋ねんと僕等かれにいひけるは視よエンドルに口寄の婦ありハサウル形を變へて他の衣服を着二人の人をともなひてゆき彼等夜の間に其婦の所にいたるサウルいひけるは請ふわがために口寄の術をおこなひてわが汝に言ふ人をわれに呼おこせ

九 婦かれにいひけるはなんぢサウルのなしたる事すなはち如何にかれが口寄者とト筮師を國より斷さりたるを知る汝なんぞ我を死しめんさてわが生命を亡す謀計をなすやサウルエホバを指てかれに誓ひいひけるはエホバは生く此事のためになんぢに罪にあふことあらじ婦いひけるは誰を我なんぢに呼起すべきかサウルいふサム

たさいふたが同是亞馬力人を滅ぼすのみさいふたのは神の御意であつた

① 本卷の著者は是より多耳の口寄婦のこゝを著すも撒母耳の死を殺する必要があつた

② 口寄は我が市子に似て其の身死にたる人の風して人を欺く悪鬼である

③ 下筮師とは狡猾なる者といふ意

④ 出八〇

⑤ 出三三

⑥ 大泊山の南方に一里半離れた所にある地、耶斯列より三里、今無下の寒村である

⑦ 註を見よ

⑧ 撒母耳を呼出すこと

十二 エルをよびおこせ婦サムエルを見て大なる聲にてさけびいだせりまかして婦サウルにいひけるは汝なにゆゑに我を欺きしや汝はすなはちサウルなり王がれにいひけるは恐るゝなかれ汝なにを見しや婦サウルにいひけるは我神の地より上るを見た

十三 婦サウルかれにいひけるは其形容は如何彼いひけるは一人の老翁のぼる其人明衣を衣たりサウル其人のサムエルなるを知りて地にふして拜せりサムエルサウルにいひけるは汝なんぞ我をよびおこして我をわづらはすやサウルこたへけるは我いたく憫むべリシテ人我にむかひて軍をおこし又神我をばなれて預言者によりても又夢によりてもふたゝび我にこたへたまはずこのゆゑに我なすべき事を汝にまなばんとて汝を呼りサムエルいひけるはエホバ汝をばなれて汝の敵となりたまふに汝なんぞ我にどふやエホバわれをもて語りたまひしことをみづから行ひてエホバ國を汝の手より割きはなれ汝の鄰人ダビデにあたまふ

十六 汝エホバの言にしたがはず其烈しき怒をアマレクにもらさゞりしによりてエホバ此事を今日汝になしたまふ

十七 エホバイスラエルをも汝とともにベリシテ人の手にわたしたまふべし明日汝と汝の子等我どもなるべしまたイスラエルの陣營をもエホバベリシテ人の手にわたしたまはんと

十八 サウロ直に地に伸びたふれサムエルの言のために痛くおそれ又其力を失へり其はかれ其一日一夜物食ざりければなり

十九 三かの婦サウルにいたり其痛く慄くを見てこれにいひけるは見よ仕女汝の言をきわが生命をかけて汝が我にいひし言にしたがへり

二十 三されば請ふ汝も仕女の言を聴て我をして一口のパンを汝のまへにそなへしめよまかして汝くらひて途に就く時に力を得よ

二十一 三されどサウル否みて我は食はじといひしを其僕および婦強ければ其言をきいて地よりたちあがり床のうへに

たごは信じにくい、却て悪鬼が撒母耳の形に化けし、或は談話者の方術の如く捕獲を欺いたとする方信じ易き

① 原語は復數で、即ち三〇の神と同じ意もある

② 眞實に撒母耳であつたら人が、獲はずことは無い

③ 答である

④ 一説によれば此の時に限つて神は實際撒母耳の來るを許し給ふた、此の説によれば撒母耳は實に見えたが、口寄に呼出されたのではない、蓋し彼婦撒母耳を見た時驚いたからである

⑤ 母前十五

⑥ 母前十七

⑦ 母前十八

⑧ 母前十九

⑨ 母前二十

坐せり 婦の家に肥たる積ありしかば急ぎて之を殺しまた粉をとり擄て酔いれぬバ
ンを炊き三五サウルのまへと其僕等のまへに持ちきたりければ彼等くらひて立ちあが
り其夜のうちにされり

二十九章 一 爰にペリシテ人其軍をこどくくアベクにあつむイスラエルはエズレル
にある泉水の傍に陣をどるニペリシテ人の君等あるひは百人或は千人をひきゐて
進みダビデと其従者はアキシととも其後にすいむニペリシテ人の諸伯いひけるは
是等のヘブル人は何なるやアキシペリシテ人の諸伯にいひけるは此はイスラエルの
王サウルの僕ダビデにあらすやかれ此日ごろ此年ごろ我とともをりしがその逃げ
おちし日より今日にいたるまで我かれの身に咎あるを見ずとニペリシテ人の諸伯
れを怒る即ちペリシテ人の諸伯彼にいひけるは此人をかへらしめて汝が之をおさし
其所にふたゝびいたらしめよ彼は我等ととも戦争にくだるべからず然ば彼戦争に
おいてわれらの敵とならざるべしかれ其主と和がんとせば何をもちすべきやこの人
人の首級をもてすべきにあらすや五是はかつて人々が舞踏の中にて歌ひあひサウル
は千をうちころしダビデは萬をうちころすといひたるダビデにあらすやアキシダ
ビデをよびてこれにいひけるはエホバは生くまことになんちは正し汝の我ととも
陣營に出入するはわが目には善と見ゆ其は汝が我に來りし日より今日にいたるまで
我汝の身に悪き事あるを見ざればなり然と諸伯の目には汝よからずとされば今かへ
りて安にゆきペリシテ人の君等の目に悪く見ゆることをなすなかれ八ダビデア
キシにいひけるは我何をなしやわが汝のまへに出し日より今日までに汝何を僕の
身に見たればか我ゆきてわが主なる王の敵とたゝかふことをえざるや九アキシこた

がでない 陣は 撒母耳の妻をする 鬼と しても 眞理を 逃ぶる こと
① 掃羅は 吉波の 陣地に 退 却したと 見える ② 〇三三
③ 三〇四 〇三三 〇三三 〇三三 〇三三
④ 三〇四 〇三三 〇三三 〇三三 〇三三
⑤ 三〇四 〇三三 〇三三 〇三三 〇三三
⑥ 三〇四 〇三三 〇三三 〇三三 〇三三
⑦ 三〇四 〇三三 〇三三 〇三三 〇三三
⑧ 三〇四 〇三三 〇三三 〇三三 〇三三
⑨ 三〇四 〇三三 〇三三 〇三三 〇三三
⑩ 三〇四 〇三三 〇三三 〇三三 〇三三

へてダビデにいひけるは我汝のわが目には神の使のごとく善きを知る然れどペリシ
テ人の諸伯かれは我等ととも戦争にのぼるべからずといへり十されば汝および汝
の主の僕の汝とともきたれる者明朝 夙く起よ汝等朝はやくおきて夜のあくるに
及ば、去るべし十一是をもてダビデと其従者ペリシテ人の地にかへらんと朝はやく起
てされり 亥かしてペリシテ人はエズレルにのぼれり
三十章 一 ダビデと其従者第三日にタクラグにいたるにアマレク人すでに南の地とチ
クラグを侵したりかれらタクラグを撃ち火をもて之を焼きニ其中に居りし婦女を擄
にし老たるをも若きをも一人も殺さずして之をひきて其途におもひけりニダビデと
其従者邑にいたりて視に邑は火に焼けるの妻と男子女子は擄にせられたり日ダビデ
およびこれとともある民聲をあげて哭き終に哭く力もなきにいたれり五ダビデの
ふたりの妻すなはちエズレル人アヒノアムとカルメル人ナバルの妻なりしアビガル
も虜にせられたり六時にダビデ大に心を苦めたり其は民おのゝ其男子女子のた
めに氣をいらだてダビデを石にて撃んといひたればなり然れどダビデ其神エホバに
よりておのれをばげませり七ダビデアヒメレクの子祭司アビヤタルにいひけるは請
ふエホバを我にもちきたれどアビヤタルエホバをダビデにもちきたる八ダビデアホ
バに問ていひけるは我此軍の後を追ふべきや我これに追つくことをえんかどエホバ
かれにこたへたまはく追ふべし汝かならず追つきてたしかに取もどすことをえん九
ダビデオよびこれとともなる六百人の者ゆきてベソル川にいたれり後にのこれ
る者はこゝにこゝにこゝに即ちダビデ四百人をひきゐて追ゆきしが慥れてベソル川
をわたることあたはざる者二百人はとゞまれり十一衆人野にて一人のエジプト人を見

たもて 此の時大闘を 過失 した 悪事より 救出し 給ふた
① 馬車四の人であらう
② 三〇四 〇三三 〇三三 〇三三 〇三三
③ 三〇四 〇三三 〇三三 〇三三 〇三三
④ 三〇四 〇三三 〇三三 〇三三 〇三三
⑤ 三〇四 〇三三 〇三三 〇三三 〇三三
⑥ 三〇四 〇三三 〇三三 〇三三 〇三三
⑦ 三〇四 〇三三 〇三三 〇三三 〇三三
⑧ 三〇四 〇三三 〇三三 〇三三 〇三三
⑨ 三〇四 〇三三 〇三三 〇三三 〇三三
⑩ 三〇四 〇三三 〇三三 〇三三 〇三三

これをダビデにひきいたりてこれに食物をあたへければ食へりまたこれに水をのみ
 せたりすなほち一段の乾無花果と二球の乾葡萄をこれにあたり彼くらひて其
 氣ふたゝび爽になれり^{十二}かれは三日三夜物をもくはず水をものまざりしなり^{十三}ダビ
 デかれにいひけるは汝は誰の人なる汝はいづくの者なるやかれいひけるは我はエジ
 プトの少者にて一人のアマレク人の僕なり三日まへに我疾にかゝりしゆゑにわが主
 人我をすてたり^{十四}我等ケレテ人の南とユダの地とカレブの南をかしまた火をもて
 チクラグをやけり^{十五}ダビデかれにいひけるは汝我を此軍にみちびきくたるやかれい
 ひけるは汝我をころさずまた我をわが主人の手になしたるを神をさして我に誓へ
 我汝を此軍にみちびきくたらん^{十六}かれダビデをみちびきくたりしが視よ彼等はベリ
 シテ人の地とユダの地より奪ひたる諸の大なる掠取物のためによるこびて飲食し
 踊りつゝ地にあまねく散ひろがりて居る^{十七}ダビデ暮あひより次日の晩にいたるまで
 かれらを撃しかば駱駝にのりて逃げたる四百人の少者の外は一人ものかれたるもの
 无りき^{十八}ダビデはすべてアマレク人の奪ひたる物を取りもせり其二人の妻もダビ
 デとりもせり^{十九}小きも大なるも男子も女子も掠取物もすべてアマレク人の奪ひ
 し物は一も失はず^{二十}ダビデことごとく取かへせり^{二十一}ダビデまた凡の羊と牛をされり人
 人この家畜をそのまへに驅きたり是はダビデの掠取物なりといへり^{二十二}かくてダビデ
 かの懲れてダビデにしたがひ得ずしてベソル川のほとりに止まりし二百人の者にと
 ころにいたるに彼等ダビデをいでむかへまたダビデともなる民をいでむかふダビ
 デかの民にかづきて其安否をたづぬ^{二十三}ダビデともにゆきし人々の中の悪く邪
 なる者みなこたへていひけるは彼等は我等ともにゆかざりければ我等これに取り

① 母前十四 士十五 ② 殘酷な
 待 遇 其の主人は報酬
 を受けたる如し^{十七}
 ③ 母前八 王上一 非利士國の中で
 あらう^{十六} ④ 五 革哩底に關
 係があつた^七 非利士はも
 と革哩底より移住したやう
 である ⑤ 猶太の南の
 山多き國は「ネゲア」(南)
 さいふ地方で、其の一部分
 は迦勒の屬になつて居つた
 ⑥ 母前十四 母前十五 ⑦ 大敵
 は敵に奪はれた家畜を奪
 復し向ほ其上敵の家畜を
 も取つた、これは大敵の掠
 取物として先に出しておい
 たので、其の中ら猶太に
 居る友に與へた

もどしたる掠取物をわけあたふべからず唯おのゝにその妻子をあたへてこれをみ
 ちびきさらしめん^{二十三}ダビデ言けるはわが兄弟よエホバ我等をまもり我等にせめきた
 りし軍を我等の手にわたしたまひたれば汝等エホバのわれらにたまひし物をまかす
 るは宜からず^{二十四}誰か汝等にかゝることをゆるさんや^{二十五}にくだりし者の取る分のこ
 どく輻重のかたはらに止まりし者の取る分もまた然あるべし^{二十六}共にひとしく取るべし
^{二十七}この日よりのちダビデこれをイスラエルの法となし例となせり其事今日にいたる
^{二十八}ダビデチクラグにいたりて其掠取物をユダの長老なる其朋友にわかちおくりて曰
 しめけるは是はエホバの敵よりとりて汝等におくる饋物なり^{二十九}ベテルに在るもの南
 のラモテに在るものヤツテルに在る者^{三十}アロエルに在る者^{三十一}シフモテに在るものエシ
 テモに在るものニラカルに在るものエラメル人の邑に在るものケニ人の邑に在るも
 の^{三十二}ホルマに在るものコラ、シヤンに在るものアタクに在るもの^{三十三}ヘブロンに在る
 ものおよびすべてダビデが其従者どもに毎にゆきし所にこれをわかちおくれり
三十一章 ベリシテ人イスラエルと戦ふイスラエルの人々ベリシテ人のまへより逃
 げ負傷者ギルボア山に斃れたりニベリシテ人サウルと其子等に攻よりベリシテ人サ
 ウルの子ヨナタンアピナダブおよびマルキ、シユアを殺したり^一戦はげしくサウル
 にせまりて射手の者サウルを射どめければ彼痛く射手の者のために苦しめり^二サウ
 ル武器を執る者にいひけるは汝の劍を抜き其をもて我を刺とほせ恐らくは是等の割
 禮なき者きたりて我を刺し我をばづかしめん^三然ども武器をさるもの痛くおそれて
 肯せざればサウル劍をとりて其上に伏したり^四武器を執るものサウルの死たるを見
 ておのれも劍の上にあふしてかれととも死り^五かくサウルと其三人の子およびサウ

① 民前七 母前二 迦南人は
 其の惡によつて神の罰を受
 くべき者となつて居た、神
 の選み給ふた民に敵する者
 は神の敵であつた^一 ② 代上
 ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿
 ① 母前十四 以書以三 ② 母前
 ③ 亞馬力人の言を
 言さしなれば左の
 順序であらう^一 ④ 捕獲
 は非利士の爲に致命傷を
 負ふた^二 捕獲は非常
 に苦痛があつたので、或
 は辱められぬやう
 に自身劍を以て刺したが
 其の武器を持った者は捕獲
 が死んだと思ふて自及した

いひけるは汝なんぞ手をのばしてエホバの膏そゝぎし者をころすことを畏ざりしや
 十五 ちければ死り十六 汝にひけるは近よりてかれをころせとすなはちかれを
 十七 我エホバのあぶらそゝぎし者をころせりといひて己にむかひて證をたつればなり十七
 十八 我エホバの膏をさすサウルと其子ヨナタンを弔ふ十八 我エホバの膏をさすサウルと其子ヨナタンを弔ふ十八
 十九 我エホバの膏をさすサウルと其子ヨナタンを弔ふ十九 我エホバの膏をさすサウルと其子ヨナタンを弔ふ十九
 二十 我エホバの膏をさすサウルと其子ヨナタンを弔ふ二十 我エホバの膏をさすサウルと其子ヨナタンを弔ふ二十
 二十一 我エホバの膏をさすサウルと其子ヨナタンを弔ふ二十一 我エホバの膏をさすサウルと其子ヨナタンを弔ふ二十一
 二十二 我エホバの膏をさすサウルと其子ヨナタンを弔ふ二十二 我エホバの膏をさすサウルと其子ヨナタンを弔ふ二十二
 二十三 我エホバの膏をさすサウルと其子ヨナタンを弔ふ二十三 我エホバの膏をさすサウルと其子ヨナタンを弔ふ二十三
 二十四 我エホバの膏をさすサウルと其子ヨナタンを弔ふ二十四 我エホバの膏をさすサウルと其子ヨナタンを弔ふ二十四
 二十五 我エホバの膏をさすサウルと其子ヨナタンを弔ふ二十五 我エホバの膏をさすサウルと其子ヨナタンを弔ふ二十五
 二十六 我エホバの膏をさすサウルと其子ヨナタンを弔ふ二十六 我エホバの膏をさすサウルと其子ヨナタンを弔ふ二十六
 二十七 我エホバの膏をさすサウルと其子ヨナタンを弔ふ二十七 我エホバの膏をさすサウルと其子ヨナタンを弔ふ二十七
 二十八 我エホバの膏をさすサウルと其子ヨナタンを弔ふ二十八 我エホバの膏をさすサウルと其子ヨナタンを弔ふ二十八
 二十九 我エホバの膏をさすサウルと其子ヨナタンを弔ふ二十九 我エホバの膏をさすサウルと其子ヨナタンを弔ふ二十九
 三十 我エホバの膏をさすサウルと其子ヨナタンを弔ふ三十 我エホバの膏をさすサウルと其子ヨナタンを弔ふ三十

① 母前廿六 代上十 ② 希伯来
 ③ 母前廿七 代上十 ④ 希伯来
 ⑤ 母前廿八 代上十 ⑥ 希伯来
 ⑦ 母前廿九 代上十 ⑧ 希伯来
 ⑨ 母前三十 代上十 ⑩ 希伯来
 ⑪ 母前三十一 代上十 ⑫ 希伯来
 ⑬ 母前三十二 代上十 ⑭ 希伯来
 ⑮ 母前三十三 代上十 ⑯ 希伯来
 ⑰ 母前三十四 代上十 ⑱ 希伯来
 ⑲ 母前三十五 代上十 ⑳ 希伯来
 ㉑ 母前三十六 代上十 ㉒ 希伯来
 ㉓ 母前三十七 代上十 ㉔ 希伯来
 ㉕ 母前三十八 代上十 ㉖ 希伯来
 ㉗ 母前三十九 代上十 ㉘ 希伯来
 ㉙ 母前四十 代上十 ㉚ 希伯来
 ㉛ 母前四十一 代上十 ㉜ 希伯来
 ㉝ 母前四十二 代上十 ㉞ 希伯来
 ㉟ 母前四十三 代上十 ㊱ 希伯来
 ㊲ 母前四十四 代上十 ㊳ 希伯来
 ㊴ 母前四十五 代上十 ㊵ 希伯来
 ㊶ 母前四十六 代上十 ㊷ 希伯来
 ㊸ 母前四十七 代上十 ㊹ 希伯来
 ㊺ 母前四十八 代上十 ㊻ 希伯来
 ㊼ 母前四十九 代上十 ㊽ 希伯来
 ㊾ 母前五十 代上十 ㊿ 希伯来

の二人の妻エズレル人アヒノアムおよびカルメル人ナバルの妻なりしアビガルもと
 三 もにのぼれり三 汝にひけるは近よりてかれをころせとすなはちかれを
 四 汝にひけるは近よりてかれをころせとすなはちかれを
 五 汝にひけるは近よりてかれをころせとすなはちかれを
 六 エホバより福祉をえよ六 汝にひけるは近よりてかれをころせとすなはちかれを
 七 の事をなしたるにより我亦汝等に此恩恵をしめすなり七 汝にひけるは近よりてかれをころせとすなはちかれを
 八 勇ましくなれ汝等の主サウルは死たり又ユダの家我に膏をそゝぎて我をかれらの王
 九 となしたればなりと八 汝にひけるは近よりてかれをころせとすなはちかれを
 十 を取りてこれをマハナイムにみちびきたり九 汝にひけるは近よりてかれをころせとすなはちかれを
 十一 エフタイムとベニヤミンとイスラエルの衆の王となせり十 汝にひけるは近よりてかれをころせとすなはちかれを
 十二 イスラエルの王となりし時四十歳にして二年のあひだ位にありしがユダの家はダビ
 十三 デにしながへり十一 汝にひけるは近よりてかれをころせとすなはちかれを
 十四 ギベオンに至れり十二 汝にひけるは近よりてかれをころせとすなはちかれを
 十五 池の傍にて出會一方は池の此畔に一方は池の彼畔に坐す十三 汝にひけるは近よりてかれをころせとすなはちかれを
 十六 起て我等のまへに戯れしめんヨアブいひけるは起し
 十七 起て我等のまへに戯れしめんヨアブいひけるは起し
 十八 起て我等のまへに戯れしめんヨアブいひけるは起し
 十九 起て我等のまへに戯れしめんヨアブいひけるは起し
 二十 起て我等のまへに戯れしめんヨアブいひけるは起し
 二十一 起て我等のまへに戯れしめんヨアブいひけるは起し
 二十二 起て我等のまへに戯れしめんヨアブいひけるは起し
 二十三 起て我等のまへに戯れしめんヨアブいひけるは起し
 二十四 起て我等のまへに戯れしめんヨアブいひけるは起し
 二十五 起て我等のまへに戯れしめんヨアブいひけるは起し
 二十六 起て我等のまへに戯れしめんヨアブいひけるは起し
 二十七 起て我等のまへに戯れしめんヨアブいひけるは起し
 二十八 起て我等のまへに戯れしめんヨアブいひけるは起し
 二十九 起て我等のまへに戯れしめんヨアブいひけるは起し
 三十 起て我等のまへに戯れしめんヨアブいひけるは起し

① 母前廿七 代上十 ② 希伯来
 ③ 母前廿八 代上十 ④ 希伯来
 ⑤ 母前廿九 代上十 ⑥ 希伯来
 ⑦ 母前三十 代上十 ⑧ 希伯来
 ⑨ 母前三十一 代上十 ⑩ 希伯来
 ⑪ 母前三十二 代上十 ⑫ 希伯来
 ⑬ 母前三十三 代上十 ⑭ 希伯来
 ⑮ 母前三十四 代上十 ⑯ 希伯来
 ⑰ 母前三十五 代上十 ⑱ 希伯来
 ⑲ 母前三十六 代上十 ⑳ 希伯来
 ㉑ 母前三十七 代上十 ㉒ 希伯来
 ㉓ 母前三十八 代上十 ㉔ 希伯来
 ㉕ 母前三十九 代上十 ㉖ 希伯来
 ㉗ 母前四十 代上十 ㉘ 希伯来
 ㉙ 母前四十一 代上十 ㉚ 希伯来
 ㉛ 母前四十二 代上十 ㉜ 希伯来
 ㉝ 母前四十三 代上十 ㉞ 希伯来
 ㉟ 母前四十四 代上十 ㊱ 希伯来
 ㊲ 母前四十五 代上十 ㊳ 希伯来
 ㊴ 母前四十六 代上十 ㊵ 希伯来
 ㊶ 母前四十七 代上十 ㊷ 希伯来
 ㊸ 母前四十八 代上十 ㊹ 希伯来
 ㊺ 母前四十九 代上十 ㊻ 希伯来
 ㊼ 母前五十 代上十 ㊽ 希伯来
 ㊾ 母前五十一 代上十 ㊿ 希伯来

俱に斃れたり是故に其處はヘルカタ、ハヅリム(利劍の地)と稱らる即ちギベオンにあり此日戰甚だ烈しくしてアブテルとイスラエルの人々ダビデの臣僕の前に敗る十八其處にゼルヤの三人の子ヨアブ、アビシヤイ、アサヘル居たりしがアサヘルは疾足なること野にをる鹿のごとくなりき十九アサヘルアブテルの後を追ひけるが行に右左にまがらずアブテルの後をしたふニアブテル後を顧みていふ汝はアサヘルなるか彼然りと答ふニアブテルかれにいひけるは汝の右か左に轉向て少者の一人を擒へて其戎服を取れと然らばアサヘルアブテルをおふことを罷て外に向ふを肯せずニアブテルふたゝびアサヘルにいふ汝我を追ことをやめて外に向へ我なんぞ汝を地に撃ち仆すべけんや然せば我いかでかわが面を汝の兄ヨアブにむくべけんと然ともかれ外にむかふことをいなむによりアブテル槍の後銛をもてかれの腹を刺しければ槍その背後にいでたりかれ其處にたふれて立時に死り斯しかばアサヘルの仆れて死るどころに來る者は皆たちごまれり言されどヨアブとアビシヤイはアブテルの後を追きたりしがギベオンの野の道傍にギアの前にあるアンマの山にいたれる時日暮ぬニベニヤミンの子孫アブテルにしたがひて集まり一隊となりてひとつの山の頂にたてりニ愛にアブテルヨアブをよびていひけるは刀劍豈永久にほろぼさんや汝其終りには怨恨を結ぶにいたるを知らざるや汝何時まで民に其兄弟を追ふことをやめてかへることを命せざるやニヨアブいひけるは神は活く若し汝が言出さざりしならば民は吹きければ民皆たちごまれりて再イスラエルの後を追はずまたかさねて戰はざりきニアブテルと其從者終夜アラバを經ゆきてヨルダンを濟りピテロンを通りてマハナ

ふ理であつたが其の結果は... 四營は大國の姉妹... 我と戰はん... 槍の後銛は大... 驚き且つ... 押尼耳が十四節にある... 言はなかつたならばの意... 見ふ

イムにいたれりニヨアブアブテルを追ことをやめて歸り民をこどくく集めたるにダビデの臣僕十九人とアサヘル缺てをらざりきニされどダビデの臣僕はベニヤミンとアブテルの從者二百六十人を撃ち殺せり三人々アサヘルを取りあげてベテレムにある其父の墓に葬るヨアブと其從者は終夜ゆきて黎明にヘブロンにいたれりニ三章一 サウルの家とダビデの家の間の戦争久しかりしがダビデは益強くなりサウルの家はますます弱くなれりニヘブロンにてダビデに男子等生る其首出の子はアムノンといひてエズレル人アヒノアムより生るニ其次はキレアブといひてカルメル人ナバルの妻なりしアビガルより生る第三はアブサロムといひてゲシユルの王タルマイの女子マアカの子なり第四はアドニヤといひてハギテの子なり第五はシバヤといひてアビタルの子なり第六はイタレヤムといひてダビデの妻エグラの子なり是等の子ヘブロンにてダビデに生るニサウルの家とダビデの家の間に戦争ありし間アブテルは堅くサウルの家に荷擔りセシにサウル一人の妾を有り其名をリヅバといふアヤの女なり愛にイシボセテアブテルにいひけるは汝何ぞわが父の妾に通じたりやアアブテル甚しくイシボセテの言を怒りていひけるは我今日汝の父サウルの家とその兄弟とその朋友に厚意をあらはし汝をダビデの手にわたさるに汝今日婦人の過を擧て我を責む我あに犬の首ならんやユダにくみする者ならんや神アブテルに斯なしましたかさねて斯なしたまへエホバのダビデに誓ひたまひしごとく我かれに然なすべし十即ち國をサウルの家より移しダビデの位をダンよりベニエルシバにいたるまでイスラエルとユダの上にたてんニイシボセテアブテルを恐れたればかさねて一言も之にこたふるをえざりきニアブテルおのれの代に使者をダビデにつかはして

六百九十... 押尼耳... 大國... 我と戰はん... 槍の後銛は大... 驚き且つ... 押尼耳が十四節にある... 言はなかつたならばの意... 見ふ

母後三 撒母耳後 三章 1062 ダビデの家族三ニアブテル、ダビデに味方す

三六 し又重ねて斯なしたまへと 民皆見て之を其目に善とせり凡て王の爲すところの事
 三七 は皆民の目に善と見えたり 其日民すなはちイスラエル皆テの子アブテイルを殺た
 三八 るは王の所爲にあらざるを知り 王その臣僕にいひけるは今日一人の大將 大人
 三九 イスラエルに斃る汝等これをしらざるや 我は善をがれし王なれども今日尙弱し
 四〇 ゼルヤの子等なる此等の人我には制しがたしエホバ悪をおこなふ者に其惡に隨ひて
 報いたまはん

一 四章 サウルの子はアブテイルのヘブロンにて死たるを聞きしかば其手弱くなりて
 二 イスラエルみな憂ひたりニサウルの子隊長二人を有てり其一人をバアナといひ一人
 三 をレカブといふベニヤミンの支派なるベロテ人リンモンの子等なり其はベロテも亦
 四 ベニヤミンの中に數らるればなり昔にベロテ人キツタイムに逃遁れて今日にいた
 五 るまで彼處に旅人となりて止まるニサウルの子ヨナタンに彼足の子一人ありエズレ
 六 ルよりサウルとヨナタンの事の報いたりし時には五歳なりき其乳媪かれを抱きて逃
 七 れたりしが急ぎ逃る時其子墜て彼足となれり其名をメヒボセテといふベロテ人リ
 八 シモンの子レカブとバアナゆきて日の熱き頃イシボセテの家にとりてイシボセテ
 九 午睡し居たりカかれら麥を取らんといひて家の中にいりきたりかれの腹を刺りまか
 一〇 してレカブと其兄弟バアナ逃げさりぬ 彼等が家にいりしときイシボセテは其寢室
 一一 にありて床の上に寝たりかれら則ちこれをうちころしこれを誂りて其首級をとり終
 一二 夜アラバの道をゆきてイシボセテの首級をヘブロンにダビデの許に携へたりて
 一三 王にいひけるは汝の生命を求めたる汝の敵サウルの子イシボセテの首を視よエホバ
 一四 今日我主なる王の仇をサウルと其裔に報いたまへりとカダビデベロテ人リンモン

① 亞庇篩、約押、亞撒黑
 ② 王上二〇 ③ 王上二五 ④ 王上二六
 ⑤ 王上二七 ⑥ 王上二八 ⑦ 王上二九
 ⑧ 王上三〇 ⑨ 王上三一 ⑩ 王上三二
 ⑪ 王上三三 ⑫ 王上三四 ⑬ 王上三五
 ⑭ 王上三六 ⑮ 王上三七 ⑯ 王上三八
 ⑰ 王上三九 ⑱ 王上四〇 ⑲ 王上四一
 ⑳ 王上四二 ㉑ 王上四三 ㉒ 王上四四
 ㉓ 王上四五 ㉔ 王上四六 ㉕ 王上四七
 ㉖ 王上四八 ㉗ 王上四九 ㉘ 王上五〇
 ㉙ 王上五一 ㉚ 王上五二 ㉛ 王上五三
 ㉜ 王上五四 ㉝ 王上五五 ㉞ 王上五六
 ㉟ 王上五七 ㊱ 王上五八 ㊲ 王上五九
 ㊳ 王上六〇 ㊴ 王上六一 ㊵ 王上六二
 ㊶ 王上六三 ㊷ 王上六四 ㊸ 王上六五
 ㊹ 王上六六 ㊺ 王上六七 ㊻ 王上六八
 ㊼ 王上六九 ㊽ 王上七〇 ㊾ 王上七一
 ㊿ 王上七二

一 の子レカブと其兄弟バアナに答へていひけるはわが生命を諸の難難の中に救ひたま
 二 ひしエホバは生く我は曾て人の我に告て視よサウルは死りと言ひて自ら我に善
 三 事を傳ふる者と思ひをりしを執てこれをテクラグに殺し其消息に報いたり 況んや
 四 人の義人を其家の床の上に殺したるをやされば我彼の血をながせる罪を汝等に報
 五 い汝等をこの地より絶ざるべけんやとカダビデ少者に命じければ少者かれらを殺し
 六 て其手足を切離しヘブロン池の上に懸たり又イシボセテの首を取りてヘブロンに
 七 あるアブテイルの墓に葬れり

一五章 一 爰にイスラエルの支派 咸くヘブロンにきたりダビデにいたりていひける
 二 は視よ我等は汝の骨肉なりニ前にサウルが我等の王たりし時にも汝はイスラエルを
 三 率ゐて出入する者なりきまかしてエホバ汝に汝わが民イスラエルを牧養はん汝イス
 四 ラエルの君長とならんといひたまへりとニ斯くイスラエルの長老皆ヘブロンにきた
 五 り王に詣りければダビデ王ヘブロンにてエホバのまへにかれらと契約をたてたり彼
 六 等即ちダビデに膏を瀆いでイスラエルの王となすニダビデは王となりし時三十歳に
 七 して四十年の間位に在き 即ちヘブロンにてユダを治むること七年と六箇月また
 八 エルサレムにてイスラエルとユダを全く治むること三十三年なり 茲に王其從者
 九 ともにエルサレムに往き其地の居民エブス人を攻んとすエブス人ダビデにかたりて
 一〇 いひけるは汝此に入ること能はざるべし反て盲者彼汝を追はらんと是彼等ダ
 一一 ビデ此に入るあたはずと思へるなり 然るにダビデシオンの要害を取り是即ちダビ
 一二 デの城邑なりカダビデ其日いひけるは誰にても水道にいたりてエブス人を撃ちまた
 一三 ダビデの心の惡める彼者と盲者を撃つ者は(首となし長となさん)と是によりて人

① 王上二二 ② 王上二三 ③ 王上二四
 ④ 王上二五 ⑤ 王上二六 ⑥ 王上二七
 ⑦ 王上二八 ⑧ 王上二九 ⑨ 王上三〇
 ⑩ 王上三一 ⑪ 王上三二 ⑫ 王上三三
 ⑬ 王上三四 ⑭ 王上三五 ⑮ 王上三六
 ⑯ 王上三七 ⑰ 王上三八 ⑱ 王上三九
 ⑲ 王上四〇 ⑳ 王上四一 ㉑ 王上四二
 ㉒ 王上四三 ㉓ 王上四四 ㉔ 王上四五
 ㉕ 王上四六 ㉖ 王上四七 ㉗ 王上四八
 ㉘ 王上四九 ㉙ 王上五〇 ㉚ 王上五一
 ㉛ 王上五二 ㉜ 王上五三 ㉝ 王上五四
 ㉞ 王上五五 ㉟ 王上五六 ㊱ 王上五七
 ㊲ 王上五八 ㊳ 王上五九 ㊴ 王上六〇
 ㊵ 王上六一 ㊶ 王上六二 ㊷ 王上六三
 ㊸ 王上六四 ㊹ 王上六五 ㊺ 王上六六
 ㊻ 王上六七 ㊼ 王上六八 ㊽ 王上六九
 ㊾ 王上七〇 ㊿ 王上七一

人盲者と跛者は家に入るべからずといひなせりカダビデ其要害に住て之をダビデの城邑と名けたりまたダビデミロ(城塞)より内の四方に建築をなせり十かくてダビデはますく大に成りゆき且萬軍の神エホバこれと共にいませり十三シロの王ヒラム使者をダビデに遣はして香柏及び木匠と石工をおくれり彼等ダビデの爲に家を建つ

十二ダビデエホバのかたく己をたてイスラエルの王となしたまへるを曉りまたエホバの其民イスラエルのために其國を興したまひしを曉れり十三ダビデヘブロンより來りし後エルサレムの中よりまた妾と妻を納れば男子女子またダビデに生る十四エルサレムにて彼に生れたる者の名はかくのごとしシヤンマ、シヨバブ、ナタン、ソロモン十五イブハル、エリシユア、ネバグ、ヤビア十六エリシヤマ、エリアダ、エリバレテ十七愛に膏を沃いでダビデをイスラエルの王となしいとベリシテ人に聞えければベリシテ人皆ダビデを獲んとて上るダビデ聞て要害に下れり十八ベリシテ人藥りてレバイムの谷に布き備たり十九ダビデエホバに問ていひけるは我ベリシテ人にむかひて上るべきや汝かれらをわが手に付したまふやエホバダビデにいひ給ひけるは上れ我必らずベリシテ人を汝の手にわたさん二十ダビデバアル、ベラジムに至りかれらを其所に擊ていひけるはエホバ水の破壊り出ることく我敵をわが前に破壊り給へりと是故に其所の名をバアル、ベラジム(破壊の處)と呼ぶニ彼所に彼等其偶像を遺たればダビデと其從者これを取あげたり三ベリシテ人再び上りてレバイムの谷に布き備へたれば三ダビデエホバに問ふにエホバいひたまひけるは上るべからず彼等の後にまはりベカ

三三 樹の方より彼等を襲へ三三ベカの樹の上に進行の音を聞ばすなはち突出づべし其時にはエホバ汝のまへにいで、ベリシテ人の軍を撃たまふべければなりと三三ダビデ

① 此の句但言となつた、
 一盲者と跛者とが居るから
 彼は家にはいらぬ一とも
 譯せる ② 石壁を築いた、
 ③ ソロモン 王十九、二十、
 ④ 其の後に希西家二〇五、また
 ⑤ 其の後に馬拿西四〇三、
 ⑥ 工して延長した ⑦ 代上二二
 ⑧ 王上九に見ゆる希蘭の父
 であるといふ ⑨ 大衛の短
 處で將來の苦痛となつ
 た ⑩ 代上三〇、三三、
 ⑪ 代上三〇、三三、
 ⑫ 上の順序からいへば此
 處に三三、三三、三三、
 ⑬ 挿入れなければならん。
 ⑭ 要するに、
 ⑮ 代上三〇、三三、
 ⑯ 代上三〇、三三、
 ⑰ 天軍が非利士
 を攻めんとて曉れる股々の
 響きいふ美しい響もある

エホバのおのれに命じ給ひしごとくなしベリシテ人を撃てガバよりガゼンにいたる

六章 一ダビデ再びイスラエルの選抜の兵士三萬人を悉く集むニダビデ起ておのれと共にをる民と共にバアル、ユダに往て神の櫃を其處より昇上らんとす其櫃はケルビムの上に坐したまふ萬軍のエホバの名をもて呼ぶニすなはち神の櫃を新しき車に載せて山にあるアピナダブの家より昇いだせり二アピナダブの子ウザとアヒオ神の櫃を載たる其新車を御しアヒオは櫃のまへにゆけり五ダビデおよびイスラエルの全家琴と瑟と鈴と鏡鉢をもちて力を極め謠を歌ひてエホバのまへに躍躍りり六彼等がナコンの禾場にいたれる時ウザ手を神の櫃に伸してこれを扶へたり其は牛振たればなり七エホバウザにむかひて怒を發し其誤謬のために彼を其處に撃ち給ひければ彼そこに神の櫃の傍に死ねり八エホバウザを撃ちたまひしによりてダビデ怒り其處をペレヅ、ウザ(ウザ撃)と呼り其名今日にいたる九其日ダビデエホバを畏れていひけるはエホバの櫃いかで我所にいたるべけんやと十ダビデエホバの櫃を己に移してダビデの城邑にいらしむるを好まず之を轉してガダ人オベデ、エドムの家に移

十一 たらしむ十二エホバの櫃ガダ人オベデエドムの家に在ること三月なりきエホバオベデエドムと其全家を恵みたまふ十三エホバ神の櫃のためにオベデエドムの家と其所有を皆恵みたまふといふ事ダビデ王に聞えければダビデゆきて喜樂をもて神の櫃をオベデエドムの家よりダビデの城邑に昇上れり十三エホバの櫃を昇者六步行たる時ダビデ牛と肥たる者を献たり十四ダビデ力を極めてエホバの前に躍躍りり時にダビデ布のエポデを着け居たり十五ダビデおよびイスラエルの全家歡呼と喇叭の聲をもてエホバの櫃を昇のはれり十六神の櫃ダビデの城邑にいらしむる時サウルの女ミカル怒より窺ひて

① 代上十四には基遍、
 ② 文翰太の把勅にて九六、
 ③ 是別耶林、
 ④ 神の契約の
 櫃、
 ⑤ 神の名、
 ⑥ 神に
 奉へる人の目的が何程善く
 あつても下度神の命じ給
 ふ如くしなければ成功は
 覺束ない、
 ⑦ 櫃は車に載せ
 るものでなく人肩で昇く
 ものであつた、
 ⑧ 非利士人の自分免許の
 考案、
 ⑨ 又、
 ⑩ 代上十、
 ⑪ 代上十、
 ⑫ 代上十、
 ⑬ 代上十、
 ⑭ 代上十、
 ⑮ 代上十、
 ⑯ 代上十、
 ⑰ 代上十、
 ⑱ 代上十、
 ⑲ 代上十、
 ⑳ 代上十、
 ㉑ 代上十、
 ㉒ 代上十、
 ㉓ 代上十、
 ㉔ 代上十、
 ㉕ 代上十、
 ㉖ 代上十、
 ㉗ 代上十、
 ㉘ 代上十、
 ㉙ 代上十、
 ㉚ 代上十、
 ㉛ 代上十、
 ㉜ 代上十、
 ㉝ 代上十、
 ㉞ 代上十、
 ㉟ 代上十、
 ㊱ 代上十、
 ㊲ 代上十、
 ㊳ 代上十、
 ㊴ 代上十、
 ㊵ 代上十、
 ㊶ 代上十、
 ㊷ 代上十、
 ㊸ 代上十、
 ㊹ 代上十、
 ㊺ 代上十、
 ㊻ 代上十、
 ㊼ 代上十、
 ㊽ 代上十、
 ㊾ 代上十、
 ㊿ 代上十、

ひけるはヨナタンの子向あり跛足なり。王かれにいひけるは其人は何處にをるや。バ王にいひけるはロデバルにてアンミエルの子マキルの家にをる。メデビデ王人を遣はしてロデバルより即ちアンミエルの子マキルの家よりかれを携來らしむ。サウルの子ヨナタンの子なるメデボセテデビデの所に來り伏て拜せり。メデボセテは曰く、いひければ答て僕此にありと曰ふ。セデビデかれにいひけるは、恐るゝなかれ我必ず汝の父ヨナタンの爲に恩恵を汝にしめさん。我汝の父サウルの地を悉く汝に復すべし。又汝は恒に我席において食ふべしと人かれ拜して言けるは、僕何なればか。汝死たる。犬のごとき我を眷顧たまふ。王サウルの僕デバを呼てこれにいひけるは、凡てサウルとその家の物は我皆汝の主人の子にあたり。汝と汝の子等と汝の僕かれのために地を耕へして汝の主人の子に食ふべき食物を取りきたるべし。但し汝の主人の子メデボセテは恒に我席において食ふべしとデバは十五人の子と二十人の僕あり。デバ王の子の一人のごときメデビデの席にて食へり。メデボセテは一人の若き子あり其名をミカといふ。デバの家に住る者は皆メデボセテの僕なり。メデボセテはエルサレムに住みたり。其はかれ恒に王の席にて食ひたればなり。かれは兩の足ともに跛たる者なり。

て救はるゝ實例である(一) 恩恵は恩恵に報いる力の無い者を親切に待遇ふと(二) 一約三(二)恩恵によつて殊に擧げらるゝと(一) 一約三(三)恩恵によつて救はれた人が守らる(一三) 一約三(四) 米非波設は五歳で跛者となつたが、我僕人間は性來罪あつて力なき靈の跛者(一三) 一約三(五) 牧場なしの意(一三) 一約三(六) 性來の人の状態(一三) 一約三(七) 實は祖父、先祖の意にて是くいふた(一三) 一約三(八) 母後十(一三) 一約三(九) 家族の多いから(一三) 一約三(一〇) 恩恵は永久不斷(一三) 一約三(一一) 代上八(一三) 一約三(一二) 一約三(一三) 一約三(一四)

したるによりて彼汝の父を崇むと汝の目に見ゆるや。メデビデ此城邑を窺ひこれを探りて陥れんために其僕を汝に遣はせるにあらずや。是においてハヌンメデビデの僕を執へ其鬚の半を剃落し其衣服を中より斷て股までにしてこれを歸せり。五人々これをメデビデに告げればメデビデ人を遣はしてかれらを迎へしむ。其人々大に恥たればなり。即ち王いふ汝等鬚の長るまでエリコに止まりて然るのち歸るべしと。メデボセテの子孫自己のメデビデに惡まるゝを見しかばアンモンの子孫人を遣はしてベテ、レホブのリア人とゾバのリア人の歩兵二萬人およびマアカの王より一千人トブの人より一萬二千人を雇ひたり。メデビデ聞てヨアブと勇士の總軍を遣はせり。アンモンの子孫出でて門の入口に軍の陣列をなしたり。ゾバとレホブのリア人およびトブの人とマアカの人は別に野に居り。ヨアブ戰の前後より己の向ふを見てイストラエルの選抜の兵の中を選みてこれをスリア人に對ひて備へしめ。其餘の民をば其兄弟アビシヤイの手に交してアンモンの子孫に向て備へしめて。いひけるは、若スリア人我に手強からば汝を助けよ。若アンモンの子孫汝に手剛からば我ゆきて汝をたすけん。メデボセテは其目によしと見ゆるどころをなしたまへ。メデボセテは共在る民と共にスリア人にむかひて戰はんとて近きければスリア人彼の前より逃げたり。アンモンの子孫スリア人の逃げたるを見て亦自己等もアビシヤイの前より逃げて城邑に入ぬ。ヨアブすなはちアンモンの子孫の所より還りてエルサレムにいたる。メデボセテはスリア人の前より逃げたるを見て俱にあつまれり。メデボセテはスリア人の前より逃げて河の南岸にをる。スリア人を將ゐ出して皆ヘラムにきたらしむ。ハダゼル軍の長シヨバクかれらを率ゐ

① 非常なる 侮辱 ② 非兵の事 ③ 史に見ゆるは、これ、破失 ④ 兵數には異説あり、母後十の都府則巴であらう(一三) ⑤ 代上九(一三) ⑥ 一約三(一三) ⑦ 一約三(一四) ⑧ 一約三(一五) ⑨ 一約三(一六) ⑩ 一約三(一七) ⑪ 一約三(一八) ⑫ 一約三(一九) ⑬ 一約三(二〇) ⑭ 一約三(二一) ⑮ 一約三(二二) ⑯ 一約三(二三) ⑰ 一約三(二四) ⑱ 一約三(二五) ⑲ 一約三(二六) ⑳ 一約三(二七) ㉑ 一約三(二八) ㉒ 一約三(二九) ㉓ 一約三(三〇) ㉔ 一約三(三一) ㉕ 一約三(三二) ㉖ 一約三(三三) ㉗ 一約三(三四) ㉘ 一約三(三五) ㉙ 一約三(三六) ㉚ 一約三(三七) ㉛ 一約三(三八) ㉜ 一約三(三九) ㉝ 一約三(四〇) ㉞ 一約三(四一) ㉟ 一約三(四二) ㊱ 一約三(四三) ㊲ 一約三(四四) ㊳ 一約三(四五) ㊴ 一約三(四六) ㊵ 一約三(四七) ㊶ 一約三(四八) ㊷ 一約三(四九) ㊸ 一約三(五〇) ㊹ 一約三(五一) ㊺ 一約三(五二) ㊻ 一約三(五三) ㊼ 一約三(五四) ㊽ 一約三(五五) ㊾ 一約三(五六) ㊿ 一約三(五七)

たり其事ダビデに聞えければ彼イスラエルを悉く集めてヨルダンを渉りてヘラム
 に来りスリア人ダビデに向ひて備へ之と戦ふイスラエルはヨバクを撃てこ
 ければダビデスリアの兵車の人七百、騎兵四萬を殺し又其軍の長シヨバクを撃てこ
 れを其所に死しめたり十九バダゼルバダゼルの臣なる王等其イスラエルのまへに壞れたるを
 見てイスラエルと平和をなして之に事へたりスリア人は恐れて再びアンモンの
 子孫を助くることをせざりき
 十一章 一年歸りて王等の戦に出る時におよびてダビデヨアブおよび自己の臣僕並に
 イスラエルの全軍を遣はせり彼等アンモンの子孫を滅ぼしてラバを圍めりされどダ
 ビデはエルサレムに止りぬ愛に夕暮にダビデ其床より興きいで、王の家の屋蓋の
 うへに歩みしが屋蓋より一人の婦人の體をあらふを見たり其婦は觀るに甚だ美し
 ダビデ人を遣して婦人を探らしめしに或人いふ此はエリアムの女パテシバにてヘテ
 人ウリヤの妻なるにあらすやとダビデ乃ち使者を遣はして其婦を取る婦彼に來り
 て彼婦と寝たりまかして婦其不潔を清めて家に歸りぬ玉かくて婦孕みければ人をつ
 かはしてダビデに告げていひけるは我子を孕めりと大是においてダビデ人をヨアブに
 つかはしてヘテ人ウリヤを我に遣はせといひければヨアブウリヤをダビデに遣はせ
 りウリヤダビデにいたりしかばダビデこれにヨアブの如何なると民の如何なると
 戦争の如何なるを問ふ人しかしてダビデウリヤにいひけるは汝の家を下りて足を洗
 へどウリヤ王の家を出るに王の贈物其後に從ひてきたる然どウリヤは王の家の門
 に其主の僕等とも寝ておのれの家にくだりいたらず人々ダビデに告てウリ
 ヤ其家にくだり至らずといひければダビデウリヤにいひけるは汝は旅路をなして

① 代上十九には七千とあり、
 ② 伯來の數字は舊約に異なり、
 ③ ありさ知るべし、
 ④ には歩兵と記してあるが、
 ⑤ これは騎兵が馬を繋いで、
 ⑥ 或は四萬の數の中に歩兵
 ⑦ が含まれて居つたので其の
 ⑧ 方面を見て書いたのであら
 ⑨ う、
 ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

來れるにあらずや何故に自己の家にくだらざるやナウリヤダビデにいひけるは櫃と
 イスラエルとユダは小屋の中に住まりわが主ヨアブとわが主の僕は野の表に陣を取
 るに我がわが家が家にゆきて食飲しまた妻と寝べけんや汝は生くまた汝の靈魂は活
 く我此事をなさじとダビデウリヤにいふ今日も此にどいまれ明日我汝を去しめん
 ウリヤ其日と次の日エルサレムにどいまりしがダビデかれを召て其まへに食飲
 せしめダビデかれを辭しめたり晩にいたりて彼出て其床に其主の僕と共に寝たりさ
 れどおのれの家にはくたりゆかざりき朝におよびてダビデヨアブへの書を認めて
 之をウリヤの手によりて遣れり十五ダビデ其書に書ていはく汝等ウリヤを烈しき戦の
 先鋒にいたしてかれの後より退きて彼をして戦死せしめよ大是においてヨアブ城邑
 を窺ひてウリヤをば其勇士の居ると知る所に置り城邑の人出てヨアブと戦ひしか
 ばダビデの僕の中の數人仆れヘテ人ウリヤも死し十八ヨアブ人をつかはして軍の事を
 悉くダビデに告げしむ十九ヨアブ其使者に命じていひけるは汝が軍の事を皆王に語り
 終しどき王もし怒りを發して汝に汝等なんぞ戦はんぞとて城邑に近きしや汝等は
 彼等が石垣の上より射ることを知らざりしや三〇エルベセテの子アピメレクを撃し者
 は誰なるや一人の婦が石垣の上より磨の上石を投て彼をテベツに殺し、にあらすや
 三二 何ぞ汝等城垣に近きしやと言は、汝言べし汝の僕ヘテ人ウリヤもまた死りと三三使
 者ゆきてダビデにいたりヨアブが遣はしたるところのことをことごとく告げたり三四
 使者ダビデにいひけるは敵我等に手強かりしが城外にいで、我等にいたりしかば我
 等これに迫りて門の入口にまでいたれり三六時に射手の者城垣の上より汝の僕を射た
 りければ王の僕の或者死に亦汝の僕ヘテ人ウリヤも死りと三五ダビデ使者にいひける

ないが大關の罪は婦よりも
 非常に重くあつた、
 ① 當時大關が設け
 ② た、
 ③ 山、
 ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

は斯汝ヨアブに言べし此事を憂ふるなかれ刀剣は此をも彼をも同じく殺すなり強く
 城邑を攻て戦ひ之を陥るべし汝かくヨアブを罵すべしニウリヤの妻其夫ウリ
 ヤの死たるを聞て夫のために悲哀り其喪の過し時ダビデ人を遣はしてかれをおの
 れの家に召し召る彼すなはちその妻となりて男子を生り但しダビデの爲たる此事はエ
 ホバの目に悪かりき

十二章 エホバナタンをダビデに遣はしたまへば彼ダビデに至りてこれにいひける
 は一の邑に二箇の人あり一は富て一は貧しニ其富者は甚だ多くの羊と牛を有り
 れど貧者は唯自己の買て育てたる一の小き牝羔の外は何をも有ざりき其牝羔彼およ
 びかれの子女ととも生長ちかれの食物を食ひかれの腕に飲みまた彼の懐に寝て彼
 には子女のごとくなりき時一人の旅人其富る人の許に來りけるが彼おのれの
 羊と牛の中を取りてそのおのれに來れる旅人のために烹たりエダビデ其人の事を大に怒りてナタ
 ンに取りて之をおのれに來れる人のために烹たりエダビデ其人の事を大に怒りてナタ
 ンにいひけるはエホバは生く誠に此をなしたる人は死べきなり且彼此事をなした
 るに因りまた憐憫まざりしによりて其牝羔を四倍になして償ふべしナタンダビデ
 にいひけるは汝は其人なりイスラエルの神エホバ斯いひたまふ我汝に膏を沃いでイ
 スラエルの王となし我汝をサウルの手より救ひいだし汝に汝の主人の家をあたへ
 汝の主人の諸妻を汝の懐に與へまたイスラエルとエダの家を汝に與へたり若し少か
 らば我汝に種々の物を増くはへしならん九何ぞ汝エホバの言を藐視じて其目のまへ
 に惡をなしや汝刀剣をもてヘテ人ウリヤを殺し其妻をとりて汝の妻となせり即
 ちアンモンの子孫の劍をもて彼を斬殺せり汝我を輕んじてヘテ人ウリヤの妻を

この自由を失ふて約押を恐るやうになつた
 ① 母後十二 一〇七
 ② 王は王よりし 権威を能
 力のある者で、神は王
 の中からあつた、神は
 言者 ③ 富言 ④ 貧言
 ⑤ ⑥ 殊に猶太人の愛す
 るもの ⑦ 惡鬼 ⑧ 出せ
 神の罪人に其の罪を感ぜし
 め給ふ方法は種々ある 例
 ば神の其の偉大の光
 ⑨ 大能 ⑩ 鐵錘等 ⑪ 十
 ⑫ また人口よりせる富言等
 ⑬ 掃蕩は一妻と一妾との
 ⑭ 掃蕩は一妻と一妾との
 ⑮ 一人をも眞はなつた
 「掃蕩」の原語は「女」等に
 て女兒のとである ⑯ 十
 ⑰ 大能は勝手に掃蕩の妻
 妾を人に與へる權威
 があつた ⑱ 十 ⑲ 人に

どり汝の妻となしたるに因て劍何時までも汝の家を離るゝことなかるべしエホバ
 斯いひたまふ視よ我汝の家の中より汝の上に禍を起すべし我汝の諸妻を汝の目のま
 へに取て汝の鄰人に與へん其人此日のまへにて汝の諸妻ととも寝ん其は汝は密
 に事をなしたれど我はイスラエルの衆のまへに此事をなすべければなり

十三 ① 十三ダビデナタンにいふ我エホバに罪を犯したりナタンダビデにいひけるはエホバ
 また汝の罪を除きたまへり汝死さるべしナタンダビデにいひけるはエホバの敵に大
 なる罵る機會を與へたれば汝に生れし其子必ず死べしとナタン其家にかへ
 れり爰にエホバウリヤの妻がダビデに生る子を撃たまひければ痛く疾めりナタン
 其子のために神に乞求む即ちダビデ斷食して入り終夜地に臥したりナタンダビデの家
 年寄等彼の傍に立ちてかれを地より起しめんとせしかども彼肯せず又かれらととも
 に食を爲さざりき第七日に其子死りダビデの僕其子の死たることをダビデに告るこ
 とを恐れたりかれらいひけるは子の尙生る間に我等彼に語たりしに彼我等の言を聽
 いてざりき如何ぞ彼に其子の死たるを告ぐべけんや彼書を爲んと然にダビデ其僕
 の私語くを見てダビデ其子の死たるを曉れりダビデ乃ち其僕に子死たるやといひ
 ければかれら死るといふニ是においてダビデ地よりおきあがり身を洗ひ膏をぬり其
 衣服を更てエホバの家にいりて拜し自己の家に至り求めておのれのために食を備へ
 してめて食へり三僕等彼にいひけるは此の汝がなせる所は何事なるや汝子の生るあひ
 だはこれがために斷食して哭きながら子の死る時に汝は起て食を爲すとダビデい
 ひけるは嬰孩の尙生るあひだにわが斷食して哭きたるは我誰かエホバの我を憐れみ
 て此子を生しめたまふを知らんと思ひたればなり三されど今死たれば我なんぞ斷食す

させた事は自己のした事である
 ① 大能は生前に二人
 死後直に一人の子を殺され
 ② 母後十三 一〇七
 ③ 大能の悲憤は詩廿二篇、其
 の悔改は第五十一篇を見
 ④ 罪を悔改めて告
 白すと直に赦罪を得るに至
 る ⑤ 一〇七 ⑥ 一〇七
 ⑦ 一方いらいへば信者は
 神の名譽を預つて居る、即
 ち世間は信者の善惡によつ
 て神の御能力等を判断する
 ⑧ ⑨ 密判 ⑩ 一〇七
 ⑪ 罪は救されても其の結
 果は残存して長く世に動
 く、それでも我等の罪を
 赦し給ふ程神の恩は
 深い ⑫ 一〇七 ⑬ 一〇七
 ⑭ 一〇七

べけんや我再びかれをかへらしむるを得んや我かれの所に往べけれど彼は我の所に
かへらざるべしヨナダビデ其妻バテシバを慰めかれの所にいりてかれどもに寝たり
ければ彼男子を生りてヨナダビデ其名をソロモンと呼ぶエホバこれを愛したまひて預言
者ナタンを遣はし其名をエホバの故によりてエデデア(エホバの愛する者)と名けし
めたまふニ爰にヨアブアンモンの子孫のラバを攻めて王城を取れりニヨアブ使者を
ダビデにつかはしていひけるは我ラバを攻て水城を取れりニ爰に汝今餘の民を集
め斯城に向て陣どりて之を取れ恐らくは我此城を取て人名をもて之を呼にいたら
んと元是に於いてダビデ民を悉くあつめてラバにゆき攻て之を取り去りしかし
デアンモン王の冕を其首より取はなしたり其金の重は一タラントなりまた寶石を
嵌たりこれをダビデの首に置くダビデ其邑の掠取物を甚だ多く持出せり三斯でダビ
デ其中の民を將いたしてこれを鋸と鉄の千齒と鉄の斧にて斬りまた瓦陶の中を通
行しめたり彼斯のごとくアンモンの子孫の凡ての城邑になせりまかしてダビデと民
は皆エルサレムに還りぬ

十三 此後ダビデの子アブサロムにダマルと名くる美しき妹ありしがダビデの子

アムノンこれ戀ひたりニアムノン心を苦しめて遂に其姉妹ダマルのためにわづ
らへり其はダマルは處女なりければアムノンかれに何事をも爲しがたしと思ひたれ
ばなりニ然るにアムノンに一人の朋友ありダビデの兄弟シメアの子にして其名をヨ
ナダブといふヨナダブは甚だ有智き人なり彼アムノンにいひけるは汝王の子なん
ぞ日に日に斯く瘠ゆくや汝我に告ざるやアムノン彼にいひけるは我わが兄弟アブ
サロムの妹ダマルを戀ふニヨナダブかれにいひけるは床に臥て病と伴り汝の父の

① 大層は靈魂不滅を確
信して居つた(十六) 十五
② 「平和温良の意」
③ 一(十三) 〇(一) 〇(二)
④ 地の邑で、其の邑を通る
水の干ない川があつた
⑤ 一〇五の摩路に同じ
⑥ 約
⑦ 六(九) 〇(一) 〇(二)
⑧ 〇(一) 〇(二) 〇(三)
⑨ 〇(一) 〇(二) 〇(三)
⑩ 〇(一) 〇(二) 〇(三)
⑪ 〇(一) 〇(二) 〇(三)
⑫ 〇(一) 〇(二) 〇(三)
⑬ 〇(一) 〇(二) 〇(三)
⑭ 〇(一) 〇(二) 〇(三)
⑮ 〇(一) 〇(二) 〇(三)
⑯ 〇(一) 〇(二) 〇(三)
⑰ 〇(一) 〇(二) 〇(三)
⑱ 〇(一) 〇(二) 〇(三)
⑲ 〇(一) 〇(二) 〇(三)
⑳ 〇(一) 〇(二) 〇(三)
㉑ 〇(一) 〇(二) 〇(三)
㉒ 〇(一) 〇(二) 〇(三)
㉓ 〇(一) 〇(二) 〇(三)
㉔ 〇(一) 〇(二) 〇(三)
㉕ 〇(一) 〇(二) 〇(三)
㉖ 〇(一) 〇(二) 〇(三)
㉗ 〇(一) 〇(二) 〇(三)
㉘ 〇(一) 〇(二) 〇(三)
㉙ 〇(一) 〇(二) 〇(三)
㉚ 〇(一) 〇(二) 〇(三)
㉛ 〇(一) 〇(二) 〇(三)
㉜ 〇(一) 〇(二) 〇(三)
㉝ 〇(一) 〇(二) 〇(三)
㉞ 〇(一) 〇(二) 〇(三)
㉟ 〇(一) 〇(二) 〇(三)
㊱ 〇(一) 〇(二) 〇(三)
㊲ 〇(一) 〇(二) 〇(三)
㊳ 〇(一) 〇(二) 〇(三)
㊴ 〇(一) 〇(二) 〇(三)
㊵ 〇(一) 〇(二) 〇(三)
㊶ 〇(一) 〇(二) 〇(三)
㊷ 〇(一) 〇(二) 〇(三)
㊸ 〇(一) 〇(二) 〇(三)
㊹ 〇(一) 〇(二) 〇(三)
㊺ 〇(一) 〇(二) 〇(三)
㊻ 〇(一) 〇(二) 〇(三)
㊼ 〇(一) 〇(二) 〇(三)
㊽ 〇(一) 〇(二) 〇(三)
㊾ 〇(一) 〇(二) 〇(三)
㊿ 〇(一) 〇(二) 〇(三)

來りて汝を見る時これにいへ請ふわが妹ダマルをして來りて我に食を予へしめわ
が見て彼の手より食ふことをうる様にわが目のまへにて食物を調理しめよとアム
ノンすなはち臥して病と伴りしが王の來りておのれを見る時アムノン王にいひける
は請ふ吾妹ダマルをして來りてわが目のまへにて二の菓子を作へしめて我にかれ
の手より食ふことを得しめよと是に於いてダビデダマルの家にいひつかはしけ
るは汝の兄アムノンの家にゆきてかれのために食物を調理よとアムノンの兄アム
ノンの家に行つてアムノンは臥し居たりダマル乃ち粉をとりて之を搗てかれの目の
まへにて菓子を作へ其菓子を焼きて餅を取て彼のまへに傾出たり然れども彼食ふ
ことを否めりまかしてアムノンいひけるは汝等皆我を離れていよと皆かれをはな
れていでたりアムノンの家にいひけるは食物を寢室に持きたれ我汝の手より食
はんぞタマル乃ち己の作りたる菓子を取りて寢室に持ゆきて其兄アムノンにいたる
ニタマル彼に食しめんとて近く持いたれる時彼タマルを執へて之にいひけるは妹よ
來りて我と寝よタマルかれにいひけるは否兄上よ我を辱しむるなかれ是のごとき
事はイスラエルに行はれず汝此愚なる事をなすべからず我は何處にわが恥辱を棄
んか汝はイスラエルの愚人の一人となるべしされば請ふ王に語れ彼我を汝に予ざる
ことなかるべしと然れどもアムノン其言を聽すしてタマルより力ありければタマ
ルを辱しめてこれと偕に寢たりしが遂にアムノン甚だ深くタマルを惡むにいたる
其かれを惡む所の惡みはかれを戀ひたるどころの戀よりも大なり即ちアムノンの
にいひけるは起て往けよタマルにいひけるは我を返して此惡を作るなかれ
是は汝がさきに我になしたる所の惡よりも大なりと然れども聽いれず其側に仕

① 〇(一) 〇(二) 〇(三)
② 〇(一) 〇(二) 〇(三)
③ 〇(一) 〇(二) 〇(三)
④ 〇(一) 〇(二) 〇(三)
⑤ 〇(一) 〇(二) 〇(三)
⑥ 〇(一) 〇(二) 〇(三)
⑦ 〇(一) 〇(二) 〇(三)
⑧ 〇(一) 〇(二) 〇(三)
⑨ 〇(一) 〇(二) 〇(三)
⑩ 〇(一) 〇(二) 〇(三)
⑪ 〇(一) 〇(二) 〇(三)
⑫ 〇(一) 〇(二) 〇(三)
⑬ 〇(一) 〇(二) 〇(三)
⑭ 〇(一) 〇(二) 〇(三)
⑮ 〇(一) 〇(二) 〇(三)
⑯ 〇(一) 〇(二) 〇(三)
⑰ 〇(一) 〇(二) 〇(三)
⑱ 〇(一) 〇(二) 〇(三)
⑲ 〇(一) 〇(二) 〇(三)
⑳ 〇(一) 〇(二) 〇(三)
㉑ 〇(一) 〇(二) 〇(三)
㉒ 〇(一) 〇(二) 〇(三)
㉓ 〇(一) 〇(二) 〇(三)
㉔ 〇(一) 〇(二) 〇(三)
㉕ 〇(一) 〇(二) 〇(三)
㉖ 〇(一) 〇(二) 〇(三)
㉗ 〇(一) 〇(二) 〇(三)
㉘ 〇(一) 〇(二) 〇(三)
㉙ 〇(一) 〇(二) 〇(三)
㉚ 〇(一) 〇(二) 〇(三)
㉛ 〇(一) 〇(二) 〇(三)
㉜ 〇(一) 〇(二) 〇(三)
㉝ 〇(一) 〇(二) 〇(三)
㉞ 〇(一) 〇(二) 〇(三)
㉟ 〇(一) 〇(二) 〇(三)
㊱ 〇(一) 〇(二) 〇(三)
㊲ 〇(一) 〇(二) 〇(三)
㊳ 〇(一) 〇(二) 〇(三)
㊴ 〇(一) 〇(二) 〇(三)
㊵ 〇(一) 〇(二) 〇(三)
㊶ 〇(一) 〇(二) 〇(三)
㊷ 〇(一) 〇(二) 〇(三)
㊸ 〇(一) 〇(二) 〇(三)
㊹ 〇(一) 〇(二) 〇(三)
㊺ 〇(一) 〇(二) 〇(三)
㊻ 〇(一) 〇(二) 〇(三)
㊼ 〇(一) 〇(二) 〇(三)
㊽ 〇(一) 〇(二) 〇(三)
㊾ 〇(一) 〇(二) 〇(三)
㊿ 〇(一) 〇(二) 〇(三)